

6月9日(1日目)

出席議員は、次のとおりである。

1番	師玉敏代君	2番	多田義一君
3番	橋口和仁君	4番	嘉瑞人君
5番	戸内恭次君	6番	平田勝三君
7番	向井俊夫君	8番	奈良博光君
9番	朝木一昭君	10番	竹山耕平君
11番	伊東隆吉君	12番	里秀和君
13番	泉伸之君	14番	関誠之君
15番	三島照君	16番	崎田信正君
17番	奥輝人君	18番	平川久嘉君
19番	渡京一郎君	20番	竹田光一君
21番	栄勝正君	22番	世門光君
23番	平敬司君	24番	大迫勝史君
25番	与勝広君	26番	叶幸与君

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	副市長	濱田龍太郎君
教育長	徳永昭雄君	住用町 地域自治区長	森米勝君
笠利町 地域自治区長	朝山三千丸君	総務部長	福山敏裕君
総務課長	川口智範君	財政課長	則敏光君
管財課長	田丸友三郎君	税務課長	有川清貴君
企画部長	塩崎博成君	企画調整課長	瀬木孝弘君
市民福祉部長	福山治君	市民課長(名瀬)	幸廣光君
国民健康保険 課長	倉井則裕君	福祉事務所長	大井進良君
産業振興部長	赤近善治君	商工水産課長	前里佐喜二郎君
建設部長	平豊和君	都市整備課長	田中晃晶君
土木課長	東正英君	会計管理者	田畑米利君

議長（伊東隆吉君） ただいまの出席議員は26人であります。

会議は成立いたしました。

これから平成20年第2回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） 直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります。

日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に向井俊夫君，奈良博光君，朝木一昭君の3名を指名いたします。

議長（伊東隆吉君） 日程第2，会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期として，別紙配付の議事日程表案のとおり，本日から6月27日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，会期は本日から6月27日までの19日間とすることに決定いたしました。

議長（伊東隆吉君） 日程第3，報告第2号から報告第22号までの21件の専決処分の承認を求めるところについてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。今日から27日まで，多くの課題を抱えた中での議会の審議をお願い申し上げておるところですが，よろしく願いいたします。

今，総務部長から報告がありました災害につきましては，市長としても大変残念な思いもいたしております。非常に難しい問題を抱えているということを改めて認識したところです。今後，どういう形でこの問題を解決していくか。多くの皆さんの知恵をお借りしていかなきゃならないだろうと，このように考えておるところでございますので，よろしく御指導を賜りたいと思います。

それでは，本日提案しております報告第2号から報告第22号までの提案理由を御説明いたします。

報告第2号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第5号）の専決の主な内容を御説明いたします。

第1表，歳入歳出予算補正でございますが，歳入につきましては，地方譲与税等をはじめ，地方消費税交付金などの税外収入が確定したことに伴う所要額を計上いたしております。分担金及び負担金，使用料及び手数料，国・県支出金，市債などの各歳入費目につきましても，歳出におけるそれぞれの事業費や事務費の確定に伴う決算見込額を計上いたしております。また，繰入金877万9,000円につきましては，補償金免除繰上償還額の確定に伴い，減債基金からの繰入額を調整するものであります。

次に，歳出につきましては，各費目において事務事業費の確定に伴う不用額及び財源更正等について計上いたしておりますが，その主な内容について御説明をいたします。

総務費につきましては，総務管理費において減債基金から積立金を9,281万6,000円，地域振興基金積立金を3,110万5,000円，追加計上したほか，戸籍電算化構築業務を初めとした各事務事業費の確定に伴う所要額を補正するものでございます。

民生費につきましては，社会福祉費及び児童福祉費において，扶助費等の確定に伴う所要額を減額するとともに，介護保険事業特別会計繰出金を2,306万6,000円減額するものであります。

衛生費につきましては，保健衛生費において国民健康保険事業特別会計繰出金を841万8,000円減額し，国民健康保険直営診療施設勘定特別会計繰出金を3,180万7,000円，老人保健医療特別会計繰出金を8,446万8,000円，それぞれ増額するほか，水道事業費においては簡易水道事業特別会計繰出金を895万6,000円減額いたしております。また，その他の費目については，各事業費の確定に伴う所要額を計上するものであります。

農林水産業費におきましても、農地費において農業集落排水事業特別会計繰出金を365万7,000円を減額し、その他事業費の確定に伴う各費目の不用額を計上するものでございます。

商工費につきましては、廃止路線代替バス運行費補助金、企業立地等促進助成金をはじめ、各事業費の確定により所要の不用額を計上しております。

土木費につきましては、都市計画費において公共下水道事業特別会計繰出金を4,296万5,000円減額するほか、各事業費及び工事費等の確定に伴う所要額を計上するとともに、国・県支出金及び地方債等の財源更正を行うものであります。

消防費につきましては、消防団員出動旅費及び大島地区消防組合負担金の確定に伴う所要額を減額し、教育費につきましても、各費目において主に事務事業費の確定による所要の不用額を計上いたしております。

また、災害復旧費につきましても、農林水産業施設災害復旧費及び土木施設災害復旧費の事業費確定に伴い、所要額を減額いたしております。

最後に、公債費につきましては、平成19年度の補償金免除繰上償還額が確定したことに伴い減額するものでございます。

今回の専決補正により、平成19年度奄美市一般会計予算の総額は、288億5,565万3,000円となります。

第2表、地方債補正におきましても、各事業費の確定に伴う起債限度額の追加及び変更をするものであります。

報告第3号 平成19年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)の専決につきましては、歳入歳出の最終的な見込み及び事業費の確定に伴う調整をさせていただくもので、歳入歳出それぞれ1億5,520万5,000円の減額補正を計上させていただいております。

今回の補正によりまして、平成19年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は、69億8,119万9,000円となります。

報告第4号 平成19年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第3号)の専決につきましては、診療収入等の見込みが減額となることに伴い、その減収分を含め決算不足見込額を一般会計から繰り入れるものでございます。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ5,331万8,000円の減額となり、平成19年度奄美市国民健康保健直営診療施設勘定特別会計予算の総額は、2億5,109万9,000円となります。

報告第5号 平成19年度奄美市老人保健医療特別会計補正予算(第3号)の専決につきましては、歳入歳出の最終的な見込み及び事業費の確定に伴う調整をさせていただくもので、歳入歳出それぞれ5,573万1,000円の減額補正を計上させていただいております。

今回の補正によりまして、平成19年度奄美市老人保健医療特別会計補正予算の総額は、52億5,969万8,000円となります。

報告第6号 平成19年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決につきましては、歳入歳出の最終的な見込み及び事業費の確定に伴う調整を行うもので、歳入歳出それぞれ1億766万1,000円の減額補正を計上いたしております。

今回の補正によりまして、平成19年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算の総額は、43億7,961万7,000円となります。

報告第7号 平成19年度奄美市訪問看護特別会計補正予算(第3号)の専決につきましては、歳入歳出の最終的な見込みに伴い、歳入歳出それぞれ591万7,000円の減額補正を計上させていただいております。

今回の補正によりまして、平成19年度奄美市訪問看護特別会計予算の総額は、2,070万7,000円となります。

報告第8号 平成19年度奄美市笠寿園特別会計補正予算(第4号)の専決につきましては、歳入歳

出の最終的な見込みに伴い、歳入歳出それぞれ697万9,000円の減額補正を計上させております。

今回の補正によりまして平成19年度奄美市笠寿園特別会計予算の総額は、2億1,553万円となります。

報告第9号 平成19年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決につきましては、歳出におきまして総務費、事業費、公債費等の確定に伴い、3億7,396万6,000円減額補正するものであります。主なものといたしましては、公債費元金の3億6,117万円の減額でございます。歳入につきましては、分担金及び負担金を189万3,000円、使用料及び手数料を290万6,000円増額補正し、繰入金を4,296万5,000円、市債を3億6,200万円、それぞれ減額補正しております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ3億7,396万6,000円の減額となり、平成19年度奄美市公共下水道特別会計予算の総額は、33億7,078万1,000円となります。

報告第10号 平成19年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)の専決につきましては、歳出におきまして総務費、事業費、公債費等の確定に伴い394万1,000円減額補正しております。主なものといたしましては、公債費元金及び利子の275万8,000円でございます。歳入におきましては、使用料及び手数料14万円、繰入金を365万7,000円、市債を75万8,000円減額補正し、諸収入を61万4,000円増額補正しております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ394万1,000円の減額となり、平成19年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は、6億1,695万7,000円となります。

報告第11号 平成19年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計補正予算(第2号)の専決につきましては、歳入歳出の最終的な見込みに伴い、歳入歳出それぞれ395万9,000円の減額補正を計上いたしております。

今回の補正によりまして、平成19年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計の総額は、2,589万5,000円となります。

報告第12号 平成19年度奄美市と畜場特別会計補正予算(第2号)の専決につきましては、歳出におきまして一般管理費に係る不用額の確定に伴い、12万8,000円及び予備費10万円を減額補正いたしております。歳入につきましては、事業収入53万5,000円及び諸収入2,000円を増額補正いたしております。これらの調整によりまして一般会計からの繰入金を76万5,000円減額補正いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ22万8,000円の減額となり、平成19年度奄美市と畜場特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ604万8,000円となります。

報告第13号 平成19年度奄美市交通災害共済特別会計補正予算(第2号)の専決につきましては、歳出におきましては、事業費におきまして交通災害共済見舞金が当初見込みより減少したことにより99万円を減額計上するほか、基金積立金を増額計上いたしております。歳入につきましては、交通災害共済加入者が当初見込みより減少したこと等により、共済会費99万円を減額計上するほか、財産運用収入を増額計上いたしまして、今回の補正によりまして歳入歳出それぞれ86万6,000円の減額となり、平成19年度奄美市交通災害共済特別会計予算の総額は、856万8,000円となります。

報告第14号 平成19年度奄美市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決につきましては、事業費の確定に伴いまして、歳入歳出それぞれ836万1,000円の減額補正を計上いたしております。事業費の確定に伴います歳出予算の減額または水道使用料の増額等により、一般会計からの繰入金895万6,000円を減額補正いたしております。

今回の補正によりまして、平成19年度奄美市簡易水道事業特別会計予算の総額は、5億8,033万8,000円となります。

報告第15号 奄美市集会施設条例の一部を改正する条例及び報告第16号 奄美地区コミュニティセンターの指定管理者の指定の専決につきましては、奄美地区コミュニティセンターが平成20年3月31日に完成し、供用開始がされることに伴い、所要の規定の整備を行い、また指定管理者として配田

が丘きよら会を指定するため、市長において専決処分を行ったものであります。

報告第17号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の専決につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本年4月1日から高齢者の医療の確保に関する法律が施行されたことにより、関連条例5本の所要の規定に整備を行ったものであります。

報告第18号 平成20年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の専決につきましては、歳出におきまして繰上充用金を計上いたしました。繰上充用金につきましては、平成19年度奄美市国民健康保険事業特別会計において、歳入不足が生じ予算の執行に急を要したため、平成20年度歳入を繰り上げてこれに充てたものでございます。歳入につきましては、その財源といたしまして国民健康保険税を増額計上いたしました。また、歳出におきまして老人保健拠出金、介護納付金をそれぞれ確定及び概算通知により計上いたしましたものであります。歳入につきましては、歳出見合い分といたしまして国・県支出金を計上しております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ6億1,916万5,000円の増額となり、平成20年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は、69億5,904万4,000円となります。

報告第19号 奄美市税条例の一部を改正する条例の専決につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、個人住民税に係る寄附金税制の拡充、また、平成21年度より公的年金からの特別徴収制度を創設するなど、所要の規定の整備を行ったものであります。

報告第20号 奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決につきましては、平成20年4月の後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民保険税の賦課基準、賦課限度額及び税率を改正するとともに、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する世帯の増額について、従前と同程度となるよう緩和措置を実施することとなったため、所要の規定の整備を行ったものであります。

報告第21号 平成20年度奄美市一般会計補正予算(第1号)の専決につきましては、第1表、歳入歳出予算補正にありますとおり、歳入に繰越金416万7,000円を追加計上し、歳出については衛生費の保健衛生費において老人保健医療特別会計繰出金416万7,000円を追加計上するものであります。

今回の補正によりまして、平成20年度奄美市一般会計予算の総額は、275億7,362万9,000円となります。

報告第22号 平成20年度奄美市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)の専決につきましては、歳出におきまして医療給付費に予算不足を生じたため、増額補正を計上しております。歳入につきましては、歳出見合い分といたしまして、支払基金、国・県支出金、一般会計繰入金を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ5,000万円の増額となり、平成20年度奄美市老人保健医療特別会計予算の総額は、5億2,846万8,000円となります。

以上、報告第2号から報告第22号までの提案理由を申し上げましたが、議会を招集して審議をお願いする時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、市長において専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。何とぞ御審議の上、御承認くださいますようお願いをいたします。

議長(伊東隆吉君) これから質疑に入ります。

通告のありました順に質疑に入ります。

最初に、日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

15番(三島 照君) おはようございます。最初に、先日の小俣町での土砂崩れによる被災者の皆さんには、心から厚くお見舞い申し上げます。あわせて、昨今テレビや新聞で報道され、また、昨日の東京秋葉原のああいふ残酷な無謀とも言える、本当に信じられないような事件が発生する。なぜこういうこ

とが起きるんだろうかと、つくづく考えてたんですけど、やっぱり最近、非常に若い人たちを含めた多くの、今までは考えられなかったような凶悪な犯罪が起きてます。あわせて、この4月以降だけでも後期高齢者問題などを含めた、その影響も受けて、多くの方々が自ら命をなくしていくというような、ここには、やっぱり今の日本の政治、経済の現れが出てきてるんじゃないか。こういう時にこそ、私たちは政治家がそれぞれの地域や、国・県・市町村において、しっかりと市民の立場を踏まえた活動をしていくことが、私たちの責任ではないのかなというふうに感じたところです。

通告に基づいて質疑をいたします。

平成19年度の一般会計補正予算（第5号）については、歳入歳出で約1億6,210万8,000円の減額が出てきてるんですけど、先ほどいろんな説明は聞かれましたけど、こういうことが今やっている各事業への影響はないのかというのが1点です。

2点目は、報告第2号から第22号の計21件もの専決処分をしなければならなくなった理由、なぜこういう状況が起きたのか。一般会計の補正予算も含めてですね、正に市民生活は本来なら議会で議論をしなければならない問題が、いとも簡単に専決処分され、正に議会の存在そのものをどのように市長は認識されているのかということをお伺いします。

もう1点は、報告の2号の13ページ、13款使用料及び手数料6目の土木使用料、7節末広・港土地画整理事業の取得物件使用料のところですね、212万5,000円もの建物の使用料、土地の使用料が7万2,000円というのが上がってきています。これはどこの、なぜ末広・港にこういう状況が生まれてきているのか。建物は何件で、土地何件分でこんだけの金額になってるのか示してください。後、自席へ戻ります。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

財政課長（則 敏光君） 三島議員の御質疑にお答えいたしたいと思います。

専決2号 1億6,210万8,000円の減額ということでございますが、減額そのものにつきましては、各事業には直接は影響はしないというふうに考えております。また、その専決予算でございますが、最終の専決予算、できれば3月補正で最終的に見積りを立てて3月議会に上程したいという思いは、もちろんございます。3月議会に3月補正で上程をするということは、1月の下旬、あるいは2月の中旬あたりですべての事業の見込みを正確に把握しなければならないということが一つございます。また、各事業、ソフト事業、ハード事業にいたしましても、年度末に向けて2月、3月になって、さらに事業が急展開をするというようなこともございます。したがって、3月の末でかなり踏み込んで見込みはいたしますが、いまだ十分ではないという形で専決予算にならざるを得なかったという実情がございまして。また、国庫補助、補助事業、起債事業などにつきましては、事業が確定して後に精算という形になりますので、3月補正の時点でその金額を正確に把握をするのは難しいというようなこともございまして。そういったことなどもございまして、一般会計、特別会計のほうで専決をお願いいたしたものでございます。なお、特別会計につきましては、一般会計との連動がございまして、一般会計から各特別会計に繰り出す繰入金、特別会計ではそれを受け入れる繰入金という形で一致するわけですが、その数字に事業費の確定によりまして、それが一致させなければならないということで、一般会計、特別会計双方で変更が必要になるというようなこともございまして。そういったことなどもございまして、よろしく御理解をお願いいたしたいと思います。

総務課長（川口智範君） 専決処分の理由と原因についてのお尋ねでございますが、3月28日付けの専決、3月31日付けの専決、4月1日付けの専決、4月30日付けの専決及び5月20日付けの専決と、五つの段階での専決がございまして。これについてそれぞれの段階で御説明を申し上げたいと思います。

まず、3月28日付けの専決でございますが、今、財政課長のほうから説明がありましたので省略いたします。

次に、3月31日付けの専決でございます。報告の第15号及び報告の16号につきましては、集会施設の専決処分でございます。当初、第2回定例会での提出議案として考えておりました。奄美小学校横の集会施設でございまして、同地区からの強い要望にこたえるため4月1日から集会所として供用できるように専決処分を行っております。

報告第17号につきましては、健康保険法との一部改正に伴い関係条例の改正でございますが、改正法の施行日が4月1日となっていたため、3月31日付けで専決処分を行ったものでございます。

次に、4月1日付けの専決でございます。報告第18号でございますが、国民健康保険事業特別会計の繰上充用関係で予算を専決したものでございますが、4月1日付けで会計上繰上充用しなければ予算執行に支障を来すこととなることから専決処分をいたしております。

次に、4月30日付け専決でございます。報告の第19号及び20号につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の成立施行が平成20年4月30日となったため、当日付けで専決処分をいたしております。事務処理上支障が出ないようにするための措置でございますので、御理解をお願いしたいと思っております。

最後に、5月20日付け専決でございます。報告第21号及び第22号につきましては、平成20年の老人保健医療特別会計の医療給付費に係るものでございますが、4月から後期高齢者医療制度が施行されましたが、老人保健医療制度の3月診療分に係る医療費の請求が、予想外に高額だったため、支払期限の関係もあり、急を要したため専決処分をいたしております。

以上、述べました理由により専決処分を行ったものでありますが、必要最小限の事務執行に支障を生じさせないための専決であったことを御理解いただければと思っております。

次に、議会の存在についてでございますが、申すまでもなく議会は市の最高意志決定機関だということで、私も十分認識をいたしております。予算の執行上、または法律の改正という外的な要因に伴い、早急な対応を要する場合がございますので、その点も御理解いただきたいと思います。今後も議会の役割を十分認識し、市政運営にあたってまいりたいと思っておりますし、あわせて今回、専決処分に関して多くの御意見を賜っております。今後、さらに専決処分につきましては、慎重に対応いたしたいと存じますので、御理解を賜りたいと思っております。

都市整備課長（田中晃晶君） 御質問の報告第2号、未広・港地区の取得物件使用料の内訳につきましてお答え申し上げます。

土地、駐車場使用料として3件、使用者数が3名でございます。建物使用料として4件、使用者数14名、合計7件、使用者数17名でございます。

議長（伊東隆吉君） 質疑ありますか。市長、全部答えましたけど。

15番（三島 照君） 市長として、私は一つはこんだけの21件もの専決処分をしながら、どう考えて専決をしてきたのか。その中で、議会というのが頭に浮かばなかったのかね。言われましたように、時期があったかも分からない。しかしですね、例えば、続けて言います。この17号の報告などはですね、実際に後期高齢者の実施に伴って条例そのものを变えていかならん。先ほども市長より報告されましたように、5件の条例を変えなければならぬような報告がそのまま提案されてきてますし、もう一つは19号ではですね、続けてお聞きしますけど、19号では特別徴収、税金の特別徴収の在り方が変わるんですね。これがどう変わるのか、知らせてください。1点は特別徴収にかかわる納入の義務というのが変わってきます。仮特別徴収というのが変わってきます。これがどういうふうになるのかね、やっぱり市民税を特別徴収するということですから、これ見てたら、ひょっとして年金から税金までが天引きされるのかという思いをしたぐらいです。

それと、これはええように改善されると思って理解してますけど、17号ですね。17号では、はり・きゅう施術料の助成いうところの項目があります。70歳以上の者とするということで、これは65歳以

上の者で、加入者は後期高齢者、加入者はこの限りではないというふうになってますけど、これはどういふことが説明をいただきたいというふうに思っています。その点についてもうちょっと聞かせてください。

市長（平田隆義君） 先ほど総務課長が答弁させていただきましたが、議会に対しての認識は全く一緒でございます。途中で議会にかけなくてもいいかという御質疑でありましたが、この議案がまとまるまでにおいて、一つ一つ対応の仕方が私のところに届いておりません。前提として専決処分ということで進められたらと思うと、こう思います。したがって、今後、このようなことについては是正ができないかどうかということも、議会对応はしていきたいと、このように思います。

それともう一つ、一般会計のほうです。財政課長の説明の中で、私なりにもうちょっと突っ込んで説明したほうがいいかなという思いをしたことは、実を言うと、予算編成の時に、予算の編成に不足を生じる分は基金の、減債基金の取崩しをしております。このことを予算執行上において改善したいというのは、私の私議でございます。本当に議会の皆さんに議論をいただいて、御承認をいただいた予算金額ではございますが、やはり積算基準だとか、また、計画のある程度の変更等というのもあり得るだろうということからして、その他物件費につきましても、執行にあたっては是非とも予算の減額ができるように努力してもらいたいと、以前は予算を、定められた予算をしっかりと執行することが責任であったかも分かりませんが、現時点ではむしろ減額していくということの努力をすることが責任ではないのかということをおっしゃっております。そういった点で、一般会計にかかわる特別会計の関連、こういった点で、どうしてもそれぞれの予算執行の残高が基金に振り戻すという作業等もございまして、専決をお願いしなければならないと。実地系列的にと申したほうがいいかも分かりませんが、そういうことあるということで、この点はむしろ私から、これからは御指導や御協力をお願い申し上げたい点でございますので、御理解賜りたいと思います。

福祉事務所長（大井進良君） 報告第17号の中のはり・きゅうの関係でお答えを申し上げます。

はり・きゅうの助成に関しましては、福祉関係では70歳以上の方々を対象にしております。国保のほうで70歳未満、それ以上は福祉のほうでということではやっておりましたが、今回の後期高齢者医療制度の関係で65歳以上で障害者の方が、後期高齢者のほうに該当になったということで、国保のほうからは外れてしまいますので、これを福祉のほうで引き受けたということの改正でございます。

総務部長（福山敏裕君） 報告第19号についてお答えいたします。

地方税法の一部改正に伴いまして、市県民税を公的年金から特別徴収する制度が平成21年10月からスタートをするという内容のものでございます。対象となりますのは、65歳以上の老齢基礎年金を受けている方々が対象となります。しかし、介護保険料の特別徴収と同様に、老齢基礎年金額が18万円未満である場合、また、特別徴収税額が老齢基礎年金を超える場合は対象から除外されますというふうな改正内容でございますのでよろしくお願いいたします。

議長（伊東隆吉君） 再々質疑、ございますか。

15番（三島 照君） 今、報告がありましたようにですね、65歳以上になれば必ずか入ってくる年金からもね、今度は市民税まで天引きされる。介護保険、市民税、ひょっとしたら国民健康保険料も、それで75歳以上になれば後期高齢者も。年金もらうとこ、ないんですよ。そういう点でも私は今回のこの、あまりにもこういう非常に大事な議論をしなければならないような問題までが、こういう形で専決されて、ここではもうどうにもならないような状況になってしまって、もう決められてるということがですね、せめて1日でも、半日でも、こういう大事な部分だけでも臨時議会開いてでもという気持ちに、やっぱりなれなかったのかどうかというのは、非常に今、何とも言えない思いで質疑をしているところ

です。これから、是非1日でも、半日でも、こういう大事な問題については、やっぱり臨時議会、議会というのは、議員というのはそれが仕事なんですから、やっぱりそういうもんをされなければ、これは質問され、聞かれて、私ら答えできないんです、これ。来年から市民税までが天引きされるということね。強くそのことを要望しておきます。終わります。

議長（伊東隆吉君） 答弁ありますか。

市長（平田隆義君） この21件の報告の中では、法の決定によって定められるものもございまして、これは仕方がないと思います。ですから、21件が多いということの受け止め方でしたら、それが臨時議会を早めて対応できるものと、やっぱり最後まで残らざるを得ないものとの仕分けができるのかどうかは、これからちょっと検討してみたいと思います。よろしくお願いします。

議長（伊東隆吉君） 次に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民のみなさん、議場のみなさん、こんにちは。私は社会民主党の関 誠之でございます。

まずもって5月2日に発生したミャンマーサイクロン、5月12日に発生をした中国四川大地震による多数の犠牲者、行方不明者、被災者に対し、心から哀悼の意を捧げるとともに、6月9日小俣町で発生しました土砂災害で住宅などに被害を受けました方々に、心からお見舞いを申し上げます。

さて、報告第2号 専決処分を求めることについて、専決第2号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第5号）について質疑をさせていただきます。

まず、第1点は3月の議会において1億9,134万3,000円の減額をし、今議会にさらに1億6,210万円の専決をした減額補正が提案されています。3月議会は事業の見通しを予測し、最終の補正として提出すべきだと考えております。その後の補正は微調整になるというふうに考えますが、今回の専決は大変重要な項目を含んでおり、私たち議会に対する、先ほど市長の答弁がありましたけれども、軽視をする態度があるのではないかというふうに思っております。先ほどの見解もありましたけれども、再度そのことについて市長の見解をお聞かせください。

第2点目は、8款土木費、2項、7目の国・県道路用地等代行買収費について、繰越明許費としながら、19年度で全額減額補正をした理由は何であるのか。

第3番目は、21件の報告議案や3月議会と同額に近い補正額や、3月20日の専決された20年度の補正予算を含んでいるなど、7日の告示期間があれば臨時議会は開けるのに、市長はもっと議会に配慮をし、専決をすべきでなかったかと考えます。そういう点で、市長は地方自治法第102条の定めにより臨時議会を招集すべきではなかったかと考えておりますが、市長の見解を再度お聞きしたいと思います。

次に、報告21号 専決処分を求めることについて、専決第21号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第1号）についてと、報告22号 専決処分を求めることについて、専決22号 平成20年度奄美市老人医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑をさせていただきます。

第1点目は、平成20年度奄美市一般会計補正予算（第1号）の416万7,000円の財源は、前年度剰余繰越金がありますが、現予算でその総額は1億5,416万7,000円になる計算となっておりますが、決算時における総額が幾らを見込んでおられるかお答えください。

二つ目は、この財源の416万7,000円は、5月20日の決算専決の段階におきまして確定をしてない財源でないかと、いわば空財源ではないかと思いますが、予算の組み方はこれで良いのかどうかをお尋ねいたしたいと思います。一般財源として処分できるのは、繰越財源充当、地方債の繰上償還、地方財政法7条の積立金を控除した増額と決まっておりますようですが、この剰余金の予定額は幾らになるのか。

また、平成20年度奄美市老人医療特別会計（第1号）の医療給付費の5,000万円について、補正する理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

財政課長（則 敏光君） まず、3月議会と専決予算との兼ね合ひの件でございます。

議員御指摘のとおり、3月補正予算と申しますのは、その年度の最終的な調整予算であるというふうな認識は、当然持っております。ですから、3月補正でほぼ決着を着けたいという考えでございます。その点は議員と一致するかと思ひます。ただ、先ほども申しましたが、3月補正で計上するためには1月末の状態、状況で把握をするというようなことがございます。1月末、あるいは2月上旬、この状態でその年度の全体の決算見込みを立てるといふのは、実務上非常に難しい点がございます。2月、3月に事業の終息に向けて急展開するということもござひます。また、国庫補助事業、起債事業などについても、2月、3月にほぼ事業が進んでいくというようなことがござひます。そういったことから、1月末の時点ですべての見込みを立てるのが難しいということで、最終的な専決予算というお願いせざるを得ないものと考えております。これも住民生活上の継続的な予算執行、維持・安定を図るためにも、最低限必要や制度だろうというふうにご考慮しております。当然これは議会との兼ね合ひもござひますので、必要性、緊急性、必要最小限度にとどめたいというふうにご考慮しておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

それともう一点ですが、繰越剰余金の件についてでございます。

これは、専決1号、20年度の専決1号、一般会計専決予算で416万7,000円を計上させていただきます。これは後ほど説明があろうかと思ひますが、老人保健医療特別会計、これに対して支出が予想以上に大きかったということで、どうしても支払基金、あるいは国・県への支出が間に合わないということで、専決をお願いしたということで、5,000万円の増額の専決でございます。これについての一般会計の持ち出し分と、いわゆる5,000万円の12分の1が一般会計、これが繰越金となるわけでございますが、老人保健会計では繰入金という形になるわけですね。416万7,000円、20年度の繰越金の予算計上額が1億5,000万円でございます。1億5,000万円予算計上しておりますが、416万7,000円増額計上という形で専決をお願いいたしました。決算剰余、19年度の決算剰余といたしましては、おおむね歳入歳出差し引き4億8,000万円ほど見込んでおります。一般会計ですね。これから、20年度への繰り越すべき財源、要するに自由に使えない財源が約2,000万円ほどござひますので、差し引きますと約4億6,000万円の実質収支になる見込みでございます。そういった関係も、これはもう最終的に見積もつての話ですが、4億6,000万円の剰余が生じるという形で、今、見込んでるところでございます。これに対して20年度の予算は1億5,000万円ということで、その差額が決算剰余という形に、20年度の見込み財源、補正財源と申しますか、剰余財源として、今留保しているということになります。御指摘のとおり、決算積立ということも可能ではござひますが、今回は19年度で決算積立については、今のところ予定はいたしておりません。

総務部長（福山敏裕君） 国・県の道路用地等の代行買収に関してお答えをさせていただきます。

県の国道58号道路改良事業おがみ山バイパスの国道用地の取得交渉を県に代わって行う代行買収でございます。事業推進に向けまして、県と一体となって現在取り組んでいるところでござひます。この19年度事業につきましては、奄美のまちづくりあり方検討委員会が設置されまして、事業が凍結される中、答申の結果を待つという状況になったところでござひます。県としましては、事業予算の繰越しをする予定で進めておりまして、市に対しましても繰越明許費として対応できるよう依頼があり、予算の計上をしたところでござひます。しかしその後、国道58号道路改良事業は答申を受けまして全線をトンネルという整備方針を決定したところでござひます。この時期が遅れたために19年度の国道58号道路整備事業おがみ山バイパスの公共用地取得業務委託契約ができなくなりまして、今回の全額の減額補正という形でござひますので、御理解を賜りたいと思ひます。

総務課長（川口智範君）　今回、このように多くの専決処分を報告せざるを得なかった部分につきまして、臨時会を招集すべきではなかったかという質問についてでございます。

今回、このように多くの専決処分の報告をせざるを得なかった事由については、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。今回、この多くの専決処分のため議会の権限等に関して結果として多くの御懸念や御意見を賜っております。これからについてですが、専決処分につきましては、さらにできるだけ慎重に対応はしてまいりたいと思っております。その上で、計画的な議会招集等、市政運営にまずは努めるべきではないかと考えております。御指摘の臨時会招集も念頭に置いて議会意志が市政運営に最大限反映できるような措置がどうあるべきか、これからも努力してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

国民健康保険課長（倉井則裕君）　報告第22号　平成20年度奄美市老人保健医療特別会計の専決処分の補正の理由についてでございますが、これにつきましては平成20年度から後期高齢者医療制度が始まる関係で、老人保健医療費の残額の支払い分を予算計上しておりました。老人保健医療費の年度区切りは3月から次の年の2月までというふうになります。ですので、平成20年度の3月分が残っておりました。これにつきましては医療費の給付費につきましては、過去5年間の実績をもとに積算しておりますが、予算計上いたすわけでございますが、これにつきまして、この制度の移行ということもございまして、通常よりも多めに予算計上しておりましたが、例年の推計を上回る支払い額の請求がございまして、4月の支払い後、5月以降の支払の予算が不足することが明らかになり、6月6日以降の請求支払に対応できない見込みになりました。そのため臨時議会を招集するいとまがなく専決処分をお願いすることになりました。御理解をお願いしたいと思います。

議長（伊東隆吉君）　よろしいですか。答弁みんな終わりましたね。

14番（関　誠之君）　先ほどの財政の答弁、そのとおりかなと思っておりますが、私が申し上げておりますのは416万7,000円を財源として、言わば繰入れ、繰出しをするときに、決算としての、この前の20年度の予算では1,500数十万円の繰入れ、一般財源の繰越しというのがあったわけですけども、新たに決算ができてないにもかかわらず、416万7,000円というのは見込みで財源を入れているのではないかということをお願いしているわけで、そのことについてが1点。

そして、国保の特別会計等も、歳入不足に対する繰上充用を一般会計から6億円ほど入れているわけですよ。19年度の決算からは特別会計も含めて連結決算をしなければいけないというふうになると思いますが、そのことにどのような影響があるのかというのが2点目。

3点目は、先ほど申し上げました剰余金の予定額を出したときの繰越財源充当額、地方債の繰上償還、そして積み立てしたら積立金になると思いますが、その額についてお知らせをいただきたいと思っております。

財政課長（則　敏光君）　416万7,000円につきましては、あくまでも見込みでございます。見込財源ということで計上させていただいております。

それと連結決算ということでございますが、19年度から一般会計と特別会計、それと水道事業会計、すべての会計の連結決算が必要になります。公表まで必要になると思っております。その関係で従来国保会計が繰上充用していると、赤字ということでございまして、一般会計だけで国保の赤字分を解消できていたわけですが、今回につきましてはちょっと予想を大きく上回りましたので、6億800万円という繰上充用でございます。要するに国保が実質収支、単年度収支では2億7,500万円ほどの赤字ではございますが、実質収支レベルで全会計連結いたしますので、国保が6億800万円のマイナス、赤字ということで、従来一般会計で3億4,000万円程度を出していたのでは、これを黒字に打ち消すことができないという事情がございまして、急きょ、その形式収支、実質収支を増大させる措置を取らざる

を得なかったということがございます。そういうことで、先ほど申しましたように一般会計で4億8,000万円、繰り越すべき財源を除いて4億6,000万円ほどしか剰余が見込めないと。後は13特別会計のそれぞれの黒字分でも一般会計と合計しても国保会計のマイナスの5億800万円は打ち消すことができませんでしたが、最終的に水道会計が1億円ちょっと剰余が出そうでございますので、それを合算いたしますと、何とか、わずかばかりプラスで落ち着く可能性が出てきたということでございます。

それと最後の御質問ですが、ちょっと趣旨があんまりはっきり分かりませんが、これは当初7億7,600万円の財源不足で19年度スタートしているわけですが、最終的には財源不足が4億4,000万円に何とか落ち着きました。3億3,000万円ほどは財源不足を解消できた。一般会計、国保との連結を考慮しなければ、もう少し踏み込んで財源不足の解消という可能性もあったんですが、連結決算の時代ですから、一般会計だけよくても、総額でいきますので、そういうわけにもいかないだろうということで、4億4,000万円ほどで落ち着いております。

14番(関 誠之君) 今、財政課長から明らかになりましたとおり、この補正については大変重要なものが多く含まれておるわけですから、私がやかましく申し上げさせていただきましたけども、今の状況を聞きますと、国保の値上げをするのか、はたまた国からの金が、または調整基金を含めてなければ6億800万円でしたっけ、それぐらいの赤字が出ておるわけですから、これをどのように考えておるか、市長の考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。私が申し上げたいのは、もちろん専決処分というのは地方自治法の179条に規定をされた市長の権限であることは認識しておるつもりであります。しかしながら当該事件が急を要し、議会を招集して、その議決を得て執行するときは時期を失するというだけの理由です。やっぱりこの専決を、言葉は少きついですけども、安易に決裁しておるのではないかというふうに思うわけですけども、やはり専決をするにあたっては、市長として市職員の緊張感が伝わるような迫力と気迫のある市長の指導があってもよいのではないかというふうに思っております。そのような指導や通知がどのように行われておるのか、行われていないのか、市長の見解を最後にお聞きして発言を終わりたいと思います。

市長(平田隆義君) 先ほども申し上げましたが、予算執行を切り詰めるという指示を出しております。そのためには締切りぎりぎりまで歳入歳出についてそれぞれ頑張ってもらいたい、こういう指示を出しております。職員も本当によく頑張っておるなという思いもしております。そういった点で時系列の判断が出て来ますものですから、どうしてもこういうぐあいに最終的にまとまってしまうということだろうと思います。そういった点では重要と思われるもの、そして通常の専決ということで御理解いただけるだろうと思うもの等を仕分けしながら、一挙に21件も出るということがないようにできないものか、その点は努力してみたいとこのように思います。期間的余裕がないという言葉は、また私たち行政を預かる者は、この4月、5月というのは大変意味のある言葉だということも理解していただきたい、このようにお願いいたします。

市民福祉部長(福山 治君) 国民健康保険税が皆様に非常に御迷惑をかけてる関係でありまして、6億円余りのその不足分に対して、税率改正の件のお尋ねがございました。その件につきましては、19年度のこの国保税の税条例の、国保税の税条例改正をする専決をお願いするときの全員協議会でも、議員の皆様方には御説明を申し上げましたが、本年度は本来20年度にどうしても税率を改正しなければいけない事情があるのを1年間据え置きにしたいと、それで21年度の税率改正はこれはもう絶対余儀なくせざるを得ないということの認識をお願いいたしますということで御説明は申し上げております。また、非常に大きい金額になっていきますので、この税率を改正するときには、また市民の経済状況とか、そういうことも勘案しながら、また来年国保運営協議会とか、その議員の皆様方と協議をしながら、また税率を考えていきたいと考えていますので、御理解いただきたいと思います。

議長（伊東隆吉君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、本案は委員会委託及び討論を省略いたします。

これから採決を行います。

報告第2号から報告第22号までの21件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案をそれぞれ承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、報告第2号から報告第22号までの21件については、いずれも承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（午前10時47分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午前11時00分）

日程第4，議案第48号から議案第63号までの16件について、一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） ただいま上程されました議案第48号から議案第63号までの提案理由を御説明いたします。

議案第48号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表，歳入歳出予算補正でございますが、まず、歳入の使用料及び手数料につきましては、末広駐車場が指定管理から市の管理運営に移行したことに伴う駐車場使用料収入をはじめ、末広・港土地区画整理事業に係る取得物件の使用料等を計上いたしております。

国・県支出金につきましては、中国残留邦人等に対する支援制度の改正に伴う費目の組替えや歳出におけるそれぞれの事務事業に必要な所要額を計上いたしております。また、繰入金につきましては、今年度実施する補償金免除繰上償還の増額に伴う所要額を減債基金から繰り入れするものであります。諸収入、市債につきましても、歳出の各費目に計上したそれぞれの事務事業に必要な所要額を計上いたしております。

次に、歳出についてであります。主な補正内容を御説明申し上げます。

まず、議会費につきましては議員共済組合負担金の改正に伴う必要額を計上するものです。

総務費については、総務管理費において新規に老朽住宅整備事業塩浜地区コミュニティプラザ整備事業及び一般コミュニティ助成事業費補助金を計上いたしております。

民生費につきましては、社会福祉において春日デイサービスセンターの設備改修費、児童福祉費においてひまわり寮の設備改修等を計上いたしております。

また、衛生費につきましても、主に施設の老朽化に伴う営繕工事等に要する経費を計上するものであります。

農林水産業費につきましては、農業費において新たに地方卸売市場の基本設計業務委託料を計上いたしております。また、農地費、林業費及び水産業費においては、主に施設の維持補修に伴う経費を計上するものであります。

商工費につきましては、末広駐車場の管理運営に要する所要額を計上するとともに、奄美の健康に根ざしたビジネスモデル構築事業に係る経費を追加計上いたしております。

土木に費につきましては、各事業における費目の組替えとあわせて、都市計画費においては末広・港土地区画整理事業に係る新目としてまちづくり整備基金費を設けております。

消防費におきましては、はしご車を新規に購入するため、所要額を負担金として計上するものであります。

教育費につきましては、教育総務費において、教育実践研究事業補助金等を計上するほか、教員住宅の維持補修経費を計上いたしております。また、社会教育費においては、赤木名地区文化的景観保護推進事業に係る経費を組み替えるとともに、保健体育費においては、学校給食施設の設備改修、それから名瀬運動公園の施設改修、太陽が丘運動公園陸上競技場の4種公認に係る経費等を計上するものであります。

公債費につきましては、今年度実施する補償金免除繰上償還の増額分を計上いたしております。

以上、これらに要する主な財源といたしましては、使用料及び手数料3,167万6,000円、国・県の支出金3,400万7,000円、基金繰入金6,949万6,000円、繰越金2,675万6,000円、諸収入1,980万7,000円、市債1億9,410万円などを充てております。

今回の補正によりまして、平成20年度一般会計予算の総額は279億4,947万2,000円になります。

第2表、地方債補正につきましては、事業の変更に伴います起債の限度額の廃止及び変更について計上するものでございます。

議案第49号 平成20年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の主な内容について御説明をいたします。

歳出につきましては、介護納付金の確定に伴い、前期高齢者納付金、一般管理費及び医療費適正化特別対策事業への組替えを行うものであります。予算総額に増減はありませんが、歳入歳出予算の総額は69億5,904万4,000円であります。

議案第50号 平成20年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の主な内容について説明をいたします。

歳出につきましては、公債費におきまして繰上償還に伴う市債償還元金としまして、3億4,265万3,000円を増額計上いたしております。

歳入につきましては、繰入金を371万5,000円減額計上し、借替債として市債を3億4,636万8,000円、増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ3億4,265万3,000円の増額となり、平成20年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は27億1,777万3,000円となります。

議案第51号 平成20年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、公債費におきまして繰上償還に伴う市債元金償還元金として、57万円を増額計上いたしております。

歳入につきましては、繰入金を20万9,000円、借替債として市債を36万1,000円、それぞれ増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ57万円の増額となり、平成20年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は、6億4,360万6,000円となります。

議案第52号 奄美市監査委員条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、新たに監査委員の職務規定の追加を行うため、所要の規定の整

備を図ろうとするものであります。

議案第53号 奄美市世界自然遺産登録推進のための寄附条例の制定につきましては、特異な奄美の自然景観及び生物多様性地域の保全並びに希少野生動植物の保護を図るため、世界的にも重要な生態系地域の継承を願う方々から寄附金を募り、世界自然遺産登録を推進するため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第54号 奄美市まちづくり基金条例の制定につきましては、末広・港土地区画整理事業において、用地先行取得した物件を仮店舗・仮住居などとして利用いたします。このことによって生じる使用料の中で、必要経費を除いた益金をまちづくり整備基金として保管するため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第55号 奄美市営住宅等条例の一部を改正する条例の制定につきましては、西仲勝新住宅1棟6戸が平成20年8月末に完成することに伴い、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第56号 奄美市営住宅等管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市営住宅において暴力団員の入居を拒否するため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第57号 奄美市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、笠利町宇宿地区農業集落排水事業の一部供用開始に伴い、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第58号 新たに生じた土地の確認について及び議案第59号 字の区域の変更につきましては、名瀬大字知名瀬字平松に隣接する国有地の地先公有水面埋立工事が竣工しましたので、当該埋立地を本市の区域内の土地として確認し、併せまして名瀬大字知名瀬に編入しようとするものであります。

議案第60号 過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、同計画中生活環境の整備、集落の整備の項目に新たに事業の実施内容を定めたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第61号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、まず、名瀬辺地における総合整備計画において、交通通信施設、厚生施設等、教育文化施設の事業費が当初計画を上回るが見込まれます。次に、住用地区における総合整備計画において、交通通信施設、厚生施設等の事業費が当初計画を上回るが見込まれております。また、笠利辺地における総合整備計画において、交通通信施設、厚生施設等、教育文化施設の事業費が当初計画を上回るが見込まれます。このことから、総合整備計画を変更するに当たり、交付税措置において、より有利な起債である辺地債を適用するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第62号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少につきましては、市町村合併により平成20年11月1日から大口市及び伊佐郡菱刈町を脱退させ、伊佐市を加入させることについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第63号 奄美群島広域事務組合理約の変更につきましては、救急用ヘリコプター場外離着陸場の建設に係る負担金の支弁方法の変更を行うことにつき、構成市町村の協議が必要であることから、地方自治法第286条第2項の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

以上をもちまして議案第48号から議案第63号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願いを申し上げます。

議長（伊東隆吉君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

6月10日、午前9時30分本会議を開きます

本日はこれにて散会いたします。（午前11時15分）

6月10日(2日目)

出席議員は、次のとおりである。

1 番	師 玉 敏 代 君	2 番	多 田 義 一 君
3 番	橋 口 和 仁 君	4 番	畠 嘉 瑞 人 君
5 番	戸 内 恭 次 君	6 番	平 田 勝 三 君
7 番	向 井 俊 夫 君	8 番	奈 良 博 光 君
9 番	朝 木 一 昭 君	10 番	竹 山 耕 平 君
11 番	伊 東 隆 吉 君	12 番	里 秀 和 君
13 番	泉 伸 之 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	三 島 照 君	16 番	崎 田 信 正 君
17 番	奥 輝 人 君	18 番	平 川 久 嘉 君
19 番	渡 京 一 郎 君	20 番	竹 田 光 一 君
21 番	栄 勝 正 君	22 番	世 門 光 君
23 番	平 敬 司 君	24 番	大 迫 勝 史 君
25 番	与 勝 広 君	26 番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	平 田 隆 義 君	副 市 長	濱 田 龍 太 郎 君
教 育 長	徳 永 昭 雄 君	住 用 町 長	森 米 勝 君
笠 利 町 長	朝 山 三 千 丸 君	地 域 自 治 区 長	福 山 敏 裕 君
総 務 課 長	川 口 智 範 君	総 務 部 長	則 敏 光 君
企 画 部 長	塩 崎 博 成 君	財 政 課 長	瀬 木 孝 弘 君
市 民 福 祉 部 長	福 山 治 君	企 画 調 整 課 長	幸 廣 光 君
環 境 対 策 課 長	徳 田 照 久 君	市 民 課 長 (名 瀬)	倉 井 則 裕 君
介 護 保 険 課 長	重 野 照 明 君	健 康 増 進 課 長	嘉 原 孝 治 君
福 祉 事 務 所 長	大 井 進 良 君	福 祉 政 策 課 長	桜 田 秀 勝 君
自 立 支 援 課 長	小 倉 政 浩 君	産 業 振 興 部 長	赤 近 善 治 君
商 工 水 産 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	農 林 振 興 課 参 事	熊 本 三 夫 君

企画調整課参事	川 畑 克 久 君	建 設 部 長	平 豊 和 君
土 木 課 長	東 正 英 君	企画調整課参事	里 良 也 君
産業振興課参事	朝 野 平 三 君	教 育 部 長	里 中 一 彦 君
教委総務課長	福 和 久 君	学校教育課長	折 田 浩 仁 君
地域教育課長 (住 用)	松 下 啓 徳 君	地域教育課長 (笠 利)	中 尾 豊 和 君
農業委員会 会長 代理	前 山 重 一 郎 君	農業委員会 農 務 局 長	勢 田 哲 央 君
水 道 課 長	岡 優 雄 君		

職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松 田 秀 樹 君	次 長 兼 調査係長事務取扱	山 崎 實 忠 君
議 事 係 長	森 尚 宣 君	議 事 係 主 事	重 田 俊 彦 君

議長（伊東隆吉君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は26人です。
会議は成立いたしました。
これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） 本日の議事日程は、一般質問であります。

日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

この際申し上げます。

一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。

なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。

当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔・明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

それでは最初に市民クラブ 栄 勝正君の発言を許可いたします。

21番（栄 勝正君） おはようございます。市民クラブの栄 勝正でございます。一般質問のトップバッターということで少々緊張しておりますが、御静聴よろしくをお願いいたします。

質問に入る前に少しだけ申し上げたいと思います。去る5月にはミャンマーで大きなサイクロンが発生し、また中国の四川大地震では死者がそれぞれ7万名を超えるという大惨事です。四川大地震は負傷者も含め、被災者が4千万人を超すという大災害でございました。

また私たち奄美市でも、去る7日小俣町で土砂災害が発生し、住宅3棟が全半壊いたしました。被災された皆さんに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。

特に小俣町の被災者には、土砂の除去や付近住民の安心で安全な環境づくりのためにも、当局は適切な対応をとられるよう強く望むものであります。またいつ発生するか分からない災害のためにも、自主防災組織づくりにも行政として協力し、その自主防災組織が機能するよう願うものであります。

さて新年度に入り2か月が過ぎましたが、新しく部課長に昇任、就任された皆さんに心からお祝いを申し上げます。お喜びと同時に責任の重大さも身をもって感じていることでしょう。身体には十分に気をつけ、長年の行政経験を発揮し、市民生活向上と市政発展のため御尽力なされるようお祈りいたします。

さて、合併しては2年が過ぎ、市長も就任して任期の半ばが過ぎ、就任当時お約束したこと、どのような成果があり、残された在任期間どのような課題などがあるかお聞かせください。特にイ、ロ、ハの項目を具体的をお願いいたします。合併した3地域の住民から、合併してよかったという実感が湧くよう、市長をはじめ全職員が一丸となって諸問題に全力で取組まれるようお願いするものであります。

次の質問からは、発言席にて行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。市民クラブの栄 勝正さんの質問に答弁をいたします。

おかげさまで合併して、多くの事務事業の懸案事項については統一した、統制した方向にきていますと認識をいたしております。しかし言うならば、外郭ができたということであろうと思います。中身に對する地域の皆さんの受け止め方は、やはりそれぞれだなとこう思ういがいたします。全体としては、かなりうまく推進、進ちょく状況じゃないかと思うんですが、住民、それぞれは個々の問題、自分の問題としてとらえた時には、いささか、やはり受け取り方が違うのかなという思いもいたしております。

3市町村の合併の中で残っております市民体育祭、これがだいたい外郭決まって11月の第1日曜日

に住用、笠利が参加するということまでこぎつけたところです。こういった点も今後の地域住民の心を一つにするための大きな柱になるのではないかと、このように期待をいたしているところであります。

その後の市民団体においてもかなり多くの皆さんがともに展開をいたしております。先般行いました生涯学習講座につきましても、笠利、住用の皆さんが名瀬中央公民館の講座を受けることができるということになっておるところであります。笠利のほうは笠利地区の生涯学習という形で今取ってもらっておりますが、今後はこういった点なども一緒にしていこうということになるのではないのかなと、こう期待もいたしているところです。

また、いつもこれまでも申し上げておりますように、各地域で伝統的に、そして特徴を活かしたお祭りだとかそういう催し物については残していくということもまた地域の伝統や文化を大事にするという点では大変重要な意義があるということでございますので、これらを無理にまとめていくということもないのではないかと、こう思っております。

財政的な問題がそこに、常に行政執行においてはかかってくるわけでございますが、合併するための交付税の増額等もございましたし、合併特例債もそれなりの成果を受けているんじゃないかと、こう思います。18億円の基金を創設しましたし、それから生まれる利子において地域の、特に農村部の活性化に取り組んでいきたいということで方向も示されておりますし、多くの公共事業についても合併特例債の利用できる事業については、合併特例債を活用するというところで、これまで各3市町村で進めてきた事業を継続して行うことができるということでありますので、成果はあったものだ、このように思います。

課題としましてはなんと申しましても、それぞれの地域の特性を活かしながらであるが、奄美市民であるという市民感覚が一日も早く芽生えて造成されることを願っているということではないかと、このように思います。今後そういった点では議員の皆さんの地域での活動ということも大変大きな力になると思いますので、御理解と御協力を賜りたいとこのように思っております。よろしくお願いたします。

21番（栄 勝正君） 今いろいろと市長から成果について、それなりの成果が上がったということなどをお聞きしております。私もやはり3市町村が合併して、個々には申し上げませんが、成果が上がっているものもあるんじゃないかなと、特に今年は7つの小中学校ですか、体育館の改修ということで、やはりそれは合併の効果じゃないかなと思っております。

最後に教育行政も申し上げますけれども、やはり時代を担う子どもたちのために教育環境施設を整備をするということは、私は非常に大事なことだと思っておりますので、本当にこの合併効果が上がったものだと思っております。

今後とも簡易水道とか、いろいろ人口の少ない地域のいろんな諸問題があると思っておりますけれども、本当に合併してよかったと実感が沸くように御尽力なされるようお願いしたいと思っております。

それではそのイ、ロ、ハ、本市の産業・生活の現状認識として一つずつですかね、あんまり難しく言わなくても結構ですので、今どようになっているかお願いしたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 本市におきます各産業の現状につきましては、非常に厳しい状況であるということで認識しているところでございます。

まず、製造業からいきますと、本市の焼酎関係の生産額が顕著な動きをしていますので、この付近は持続して焼酎の生産がなされるものだというふうに思っておりますし、これはまた奄美市経済の支えとなっているというふうに考えておりますけれども、大島紬につきましては、御案内のとおり昭和55年度生産額286億円をピークに下降しております。平成19年は15億円を割り込むなど、厳しい状況となっております。全国的な着物ばなれの状況の中で、販路拡大を図ることが重要でありますので、本場奄美大島紬協同組合、本場奄美大島紬販売協同組合と連携し、物産展を引き続き開催するとともに、今年度は新たな取組としまして、岡崎市民会館ホールで西陣織り、大島紬の合同展を開催するなど、PR、販売の促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

農業関係では、サトウキビ、果樹、野菜、畜産などありますけれども、いずれも農業従事者の高齢化が進む中で、将来の担い手の確保・育成が課題となっております。

担い手につきましては、昨年6月に奄美市担い手育成総合支援協議会を発足しまして、栽培技術研修、集落営農経営研修会を開催し、また認定農業者の育成・確保に努めております。

サトウキビにつきましては、新聞紙上でも御案内のとおり、富国製糖管内で昨年期が3万2,000トン、今期が3,800トンの生産額をしております。単収の増加等により生産の拡大が図られているところでございます。また今後の課題としましては、昨年度から制度が変わっております品目別経営安定対策による交付金の制度というふうになりましたので、特に1ヘクタール未満の農家の方が交付金の対象となるよう、集落営農の組織化、加入促進や基幹産業の委託を進めていく必要があるというふうを考えておるところでございます。

畜産業、特に肉用牛につきましては、畜産基盤再編総合整備事業導入の効果等もあり、奄美市全体で増頭、生産拡大が図られているところでございます。特に住用町におきましては、増頭が図られておまして、母牛頭数で申し上げますと、平成17年度は83頭でありましたが、平成19年度には109頭というふうになっているものでございます。しかしながら、現在飼料価格の高騰等により厳しい状況が続いているという課題がありますが、今後子牛の商品性向上に努め、畜産農家の経営安定をお願いしたいと考えているところでございます。

野菜、果樹部門での生産性向上と、地産地消を図るため、また生鮮食料品の集荷、流通の拠点施設としての青果市場の建設を進めてまいりたいと考えております。またあわせて、奄美市農協をはじめ、近隣町村の協力をいただき、カラーグレーダーや光センサーを整備した選果場の建設を図り、タンカンやパッションフルーツ等を奄美のブランド品として、販売促進拡大を進めてまいりたいというふうを考えております。また今後の計画でありますけれども、住用町全域に中山間地域総合整備事業を導入したいということで、現在職員が誠意、各集落とのヒアリングを行っているところでございます。

水産業につきましては、同じように高齢化や後継者不足による農業従事者の減少、また水産資源の減少や燃料の高騰、漁場の低迷や内地産鮮魚の普及などもあり、零細な形態が多い地元漁業世帯にとりましては申告な問題であると認識いたしております。このような中で、平成17年度から平成21年度の5か年の計画で漁業集落が中心として実施します、離島漁業再生支援交付金事業を導入いたしております。これは国の事業で離島にとって大切な地域資源である魚場の生産力の向上や各地域の特徴を活かした創意工夫による取組に対して支援を行っている事業でございます。内容がたくさんありますけれども、簡単にとりつままで御説明いたしますけれども、やはりオニヒトデの駆除、サメの駆除、密漁防止、漁場監視というような内容もございまして、またITを活用した販売戦略、水産加工品の開発など漁業従事者の意向に沿った支援策が講じられているところでございます。また住用地区の和瀬集落におきましては、漁村再生交付金事業の導入を図りまして、漁協、あるいは和瀬集落の環境整備に努めてまいります。

観光行政につきましては、観光客数がここ数年20万台と横ばいの状況ですが、しかしながらその中でもスポーツ合宿をはじめ、奄美の自然や文化を体験する修学旅行が関西を中心に伸びているところでございます。また、大型船クルーズの寄航も平成16年から3万トンバースの完成により進められておりますが、今後も奄美観光協議会の皆さん方の協力をいただきながら、誘致活動に努めてまいりたいというふう考えているところでございます。

21番(栄 勝正君) あまり詳しく説明しすぎて何を現状に、私が認識すればいいか分からなくなったんですけども、とにかく予算書の中にもいろんな分野において、いろんな事業がなされていることが私も承知をしております。しかし果たして本当にそれが機能しているかなと、成果が上がっているのかなと思ったりしたものですから、今回このような質問をいたしました。

特に、大島紬は毎年、毎月毎月前年月を割っているという現状、もうやがて1,000反を割るんじゃないかなと私は心配をいたしております。そして漁業にしる農業にしる観光業にしる、本当に一生懸命

議長（伊東隆吉君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は26人であります。
会議は成立いたしました。
これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） 日程に入ります。
日程第1，議案第48号から議案第63号までの16件を，一括して議題といたします。
ただいま議題といたしました議案16件に対する質疑に入ります。
通告のありました順に発言を許可いたします。
初めに，新奄美 向井俊夫君の発言を許可いたします。

7番（向井俊夫君） おはようございます。委員会がちょっと異なりますので，この場で2，3質疑をしておきたいと思います。そのあと，また各委員会のほうでやっていただけたら幸いかと思います。

1番目に，議案第48号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中，1の1番目に，14ページ，6款農林水産業費，1項農業費，3目農業振興費，13節委託料，設計業務420万円の内容説明をお願いいたします。

2番目として，同じく14ページの6款1項4目果樹園芸振興費，19節負担金，選果場施設整備推進協議会負担金26万9,000円，この協議会の組織団体と委員数，会議開催予定日，会議内容予定ですね，それをお聞かせいただきたいと思います。

3番目に，上記，今申し上げました予算に関連し，この選果場の隣接地にですね，スモモ，ポンカン，タンカン，パッション，パパイヤ等，選果して不用品が出ます。その不用品やS玉等の加工場構想はないのか。これは奄振の中でも結構です，何でも結構です。この設計段階でですね，将来像も考慮して，何か考えはないのかお聞きしたいと思います。

4番目になりますが，16ページ，8款4項空港及び港湾費，2目港湾改修事業費，22節補償，補てん及び賠償金，建物移転補償費，1，268万1,000円の減額は，どこを予定していて，それが減額になったのか。また，その上のほうにですね，15節に工事請負費赤木名港とございまして，同じ金額が1，268万1,000円計上されておりますが，これとの関連をお聞かせください。

次に，大きな2番目になります議案第53号 奄美世界自然遺産登録推進のための寄附条例の制定についてをお伺いします。

まず1番目に，県が窓口となる，今回出てきておりますが，いろいろ論議が一般質問の中でも出てきてまいりましたふるさと納税制度との摩擦が生じないのか。そこらへんとの兼ね合いですね，それをちょっとお伺いしたいと思います。

2番目に，ふるさと納税制度との違いをどのように広報し，どのようにまた，この給付制度というんですか，それを市民，そして県外の方々にですね，知らしめているのか。そこらへん，お伺いしたいと思います。

大きな3で，議案第61号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてをお伺いいたします。

まず1番目に，平成22年度までの計画書でございますが，平成20年度，今年度が中間年，ちょうど真ん中に当たります。進ちょく状況はどうなっているか。

もう一つ，産業振興施設や生産性が伴う施設予算というのが，全体の中からはしますと，旧名瀬地区のほうもそうですが，16パーセント台かな，今そこに出ている中ではですね，そして笠利のほうも17パーセント台です。住用に至っては0ということ。そういう予算が少ない産業振興だ何だと言われている割には少ないという思いがありまして，そういう意味で，今後見直しとか，また途中でですね，そういう変更等が考えられるのかどうか。それをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

それぞれの分野で部課でやってるだろうと思ってるんですけども、毎月毎月人口も減少して、隣の龍郷町だけは増えているというような統計も出ていますけれども、この本市も減少しているわけでございます。その中で本当に農業にしる漁業にしる観光業にしる、どういう特効薬があるのか、そして振興があるのかですね、やはりいろいろ毎年毎年やっていることもよく分かるんですけども、本当に今年はどうやると、このようなことをやるということですね、そして成果を挙げるということですね、目標を決めてやってもらいたいんじゃないかなと思ったりもいたしております。

そして、生活を見てもみますと、ただ今部長からありましたんですけども、やはりこの旧名瀬市内地内を見てもみますとほんとに中高年を中心に、あるいは若者中心に仕事がない、職がないということで出稼ぎ者が相当いるんじゃないかなと、統計など取ってるのかなと思ったりもしてんですけども、そういう中でですね、南の与論町が企業誘致に成功いたしまして、何社か企業が誘致されたということも新聞報道で載っております。市長も先頭に立っているんな笠利、住用と合併したわけでございますので、立地条件も揃っているだろうと思っておりますのでですね、やはり企業の一つ二つくらい毎年何かの形でですね、誘致するように是非全力を挙げてもらいたいと思っておりますが、企業誘致などはどのようにやっている、誘致をですね、取り組んでいるか、ちょっとそこらへんまで簡単にお聞かせください。

産業振興部長（赤近善治君） 確かに奄美市と奄美群島の共通な状況でありますけれども、特に18歳の方がすべて本土に行くということで、これが人口の減の要因となっております。従いましてこの人口を増やすためには、もちろんこういう人口も大事ですけども、この地元にはやはり公共機関とか、あるいは議員御提案の企業誘致促進が必要であろうというふうに思っております。本市でも過去三つの企業、私どもの横にいます企業の誘致がなされておまして、1社は撤退しておりますけども、このことも現在90名くらい採用されています。IT関係ですね、これもやはり有効だろうと思っておりますし、今後御提案の企業誘致につきましては、東京事務所を中心に観光の修学旅行生の受入れとか、平行して企業誘致を進めてまいりたいというふうに考えております。

21番（栄 勝正君） 奄美でもそのような成功した例の市町村があるわけですのでね、何も外界離島だとか立地条件が悪いとかいうことじゃなくて、やはりいろんな今ハイテクの時代でございますので、与論町に誘致された企業もハイテクの関係の事業だと聞いておりますけども、是非この住用、笠利、名瀬と合併してこの広大な市でありますのでそういう条件なども私は揃っているだろうと思っております。空港も近くありますし、港も近くにありますが、市長も先頭に立って是非企業誘致に努力してもらいたいと思っております。

時間がありませんので次々いきたいと思っております。

次に、職員の意識改革ということで、やはり財政が大変厳しい時代になりました。そしてこの一般の人たちが私たち議員を見る目も、そして職員を見る目も大変厳しくなっております。本当に市民のために市の発展のために役立つかなということですね、私たちもいつも叱咤激励を受けているんですけども、特にまたこの合併して、3市町村合併して職員一人ひとりの意識改革は私はなによりも大事じゃないかなと思ったりもしております。民間からも市民を顧客ととらえ、民間的な発想で市民の目線から政策を手がけ、市民との協働を实践すべきだという提言などもなされておりますので、是非この一人ひとりが何が市民のためにできるのか、どうしたらこの市政発展のためにできるかということ、一人ひとりが、部課長だけでなく末端の職員一人ひとりまでですね、意識改革をするべきじゃないかなと思っております。意識改革についてどのような取組をしているか聞かせてください。

総務部長（福山敏裕君） それでは職員の意識改革について、お答えいたします。

合併によりまして、単に行政区域が拡大しただけではなく、歴史、文化や産業構造の違う市町村が一体となったわけですので、行政に対する住民ニーズも多様化していると認識をしております。今申し上げましたように、厳しい財政情勢、財政状況の中、こうした住民ニーズを的確に把握し、それ

に答えるためには組織の簡素化や業務の効率化を図るとともに、職員の能力を更に向上させることが求められているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、集中改革プランに基づいてコスト意識の徹底、勤務評価制度の導入など、職員の意識改革に取り組んでいるところでございます。具体的には、この4月の人事異動では、支所間交流を大きく行っております。名瀬総合支所から住用総合支所へ7名、笠利総合支所へは8名、また名瀬総合支所へは住用総合支所から8名、笠利総合支所から14名と、計37名という多くの人事交流を行いましたのも、正に今議員御提言の職員の意識改革、意識の改革を狙ったものでございます。また4月に新たに人事考査監、新たに設置しました人事考査監を中心に現在人材育成基本方針を作成中でございます。その中で職員の意識改革を実現するための研修や、職員研修の在り方などについても議論を進めているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

21番（栄 勝正君） 奄美市の市役所は約1,000名近くの、臨時まで入れてですね、職員が雇用されております。この奄美市にとって最大の私は雇用の場であると思っております。やはりその最大の雇用の場である市役所職員がですね、やはり一人ひとりが意識を改革して、本当にこういう厳しい時代にですね、どうしたら市民のためになるのか、いろいろな相談ごと、いろんな、あるいはお願いごとがありましたら、まず予算がない、あるいは慣例がないとかいうことじゃなくてですね、いかにして何か金がなければ知恵でも出し合ってどうにかできないものかというようなですね、発想も持って頑張ってもらいたいなと思っております。

そしてよく言われることは、これは私だけじゃないんですけれども、市役所に来てもあいさつをしないと、しない人が多いと、全部じゃないですけども、そういう言葉をよく聞きます。議員だけにじゃないのあいさつするのは、という人たちも私たちにもいます。しかしながらやはりこの市役所に来る人はですね、この庁舎の中に入る人はお客さんだと思って、民間の会社はどここの会社にでもですね、玄関を入ったらお客さんでありますので、やはり何か御用がないですかとかいらっしやいませとか大きな声で呼ばれます。しかし、市役所に入ってくる人たちもやはり、何か用事があるから私は来るんだろうと思っておりますのでですね、そのへんは一人ひとりが職員の意識を改革してですね、やはりこの小さい島でございまして、笑顔であいさつができ、そして本当に役所も変わったなと言われるくらいに頑張ってもらいたいと思います。

時間がありませんので、もう次に、進みたいと思います。一集落1ブランドの活用ということで簡単にお願ひしたいと思うんですけれども、認定されてると思うんですけれども、どのように活用されているかを簡単にお答えください。

企画部長（塩崎博成君） それでは一集落1ブランドの活用についてお答えをさせていただきたいと思っております。

議員も御承知のように奄美市の集落や各地区には様々な形で、有形無形の地域資源が豊富に存在をいたしております。一集落1ブランド事業は、これらの地域の資源を宝と位置付けをし、その活用を通して集落が主体となった事業展開による地域の活性化、体験型観光の推進による交流人口の拡大と、伝統文化の継承等を図ることを具体的に展開をいたしているところでございます。

昨年度、15集落1地区1団体から申請をいただき、13集落1地区1団体の17件を集落ブランドとして認定をし、集落振興の主要な取組として成果が現れつつあるものと考えております。

申すまでもなく、この事業の目的は集落ブランドを活用して、地域活性化を図ることにほかなりません。今後はこの集落ブランドを紹介をするホームページ等で情報発信に努めてまいりたいと考えております。既にブランド認定を受けた集落におきましては、掲示板の設置等によって周知に努めているところでもございますし、今後は各集落に設置をしてありますブランド活用推進会による事業の具体的な活動に向け、その支援に努め、今のところすべての集落での取組とまではいたっておりませんが、今年度の事業としまして自然景観、それから伝統芸能や郷土芸能等を体験できるモニターツアーの計画

もいたしているところでございます。このようなことで、交流人口の拡大に取り組んでいる計画をいたしております。

今後はこれらの実践活動を検証をし、他地域のモデルとなりうる事業へとつなげ、このことにより地域活性化を目指してまいりたいと考えているところでございます。

21番(栄 勝正君) せっかく市長が公約で一集落1ブランドということで掲げてあります。こうして認定もされておりますので、是非この集落がどういう、本当にどういうブランドがあってどういう特色があるかですね、内外に広報するためにも行政が先頭に立ってですね、集落と話し合ってもらいたいと思っております。このごろはやはり、見るというよりも、観光で見るというよりも体験をするというツアーも増えていきますのでですね、そういう方面にも力を入れてもらいたいと思っております。

次に、移りたいと思います。

次は、皆既日食、来年皆既日食が何百年かぶりですから奄美であるのは、次も何百年後かしかないんですけれども、日本でも20何年後かしかないということなんです。これは絶好の奄美を広報するチャンスじゃないかなと私は思っております。それで、たったのあやまる岬で4分近くですか、3分何十秒ですか、しか見えないんですけども、それだけじゃなくてですね、やはりこの奄美というものを皆さんに知らせるためにも前夜祭、そして当日の当夜祭、そして次の日の後夜祭などですね、計画をして奄美に何万人ですか、何万人か来るという予定がなされておりますけれども、その人たちにですね、一人でも多くの人たちが奄美はこういう所だよと、そしてこういう文化があるんだよというようなですね、是非内外にこうアピールするためにもいいチャンスじゃないかなと思っておりますが、計画などはないか、そして是非計画を立ててもらいたいと思っておりますけれども、いかがですか。

産業振興部長(赤近善治君) 皆既日食の関係につきましては、先般受入態勢を本格的に進めるため、行政機関、関係団体からなる2009皆既日食奄美市実行委員会、これを6月2日に立ち上げたところでございます。さらに専門的に調査、検討をするためイベント部門、宿泊・交通・衛生部門、総務・企画部門からなる3つの専門委員会も同時に設置いたしております。今後その専門委員会を中心に検討してまいりたいというふうに考えております。

現在、皆既日食に関連しますイベントは、地元や本土の企画会社を含め、数件の話がきておりますが、これからも多様な企画・提案が予想されます。そのためにも専門委員会での調整等が必要になると考えております。また、先の設立実行委員会では、海外での皆既日食ツアーを企画・実行している専門家のお話を伺い、海外でのイベントを含めた日食観測の様子を知ることができました。

来年、当地で観測できる皆既日食は、議員御指摘のとおり、奄美をPRする絶好の機会であるところとらえてるところでありまして、多くの来島者の皆さんに島唄や六調、八月踊りなど、奄美の文化に触れていただくとともに、歴史自然を体験していただく滞在メニューやイベント等を検討してまいりたいと考えております。

奄美まつりについて御提案がありました。前夜祭、後夜祭でありますけれども、祭りを来訪者、市民と一緒に楽しむのもいい機会だと思っております。またイベントを通して来訪者の滞在期間の延長につながれば、地元経済への影響も大だと思っておりますので、今後奄美まつり協賛会や関係機関とも協議、検討してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

21番(栄 勝正君) 今部長から発言がありましたように、奄美まつり協賛会とも協議をしてということですので、是非この来年の奄美まつりをですね、金曜日花火、土曜日舟こぎ、日曜日パレードとかありますけれども、これを1週間か10日くらい期間を設けてこの皆既日食の時に、奄美まつり協賛八月踊り大会とか、いろいろですね、こういう趣向をこしらえて、来年は是非やってもらいたいと強く要望をして、次に移りたいと思います。

次は、ごみ減量への具体的取組ということなんですけれども、去年2007年度はいろいろごみの増え

た要因などもありますけれども、2.18パーセント増という具合に新聞報道にもなされておりますけれども、やはりこの80何億円かかったクリーンセンターが、このままでいくともう早くパンクするんじゃないかなと心配してるんですけども、そしてまた多彩な負債を抱えてですね、また建設しなければならぬということを今大変になるんじゃないかなと、やはりそれぞれの家庭が一日少しずつでもいいからごみ減量に取り組むべきじゃないかなと私は思っております。そのためにも資源ごみの徹底や、あるいは分別の徹底、そして資源ごみ徹底、あるいはマイバックの、買い物にマイバックの持参、そして今後店で、各全国の自治体をいろいろ新聞報道で見ますと、レジ袋をですね、有料販売してマイバックを持ってきた方には何割引するとか、そういうところも多く見られるようであります。このままいくとですね、やはりごみの有料化というのようになってくるんじゃないかなあと思っておりますが、総合的にそのへんをどのように考えているかお知らせください。

市民福祉部長（福山 治君） ごみ減量の具体的な取組といたしましては、これまで平成12年度からペットボトルとビンの分別収集を、平成16年度から紙類の分別収集を始めております。また平成20年4月からは資源ごみの収集率を上げるため、市内3か所に常設回収所を設け、市民のリサイクル推進とごみ減量に努めているところです。ちなみに平成19年度の一般家庭ごみの委託収集実績を申し上げますと、可燃ごみの場合、約8,503トンで対前年度比201トンの減、不燃ごみも約591トンで前年度比49トンの減となっており、資源ごみ分別収集の効果が現れてきているものと思われま。なお、資源ごみの収集実績はペットボトル55トン、ビン3種類122トン、古紙類3品目498トン、合わせて675トンがリサイクル資源となっておりますが、現在はまだ可燃ごみ袋の中に新聞紙やチラシ等の紙類及びペットボトル等の資源ごみが混ざっており、御指摘の買い物に使われたレジ袋等も多く見受けられるようでございます。市内の全事業所のレジ袋の枚数を把握することは困難でございますが、仮に1世帯1日2枚使用すると仮定しまして、市内の総世帯数2万3,000世帯から、約年間で1,679万枚が使用され、可燃ごみとして焼却場に搬入されますと焼却炉に与える影響も大きいものと思われております。

御指摘のとおり、今後一層のごみ減量とリサイクルを図るため、市の広報誌の中や出前講座等で処理にかかる経費等も明示して、市民の皆様にごできるだけ分かりやすい形で市民啓発を行ってまいりたいと思っております。

21番（栄 勝正君） 今部長のほうからありましたように、やはり広報誌など通じてですね、1年間で例えば施設の費用と施設を建設した費用、そしてこれは20年間ぐらいかかって返すわけですけども、そして1年間でどれくらいその費用が入っているか、あるいは一人当たりになおしたらいくらぐらいかというのを分かりやすくですね、やはり広報すべきじゃないかなと、やはりそういうことによってごみ減量に各家庭が取り組むんじゃないかなと私は思っておりますので、是非よろしく願いをいたします。

そのレジ袋、マイバックを持参という運動など、あるいはもう一つはごみの有料化などはどのように考えているか、その二つまでお願いいたしておきます。

市民福祉部長（福山 治君） ごみ袋の有料化につきましては、先の審議会でも市民の方々への応分の負担はやむをえないという旨で答申は受けております。今後廃棄物原料等を推進審議会の中で、また負担割合や負担方法等を含めて、御意見を伺いながら検討していきたいと考えております。

それからマイバック運動等につきましては、是非これは推進を図るために広報誌等で啓発を進めてまいりたいと考えております。

21番（栄 勝正君） 時間がありませんので、是非ごみ減量には頑張ってもらいたいと思っております。次に、農業振興ということで、1,2,一緒に聞きたいと思います。

奄美市では思ったほど2000年と2005年との統計を見ますと、そんなに耕作放棄地が増えているということではないんですけれども、これが遊休地なども含めたのかなとったりもしたんですけども、是非この耕作放棄地がゼロになるように対策を立ててもらいたいと思っております。

それからもう一つはこの担い手対策、先ほど部長のほうからもありましたけれども、やはり将来この農業をするには後継者・担い手の、私は対策が是非必要だと思っております。大変委員会でも聞きましたけれども、サトウキビを生産する方の中には60代以上、70代以上の方がたくさんおりましたですね、やはり是非この30代、40代と働き盛りの人たちの担い手を是非増やしてもらいたいと思っております。これは住用の、あるいは名瀬の果樹、畜産も含めてなんですけれども、そのような対策は立てられないのか、あるいはどのような対策があるのかですね、簡単にお答えください。

農業委員会会長代理（前山重一郎君） 皆さんおはようございます。あらかじめお断りしておきますが、本来であれば農業委員会会長が出席して答弁すべきところではありますが、会長がたゞいま、入院療養のため出席ができません。代わりまして、会長代理の私のほうで答弁させていただきますので、御承願います。

放棄地の対策についてですが、農地は食糧の生産要素であるとともに、農業者にとっては重要な経営基盤であります。また、国においても外国産農産物の輸入を見直し、食糧の自給率の向上に取り組む方向を示しております。そのような中で耕作放棄地につきましては、農業者の減少、高齢化の進行等により年々増加傾向にあり、その解消を図ることが緊急の課題となっております。

農業委員会においても、市と連携しながら毎年農地の植栽調査を実施し、現状把握に努めているところであります。さらに国におきましては、今年度市町村内のすべての耕作放棄地を対象に、全国的な現地調査を実施することとしており、市、農業委員会を中心に関係機関との連携のもと、9月末までに調査を完了させるべく、現在準備を進めているところであります。

今後は耕作放棄地の解消に向けたきめ細かな取組として、現状を的確に把握することはもちろんのこと、具体的な解消方策を関係機関と協議しながら実施していきたいと考えております。さらには、農業経営に意欲のある農家等に農地を積極的に流動化し、有効利用を促進するため補助事業の導入や関係機関共通のデータベースを整備し、農地情報の共有化を図り、地域担い手農家への情報伝達に努めてまいりたいと思っております。

21番（栄 勝正君） いろいろ一生懸命やっているということは分かっていますけれども、宇検村などでは、この広報誌やホームページなどを通じていろいろと細かく情報を提供しているようです。例えば、所有者の意向、賃貸借、あるいは貸付条件、あるいは現状はどうなっているのか、あるいは利水、日照の状況などですね。それから、土地の形状、どういう土地になっているのかですね、そういうことまで詳しく広報誌やホームページを通じて公開をしているということなんですけど、奄美市でもやはりこの遊休地や耕作放棄地をですね、やはり借りる人はいるんじゃないかなと、そういう情報提供があればですね、思いますけれども、このような方法で広報する、あるいは知らせるといったことなどは考えてないか、お願いいたします。

農業委員会事務局長（勢田哲央君） たゞいまの栄議員の御指摘の件でございますけれども、確かに現在は奄美市におきましては笠利、住用におきまして農業委員がじかに貸し手と借り手の流動化を行ってございまして、名瀬地区におきましては財団法人のほうで農地流動化を行っております。

実は今回、先ほど会長代理が答弁ございましたけれども、9月末までに現地調査を行いまして国のほうでその農地、非農地を明確にする、その計画を立ててございます。この計画が10月末で取りまとめ、11月に県、国のほうを経由して上げていくんですけども、この段階になりますとある程度の農地の基本状況が集まりますので、議員御指摘のようにそのホームページ等への開示、そういったのも検討してまいりたいと考えております。

21番(栄 勝正君) 担い手対策がもう一つ、私理解できないんですけども、この担い手対策をですね、やはり目に見えるように、そして成果が上がるようにですね、ほんとに今年は何名の方が後継者、あるいは担い手として農業に就農したと報告できるようにですね、是非頑張ってもらいたいなと思っております。時間がありませんので、また次の機会にこういうことは詳しく聞きたいと思っております。

次に、観光産業振興ということで、1と2とまとめてお聞きしたいと思います。

スポーツアイランド構想などでですね、スポーツ合宿は成果が上がっていると私は思っております。そしていろんな大会に誘致運動を一生懸命取り組んでいるということも承知しております。ただ、一方では先ほどもありましたけれども、大型船のクルーズの誘致、あるいは修学旅行、あるいは一般の観光客がですね、そんなに伸びていないんじゃないかなと、今回世界自然を目指して寄附金の条例なども出ておりますけれども、そういうことですね、是非この修学旅行をはじめ、スポーツ合宿以外の観光誘致にも情報提供、体験ツアーなどもですね、どしどしいろいろな情報提供をしてもらってですね、誘致してもらいたいと思っておりますけれども、時間がありませんので簡単にお願いたします。取組を。

議長(伊東隆吉君) 1と2をまとめてということですので、まとめて答弁を願います。

産業振興部長(赤近善治君) スポーツアイランド構想は着実に受入れができております。これは平成4年のジェット化、東京直行便の翌年からやっておりますけれども、この間やはり奄美観光受入協議会の会員の方々が実業団の駅伝の大会のうちに、全国、正に東奔西走してこういった宣伝をやっておりまして、その結果15年10年を経過してこうやらせるもんだというふうに思いますし、日頃の地道なPR活動が必要だというふうに思っているところでございます。

クルーズ船の件につきましても、これは平成16年に3万トンバースが完成いたしまして、クルーズ船の受入れが容易になっておりました。市長も先頭にトップセールスをやって、各船会社に要請をしているところでございますし、今後また関西からの、昨年度は関西からの修学旅行生も多数受入れているところでございます。引き続きトップセールスを進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、12月には東京日比谷公園で奄美フェスティバル、これは奄美群島広域事務組合と連携して行いますけれども、この日比谷公園、日比谷の講会堂では伝統文化、それから日比谷公園で物産展をする予定になっております。そういったことで、今後も観光客の誘致に努めてまいりたいというふうに思っておりますし、先ほども若干説明しましたけれども、東京事務所のほうにふるさと産業支援アドバイザーを東京事務所に配置しまして、観光の最前線基地として定住促進や観光客の誘致活動に積極的に取り組んでまいるということで、今後とも様々な施策を展開してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それでは、2番が奄美検定の活用ということでの御質問でよろしいのでしょうか。

議長(伊東隆吉君) 1、2というふうに解釈したものですから、通告したということもありましたので、その旨申し上げましたが、2に関しては質問がされてませんので再度お願いします。

21番(栄 勝正君) 是非、スポーツ合宿同様ですね、いろんなところに情報を提供して、ほんとに夏といわず冬といわずですね、この屋久島のように観光客がですね、あるいは奄美に訪れるように最大限の、東京事務所などを通じてですね、同郷、情報提供して頑張ってもらいたいと思っております。

奄美検定がこの間、ようやく奄美検定が第1回目、初心者と思うんですけども開催されまして、100何十名の方が受験されまして、90何パーセントの方が合格したということなんですけれども、この人たちの活用もですね、登録をしてボランティア登録をしてですね、いろんなところは是非活用して

もらいたいと思っております。もう答弁はいりません。もう時間がありませんので、次に、またいろんな機会で見学のことについては質問をしたいと思っております。

せっかく4番目まで掲げてありますので、次に、教育行政について最後に質問をしたいと思っております。

私は、十年議員になってから教育行政は1回もこの本会議で質問を欠かしたことはありません。毎回何かの形で質問をいたしております。というのは、少子化に歯止めがかかりません。そのために時代を担う子どもたちの健全育成は、今の私たちに渡された責務であると私はいつも思っております。そして、10年後20年後はこの子どもたちが、やはりこの奄美を、日本を背負って立つであろう子どもたちのためにもですね、今しっかりと小中学校の時に健全な教育をしなければいけないという観点から、いつも質問をいたしております。

今回は本市の小中学校の現状がどうなっているのかですね、いろいろ噂は聞きますけれども、噂は噂でありますので、やはり学力低下、あるいは非行、いじめ、不登校、いろいろ増えているということも聞いておりますし、果たして子どもたちは以前に比べ、私も3名の子供がおりますけれども、3名の子供が在学していた当時の半分、名瀬小あるいは金久中あたりも大体同じようになっています。その中で、やはりこういういろんな問題が起きているということは、なんなのかなと、この間も秋葉原で7名のあの痛ましい事件などが起きて、背景はなんなのかなということで、国をあげて今模索しているところなんですけれども、この奄美の小中学校の現状が今どのようになっているのかですね、私たち一般市民にはあまり分からないんですよ、噂はよく入るんですけども。やはり地域に開かれた学校ということでもですね、あるいは地域と学校と家庭と、何十年来前からこう言われてるんですけども、なかなか地域に、私たちのところには、私もPTAで終わっておりますけれども、地域には学校の現状が伝わらないというのが現状じゃないかなと思っております。今の現状をお聞かせください。

教育長（徳永昭雄君） 今、議員から学校の現状ということでございますが、おっしゃりたいいじめとかそういうことだと受け止めております。

不登校、いじめ問題、そして問題行動の児童・生徒についての現状を報告いたしますが、本市の不登校の児童・生徒は平成10年度をピークに年々減少しております。平成16年度から19年度はほぼ横ばいの状態で、年間100名前後の児童・生徒が不登校であります。平成19年度の不登校に関する調査の結果、奄美市の場合、不登校の原因は怠学、要するに怠け学ですね、本人に関わる問題がもっとも多く、次に、家庭環境の急激な変化や親子関係をめぐる問題、友人関係をめぐる問題となっております。

不登校の児童・生徒への対応といたしましては、各学校におきましては、担任だけでなく、複数の職員による個別支援チームを組んで電話連絡や家庭訪問の支援を行っております。市教委といたしましても、教育相談室での電話や来客による相談活動、適応指導教室での指導や訪問指導として学校復帰に向けた支援を行っております。その成果といたしまして、平成19年度には適応指導教室に通級していた児童・生徒については、約8割が平成20年度から学校復帰を果たしております。

次に、いじめや問題行動でございますが、学校からは市教委への連絡や相談がありまして、市役所の福祉部局、NPO法人ゆずり葉の郷、児童相談所、警察等との情報交換を行うなどして解決を図っております。今後とも関係機関と連携を図りながら支援を行います。

最初にお答えしました不登校の児童・生徒の対応につきましても、今後学校における個別支援チームの機能化、そしてスクールカウンセラーの配置や関係機関との連携を図りながら、不登校児童・生徒の減少に向けて努力をまいりたいと思っております。

21番（栄 勝正君） 今までどおりの答弁だったろうと思っておりますけれども、ただ学校によっては生徒、子どもたちが教室に入らずにですね、廊下でたむろしているとかよく聞くんですけども、私たちも毎日毎日学校に行ってみるわけにもいきませんが、教育長にはそういう報告などは入っていないんですかね。

それともう一つは、やはりこの本市で去る3月にですね、先生が自分で、尊い命が失われました。や

はりいろいろな原因があろうかと思えますけれども、日本全国でも生徒が自殺ということがあれば大々的にニュースにも出るんですけれども、なかなか先生が亡くなるということは、あまりにニュースにも載らないようになるんですけれども、やはりこういう原因はなになのかですね、教育委員会としても把握をして、やはり一人ひとりのそういう悩み事、あるいは先生、生徒いろいろ学校関係の方たちのですね、的確に把握をして相談に乗るべきじゃないかなと思えますけれども、そのへんはどのようになっているか聞きたいと思えます。

そして2番目のスクールサポートボランティア制度なんですけども、やはり団塊の世代といわれる人たちが大量退職をいたしております。本市にも校長先生をはじめ今年の3月限りで退職された先生もたくさんおります。やはりそういう先生をはじめですね、地域の人たちを活用してですね、毎日毎日学校に来てもらうというようなことも大変難しいでしょうけれども、ボランティア登録をしてそういう人たちの協力も得ながらですね、ほんとに学校が正常な運営をなされるよう努力すべきじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

教育長（徳永昭雄君） まず児童・生徒の学校における状況でございますが、昨年度はいろいろ問題がありました。今年度に入ってから私もその学校にですね、訪問しましたけれども、授業は相当落ち着いた状況になっております。県の教育長もみえましてですね、その状況については、満足されてお帰りになられました。

次に、メンタル教職員のことでございますが、確かに不幸な事故がございました。全国的にも相当数の精神疾患による教職員の数があることは、文科省からの数字でも明らかでございます。平成18年が4,675名の精神疾患患者の、いわゆる休職者数があるということが報告されております。今後ですね、確かに職員の健康管理という面につきましても、県のほうでは、これは教職員よろず相談、それからメンタルヘルス相談ほかを聞いておりますし、また奄美市におきましても、本年4月から労働安定衛生法の施行に伴いまして、奄美市学校職員労働安全衛生管理規定を設けまして各学校にそれぞれ通知をいたしまして、学校の状況把握、そして学校長による指導とかそういうことに勤めているところでございます。

次に、スクールサポートボランティア制度でございますが、教育相談員の問題行動の支援といたしまして、市の適応指導教室や文科省の委託事業でございますスクールカウンセラー配置事業、子どものサポート体制整備事業の相談員を退職した教職員に協力をいただいております。また部活動やスポーツ少年団ボランティアにつきましても、数校の学校で地域の指導者に協力をいただき、サポートをしてもらっているところでございます。今後ともこのような活動についてさらに協力を呼びかけていきたいと考えております。

21番（栄 勝正君） 落ち着いているという答弁なんですけども、やはりこのような問題が起きましたらですね、教育長、やはりこの学校には一人二人の熱心な先生だけじゃなくてですね、県教委にも申し上げまして5,6人くらいは、そういう熱心な先生はそれぞれ一生懸命だろうと思えますけれども、やはりより熱心な生活指導、あるいは子どもたちとの触れ合いもある先生もおりますのでですね、是非その集中的に5,6名くらいは配置するようにですね、教育長のほうからも強くそういうと、落ち着いているということなんですけれども、お願いをしたらいいんじゃないかなと私は思っておりますので、是非よろしくお願いをいたします。

そして是非この今年から来年、再来年と団塊の世代の定年退職者の教職員も増えていきますのでですね、その人たちも是非活用して何かの形でですね、この学校に協力できるような体制を作ってほしいと、強く思っております。

そのコメントと最後に方言指導ということで、世界遺産ということで今回もいろいろとありますけれども、その世界遺産の中にも文化的な遺産として、この方言は私は大変な遺産であると思っております。私は方言でなんでも話しますけれども、私の家内とかいろいろな人はもう方言で話すことができません。

やはりこの方言で、島唄は方言を歌うのに言葉はなかなか方言が出ないということになっていますけれども、子どもたちに少しでもですね、方言で話しができるような、英語はもう小学3年生から今度は習うということなんですけれども、方言もですね、なにかの形で残すような取組をしてもらいたいと思っております。コメントがあれば、もう時間がありませんけれども。

教育長（徳永昭雄君） 学校の教職員の配置につきましては、県のほうと十分協議しまして、今回も優秀な先生をですね、市内に配置していただきました。本当にそれは感謝いたしております。これからも私の仕事として、これは十分話し合って、県と話し合っていく所存でございます。

議長（伊東隆吉君） 以上で市民クラブ 栄 勝正君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時30分）

議長（伊東隆吉君） 再開いたします。（午前10時45分）
引き続き、一般質問を行います。
次に、市民クラブ 奥 輝人君の発言を許可いたします。

17番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さんこんにちは。私も市民クラブの奥輝人でございます。市民クラブが二人続けて行いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、一般質問通告してありますけれども、少々時間をいただきたいと思ひます。

まずもって先日に発生しました名瀬の小俣地区の土砂災害、そして家屋の崩落等に関しまして心からお見舞いを申し上げたいと思ひます。現在梅雨の真っ只中であり、昨日までは相当の雨も降っています。まだ各集落各地区におかれましても、自主防災組織等を設置されている地域や集落におかれましては、集落内の総点検等を実施していただき、防災に取り組んでいただきたいと考えております。そして一日も早い復興を期待したいと思ひます。

それと最近の新しい話題では、明るい話題といひますのは、先々週から先週にかけて連日連夜、男子バレーボールの世界最終予選がテレビで放送されておりました。私もバレーファンの一人として連日テレビを見ながら応援していたところであります。8か国総当たり戦ということでありまして、初日にイタリアと対戦しましたが、勝てる試合を落としてしまい、本当に次の試合からどうなるのか、本当に心配しておりましたけれども、その後破竹の6連勝ということで、アジアの第1位ということで、オリンピック出場が叶ったわけでありまして。この議場内にもですね、バレーのOBもたくさんいるかと思ひます。また今回、市民福祉部長に就任されました福山部長さんには、このオリンピック、16年ぶりのオリンピックにもうほんとにプレゼントになったようなお祝ひであったのかなと感じているところでございます。これからもバレーの熱にまた一層励んでいただきたいと思ひます。

それともう一点明るい話題としましてはですね、先週の4日の日に行われましたんですけれども、富国製糖終了祝ひが平成13年度に行いまして、約6年ぶりに復活をいたしました。席上、代表取締役の有村栄男会長さんも出席されて、激励の言葉や感謝の言葉を述べられたところであります。今回は生産量が約3万8,200トンということで、10年間にないすばらしい増産でありました。ここ2年のうちにやっぱり農家の意識改革や、そして関係機関の皆さんの努力が実った成果だと感じてます。この富国製糖終了祝ひもまた来年度以降に向けて、開催できるように農家の皆さんやまた関係機関の皆さんの協力を得ながら取り組んでいきたいものであります。というわけで、あまり前置きを長くしますと、質問事項が多いものですので、こゝらあたりで本番の質問に入りたいと思ひます。

まず一点目に、サトウキビの経営安定対策についてであります。増産プロジェクトの成果と課題について質問をしたいと思います。

国の方針において、平成18年度から平成27年度までの間にですね、収穫面積における株出栽培の割合を1割程度増加させるとともに、株出栽培の単収を2割程度向上させるという数値目標が設定され

ました。今期の実績は約3万8,200トンで、ここ10年間で最高の年であったことは皆さん御承知のとおりであります。そのような中、奄美市において、収穫面積における株出栽培の割合、また株出栽培の単収はどのようになったのかを伺いたと思います。

次からの質問は、発言席にて行いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

産業振興部長（赤近善治君） まず増産プロジェクトの成果についてでございますけれども、国において設置されましたサトウキビ増産プロジェクト会議において、平成17年12月にサトウキビ増産プロジェクト基本方針が作成されております。国においては、この基本方針におけるプロジェクト目標を議員から御説明がありましたけれども、生産条件の整備により平成27年度までに、収穫面積に占める株出栽培の割合を1割程度増加させるとともに、株出栽培の単収を2割程度向上させるというような目標を設定しております。国が設定しました、策定しました基本方針目標を受けまして県段階、各島ごとにサトウキビ増産計画を策定し、毎年度実施結果を検証しているところであります。

大島本島サトウキビ増産プロジェクト会議における収穫面積に占める株出栽培の割合は、18年度計画が204ヘクタールでありましたけれども、実績は298ヘクタール、1.4パーセントの増となっております。19年度の計画が283ヘクタールに対し、実績が421ヘクタール、48.8パーセントの増となっております。次に、株出栽培の単収ですが、単収につきましては18年度計画4.2トンに対し、実績が4.885トン、16.3パーセントの増、19年度計画4.895トンに対し実績が6.097トン、24.6パーセントの増加となっております。

17番（奥輝人君） ただいまの説明で十分分かりました。とにかく国からの方針の株出栽培についての増加ですね、2割、割合を1割程度、また株出栽培の単収を2割程度ということで、聞きますと栽培の割合のほう約48パーセントぐらい増加しているということと、もう一つの単収のほうも24.6パーセントだと、単収も増加しているということで、これは農家の皆さんの意識改革も踏まえてですね、取組の成果が上がったものと感じています。成果はそういうふうに向向してはありますが、今後ですね株出栽培の課題についてはですね、1株目当たりはですね、相当の収量と単収が上がると思います。その後の2株目、3株目以降につきましては減収していくのが現状であります。今後ですね、その2株目3株目の増加に向けた対策、簡単に言えばですね、肥培管理を徹底させたり、除草剤の適期散布ですね、あと株とり期や株出管理期をそろえた、そういった管理を徹底させるということがやっぱり2株、3株目の収量増につながっていくと思われま。

現在農家の皆さんもですね、株出移行を強く望んでいる農家もいまして、品種のほうでもですね、農林22号と農林17号を主体に、この国の指針、国が設定してありますその基本目標に向けて今突き進んでいるところでもあります。今後の2株目、3株目に向けての農家への意識向上、現場研修等についてはですね、今後どのような周知徹底を図っていくのか、また農家への助言アドバイス等はどのようになっていくのかを伺いたしたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 株出しにつきましては、やはり一番大切なものはハーベスターを運転をするオペレーターの研修ではないかと思ひますし、その後の株出管理、これが重要じゃないかというふうに思ひております。従ひまして、このオペレーターの研修等につきましても、今後、各地区で進めてまいりたいというふうに考ひております。2株3株ももちろんそのハーベスター、それから株出管理につながってくるものでありますけれども、やはり土壌がやせてくるというようなこともありますので、やはり堆肥等を適宜するというようなことも大切じゃないかというふうに考ひております。

また、萌芽や分けつ茎に影響を与えておりますハリガネムシやメイチョウに対する病害虫の防除につきましても、誘引剤を併用した新農薬、プリズベイトという名前のものでありましたが、大きな効果が

表れていることから普及をしているところでございます。現在は新植のみの利用となっており、株出栽培については適用拡大申請中であるということから、その動向を見ながら成虫を捕獲するフェロモントラップと併用することにより、株出しの栽培の効果が期待できるものというふうに考えておるところでございます。

17番(奥 輝人君) 是非ですね、株出しの栽培面積が拡大していますので、株切れがおきないような、そういった現場での直接指導ですね、笠利地区や名瀬地区のほうでも栽培面積も拡大していますので、そこらあたりを怠らないようにですね、指導体制を強化してもらえたらうれしいなと考えています。

次に、いきたいと思います。機械化一貫体系の推進についてであります。

サトウキビの場合は、土地利用型農業ということで、土地がなければ増産、増収が見込めないわけがあります。今回株出しが面積は増えるということは、植え付けが春植えの場合はもう次の年には収穫できる、しかし夏植えの場合は次の次の年になります。1年とちょうど半年くらいかかるということで、夏植えよりも春植えに移行したほうが収益性が高いのがサトウキビでもあります。そういった意味で、今後は担い手農家の育成やまた認定農家の育成、そして組合やら法人の方々の協力を得ながらですね、そのサトウキビの増産に努めなければいけないと考えております。

現在、大型機械も各組合やら法人で各自でまた補助事業を導入しながらですね、機械化の一貫体系を今推進しているところでもあります。私たちの組合もですね、植え付けのプランターからそして収穫のハーベストまで、一式揃えてですね、農家の皆さんに提供、または還元をしているところでもあります。そういったことは今後はですね、あと2年後に迫っていますサトウキビの品目別経営安全対策の中で、政策支援が受けられない方々の、Aの5とAの4というそういったノウハウを支援するためにもですね、こういった大型機械の導入を図りながら、高齢者やそういったAの4、Aの5の方々を支援することも可能になってくるわけでありまして。そういった意味で、機械化を導入するというところで、今後のサトウキビは目標を設定していけばですね、今の3万8,000トン、もしくはこれ以上の4万トンを超える増収が期待できるものであります。

今後この機械化の推進、まずは普及に関してですね、Aの4の農家、Aの5の農家の支援を含めてですね、今後の普及拡大、または導入について、今後どのような取組をもっていただけるのか、機械化一貫体系の確立に向けての取組を伺いたいと思います。

産業振興部長(赤近善治君) 従来、サトウキビ経営につきましては、収穫作業が大きな労働負担となっておりましたが、ハーベスターの普及により、収穫作業に占める割合も18、19年期中で62.6パーセント、19、20年期中で68.1パーセントと大きく大きく増加しております。ハーベスターの利用率につきましては、平成19年度から施行されました、議員も御指摘の、品目別経営安定対策の支援要件にも関わるため、今後ますますハーベスターの利用が増えることだというふうに考えております。19、20年期中の収穫作業におけるハーベスターの委託状況を見ますと、ここに大きな差がありますが、お互いに調整しながら作業を実施していることから、今後も現状の台数等で十分に対応できるものというふうには考えているところでございます。

収穫作業以外の作業につきましても、高齢化、小規模農家に対応するため、低料金による受委託作業の実施や農業機械の貸出しなどにより、機械化の一貫体制が図られつつあるものと思われまして。

今後とも、農家の負担軽減、作業効率を図ること、また品目別経営安定対策の支援要件に対応するためにも機械化の一貫作業体系の充実を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

17番(奥 輝人君) 是非、その機械化一貫体系が確立できるように、また魅力のあるサトウキビ経営ができるということで、また新規就農者なんかですね、そういった機械化があれば、楽しく儲かれる、そういった根性魂も養われると思います。これからはほんと、後継者や新規就農者が若干少ないわけがありますけれども、そこらあたりも考えてですね、機械化の一貫体系が推進できるような体制も築いて

構築してもらいたいと思います。

次に移りたいと思います。次に、畜産の経営安定対策について、質問したいと思います。

飼料管理技術の向上について、この件についてはですね、奄美市の笠利地区におかれましては競りの一月前に必ず品評会というのを開催しています。その品評会の内容はですね、子牛の体高や体重、そして胸囲、あとは子牛の増体、また子牛の血統、などなどをもろもろ審査していくシステムであります。それを担当するのが県の経済連の職員と県の普及委員、またJA奄美職員、そしてこの奄美市の職員などが担当して指導しているわけであります。

そういった意味で子牛の単価がですね、今年の3月までは総平均で約45万円前後のオス・メス合わせて45万円前後のですね、取り引きが成されていました。しかしながら今回の5月の競り市に置かれましてですね、約6万円ぐらい値を下げたしまい、オス・メスの総平均が約39万円前後ということで、農家の皆さんも厳しい状態に陥っているところであります。こんなにまで下がったのは、要因はですね、いろいろ考えられると思います。枝肉相場の需要が横一倍とか増加してないと、その消費者の方々が消費していないというのも考えられると思います。またそれとそれ以外にですね、私たちの牛を飼う肥育農家、購買者の方がですね、最近の農耕飼料や租飼料のコストの高さでですね、これ以上のコストをつぎ込んでまでは、高値の購入できないという、そういった現状もあっての、今回の値が下げたものだと考えているところであります。

全般品評会等で経済連の方々が指導されているんですけども、いままでどおりでやってはいけないという指摘を受けました。JA経済連の担当者の今後の方針としましてですね、大島らしい子牛を作って販売しなければ、産地間競争にも負けるという、そういったほんとに厳しい指摘もきたところであります。大島らしい子牛というのは、自分たちこのような形、このような増体、このような子牛が大島らしい牛だなどと思うんですけど、さらにですね、この大島らしい子牛ということを理解する意味でですね、どのような子牛を大島らしい子牛というのかを一応説明していただきたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 大島らしい子牛というのは、私どもの基準は持ち合わせていないところでもありますけれども、やはり現在その肥育農家が求めております大島らしい子牛とは、租飼料を中心としたえさ付けを行い、骨組みが太く、見栄えの良い子牛を求めているんじゃないかというふうに考えております。今後も大島らしい子牛作りのために、各関係機関と連携を図りながら推進してまいりたいというふうに考えております。

17番（奥 輝人君） 産業振興部長、ありがとうございました。是非ですね、大島らしい子牛をですよ、産振部長、品評会とかでありますので、また競り市もありますので、これが大島らしい子牛ですよというぐらいに言えるようにですね、現場検証などしていただければうれしいかなと思っております。自分たちも農家もですね、こうやって品評会を毎回開催してですね、大島らしい子牛を目指しているんですけども、どうも大島らしい子牛の理解、ピンとこないところもありますので、そこらあたりを教えるためにもですね、品評会等に顔を出してですね、子牛の成育、生態状態など見極めていただきたいとも考えてますので、よろしく願いしたいと思います。それはもう答弁いりません。

あとですね、値を下げる要因は先程いくつか言いました。だけど、この値を下げる要因もさることながらですね、今奄美大島のほうではですね、北大島特有の子牛の血統、雌雄牛ですね、雌雄牛を親牛に雌雄牛を組み合わせたそういった交配が、やはり値を高くしていく要因があります。いままでの雌雄牛に代わる雌雄牛が今ぞくぞくと県有牛または民間牛からですね、今種がそうやって取り寄せられるようになってきています。そういった意味で今後優れた子牛を算出するためにですね、計画的な交配が、人工授精師さんと連携を取りながらですね、できていくのか、またそういった取り組み等をですね、伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 北大島地区の計画的交配につきましては、北大島地区管内の人工授精師に

より、計画的交配を行ってございましたけれども、平成19年度に北大島地区管内の奄美市、龍郷町、大和村、大島支庁農政普及課、家畜保健衛生所大島支所、奄美農協の畜産担当及び各地区の人工授精師の協力を得て、平成20年度北大島地区雌雄牛交配指針を策定したところであります。今後はこの策定した交配指針、または改良指針に基づき、商品性の高い子牛を算出できるよう各関係機関と連携を図りながら推進・指導してまいりたいというふうに考えております。

17番(奥 輝人君) 今、笠利のほうで、やはり単価の、市場で一番単価が高いのはですね、民間牛の雌雄牛を言いますと安福久(やすふくひさ)とか平茂勝(ひらしげかつ)が入っている鹿児島県産の系統のそういった種がほんとに競り値でも高相場を保っています。若干そういった差はありますけれど、今後はですねそういった母牛、自分の親牛を育成していくためには母牛をやっぱり管理しなければいけないということで、今平茂勝(ひらしげかつ)やら金幸(かねゆき)とかそういった安福久(やすふくひさ)ですとかですね、そういったのが購買者や育農家に人気が高いということで、今積極的に導入をして図っているところでもあります。そういった意味でその精液もですね数に制限がされているということで、自分たち畜産農家、増頭計画に沿ってですね、増頭増頭で頑張っているんですけども、県有牛、民間牛のそういった精液が不足がちということも重なりまして、また増頭へのそういったステップが極端にはまだ増えている状況ではありません。今後ですねそういった購買者や肥育農家が希望する精液をですね、是非奄美のほうにでも1本でも多く取り寄せられるような方法が必要になっていくのかなと考えています。これまで従来の、いままでの精液では、どうも単価を、値を下げてしまうという、そういったデメリットがありますので、新しい牛、新しい牛を更新していくというのが私たち畜産農家の考えでもあります。

今そういった意味でその精液の確保に向けて取り組んでいる状況でありますけれども、北大島サブセンターにおきましては、県有牛や民間牛、様々な種がもう入ってきているのはわかっているんですけど、今後そういった人気の高い精液の確保ですね、それに向けて人工授精師さんとの連携を図りながらですね、そういった人気の高い精液が確保できるような取組、今後どのようにしていかれるのか、伺いたいと思います。

産業振興部長(赤近善治君) 現在、北大島地区管内の雌雄牛の精液は、北大島肉用牛凍結精液サブセンター運営協議会が中心となり、鹿児島県及び民間の人口受精所より分譲をさせていただいているところでございます。今後の精液確保といたしましては、北大島肉用牛凍結精液サブセンター運営協議会と連携を図りながら、県有牛の情報収集及び民間の人工授精所等にさらなる要望等を行い、優良雌雄牛の精液確保に努めてまいりたいと思っております。

17番(奥 輝人君) 今後の奄美大島の子牛生産にはですね、そういった現在新しく開発改良を進められている、そういった精液をですよ、1本でも多くここに導入できるように、確保できるように対策を考えていかなければならないのが今の現状だと思います。人工授精師さんも各自ですよ、鹿児島に行ったり民間の農家さんのほうに出向いてです、もう自分で自己資金でこうやって精液の確保に取り組んでいる状況でもあります。そういった今後の奄美市、また大島の子牛の生産を増額とか増頭していく上でですね、更新は、新しい種への更新はさらに必要になっていくと思いますので、是非その精液の確保についての指導なりですね、アドバイスなどしながらですね、取り組んでいただきたいと思っております。

次にですね、優良繁殖雌牛の導入について、これも先ほどとちょっと重なるんですけど、今優良繁殖雌牛の導入についてはですね、貸付事業、肉用牛貸付事業と言いまして、国と県の33万円とまた本年度から奄美市単独で7万円の基金を積み立ててですね、合計40万円まで無利子で貸付けできる、そういった事業を今継続、推進されています。これは5年後にですね、返済するというものであります。そういった40万円借りてですね、いい牛をやっぱり導入するのが農家の皆さんであります。そういった優良繁殖雌牛を導入するためにはですね、先ほど言われた雌雄牛、雌雄牛ですね、それを付けて、そ

れが子が生まれてそれを母体として、母牛として残していく、直売りしていく、そういった流れがなければその増頭にもつながらないという考えでもあります。感じでもあります。そういった意味ではですね、今後この優良繁殖雌牛を導入するにあたり今農家の皆さんもこの貸付事業を利用している方も多い農家もいます。

しかしながらですね、旧笠利地区におかれましてはその貸付事業の導入以外にですよ、奨励補助金というそういった制度もありました。その奨励補助金もですね、聞くところによりますと、奄美市の補助金等評価委員会のその審査の中で見直しされたということで、ちょっともう廃止されたということにつながっています。子牛を生産して、販売するまで相当な時間が、時間と経費が必要なことをちょっと分かってもらいたいなという気持ちがありました。

私はちょっと説明するんですけど、子牛を導入するというのは約10か月間で子牛を導入します。子牛を導入してそれから約5か月から6か月間自分で試しながら太らせ、種付けできる状況まで持っていきます。それで約1年と5か月、6か月ぐらいかかります。それから15か月目にですね、すいません15か月目に種を付けてですね、それから種が付いたらですね、約10か月10日で285日ぐらいですね、子が生まれます。そしてその後約8か月から10か月間、または肥育、子牛を管理していくわけでありまして。そしてそのあとに10か月、8か月か10か月後に子を販売する、競りに出すという経過に、日程があります。そしてそのあと、その5年間の間に子が2、3から多くて3、3、よくて1、3、3までではどうかとれる状況はありますけれども、親牛の管理状況によっては2、3とる人もいるし、また3、3とる人もいる、また1、3頭で終わる人もいます。そういった金を考えてですね、貸付事業を導入した場合でもですよ、相当40万円はただ5年後に返済すると言いますが、やはり現行投資、導入した時はほんと50万円前後の牛を導入するわけでありまして。50万円前後を導入してですね、この子が2、3年以降にしかほんとの収益性はありませぬ。ということは、5年後6年後にしか本来の収益所得は上がりませぬ。その5年から6年間の間は、もうほんと現行投資で租飼料やら農耕飼料を与えてですね、ほんとのコスト、マイナスという現状でもあるのが畜産の現状であります。

そういった意味でですね、牛を導入して6年後ぐらいがもうほんとの自分のための所得ということでもありますので、今後こういった優良繁殖雌牛を導入するに当たりですね、旧笠利地区に実施されていたあの奨励補助金等の再度見直し、また検討、復活を自分もですけど、畜産農家はそれをほんと要望している声が多く聞かれます。いままで従来あった旧笠利地区の小額補助金がまた見直しされて、また復活できるような体制ができないものかを一応伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 畜産農家の抱える悩み等については、今十分に理解したつもりであります。県内産の優良雌牛導入希望者に対しましては、今後も国・県の特別導入基金事業と奄美市単独の肉用牛導入貸付金を活用しながら、優良雌牛の導入を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

議員御指摘のとおり以前まで活用していた奨励補助金事業につきましては、奄美市全体での補助金の見直しの中で、奨励補助金事業の代わりとしまして、奄美市単独の肉用牛導入貸付金事業を創設しました経緯があります。今後、現在の奄美市の財政状況等を勘案しますと、奨励補助金事業の再検討は非常に難しいというふうを考えておりますので、なにとぞ御理解をよろしくお願いいたします。

17番（奥 輝人君） ただいまの部長の答弁でよく分かりました。ほんとに厳しいということは私も財政を見ながらですね、痛感しているところであります。

畜産の振興を図る意味でですね、畜産農家も頑張っています。多額の投資をしてですよ、儲かるのが6年後に儲かるというそういった実例がありますので、そこらあたりは旧笠利町の中では、そこらあたりを踏まえてですね、こういった奨励補助金を支出していた背景がありますので、そこらあたりは厳しいと思いますけれども、再度検討をされてですね、畜産農家の増頭意欲が計られるような、そういった体制をですよ、もう一度考え直していただきたいと思います。時間がかかるかも分かりませぬけれどもですね、畜産農家の今後の発展を希望してですよ、私はもう強くそれを要望したいと思いますので、よろ

しくお願いしたいと思います。次に移りたいと思います。

次はですね、のタンカンの経営安定対策についてであります。アの栽培管理技術の向上について伺いたいと思います。

栽培、タンカンの場合はですね、栽培技術や管理技術の勉強会や研修会と、年に何回かですね開催されているという新聞紙上等でもよく見受けているところでもあります。タンカン塾といったものまで開催されているということで、タンカンの栽培・管理、現地研修等に大きく貢献されているものと考えております。大規模農家や意欲のあるそういったタンカン農家は、そういったタンカン塾、そして研修会、勉強会、現地研修会等に積極的に参加されていると思いますけれども、それに参加できない小規模農家とか、新しく今度新規に就農されているタンカン農家さんなどがですね、そういった研修等に参加できるようなシステムですね、それと新規就農者、そういった小規模農家の今後の勉強会等への参加の取組状況等を、現状になるかと思えますけど、現状など伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 小規模農家や新規農家等の栽培・管理技術向上への成果についての御質問であります。

現在開催されている研修会につきましては、栽培面積の大小、栽培経験の長短を問わず集まってきていただいております。小規模農家や新規農家等の栽培技術習得及び意見交流の場としても活用され、徐々に成果がみられつつあります。また栽培・管理の一助として、奄美市農業研修センターや農業ふれあい祭りにおいても、タンカン等の農業基盤講座を実施し、栽培意欲向上を図っているところでございます。また19年度の実績につきましても、1ヘクタール以上の大規模農家の皆さん方と、それ以下の小規模の皆さん方の出席をみますと、約7割が小規模栽培の方が参加しておりますので、十分に研修等には参加いただいているものだというふうに考えております。

今後とも研修の充実、個別相談等、栽培・管理技術向上に向け成果が発揮されますよう努力してまいりたいというふうに考えております。

17番（奥輝人君） 今日出席しています農業委員会の局長代理の前山重一郎兄が今日は来ています。タンカンの大プロでもあります。ちょっと宣伝しましたけど、自分の大先輩ということでですね、4・1クラブを通じてですね、親睦を深めているんですけど、やはりそういった大先輩がいますので、こういったタンカンの栽培技術云々もですよ、そういった大先輩の力を借りながら、進めていかなければいけないと思っていますので、部長。こういったすばらしい大規模農家、またタンカンを作るプロの農業者いますので、そこらあたりをその人たちの連携ですね、そしてそのタンカンブランド化していこうという気持ちがあればですね、そういった人も活用して利用してもらいたいと思いますけど、これでどうでしょうかね。

産業振興部長（赤近善治君） 正に御指摘のとおりだと思います。

奄美市にはタンカンを専門的に栽培している農家の方がおります。今、奥議員が紹介されました前山さんもその一人でありますし、前山さんにはタンカンの次の講習会もお願いしておりますし、タンカンの選定の講習会の講師としてもお願いをしているところであります。また平井さんはじめ西田さん、そういった専門的にやっている方がいらっしゃいますので、交渉をさせていただいておりますので、今後また御指摘、御提案のとおり数を数をというお願いをしてみたいというふうに考えております。

17番（奥輝人君） 是非そういった先輩の力を借りながら、タンカンの技術向上に実際取り組んでいただきたいと思います。

あとですね、次のイの品質、量の生産確保についてであります。先般の新聞紙上等でですね、果樹選果場が長浜地区のほうに建設されるような見通しになりました。そういった意味で果樹が、果樹を1ブランドしていくということで、現在では1億円というそういった数値が掲げられています。今後そう

いった果樹選果場が建設されるにあたりましてですね、現在JA奄美さんへの共販率が約30トン前後ですね、果樹選果場ができた場合は800トン前後が共販能率が伸びるということで、期待がもてています。そういった意味でですね、今後この栽培技術ももとよりですね、品質と量の確保について、今後のタンカン農家への指導徹底などはどのように図っていくのかを伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） タンカンの格差の生じない体制作り、量販部の質問でありますけれども、品質格差対策につきましては、10月から1月まで毎月1回、果樹品質調査を実施し、結果を踏まえた生産者ごとの栽培管理指導やタンカン目揃会等を通じ、出荷規格や等級の検討を毎年行っているところであります。

今後計画中であります果樹選果場整備の際に導入を予定しておりますいわゆるカラーグレーダー、それから光センサー等により有利販売ができ、量の確保及び選果格差もなくなってくるものと考えられますので、現在、生産者及び各関係機関一体となった選果場施設整備推進協議会において、出荷品質・規格等の検討を行っております。また自分の出荷果実の評価が数字で分かり、栽培上の問題点がはっきりするため、解決策に活かされ、格差を狭めるメリットもあるというふうに思います。このことによってまた生産量が上がってくるのではないかと考えていますし、議員御提案のとおり230トンから800トンになれば非常に農業振興にとっても優位に転換されるものというふうに期待をしているところでございます。

17番（奥輝人君） 今、タンカンのほうもですね、名瀬地区が主要でありますけれども、今、名瀬地区とあと住用地区、そういった山間部が主要でありますけれど、私たちは笠利地区のほうでもですね、タンカンの栽培熱が若干土気がもう高揚してきて、その栽培面積も拡大されてきているのが現状でもあるんですよ。それで、笠利地区におかれましてはですね、この選果場を利用して約800トンですね、その共販率が高めれるような体制づくりですね、それとそのさつき部長が言われたような規格の統一ですよ。規格の統一をするにはやはり生産者、個々の皆さんの栽培技術が徹底されなければですね、そういった規格の統一、または生産量の確保が厳しいのかなという思いがあります。そこらあたりを勘案してですね、奄美市だけじゃなく、ほかの市町村もその果樹選果場にむけて同じ心構えで取り組んでいくような姿勢が伺えますので、JA奄美さんなんかと連携を強化されてですね、選果場が反映できるような、そしてブランド化に向けた一歩が進めるような体制を築いてもらいたいと思います。答弁はいいです。次に、移りたいと思います。

次にですね、の農地・水・環境保全向上対策交付金事業の推進についてを伺いたいと思います。

この事業についてはですね、私たち節田集落のほうでも昨年度この事業を導入しました。そしてこの事業のメリットというのが、ほんと節田集落の皆さんにもいろいろ説明していったんですけど、皆さんこれ納得してのこの事業を推進しようということで、全会一致でですね、この事業を導入することができたわけでありまして。この事業については、沖永良部方面でもですね、この事業を導入したいということで手を挙げている各集落がですね、増えているのも現状であります。

この事業のメリットというのがですね、年間節田集落を例えばですよ、例えた場合は、年間ですね、140万円の交付金が支払われてですね、5年間700万円のその事業で、その節田地区集落内の総点検をしながら、農地や水、そして水路、あと公園の整備、景観の整備とかそういったもろもろの事業ができるのがこの事業であります。現在笠利地区に置かれましてはですね、6集落が今年度までにそれを導入されたということ伺っています。この事業は国が50パーセント、そして県が25パーセント、市が25パーセントだったと思います。この事業をですね、農村部のほうに拡大していけばですね、自助努力でそのボランティアの精神でですね、この事業を活用しながらその農地と水の事業の趣旨に目的に沿ったそのボランティア活動ができるものと大きな期待をしているのが、この事業であります。

今後この事業が奄美市の中でですね、何度も農村部を中心にまだまだ拡大してもらいたいという希望がありますので、今後のですね、この事業への取組状況等を伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） この農地・水・環境保全向上対策交付金の事業でありますけれども、議員から御説明がありましたとおり、非常に希望する集落が多ございます。これが19年度から5年間というところで始めておりますけれども、希望する集落が多い状況で、20年度は20年から23年、4年間ということで事業を実施しているところでございます。

現在、奄美市では笠利町は8地区でございます。8地区、名瀬地区が4地区、住用町が2地区、合計14地区におきまして実施をしております。

この事業は、農地や農業施設の保全を図るため、農業者以外の住民や団体も入った組織を地域で立ち上げてもらい、農業施設の管理や、農村環境の保全活動の担い手として育成してもらうのが目的でございます。この事業によりまして、集落全員での農業用施設のかみ細かな手入れや、農村の自然や景観を守る共同作業を通して、地域の活性化にもつながると考えているところでございます。今後他の地域にも波及することが望まれ、希望する集落も多いかというふうに思っておりますけれども、国の方針では次年度からの新規要望地区は、現在のところこの事業は休止というような実情であります。したがって今後国の新たな事業等を模索しまして、財政状況等も勘案しながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

17番（奥 輝人君） さっき部長の説明がありましたようにですね、節田地区、いえ笠利地区のほうでは先ほど6地区と言いましたけど、訂正されて8地区という登録集落があるということで、訂正をしたと思います。

先ほど部長が言われたようにですね、国の方針では次年度からは一応休止というのが打ち出されているような説明がありました。この事業を休止されるのは国からの方針ということでありますけれども、国がもしそういった休止した場合はですね、奄美市と県がですよ、単独でもこういった事業が、事業の幅を縮小しても構わないと思っていますので、そういった金額的余裕がなければですね、金額も若干半分に半減してですね、そういった事業を国と県と奄美市に単独でできるような、そういった体制をつくれればですね、各集落ごとにまた部長が言ったように活性化も回りますし、その自然環境の整備ができる要因も確保できていくと思いますので、そこらあたり今後また検討されて、難しいかも分かりませんが検討させていただきたいと思います。それで一応、これは終わりたいと思います。

次に、最後のですね、の農業委員会の窓口体制についてであります。この農業委員会の窓口体制についてですけど、これは一応笠利総合支所内のことについて、伺いたいと思います。

本年度からですね、農業委員会の分室がですよ、笠利総合支所内には設置されていません。去年までは農業委員会の分室も設置されていて、職員が一人とまた臨時職員が一人で、2名体制ですよ、その農業の相談窓口として業務をしていたんです。今年度、新年度からその農業委員会の分室ももう廃止され、職員一人で今農業委員会、そして農業委員のそういった業務、任務をまかなっている状況であります。この農業委員会の分室が廃止された背景ですね、なぜなのか。笠利地区におかれましては農業が盛んな場所において、なぜこの農業委員会の分室まで廃止され、農業に取り組む姿勢が縮小されてしまったという感覚が、持っている方も多いかと思っています。自分も農業委員をやっていました。いろいろな相談事等も私のほうにも寄せられました。しかし私がない時、いなかったりですね、そういった時は役場まで行ってですね、農業委員会をたどってこういった農地流動化の問題やら、農用地の転用、そして農地法の関係、さらには字図や地籍地番の確認作業までですね、役場まで行けばどうか情報が収集ができるという、そういったことが今まで続けられていたわけなんです。しかしながら今年からそういった農業委員会が分室がなくなったということで、どうも寂しい限りを受けているんですけど、なぜ笠利総合支所内にですね、そういった農業委員会の今まで窓口相談としていた業務をしていたその分室がですよ、廃止されたのか、そこあたりをちょっと伺いたいと思います。

企画部長（塩崎博成君） それではお答えをさせていただきたいと思います。

組織機構については、合併協議において、地域自治体の設置期間の10年間に短・中・長期の三段階で見直しを行うということ等をいたしております。しかしながら、平成20年度から平成24年度末までに、約140名の退職者、その後平成30年度までにさらに160名、合計で300名の大量退職者が見込まれているところでございます。このような状況から、平成20年度の組織機構及び定数査定方針を定めるにあたり、本庁及び住用・笠利総合支所の各課及び各係の事務事業について、項目ごとの事務量の精査を行いました。3支所間の事務量の偏在化の解消に努めながら、定員適正化計画で定めた平成24年度末職員数、これは630名でございますけれども、を基本に、現行職員数671名を配置するものであります。笠利総合支所の平成24年度末の査定数につきましては、121名でございます。これに基づき、平成20年4月の配置定数は130名となっておりますが、実際に職員配置をした職員数は、132名の職員数が配置されております。

御質問の農業委員会分室につきましては、昨年度においては併任職員を1名、これは農業委員会の分室長の併任です、を1名配置をいたしておりましたが、笠利総合支所の産業振興課及び農業委員会事務局との査定数の協議の中で、御質問のように本市域の中でも農業振興を図る必要があると考えており、併任ではなくて選任職員1名の配置希望いたしておったこともありまして、今年度は選任職員1名の配置を行ったものでございます。議員が心配されております農業委員会分室については、廃止はされていないということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

17番（奥 輝人君） 笠利総合支所に農業委員会分室という、そうした室はありませんよ。私も行くんですけど、産業振興課の中にですね、農業委員を取り扱う職員は一人はいます。しかし分室はありません。農業委員会に相談に来る、その農地法やらそういった農家の皆さん、いろいろな手続きをする方々はですよ、その職員一人で対応してるんですよ。その職員一人がもし出張とかですね、そうなった場合、笠利地区には13名の農業委員はいますよ、はっきり言って。しかしながらその農業委員にまた負担もかかる、負担が大きくなるのも実情であります。やはり去年まで行われていたですね、農業委員会の分室、職員一人と臨職の一人、二人体制でですね、いつも常駐相談を受け付けていました。

今、部長が言われるのは分かりますけれど、この農地法の転用とかですね、はっきり言ってこれ笠利は農業の島でもありますので、そこらあたりなんか軽く感じているのかなと私は思っていますよ。それで、やっぱり名瀬総合支所に農業委員会もあります。しかしながら、笠利から名瀬総合支所までの農業委員会を誰が、誰がじゃないですけど、遠くて利用する人はほとんどいないと思いますよ。そういった意味ではやはりですね、笠利総合支所内にですね、農業委員会の分室でも構えていただき、なんらかの対応をすぐすぐできるような体制は必要だと思うんですよ。今農地パトロールやら、そして農地の転用について、どのぐらい農業委員がこまめに活動できるのか、そこらあたりをもう少し勉強していただきたいと思っております。もう自分もですよ、私も一応相談に来るんですよ、そういった農業委員会についての相談が。字図やら地籍やら地番、そういったものをもろもろを確認したいというのもあります。また借地料とか地料代とか分からないとなったら行くんですよ。そこらあたりやっぱり農業委員会分室でもですね、室を設置するということはですね、そこにやっぱり相談に行こうという気持ちになりますので、そこあたりもう一回お願いしたいと思っております。

企画部長（塩崎博成君） 議員がおっしゃいます農業委員会分室はないという分につきましては、組織の中でちゃんと農業委員会の分室は設置されております。その農業委員会の分室の中に、去年までおられた兼務の分室の室長がいないということでございまして、分室の中に選任の職員が1名いるということをまず御理解をいただきたいと思っております。

それから去年の組織体制、職員の体制等、今年度の体制等でどのような形で違って、それが地域の農家の方々に不便を来しているのか、そのへんはまたこれから笠利総合支所の産業振興課、あるいはまた農業委員会事務局とも一応連携をとりながら、その問題と言われている分についての解決策が、どのような方策があるのか、そのへんについてこれから検討をさせていただきたいと思っております。

17番（奥 輝人君） もう1分しかありませんけれども、今一人体制で機能がですね、ほんとうに対応できるのか、一人体制ですよ。それで機能が十分対応できるのであれば、それは私はもうこれ以上言いませんけれども、今後ですね、一人体制のその農業委員のその職員が対応できるのか、機能が果たされるのか、そこらあたりをちょっと見極めていただきたいと思いますし、今後の対応ももう一度聞きたいと思います。

企画部長（塩崎博成君） 先ほども申し上げましたように、このへんでどういうところに問題があるのか、そしてその解決策の方法として、どのような方策があるのか、このへんは再度検討、調査をし、検討させていただきたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 以上で、市民クラブ 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前11時45分）

議長（伊東隆吉君） 午前に引き続き、一般質問を行います。（午後1時30分）
新奄美 奈良博光君の発言を許可いたします。

8番（奈良博光君） どうも皆さん、こんにちは。私は新奄美の奈良博光でございます。昼の1番でございますが、多分眠たい時間になろうかと思っておりますけれども、私の質問を聞いていただきたいと思っております。

6月7日の小俣町で発生した土砂崩れによる、被災した皆様方のお見舞いを心から申し上げたいと思っております。奄美市としてもできるだけ、最大限の努力をしていただきたいと、このようにお願いをしております。

まず最初に、入札関係の質問からいたします。昨年度平成19年度の土木、建設、上下水道関係の落札率の状況を示していただきたいと思っております。

次から、発言席から質問をしたいと思っております。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

企画部長（塩崎博成君） それでは、昨年度の土木建設上下水道の落札状況について、お答えをさせていただきます。

平成19年度の市が発注をいたしました、公共工事の平均落札、公共工事の落札率は最高で99.2パーセントとなっております。それから最低の落札率が71.3パーセントでございます。トータルの全体の平均落札率は95.9パーセントとなっております。平成19年度の各工事ごとの落札率につきましては、その結果を市のホームページに入札情報の一部として公開をいたしているところでもございます。

8番（奈良博光君） やっぱり高いですね。私が一昨年ですかね、調べたのは99.8パーセント。90パーセント以上はだいたい談合だということですね、よく言われておりますが、その95パーセント以上ってというのは非常に高い落札率だと思います。勉強会なり話し合いなり、いろんな流れがその中にはあろうかと思っておりますけれども、やはり行政として、これでいいのか、これは指名競争入札だからこういう結果になるのか、一般競争入札に移したらどうなるのか、そういうことを分かってましたらお示しいただきたいと思っております。

企画部長（塩崎博成君） 議員御指摘のとおり、入札率という分については高い率で推移をいたしているところでございます。平成18年度より公共工事の入札の適正化を図ることを目的としまして、透明性

の確保の観点から公共工事における予定価格の事前公表もいたしております。受注者側におかれては入札に参加する工事等の設計額の積算や、算出に対しての見積りに関する能力等も高くなっているという部分もあるのかと思います。

それから落札率につきましても、積算根拠をもとにした入札参加者が入札を行い落札をしたという経緯もあるのかと思っております。

一方において、一般競争入札の導入という件についてもいろいろと調査検討を進めながらですね、部内のほうで検討をいたしているという状況でございます。

8番（奈良博光君） じゃあ先ほど一番高い入札率、落札率が99.2パーセント、これはどういう工事をすると99.2パーセントという落札率になるのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

企画部長（塩崎博成君） 99.2パーセントの落札率、これにつきましては、土木工事ということでございます。

8番（奈良博光君） 土木工事と言えば、なんというんですか今はいろいろと機器も進んでおりますし、例えば会社の機能、そういうものもひっくるめて高くなっていると、これは非常に我々奄美市においては非常にいいことだと思います。しかしですね、あまりにも高い落札率というんですかね、そういうのがこの流行ってます、奄美市では割と当たり前じゃないかと、そういうことをなくすために一般競争入札をしたほうがいいんじゃないかということで、去年おととしから奄美市も考えるようになったと思えます。しかし、この一般競争入札をしたという、してどういう形に結果としてなったのか、そここのとる分かりましたら。

企画部長（塩崎博成君） 現段階において、一般競争入札を実施したという実績はございません。その一般競争入札を導入するに向けての、先例地においての調査、視察等を行って、それらを踏まえて部内のほうで、現段階においては検討をいたしているという状況でございます。

8番（奈良博光君） そしたらですね、指名競争入札と一般競争入札のメリット、デメリットというのが分かりましたら是非教えていただきたいと思えます。

企画部長（塩崎博成君） それではお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、指名競争入札について、指名競争入札のメリットでございますけれども、これは建設業者の工事実績や企業規模、技術力による奄美市格付け基準に基づいた良質な業者の選定が行えるということと、それから地域経済への影響等からも地元業者への配慮が行えるという部分がメリットとして位置付けされるのではないかと考えております。

一方デメリットとしましては、指名競争入札においては、建設業者が希望をする工事に対して、自由に参加できないということがデメリットとして位置付けをされるのではないかとと思えます。

8番（奈良博光君） 指名競争入札にすると、地域の皆様方にすべて還元できると、一般競争入札にするにあちこちから入ってきて、奄美市の業者が取ることができない可能性がある、そういう形なんですかね、どうですか。

企画部長（塩崎博成君） すべてということが一概に言えるのかどうかは分かりませんが、おおむねそのような形の対応ができるというふうに理解をいたしております。

8番（奈良博光君） やはり検討する検討するというところで1回も検討してないということは、一般競争

入札というものを、その何も考えてないということじゃないですか。やはりどっかでかね、もう1年も2年も前の話ですから、検討するのであればやってみて、本当にこれで奄美のためになるのか、ならないのか、その結果を出してもらってですね、やらない限りは、検討する検討を2、3年続けていて何もされていないということは、行政もおかしなことじゃないかなと。この間も三島さんのほうから質問等があったと思いますが、やっぱり一つ一つ検討すべきは検討して、どれがいいのかをはっきり方向性を示して、これがいいんですと、私たちの奄美市はこの入札制度でいくんだということですね、もう合併もしたんだから、住用、笠利、名瀬、合併もして2年も過ぎました。方向性をそろそろ出させていただいてですね、先に進めなければこの業界の皆様方もどうなるのか不安だと思います。一般競争入札に変えてくれという人もいるし、今のままでいいですよという方もいろいろいると思いますのでね、そういうところを是非とも行政が主導権を握って先にどんどん進んでいくことによって、業界というのも安心して入札制度に望むことができると思いますので、是非そのところはお願いをしておきたいと思います。

それでね、その一般競争入札になると、AランクはAランクだけ、30業者おれば30業者全部入れてやって、その中で競争だから一番価格は安いのが、取るのかですね、高いのが取るのか、安いのが取るんだと思いますが、そういう形で1回、本年度中にやれますか、一般競争入札。どうですか。

企画部長（塩崎博成君） 今、先ほどから申し上げているように、一般競争入札の導入に向けて、先例地あたりの調査もいたしてきておりますし、それに合わせまして一方においては旧3市町村で異なっておったランク付け表あたりも、平成19年度に一本化をしたという経緯もございます。これも一つの条件付き競争入札を含めて導入をしていく前提仮定としてとらえることもできるんだろうとっております。そのようなことを踏まえましてですね、現在部内において調査・検討を行っておりますので、先例地の例あたりも参考にしながら取組をしていけるような条件整備を整えていければというふうに考えております。

8番（奈良博光君） 市長、もう企画部長のほうではですね、これを取り組んでいきたいとは思いますが、そこで止まってしまうんですね。ですから市長のほうも十分考えていただいて、今年度で1回は結果を出してみるんだというぐらいにですね、ちょっと決意していただきたいと、そうしないとどっちに転ぶか分からないんですよ。これは一般競争入札がいい、これは指名競争入札がいいというぐらいに、揺らいでいるからまた結果も示していないから分からないだけであって、1回やっぱりそういうものをどういうものをどういうところかではやらないと、先に検討します、先進地事例を見て検討しますと言ったって、全然検討されていないんですよ。ですからまずは実行、やっていただいて、その結果を踏まえてこうこうだという方向付けをですね、市長、できるのであれば今年中に、今年度中にやっていただけるのかどうか。

市長（平田隆義君） この一般競争入札のことについては、議会と当局とのやり取りを聞きながら、いろいろ思われるところがあるわけなんですけど、この本を読んだりしての知識でまだ十分な深いところまでは持ち合わせておりませんが、先ほど組織体制という言葉が出ましたが、一番低い価格で落札者として決めていかないといけないだろうと思うんです。そうしますと、その価格でこの事業がほんとにできるかどうかということを精査しないと駄目だということで、大変な労力を必要すると。あれは福島県知事さんですかね、一般競争入札でした。人間が倍かかりますと、警備の対談で言っておりましたんで、そういうことになるのかなという思いも持っております。

それと地域の皆さんが議員も指摘されましたように、住用、笠利、名瀬ということがありまして、現在まだそこに建友会という形でのグループがこうまだ残っているわけなんです。ですからこれは長い間の地域におけるこの人たちの事業の結びつきというんですかね、これがやっぱり強く根付いているんだろうかなという思いがします。そうしますと、私のほうでそういうのはもう壊しなさいということにもまいりません。ですから、その団体ということの存在はやっぱり認識せざる得ないのかなという思い

もでございます。

それと、完全な一般競争入札ということではなくてもいいのではないのかと、例えば奄美市に籍がある事業者とかいうことで、指名をしないでということもあり得るのかなということ、考えたりもしております。単独、ですから、補助事業について、それにやることについてのよく議論される場所なんですが、いつも申し上げているように、この奄美の経済状況を見たときには公共工事がもたらす財政の出動と、それから島から島外に移出する財の差が、この公共事業で埋め合わせているということもありまして、これまでも公共事業の予算の獲得ということで、多くの自治体の首長が血眼になって頑張ってきたいきさつもあります。現在は、裏負担の問題もあってなかなかそれができないような状況になっているのかなと思ったりもするところですが、いずれにしても地域にもたらす補助金の地域にもたらす影響というのは非常に大きいわけでありますので、できるだけ適正な形での事業執行をと願っているわけです。低ければその按分率にして補助金も返納しなけりゃならないという事態になりますので、そこらあたりもどうするかということは、この点は私の責任であろうなと私は思ったりもするところではあります。

業界のことやら地域のその技術的なことについては、指名委員会やその他の職員に英知を絞っていただきたいということで今見守っているところではあります。なかなか厳しいというか、難しい条件だな、状況だなということだけは認識しております。私もほっているということではないということだけは、御理解賜りたいと思います。

8 番 (奈良博光君) また業界の方々も非常にですね、仕事量が減ってきてやめざるを得ない方々も出てきているというのは私のほうも理解しているつもりです。ただですね、一般競争入札する、しない、そういうのがですね、奄美市は検討しますとずっと言ってきてるんですよ。検討するんだったら検討してもらって、いらなかったらいらぬではっきり示すということも大切じゃないかなと思っているわけです。ですから、ある程度業界も安心して入札ができる、じゃ奄美市は指名競争入札でいくんだとはっきりすればはっきりしたなりの、そのやり方もできるけども、一般競争入札も検討しておっていつなかなということじゃなくてね、どっか1本に決めるとか、なぜ一般競争入札が悪いんだというものがあれば、奄美市で1回体験をすることによって、こういうことが悪いから議員の皆さんも理解してくださいよとはっきり言えるじゃないですか。ですから、そういうことも踏まえてですね、今後はやっていただきたいと。

先ほど市長が言いましたが、条件付き一般競争入札でもかまわないんです。例えば奄美市に住所がある、本社がある、そういう形で取り入れることもできるのは可能性があると思うんですが、そこまで聞かせてください。

企画部長 (塩崎博成君) お答えをいたします。条件付きの一般競争入札の導入に向けての取組ということでよろしいでしょうか。

奄美市といたしましても、国・県の入札制度改革の状況を踏まえながら、調査研究を先ほどから申し上げておりますように、先例地あたりも調査をしながら進めているところでございます。先例地の例を見てみますと、条件付き一般競争入札も含めてなんですけども、まず一つは分散をして入札事務を行っている部分を一つの組織に一本化するという取組から進められておりまして、出水市あるいは薩摩川内市のほうを調査をいたしましたけれども、そういうところでも契約化とかいうそういう中で組織体制をまず固めているということもございまして。そういうことからしました現在の本市におきましては、そのへんがまだ十分に対応できないのかなという部分もございまして、そのへんも含めながら、あるいはまだ地域経済に及ぼす影響等とそういう部分とも内容の検証をしながらですね、取組を成していきたいと考えております。

8 番 (奈良博光君) じゃあまた次の機会にでも、また突っ込んで聞きたいと思います。よろしくお願います。

それでは2点目の末広・港土地区画整備事業について、お伺いします。

今日までいろんな経過があるかと思いますが、その経過について、人口動態とかいろいろ業種別のその調査もしているだろうと思いますので、その流れを短く報告をして示していただきたいと思います。

建設部長（平 豊和君） 事業の経過でございますが、平成9年度に策定をいたしました名瀬都市計画マスタープランにおいては、末広・港線の全線を幅員30メートルのシンボルロードとして計画しております。平成12年度に基本計画を作成し、その基本計画において、末広・港線の一部のみをシンボルロードとする計画に変更しております。その後、平成16年度に、地元商店街や関係団体、並びに多くの市民の意見などを聞きながら、当初計画を見直し、シンボルロード計画から幅員16メートルの道路計画へ変更した、現計画を決定しまして事業を実施しております。

この地域の人口の推移等についてでございますが、屋仁川通りから新川までの43ヘクタールの、いわゆる中心市街地の範囲で申しますと、平成9年の約5,500人から、平成15年の約4,800人と13パーセントの減少、さらに平成19年度では約4,400人と9パーセントの減少となっております。また業種別の調査につきましては、詳細な区分の調査を実施しておりませんが、中心商店街における店舗数と空き店舗数の調査では、平成16年度の店舗数が422、空き店舗数が67で空き店舗率は約16パーセントとなっております。19年度におきましては、店舗数が427、空き店舗数が74で、空き店舗率は約17パーセントとなっております。この過去5年間にしましては、店舗数や空き店舗率はほぼ変わらない状況となっております。

8番（奈良博光君） シンボルロードなどから今の末広・港土地区画整理事業に変わってきたと、それに各種市民団体からいろいろと意見などをいただいてやってきているというふうに今答弁がありました。皆さん、私はですね、その勉強会などでよく聞いてみますと、土地をただいじっているだけのような感じがするんです。

これは八代市の資料なんです。八代市は八代まちづくりという株式会社を作りましてね、商工会議所や地域住民、それから大型店舗の店舗主、それから学識経験者、金融、医療、建設、教育、消費者または経済団体などで構成されるメンバーを作ってますね、その中で論議をして、どのように地域を活性化すれば、どういうものを持ってきてどういうものを作ってどういうものを提供すれば市街地が活性化になるかというのをですね、ずーっと検討した結果そういう方々の意見を全部入れて、総合的にまとめてですね、市民の皆様方にお伝えして、そして出発してるとというのがこの八代市の中心商店街の協議会ですよ。

やはり奄美市もその商工会議所をですね、私がまた戻りますが、宮崎市に行ったときに、商店街と宮崎の商工会議所がものすごく密接なつながりを持ってまして、商店街の意見はすべて商工会議所で引き受けましょうと、商工会議所が行政団体ときちんと話をして双方の意見をですね、取りまとめて商店街に下ろしていくというようなことなどをやっておりました。これは1月の調査に行ったときにそういう事例を目の当たりにしてですね、本当に行き届いたまちづくりができてくるなど、いくら大きな建物が近くに建っても、ちょっと離れたところに建っても、そこになるべく行かさないように、この商店街は、この商店街と商工会議所で全部で守るんだという意識があるんです。

奄美市、商工会議所と何かやっています、商工会議所はこういう商工団体の皆さんといろいろと話をして、奄美市にいろいろ意見を持って来ていますか。そして奄美市は商工会議所にどうなっていますかということなど、相談するのもできないのかどうか、やっぱり地域の商工会を守るための商工会議所ですから、ですからそういう形で市が商工会を中心にして盛り上げるべきだと私は思っていますがどうですか、部長。

市長（平田隆義君） 産振部長か建設部長かちょっと戸惑っているようでございますが、おっしゃるとおりということも一理だと思います。ただし名瀬市の経過を踏まえまして、まずはどうこの中心市街地の

整備に対応したときに、永田橋通りのそこに都市再開発ビルを造って拠点を作りたいと提案して、株主となるべき地主の皆さんが心が一つになれないということで、これが頓挫したという経緯もございます。それと2、3の事業所において、そこに道路が建設されて、車が双方から入れるようになれば自分は持っている土地を活用してこういうことをやりたいという思いがあって事業に賛成だと、明確に意思表示された方もございます。しかし今日まで迎えてきて、賛成の方が先頭に立って、このまちをなんとかしていこうというような主体的な自主独立というか、そういうような気概がなかなか受けとれない、そういうことで、我々行政としまして、かねてから指摘されておりますように、この地域の安全の確保と、商店街への車や人の入り込みがしやすい条件をつくっていかなければならないということで、どうしても行政が先行したということになるのではないのかなと、こう思っております。

そこで今行政としての課題は、面整備において、土地の先行取得も進んでおります。今年がいよいよ区画割ごとの換地のことに入るわけです。換地に入るということは、その地主に、将来どういう土地利用を考えているかということがポイントになると思います。それを踏まえて、換地処分に入っていただくわけでございます。そういうことで、土地整備のほうは土地の換地のほうに入っていただくわけですが、商工水産課の皆さんにはどういうまちづくりにするかと、商店街の皆さんがどういう思いをしているか、早くタッチして調整してこういう事業をやりたいという人がおる、こういう形でまちを動かしていきたいということをごすね、どうしても反映させたいということで、今鋭意私からも指示を出しているところです。

中心市街地他の活性化協議会、準備会の開催をということになっておりますが、いずれこれは正式な協議会にして、やりたいということのためです。この会ができて、主体的なそういうことになると、国の公金の導入等も可能性のある事業というの生まれてくるだろうと、こういうことで期待しております。ですからその点がちょっとこう後先になっているという感じでありますので、御理解賜りたいと、奄美市の場合はもうこういう方法がとれる方法かなという思いでありますので、またなにかと御指導いただきたいとこう思っておりますので、よろしく申し上げます。

8番(奈良博光君) 市長の言うことも分かります。ただごすね、ある方が、奄美市に在住の方がごすね、「おい16メートル道路ができるんじゃち」、したらできますよと、なぜね、16メートル道路がこの中心街にできるのに、この近くに住んでいる私たちにはなにも聞かえてこないが、なぜねと。その商店街の将来展望というのはどういうのがあるのと。例えば、どれくらいかかるのかというから、98億円くらいかかる、100億円くらいかかりますよと。そのうちの30億は奄美市の借金ごすね、ということもはっきり申し上げましたごすね、その中央商店街ばかりじゃないんだよと、お金を返すのは奄美市民が返すんだよと、ごすね、ですから将来こういう街になるんだという方向付けをまず市民に示してから造ってくれという人から電話があったごすね。私たちはいままで面整備をどんどんあっちにこれを動かしてこれをすればいいんだという、形ばかりをごすね、教えてもらったごすね、そうじゃなくて近い将来これだけの商店街を活性化するためには、ここにはこういうものを造りましょう、ここにはじゃあ金融業を持ってきましょうとかごすね、いろいろなそういう案が出て初めてそれに沿ってゴーサインが出るべきだと、この方は言うごすね。ごすね、ですから面整備も結構でしょうが、私が言いたいのは、とにかく将来展望を描いて、そこに夢の持てるような商店街をつくっていただきたいと。

例えば私たちがごすね、今市長はその面から先行して行ってやっておりますと、それも大いに結構ごすね。しかし面も大切だけれども、将来どういうものができてくるんだ、見えるんだというのをごすね、やっぱり市民に知らないと、市民は納得しないと思います。商店街対象になる、地域の商店街だけを目に入れていてごすね、僕は大変なことになると思います。そしたら、そこでは商売する人もいるだろうし、商売しなくて私はもうこの土地を売ってでもどっかに移りたいという人もいるだろう、そういうのを買いたい人もいるわけごすね。そういう団体を全部取り込んでごすね、やっぱり話し合いをしながら、じゃあここにこういう商売をする人いませんか、こういうのをやる方いませんかということも相談できるし、ごすね、ですから、その協議会のあるものをごすね、やっぱり市長、拡大して旧名瀬市の近

辺だけでもいいじゃないですか、その方々が買い物に行くんですから、そういう方々に是非意見聞いてですね、こういうのも造っていただきたい、こういうのも造っていただきたいという要望を聞くだけでも、私はそういう方々に奄美の中心市街地にこれだけのものができる、これだけのお金をかけてこれだけのものを造るから、これだけの商業地域にしたいというようなですね、やっぱり希望を持たせていただきたいと思うんですよ。それには全部が参加しないとできないということです。行政と地域だけをね、行き来しとったんじゃ、先に進むものもぼちゃってしまう。ですから、我々も、私反対ではないんですよ、いいことだと思います。しかし見えないものだから不安になるわけですよ。ですから形というものをやっぱり作るべきだと、将来展望みたいなものをですね、こういうふうになりますという、ですから市民の皆さんの全部の意見を聞かせてくださいというくらい大きな腹ですね、やっぱり事業計画を進めていかない限りはなかなか不平不満が募っていくばかりだと思います。ですからやはり市民の皆さんも不安があって私に電話が来たのもそういうところであろうと思うんです。自分の子どもたちにね、借金を背負わせたくない、だったら奄美市民がこぞってやろうという雰囲気を作るべきじゃないかと、そういう方もありましたね。ですから地域だけを対象にしないで、商工団体やまたは市民団体・自治団体、そういう方々も各種団体があると思います。そういう方々にも集まっていただいてですね、是非計画を再度御意見を聞いて進めていただきたいと、このように思っているところです。

それでね、先ほども宮崎の話をしました、奄美市の商工会はどういう働きをしているのかだけ教えてください。

市長（平田隆義君） この事業をですね、推進しようと決めるまでには、議員がおっしゃるようなとおりかどうか分かりませんが、いろんな高校生のグループの会まで作りましてね、将来の奄美市に何を求めますかということをして、もう何百人という人の意見を反映させたという形にはなっているんですよ、いろんな会をやりまして。そこでこういうのがほしいんだよな、ああいうのがほしいんだよなという中からですね、きて、じゃこういうことがいいなということで位置付けできたわけですよ。ですから再開発ビルというのもその中から出た話。A i A i 広場をどうするか、残していいことというのもそういう中から。それから測候所が移転するんであれば、測候所の跡地を奄美市が確保してそこで生涯学習の拠点にしたらどうねと、人が集まるようなものを造りたいんだということもその中から出ましたし、それからその今駐車場で貸してる所は、じゃあ住宅を造ろうということで住宅を建設予定ということで、ある程度の枠組みはできて、じゃあやっぱりこういう形でつなげていこうということになったわけなんです。それであれから10何年もたちますので、新たに今度は現実に沿った形でどうしようかと、この中心市街地をどうしようかということ今進めているところです。難しいことはですね、地主の各個人の土地の面積が非常に小さいんですよ。ですから大きな形でのその組み合わせをどうするかということが、若干難しいなという思いはしております。

今後話を進める中で、もう一度また協同ビルでいこうかという人がおれば、そういう形もとっていかないといけないのかなという思いもします。当初は1階店舗で、2階以上に住宅のビルをという提案もありまして、ありましたがなかなかのってこないということなどもありまして、今日になっているところです。これから鋭意、商店街をどうするかということで意見をまた集約していきたいと考えております。

産業振興部長（赤近善治君） この末広・港町の区画整理事業に関しての、商工会議所との協議とかそういったことについては、私も産業振興としては今のところやっておりませんが、先ほど奈良議員からも御指摘がありましたその住民に分かる将来の展望というかわり、ちょっと答弁させていただきたいと思っております。というのは、市街地、私どもの市街地、中心市街地というのは面的に43ヘクタールですね。これを対象にしてその中にいわゆる中央商店街の中の末広・港町の区画整理事業が必要ということなんです。その付近もあるもんですから、ちょっと説明をしたいというふうに思っております。と言いますのは、この住民への将来展望についての御質問をいただきましたけども、今後は商店街を含めた

中心市街地活性化の目標、方向性などについて市民の意見を聞くために、商工会議所、通り会連合会、各通り会、バス・タクシー・トラックなどの運輸関係者、観光関係者、それから建築団体、警察、青少年団体、それから郊外の居住者などのまちづくりに関係する関係団体で構成します中心市街地活性化協議会準備会の開催を予定しているところであります。この会の中で区画整理事業の進展と合わせまして、より具体的なまちづくりの核となる事業の策定や、民間事業者が進める事業の策定の協議等につきまして、各団体と意見を交えて進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。さらに協議会の意見や、市民のニーズを踏まえて、本市の特性を生かしたまちづくりを検討し、その後、通り会連合会、各通りと活性化の取組を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。その構成団体に対する役割としまして、商工会議所におきまして、個々の商店の魅力を上げるため、人材育成や経営指導、各種支援策の実施をしていただき、本市も支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。そういったことで現在、中心市街地活性化協議会の準備会の開催の準備をしているということでございますので、御理解のほどお願いいたします。

8番(奈良博光君) 先ほど市長が10年前の件言いましたでしょ。そのときにはきちっとしたものができたんですよ。今回は全くそれもないし、ただ話を聞く、面整備を先に先行して、そしたらもうその我々も不安ではあるわ市民も不安だと思うんですね。そういうところを是非その旧名瀬市が一丸となってこの市街地活性化に取り組むんだという姿勢を見せることによって、私たちも市民の皆さんも安心すると思います。ですから先ほど産振部長が言われたように、そういう大きな取組をしてですね、本当にこの奄美市の中心商店街をほんとにつくるんだという気持ちをですね、たくさんの人に伝えて、たくさんの人から協力をもらってやっていくんであればですね、間違いなく活性化すると思います。今のままでいくと全く活性化もなにもならん、土地だけ動かして、あとは野となれ山となれのような感じを受けたもんだから私は今回末広・港町のこの問題を取り上げたんです。どうか、先ほどきちっと約束したとおり、そういう方向付けで市長、よろしくお願いをしたいと思います。それでは、この末広・港土地区画整理事業につきましては、これぐらいで終わりたいと思います。

それでは3番目の福祉行政にちょっと入っていききたいと思います。

介護保険のですね、もう平成12年から介護保険が始まっていますが、普通徴収の徴収状況、ちょっと教えていただきたいと思います。

市民福祉部長(福山 治君) 介護保険料の前年度の徴収率について、御説明申し上げます。

平成17年度で96.5パーセント、18年度96.4パーセント、19年度96.9パーセントであります。質問の普通徴収の状況につきましては17年度83.3パーセント、18年度80.5パーセント、19年度76.4パーセントと減少しています。

8番(奈良博光君) 毎年、普通徴収が減少している状況ですが、これは本人が支払っているのか、それとも世帯主が支払っているのがどれくらいあるのか、そこまで分かりましたら教えていただきたい。

市民福祉部長(福山 治君) 本人か世帯主かというところまでの分析はまだ持ち合わせておりません。

8番(奈良博光君) そしたらこのままで行きますと、普通徴収がですね、僕は非常に難しくなると思います。その年金もらってない人から取るわけだから、さらに難しいわけですよ。今の国は簡単に取れるところから取ろうと思っているから、全部年金から取っているわけですよ。80、75歳の後期高齢者もまずはこの介護保険で甘い汁を吸ったから、後期高齢者も取れるなという算段をしてやったもんだから、今中央のほうでしったもんだしているもんだと思っています。ですからこの介護保険に関してですね、将来的には非常に難しいことあると思いますので、その市民部長、県やね、国が各、この奄美群島区の自治体でもだいたい似たようなもんだと思います。そういうのを県にね、法律改正かなにか

するような要望とかそういうのをしない限りは、この方々から取れっていってももう取れなくなる時代が来ると思うんですよ。そういう対策をすべきじゃないかなと思っておりますが、どうですか。

市民福祉部長（福山 治君） 大変貴重な御意見ですが、普通徴収はですね、年金が18万円以下、今滞納になっている大きな原因というのは、いわゆる年金のない方、それから年金を担保に入れている方、いろいろいらっしゃいます。ただ非常に普通徴収が徴収率が低くなっているというのは、そういう形で支払い能力がない方がそこに混在しているというような状況でございますので、これから先、そういう生活困窮者とかそういうところにかかっていく、そのいわゆるこういう公課金、介護保険料とか後期高齢者の保険料とかこういうものについてですね、これを取らないようにという形じゃなしに、あつて払ってないものについてはもちろん国税徴収法の規定で強制執行ができますので、差し押さえとか、代わりに払えない方でどうしてもその押さえるべき財産もないという方には、当然滞納処分の執行停止とか、そういうことで、片一方では救済する制度がございますので、それをもって公平になるということも合わせて御理解はいただきたいと思えます。100パーセントにならない理由として、そういう形で払わない人じゃなしに、払えない人から取れないという現状も一部には容認せざる得ないところもあるというところは御理解いただきたいと思えます。

8番（奈良博光君） その2年間で消滅するというんですかね、その2年間だけ逃れれば後は払わなくていいと、それが毎年毎年重なっていくわけですから、そういうことじゃなくてですね、そういう方々も金持っていれば金払うんですよ、持っていないから払えないんであって、そういう方々にね、奄美市として、よく共産党さんが言いますが減免とか免除とか、いろんな方法があると思えますよ。そういうのを独自につくったらどうですか。市民福祉部長、どうですか。

市民福祉部長（福山 治君） やってあげたいのはやまやまでございます。毎回共産党からも同じような御意見を頂いてますが、減免とかそういうものも可能な限りの努力をいたします。ただ我々が大事にせんないかんの、何をもって公平にするかということと、この保険をどうして継続して持続していくかということが一番大事でございます。そういう中で、その減免をするとすると、その枠にはまる人を一元化して一つの線引きをしますんで、それに対する財源というものをまた保険料に上乘せするという形になります。そうやってきましたらそれがまたその払う人にとってまた負担になると、これがまた公平なのかどうかと、こういうところを総合的に勘案して行政を執行していますので、御理解を頂きたいと思えます。

8番（奈良博光君） やはり特に奄美市という所は、後期高齢者が多い所だと思います。そういう中でね、取り立て屋みたいな形になると思うんですが、やはりそこには温情を持ってある程度はやっぱりやっていただきたいと、一番苦しい方々だと思います。だから今中央のほうでも、昨日のテレビの中でも言っていました、金持ちからどんどん金は取りなさいと、取れる分税金は取りなさいという政治家もおりましたよ。ですから、そういう所を中央、奄美市などのように、本当にこの財政もそんなに大きくないし、保護世帯も多い所、一番その中間層から低い方々からほとんどだと思いますが、そういうところも勘案していただいてですね、是非とも今後は効率のよい、やっぱり税徴収っていうんですかね、やはり中央や県、国や県にやっぱりそういう意見などもですね、述べていくべきだと思います。そういうことで一つ部長に要望だけはしておきます。

次のですね、介護保険、今の後期高齢者ダブル徴収はどのような市民の反応かということは、まだその後期高齢者が始まってすぐだし、議会で分からないところが多いと思えます。それはちょっと次回に回したいと思えます。

高齢者のですね、虐待状況というのをここにちょっと質問事項として出させていただいておりますが、12年から平成の12年から始まってこの傾向はどうなっているのか、そしてそれに対する対応はど

のように奄美市としてやっているのか、そこまで教えてください。

市民福祉部長（福山 治君） 高齢者の虐待の状況についてお答えします。

まずは本市の状況でございますが、平成19年度は相談通報件数が19件であり、虐待の種別累計では身体的虐待が10件で、介護放棄が4件、経済的虐待が3件、心理的虐待が2件ございました。それらを実態調査をいたしまして、虐待を受けた、または虐待を受けたと思われたと判断される事例は17件ございました。その内3件については緊急性が高いと判断いたし、分離を行い介護老人福祉施設に入所となっております。その他の緊急性が低いものにつきましては、福祉制度や介護サービスの利用を行い、定期的な見守りを続けております。

平成18年度の相談通報件数は5件で、虐待の種別、累計では身体的虐待が1件で、経済的虐待が4件であり、その内分離を行った件数は1件ございました。

高齢者虐待擁護者支援法の周知に伴い、相談通報件数は増える傾向にございます。

8番（奈良博光君） 定期的に調査をしてそういう事例があった場合には、緊急措置として特老とかそういう所に入れているということで、徹底してやっているということで理解してよろしいでしょうか。

それではですね、次の肺炎球菌予防接種についてはですね、前回大迫議員がですね、質問をしてこれは是非対処していきたいという当局の意向がありましたので、これはもう除きたいと思しますのでよろしくお願ひいたします。

教育行政について少し要望していきたいと思ひます。

奄美小のプールがですね、非常に老朽化しておりまして、その奄美市としては国道58号線の改修によってその向こうも改修したいという旨をちょっとチラッと聞いたんですが、もうあちはトンネルになりましたのでね、来年度に予算を付けて新設していただきたいと。というのはですね、この間奄小に行きましたら、その教頭先生だったと思うんですが、水泳授業をするたびに足をすりむいたり、もうそういう事故が多くて大変なんですと、そしてがけ崩れが何か所かありましてね、そういう危険状態の中に子どもの水泳教室というんですかね、そういうのをやっているのかどうか。例えば皆さんも御案内のとおり、この間大阪のどっかのプールで、プールの中に引き込まれて女の子が亡くなった事例で、教育委員会の教育課長だったんですかね、なんか罰せられた報道もありました。ああいうのもやはりちょっとした油断ですよ。

これは教育委員会の担当ですが、あのプールを見てどう思ひますか。

教育部長（里中一彦君） 奄美小学校のプールにつきましては、昭和40年9月に完成をいたしてあります。築43年近く経過をして、老朽化が著しく、また構造がコンクリート製ということもございまして、3か所、先ほど議員が申されましたかすり傷等ですね、こういったけがの報告も受けております。

奄美小学校のプールにつきましては、これまでもプールサイドや飛び込み台等の亀裂補修や日よけ場所の修繕等を行い、改善に努めてきたところではございますけれども、全体的な改善には至っていないという現状でございます。

この奄美小学校のプール改修につきましては、これまで国道58号おがみ山バイパス計画に合わせて改築を行う計画でありましたが、今回バイパス計画の方向性も出ておりますので、改築に向けた検討に取り組んでまいりたいと思っております。今後改築に向けた検討を行ってまいりますけれども、急傾斜地にもあるということで、現在7コース25メートルになるコースでございますけれども、そこら安全対策を行うとしたときに、果たして7コースは無理じゃないかなという気もいたします。ここらも含めまして、検討を重ねて早く改築ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

8番（奈良博光君） 今、教育部長が言われたようにですね、急傾斜地でもあり、そしてもう崩れてるんです、もう。そして子どもがあちでちょっとでも倒れたりすりむいたり、いろいろけがが多いらしい

ですよ。やはり来年度の予算に向けて予算付けするぐらいな気力を見せてくださいよ。ああいうのがあっていいのかどうか、学校の中に。市長も見たと思います。やはりああいうのはですね、危険がそばにあるのに、なんら知らんぷりしているような感じに見られる可能性があるんです。ですから是非とも早急に市長、取り組んでいただきたいと、もう非常に危険だと思いますよ。私も2回ほど見てきましたが、やはり今回、体育館などとかですね、いろんな改修している非常に金のない中で、いろいろ無理をされているのも理解しているつもりです。しかし、ああいう危険な所はですね、是非とも早急に新設していただいて、子どもたちがまた親御さんや学校の先生方が安心して、指導できるものをですね、是非ともお願いをしときたいと、来年度予算に向けて是非とも取り組んでいただきたいと。やはり今までほっとつたんだから。言わせて見れば皆さんは58号線にのっとして造りたいと思っても、全然方向が違ったわけですよ。ですから、そういうのもう言い訳にしかならんわけですよ。やっぱり計画的に悪い所からやっぱり造っていくというのはですね、やはり必要だと思いますので、是非来年度のその予算に取り組みむように、是非お願いをしておきたいと思います。

もう時間があと1、2分しかありませんので、最後に学童保育の現状について聞いてみたいと思います。

私たちは師玉議員と朝日小学校の学童保育をしているところを3回ほど見に行きました。小宿は2回かな。名瀬小が2回、行ってまいりました。教育委員会としては検討しますと、朝日小学校、あれ検討した中に入りません、あんなの。あの楽器を二階に持っていけばいいわけですよ。二階で整理すればいいわけです。そうしたら、あの部屋まるまる使えるんですよ。今、皆さん雨の時に朝日小学校の学童保育しているところを現場を見てみてください。人がこんなにしてますよ、子どもが。それは天気の良い日にだったら外でも遊びなさい、半分は勉強をしなさいでも通るかも分かりませんが、朝日小学校の学童保育を緊急にできますかどうか、それまで最後に聞きたいと思います。

福祉事務所長（大井進良君） 福祉の立場で答弁させていただきますが、確かに朝日小の児童クラブのほうは、市内に8か所ある児童クラブの中でも非常に生徒数の多い、71名という生徒を抱えておりまして、今現在利用している音楽室1階のスペースはだいたい58平米くらいです。かなり狭いということで、我々も問題と考えております。しかし、学校側の施設の問題でございますので、教育委員会の方と我々は連携をして協力をしていただくよう、お願いをしていきたいというふうに思っています。

8番（奈良博光君） よろしくお願ひします。それでは一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（伊東隆吉君） 以上で、新奄美 奈良博光君の一般質問を集結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）

議長（伊東隆吉君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

16番（崎田信正君） 日本共産党の崎田信正です。

はじめに、5月に中国四川で発生した大地震、そしてマンマーのサイクロンでお亡くなりになった方々の御冥福をお祈りするとともに、すべての被災者、被害者の皆さんにお見舞いを申し上げます。

さて今、テレビでも異常気象や環境破壊の実態が頻繁に紹介されるようになりました。そして今全世界的に大雨洪水の被害が伝えられております。さらに地元でも昨日報告があったとおり、小俣町で大雨による土砂災害が発生いたしました。幸い人命に関わる被害はなかったものの、家屋が全壊するなどの被害が起きております。被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

私はこれらのニュースに接するたびに、地球の悲鳴というふうにも感じるわけです。また怒りとも言

えるでしょう。そして人間界への報復とも感じられるものであります。地球の自然環境をどのように守っていくのかは、一刻の猶予もならないと感じます。

一方自然の猛威から、人の命と財産をどう守って行くのかは、政治の大きな仕事でなければなりません。そんな中、気象庁が6月6日測候所廃止の方針をさらに進め、昨年10月に種子島測候所などの廃止に続いて、今年も10月1日をもって新たに10か所の測候所を廃止する、こういう計画が発表されました。そこには沖永良部測候所が含まれております。そしてこのままでは名瀬測候所も廃止をされてしまいます。この測候所廃止計画というのは、国が公務員の定員削減を国民の安全を守ることもより優先させたものであり、認められるものではありません。測候所廃止計画が明らかになったときから、地元民間団体がいち早く存続を求めて署名活動や国への請願活動など運動を続けております。奄美市議会及び奄美市も意見書、要望書を提出するなど、存続を求める意思表示を鮮明にしております。異常気象が問題になる中、測候所存続の問題は産業、経済そして命と財産を守る問題として、奄美全郡島民の問題として運動が広がるよう呼びかけていきたいと思っております。

自然環境を守ることと同時に、社会環境の悪化も深刻さを増しており、生きることそのものに疑問を抱くという異常な状況も生まれております。どこに問題があるのか、国民的議論が必要だとつくづく感じるところであります。今日はそういったことにも、質問関係するかと思っておりますので、御答弁をよろしくをお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質問を行ってまいります。

まず最初に、介護保険制度についてであります。この制度は2000年4月から実施をされ、介護保険法はその以前から多くの問題点が指摘をされ、実施直前に政府は小手先の見直しに着手せざるを得ない状況に追い込まれ、走りながら改善すると強行されたものであります。65歳からの人の保険料は、基準額は実施当初の旧名瀬市で3,800円、これは全国でも有数の高い額となり、3年後の2003年後の見直し時期には、せめて全国平均並みが期待されたものの、実際は全国でも4番目に高い5,500円に設定をされました。そして第3期の保険料の改定は、2006年です。奄美市が合併で誕生した年ですが、このときは同じ奄美市にありながら、旧名瀬市は5,100円、旧住用村は4,800円、旧笠利町は3,800円と不均一の保険料が設定をされております。旧名瀬市の5,100円というのは第2期の5,500円より400円安くなったというものの、このときの全国平均は4,090円で以前として高い介護保険料が家計を圧迫している、この実態には変わりありません。

この間介護保険制度そのものが改善されるのではなく改悪が進んでおります。当初の目的として大宣伝された、家族介護を軽減し、介護の社会化と言われた内容の変質が進み、全国各地で介護を苦しめた自殺や事件が頻繁に起きております。

この状況の中で、介護保険料は2009年4月改定時期を迎えます。第4期の改定時期を迎えるわけです。特に奄美市では現在の不均一な保険料を統一することになります。保険料の算定にあたってはいろんな状況を総合的に勘案・検討して決められるべきであり、当然負担する側の経済状況は最優先で考慮されなければなりません。全国有数の高い保険料の引き下げに向けて努力を惜しまないでいただきたいと思っております。そこでまず3点についてお伺いをいたします。

1番目に市民の暮らし、高齢者の暮らしですね、この実態をこの機会に調査をすることも必要かと思っております。後期高齢者医療制度の動向も関係するかと思っておりますので、第4期介護保険料の算定にあたっての準備状況をお示しをいただきたいと思っております。

2番目に今全国的に高齢者や障害者の介護福祉サービスが深刻な人材不足に直面をし、大きな社会問題となっております。日本共産党は昨年12月25日に深刻な人材不足を打開するための緊急提言を行っておりますけれども、本市の実情はどうなっているのか、また労働条件の改善については、自治体や国の財政支援が必要だと思っておりますが、当局の見解をお伺いしたいと思っております。

3番目に高齢化が進む奄美にあって、認知症の問題は深刻化することが大変心配されます。今こそしっかりとサポート体制を確立することが必要だと思っておりますが、現在の奄美市の現状はどうなっているのかお伺いをいたします。

次の質問からは、発言席より行います。

市民福祉部長（福山 治君） 第3期介護保険事業計画においては、議員おっしゃられるとおり、合併以前であり、旧市町村、それぞれ事業計画を行い、現在介護保険料については均一賦課で旧3市町村保険料は異なっているところです。第4期介護保険事業計画、平成の21年度から23年度においては、統一保険料とすることが合併協議会で合意がなされております。第4期保険料算定の準備状況につきましては、平成19年度に高齢者実態調査が終了し、本年度は第4期介護保険事業計画の策定年度でございます。その中で医療改革に伴う、療養病床の再編成の調査を踏まえ、今後必要なサービス料についてあらゆる情報収集を行い、適正な保険料設定に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、人材不足を打開するための本市の実情と、それから自治体や国の財政支援が必要だと思うがということでの質問ですが、厚生労働省は今月介護の現場で人手不足が深刻化しており、職員確保のため給料を引き上げ、人権費の増加が経営を圧迫するというケースが多いと発表しています。奄美市においての実情については、人手不足により経営危機に陥り閉鎖された施設、または事業所もありませんので、ないものと認識しております。労働条件の改善については、国において2009年度報酬改定を行う予定があると伺っておりますので、国の方針を見極めて対応してまいりたいと思っております。自治体としての財政支援については、奄美市の財政状況からして困難であり、できないものと判断いたしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、認知症のサポート体制についてでございますが、本市の認知症高齢者のサポート体制の現状でございますが、介護保険制度の中では、認知症高齢者が家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境での生活を継続できるようにすることを目的に認知症対応型協同生活介護、通称グループホームと呼ばれる施設が7か所設置されています。在宅で生活しています認知症高齢者に対する地域のサポート体制の構築は、認知症の人やその家族の生活を支える重要な課題と認識しています。地域の中でのサポート体制を構築していくためには、地域住民の認知症高齢者の方への理解が必要と考えております。認知症の正しい知識の理解や、認知症の人に対する接し方を学んだ方々の要請も検討課題かと考えております。名瀬地域包括支援センターでは、平成20年度に認知症介護指導者養成研修に職員の派遣を予定しているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

16番（崎田信正君） これから第4期の保険料が来年始まるわけですが、保険料の算定にあたって今、部長からも適正なという言葉が出てきましたけれども、私はいろんな時言いますけれども、適正なというのはやっぱり払えるというのが最条件だと思うんですね。

5月に厚生委員会の所管事務調査で東京都の稲城市を訪問させていただきました。ここは、保険料というよりは介護ボランティアについてお話を伺ったわけでありましてけれども、ここはですね、第3期するときですよ、その前の3,300円から4,400円に値上げになるということで、向こうの職員はこれは大変だという認識をしたんですね。3,300円から4,400円になると、これは大変だということで、この認識が大変重要だと思うんです。そこで何をしたのかということ、介護ボランティア制度というのをやって、厚生労働省と何回もやってるわけですね。そういったことで、介護ボランティア制度というのをこの4月から正式発足をさせたということになります。これはボランティアをやる人、高齢者の方ですね、ポイント制度にしてたまれば年間最高で5,000円ですけれどもね、それだけの支給があるということになるわけですがけれども、これは保険料をそのまま軽減するというものではありませんから、私としてはどうかとは思いますが、とにかく高くなったときに何か方法はないのかなということいろいろ模索をしていくという意識改革は必要かというふうに思います。

今5,100円ですよ、名瀬、4,800円と3,800円ですか、なってますからこれが統一される時若干下がるというふうに見込まれるのではないかと思いますけれども、それでよしとするんじゃなくて、その時に全国平均を上回るようなことがあればね、やはり減免制度を考えると、全国平均を上

回ればせめて減免制度を考えるというような認識は持てないのかお伺いをしたいと思います。

市民福祉部長（福山 治君） まず最初にですね、全国平均というとらえ方の問題でちょっと御理解をいただきたいと思うんですが、私どもが持っています5, 100円という平均価格ですね、これが全市民の平均が5, 100円を払っているという形で語弊でとられているような気配を感じますので、これはちょっと説明を申し上げたいんですが、ただどうしても所得の高い階層と低い階層が混在している中で保険料というのを設定すると、その中で一番真ん中の保険料が5, 100円であるということで、これだけは御理解いただきたいと思います。ですから一人当たりの平均の奄美市民が納めている平均保険料というのは、低い部類にあるということだけは御理解をいただきたいと思います。

そういう中でですね、先ほどの減免の問題ですが、6段階のその段階を区分して、ほとんどの階層の方が下の平均以下の分類で収めているという現状で、それ以上の減免ということについてはちょっとこの保険制度の持続性から、当分は今のところ考えられないということで御理解いただきたいと思います。

16番（崎田信正君） 今4段階が基準額ですから、それが真ん中だということで、そう言うけどもね、私が言いたいのは、先ほど奈良議員も特別徴収のところですね、普通徴収のところ未払いが多いと、高いから払えるということは部長も認めただけじゃないですか。私が言いたいのは5, 100円の第1段階は半額でしょ。2, 550円なんですよ。全国平均は仮に4, 000円だったら半額だったら2, 000円なんですよ。だから500円高い介護保険料払うことになるわけじゃないですか。私そのこと言ってる。だから全国平均が低くなればね、その差額の分は奄美市民は経済的にも大変だと、それをサポートする子どもさんたちにもなかなか経済的な余裕がないと、そういったときに市が援助するというのは当たり前感覚、そこが意識改革だと思うんですよ。いろんなところの税金をどう使うか考えて、介護保険のこういったところに税金を投入してみましようというのは市長の英断でできることなんですよ。そういったことを言っているわけですから、全国平均を上回ったときには、減免制度は検討してみましよう、減免制度のやり方についてはね、介護保険の段階、今6段階ですけれども、実際10段階でやっているところもある、奈良議員もお金を持っている人からは取ってもいいんだというような話がありましたけども、正にそういうことなんです。年金程度のお金を持っている人がね、自分たちがまた負担が増えるということになったら、この保険制度そのものが成り立たないわけですから、根本的に変えましようという運動につながっていくわけですよ。そんなふうにしていかないと、いつまでもこの払いきれない人は、肩身の狭いと言いますかね、また介護保険料を払えなければね、サービスを受けることができなくなるわけですよ。そういった状況を市としては改善をしてもらいたいということで言っているわけですから、これから検討されるということですから、その立場でしっかり検討をしていただきたいと思います。

それらの減免制度について神奈川県相模原市が持っている、これかなり詳しくというか分かりやすく制度をつくってますので、紹介をしておきたいと思います。減免制度の対象がですね、これは災害により住宅等に著しい損害を受けた場合、これは奄美市も一緒ですね。世帯の生計を主として維持する人が、失業等により収入が著しく減少した場合、3番目は生活が著しく苦しい場合とあります。ここは親切なことにね、生活が著しく苦しい場合の該当者はどういう人かということを示しているわけです。一つは生活保護を受給していない、これは当然ですね。2つ目には世帯の預貯金の合計が、単身世帯で350万円、これだけ持っている人はいないと思いますが、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。ほとんど預貯金を持っていない人ですよ、奄美の場合はですね。それと居住用以外に土地や家屋などの資産を持っていないこと。4番目に世帯の収入が生活保護基準未満であること。多いんですよ、生活保護基準で生活保護を受けていないという方も。さらに世帯の収入が生活保護基準未満であることに対して、おおむね世帯の収入の目安まで示してるんです。ここで言っているのは、収入がこれくらいの方が当てはまりますとして、70歳一人暮らしで借家では11万8, 600円未満、持ち家の場合は7万2, 600円、70歳と67歳の二人暮らしの借家ではという例まで示してるんです。

ね。その時は17万1,310円未満。持ち家では11万1,510円と示してやっているわけです。これからいろんな調査をやってますけれども、これはインターネットで見ればね、あちこちでこういう事例は出てますので、是非参考にされてですね、今の市民の暮らしの状態、未納になっている実態調査をやって、ほかに税金を使うところがあればそこよりもここを優先してみようというような感覚で是非実施をしていただきたいと思います。

それと認知症の問題ですけれども、これ厚生省がですね、認知症を知り地域をつくるキャンペーン、認知症サポート100万人キャラバンというのを平成17年からスタートさせたということで、いろんな認知症サポーター養成講座というのを開いているようなんですけれども、今の部長の答弁では、まだされてませんね、なにか人を派遣するんでしょ。それのこの今後どんなふうにもっていこうとしているのか、これ10年計画だということですから、成長目標も出てくるかと思えますけれども、今の思いをあればお聞かせいただきたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市民福祉部長（福山 治君） 先ほども申し上げたように、今年度にこの行政研修を受けさせて、それから計画を立てたいという考え方ですので、今のところその方向性そのものを含めてですね、まだでき上がっていないという状況ですので、御理解いただきたいと思います。

16番（崎田信正君） これは平成17年度に厚生省が出しているということで、もうほかの地域では進んでいる所もあるんですね。そういった所では高齢者、高齢化が進んで一人暮らしの方も多いと、いったん奄美ではね、こういう方こそどうしようかということで敏感にとらえていただきたいと思いますよ。そういった意味では今後の頑張りを期待したいと思います。

次に、子育て支援についてですが、いろんな政策がありますがけれども、今日は今年の第4回定例会でも質問をしている内容です。父子世帯見舞金の持続、継続拡大について、再度ただしたいと思います。

そのときの答弁では、これは旧笠利町で昭和54年に創設をされ、18歳に満たない者を扶養している場合に一人につき2万円、年額ですね。それで二人以上の場合には2万6,000円支給しており、11月現在で笠利だけでなく名瀬地区も含めた場合は、対象者は51世帯、118万2,000円という説明がありました。さらに、合併協議会では、旧名瀬でも父子手当があって10年ほど前に廃止をしたことから、一度廃止したものを復活するのはふさわしくないだろうとの判断から、21年度から廃止を決めたというふうに言われました。これ議事録に載ってますね。これらについては十分に議論がなされた結果として受け止めているとのことでありましたけれども、その時の答弁の最後に、一応財政のほうに話し合ってみたいということもありましたので、昨今の経済状況や暮らし向きを考えたとき、是非必要な制度だと思いますが、御見解を御伺いしたいと思います。

福祉事務所長（大井進良君） 父子世帯見舞金の件ですが、内容とか経過については議員のお話されたとおりでございます。重ねて申し上げることはありませんが、その後に私がお話したとおり、関係課と話し合いをしました結果でございますけれども、合併協議会での結論を踏まえたものでありまして、やはり平成21年度から廃止をするということで結論を得たところでございます。確かに、必要性については我々も十分認識しておりますので、今後の財政状況を見極めながら、将来改めて復活というか、導入を検討したいというふう考えております。

16番（崎田信正君） 今、合併協の結論にはとらわれないという意志表示というふうに受け止めたいと思えますけれども、これは全国的な廃止じゃなくて、新しくつくっているところが増えてきているんです。山梨市では、今年の4月から父子家庭福祉手当制度というのを新設しております。その趣旨は、父子家庭には独自の手当制度や補助制度がないこと、父親が子どもを養育するためには転職する事例や

残業のない職場に移動する例もあり、収入の減額が見られることから父子家庭の生活を支援する制度として開始されたということになっています。手当額は月額5,000円です。だから年間6万円ですね。父親の前年度の所得が230万円以下、奄美の実態では全部当てはまるのではないかなと思いますけれども、そこで市長にお伺いしたいと思いますけれども、今福祉所長のほうからは制度新設に向けて検討するという言葉でしたけれども、市長はね、施政方針で子どもたちが健やかに育ち、子育てに夢の持てる環境整備を推してまいりますと述べられております。方針としてはやっぱり大変立派だと、このとおり頑張ってもらいたいと思うんですが、是非リーダーシップを持ってですね、取り組んでいただきたい。この父子世帯見舞金については新しくつくるものじゃないんですね。これがなくては後退ですよ。そういった意味では先ほど述べた施政方針に明らかに逆行するんだと思いますけれども、市長の見解をお伺いしたいと思います。

市長（平田隆義君） その父子見舞金についてはかねてから議論がございますが、最近の状況についての私の不勉強で把握しておりません。したがって、いろんな福祉手当等を勘案しながら均衡ある対応をしていかなきゃならないというのが原則だろうと思います。ですから個々のことについて、今ここでどうするこうするということは控えさせていただきたいと思います。おっしゃるとおり、子どもたちが健やかに伸びていくということは大事なことだということは認識しております。

16番（崎田信正君） 冒頭にね、社会環境も悪化をしているということを言いましたけれども、それを少しでも是正する、微々たるものですけどね、是非リーダーシップを取って実現できるようお願いをしていきたいと思います。

次の生活保護行政についてであります。移送費の取扱についてどうなるのかということですが、この移送費というのは、生活保護利用者が病院で治療を受けるために必要な交通費を医療費として支給しているものであります。ところが、厚生労働省はこの通院のための交通費を7月から削減するという通知を出しております。そのきっかけとなったのは、北海道の滝川市ですね、2年間で2億3,000万円の通院移送費を不正支給した犯罪事件を、通院交通費削減の理由として持ち出してきたものであります。通院交通費は生活保護の医療扶助費のわずか0.3パーセントにすぎません。今各方面で税金の無駄遣いが指摘をされる中で、許されることのない一部の不正事件、犯罪的な事件を取り上げて国民の生存権を脅かす理屈にはならないものであります。不正というのはもちろん正さなければなりませんけれども、それと生活保護利用者の通院交通費を削減することは全く別問題で、厚生労働省の通知は7月から原則廃止というものでありますけれども、6月3日のテレビでも厚生労働省がまたまた弱い者いじめというふうにして報道をしておりました。犠牲者を出す前に通知の撤回をと、こういう声も全国に広がっております。国民的な運動と世論によって一定の手直しをせざるを得なくなっておりますけれども、この間全国生活と健康を守る会連合会が交渉を進めておりますけれども、その中で福祉事務所が高額と判断すれば、100円でも高額だ、生活費で捻出できないものであれば支給すべきだと考えているというふうには厚生労働省の担当者は答えたと伝えられております。

通院移送費は全額支給対象となる医療扶助の一部であって、通院交通費は本来削ることができない最低限度の生活費で暮らす生活保護利用者が、医療にかかることを保障するために設けられたものであり、これまでどおり実施されるべきものだと思いますが、本市の対応がどうなっているのかお示しをいただきたいと思います。

福祉事務所長（大井進良君） 通院医療費の移送費の件ですが、平成20年4月1日に、生活保護法による医療扶助運営要領、これの一部改正がございました。その中で移送費の給付範囲が大きく変わりました。本年7月1日から本格導入される見込みとなっております。しかしながら新要領の中ではへき地等、それから高額等の具体的な判断基準がはっきり示されておりませんので、当福祉事務所での移送費の取扱いについては厚生労働省、または鹿児島県から明確な基準が示されるまでの間は原則、従来どおりの

取扱いとせざるを得ないと考えております。

16番（崎田信正君） 従来どおりということでひと安心であります。

次に、老齢加算の廃止に続いて母子加算も昨年に続いて減額となっておりますけれども、さらに来年は廃止ですね。影響はどうなるのかということでお伺いをしたいと思います。

既に生活保護費のこういった形で実行されているわけですが、70歳以上の高齢者の方に支給をされていた老齢加算、これは奄美市のような3給地1では、15年度には1万5,430円あったんです。16年度が7,920円、17年度が3,080円、18年度からはとうとう廃止になったということですが、そしてすぐ今度は母子家庭に支給をされている母子加算の廃止という問題が出ております。すでに16歳から18歳の子の母子加算は、平成19年度から廃止をされ、15歳以下の子どもについても18年度の2万200円から昨年19年度は1万3,350円に減額をされ、今年度は6,670円になりました。18年度と比べれば、1万3,350円の減額です。そして来年平成21年度には0円、つまり廃止となります。受給者家庭に大打撃を与えることはもちろんですが、消費行動の冷え込みというのは市民経済にも大きな影響を与えるものと思います。

これでちょっと計算しました。例えば受給額は35歳の母親と5歳の子どもさんが一人の二人暮らしの基準額ですけども、このときは生活扶助費は9万4,080円ですね。これに母子加算が19年3月の時点では2万200円ありましたから、11万4,100円で生活をするという状況でありました。それが今は10万750円、11.7パーセントの減額、来年は0円になりますから9万4,080円ということで17.5パーセントの減額ということになります。生活保護を需給する母子世帯の方が生活保護を受けない世帯よりも収入が高いとして、生活保護費を減額をするというもので、低い方に合わせるやり方というのは現在社会問題となっている貧困と格差を固定するものとなります。対象者数や減額となった金額がどのぐらいあるのか、この影響はどうなるのかお示しをいただきたいと思います。

福祉事務所長（大井進良君） 生活保護の母子加算でございますが、これは基本的な生活費に加えて追加的に算定されているものでございます。平成17年度から段階的に減額、いわゆる見直しがされまして、平成21年度から廃止されることとなっております。

平成20年度、20年4月に母子加算が計上されている母子世帯は、奄美市内で93世帯ございます。加算額については、月額で69万6,000円、これは全体ですね。平成20年度の総額で、約835万円と見込んでおります。来年度から廃止されることを考えますと市民生活、とりわけ生活保護を需給している母子世帯への経済的影響が少なからずあるものと考えております。しかしながら、詳細にわたる影響度合いについては判断をしかねるところでございます。

16番（崎田信正君） 大変な状況だと思うんですが、私はわざわざこれで取り上げるということはね、もうこれだけではとどまらないんですよ、国の考えというのは。生活保護の関係では、厚生労働省は老齢加算、そして母子加算の廃止、今回の通院、移送費の問題もあります。これは病院に行く移送費をやればね、病院に行く回数を減らすんじゃないかというのが根っこにあるわけですよ。そしたら医療費の削減にもなるというようなこととらえてね、一つの事件があったらそれ幸いにとこういう方針を出してくる厚生労働省なんです。だから今何を考えているかといえば、生活扶助の基準額そのものを引き下げるとするのは昨年の11月の検討会で出されてるわけですね。これは今年の4月から当初は実施予定だったけれども、この案が出たときに批判が強くなって、これは先送りになった。計画をやめたわけじゃないんですね。これからこれが再浮上してくる心配があるわけですよ。そういったことを考えたときに老齢加算の問題、母子加算の問題、そして移送費の問題、ことごとくこの問題は取り上げていかないと、行き着くところはここになってしまうという心配があります。それは市の政策にも非常に大きな影響を与えるわけですよ。そういったことで取り上げたということになりますので、国に対してもいろんな機会ですね、こういった会話化しないようにということはお示しをいただきたいと思います。

次の、後期高齢者医療制度について、何点が質問を行いたいと思います。

この制度については、制度施行前から連日テレビ、マスコミで取り上げられておりました。昨日もテレビでやっておりましたね。正に質問通告を出しているような内容を、国の制度として議論をしていたわけでありませうけれども、ここで市長にお伺いをするんですが、市長は今年度から後期高齢者医療制度が創設されることに伴い、保険制度の持続性が図られるよう取り組んでまいりますと施政方針で述べられておられます。今、野党4党ではこれはもう廃止しろということで、参議院では可決されてますね。衆議院でも、自民党の長老議員の中からもこの制度はおかしいと見直しの言葉が出ておられますけれども、ひょっとして衆議院でもいったんこれはやめましょうということで可決されるかも分からない。そういったときにですね、市長は持続性が図られるよう取り組んでまいりますというふうに施政方針で述べられているわけですが、今この時点でこの制度に対する市長の評価といいますか、見解を伺いたいと思います。

市長（平田隆義君） 大変単純にというか、考えたときに、高齢者がこれから増える時代において、高齢者の保険を、健康保険をどうするか、健康管理をどうするかとこう考えたときに、結局支える側が減って支えられる側が増えていくわけですから、これをなんらかの形で解決しなきゃならないということについては、私は賛成だと思います。ただ、それが75歳以上なのか70歳以上なのかということは議論も分かれるだろうと、こう思います。そういうことで負担の割合が国民健康保険よりも厚い50パーセントの国の負担があるということなどと考えると、大まかなところで私はそんなに間違ったことではないのではないのかなと、年齢を区切ったということでの批判があるということも承知しております。どこでどうするかということはやり方の問題だろうと思います。今後、むしろ国民にそわないものがあるれば、改善していくということがいいんじゃないか、廃止するとこれは全くもう後退してしまって、大きな負担をむしろ強いることになるんじゃないか、悪いところがあれば変えていくことが肝心だろうという思いがします。簡単にいうと天引きの話なども合理的だと判断したと思うんです。ところがこれは国民感情にはそわない、理屈じゃないということだろうと、こう思って受け止めております。そういった点ではみんなが高齢者の健康を喜んでとまではいかないにしても、責任を持って支えていくというシステムを是非つくっていただきたいというのが今の思いです。

16番（崎田信正君） これ市長、市長は今75歳という年齢を出されましたけどね、これ国民がノーを突きつけているというのが、さっき言われた天引きの問題もあります。それと保険料が払えなくなったときに、資格証明書ということで保険証を取り上げるという老人保険制度の時はない制度をぶち込んだと。改悪ですよ。それと75歳でなんで怒っているかということになると、もう75歳を過ぎれば、ここの中では市長が一番近いわけですよ。もう用済みですよと言っているようなもんですよ。というのは、なぜこういう言い方をするかといえばね、これを議論した社会保障審議会というところがあるわけですよ。ここは心身の特性3つ述べてますね。一つは複数の疾患持って治療が長引くと、もう一つは認知症の問題があると、3つ目に言ったのはいずれ避けることができない死を迎えると言ったんですよ。これは生物学的には間違いじゃないんです。ところが赤ちゃん、0歳児、今日生まれた赤ちゃんもいずれ生まれた時からいずれ死を迎えるわけですよ。その道を歩いて行くわけですよ。それを75歳と言った時に、私が言ったようにもう75歳の方はお役に立ちませんよという思想が出てくるわけじゃないですか。だから中学生や小学生にいずれ避けることができない死を迎えた、これは生物の勉強ではそうなりますけれども、そう言わないのは中学生や高校生、小学生、これから成長する人たちは可能性がある、国のお役に立つことができるというからそういうことは言わないわけですよ。それは75歳ということでわざわざ言ったということに、この保険制度の根本的な考えがある、医療費を削減するというようなことがあるわけですから、こういう制度はいったんなくして、一つの保険制度の中で、崇高なね、尊厳死の問題とか、いろんなことを考えるべきであって、これは明らかにもうこれ以上お金をかけないという制度だから、元に戻してやるということで、これが負担の在り方とそういった問題以前の問

題なんです、これ。そういったことをきちんと認識を是非してもらいたいと、すぐうんとは言わないでしょうからね。だからそういう問題があるということは、ちゃんと指摘をしておきたいというふうに思います。

次に、低所得者に対する減免制度の問題、これは廃案になればこれからする質問は意味がなくなるわけでありませぬけれども、状況としてはなかなか難しいところでもありますので、ただしていききたいと思えます。

今回の制度では、確かに一人暮らしのお年寄りの場合は若干現在の国保税より名瀬の、奄美の場合はですね安くなります。二人暮らしの場合は確実に保険料は高いものになるわけですね。制度導入時の批判を抑えるために軽減措置がいろいろ設けられておりますけれども、これは激減緩和ということで限定なんです。いずれは高い保険料に統一をされていくということになります。所得割がかからず均等割りの場合、7割軽減があって国保税は1万3,800円で、後期高齢者医療保険料は1万3,700円ですから、年額100円安いと。これで生活は大丈夫だろうというわけにはいかないですね。私は国保税の時から減免制度が必要だと言っているわけでありませぬから、これについても軽減策、減免制度は必要だと思えます。制度が始まる1年で軽減差をつくるという基本姿勢が求められていると思えますけれども、始まってしまいましたが、その軽減策の問題について、御見解をお示しをいただきたいと思えます。

平成19年第4回定例会で市独自の減免制度については、広域連合が保険運営を行っていくので、本市単独での繰入れによる保険料の減免制度の創設は困難だと答弁をされております。広域連合が保険運営を行っていくから困難だというふうに言われたわけですが、これは市単独での繰入れは制度上できないというふうに理解をしいのか、そうじゃないと思うんですが、そこを一点確認をしておきたい、またその時に私の質問に対して、高齢者の人口が増えたら自動的に保険料は上がるというシステムかというふうに質問をしましたが、当時の市民福祉部長は、当初議員の御指摘のとおりという答弁をされましたが、質問時間が終わってから高齢者の人口が増えましても、保険給付費が増額しなければ保険料は下がる場合もありますと訂正をされました。高齢者人口が増えれば、今医療給付の1割を保険料で負担する仕組みでありますけれども、高齢者人口が減るということはありません。どんどん増えていくわけですね。そうなれば1割から率が高くなれば、現実の問題として保険料は高くなるのではありませぬか。厚生労働省もそういう試算をシミュレーション出しておりますし、テレビでもそんなふうに出ておりますよね。その時のわざわざ訂正までした内容について、今の見解をお示しをいただきたいと思えます。

市民福祉部長（福山 治君） 後期高齢者医療制度の保険料の軽減制度につきましては制度が始まる時点で法に基づき、世帯主及び被保険者の所得に応じて7割5割2割の軽減措置が行われることとなっております。なお、これまで保険料負担のなかった社会保険の被扶養者の保険料については、制度加入時から2年間は所得割を課さず均等割りを5割軽減することとし、さらに平成20年4月から平成20年9月までの6か月間は保険料負担を凍結し、平成20年10月から平成21年3月までの6か月は9割軽減する激減緩和措置を設けるなど、低所得者層や新たに負担が生じる被保険者について、対策が講じられているところでございます。

後期高齢者医療制度における本市の軽減措置の状況につきましては、被保険者の約3分の2である74.6パーセントの方々が軽減措置を受ける形となっており、法定軽減による低所得者対策で対応できていると考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。また、国の方で低所得者層に対する軽減措置をさらに充実するよう検討しているところですので、今後の状況を踏まえて県後期高齢者医療広域連合の中で協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくをお願いしたいと思います。

次に、市独自の繰入れによる保険料を減免することは制度的にできないのかということでございますが、各市町村の議会で議決することにより単独事業として行うことは法的には可能と考えております。

保険料のシステムそのものについて、自動的に引き上がるシステムというところの理解がちょっとしがたいんですが、いわゆる高齢者の人口が将来的に少なくなるということは絶対あり得ない話で、増えていきます。それに伴って一人当たりの医療費が変わらないと仮定した場合には、別にこの自動的に保険料が上がるというような考え方は私の中には浮かばないんですが、ということで一応御理解をいただきたいと思います。

16番(崎田信正君) これは今保険料で1割ですよ。これを1割と4割を1.5割と3.5割にするとか、そういうシステムになってるわけですよ。そしたら確実に上がっていくわけですが、これで厚生労働省もシュミレーション出してそうだというふうに出しているわけですから、わざわざ反論できない時間でね、訂正するような内容ではなかったということをお願いしたいわけでありませう。

それで、減免の問題についてですけれども、生活保護を受けるようになったときに、保険料が滞納になっているといった場合は減免の対象にできるのではないかと、したほうがいいんじゃないかというふうに思いますが、そういったところの認識はどうでしょうか。

市民福祉部長(福山 治君) 生活保護を受けることになったといいますと、前もって減免の問題につきまして、うちの減免条項から申し上げますと、納期限前7日前までにというまず一つの縛りがあります。したがって、滞納になったという事実でありましたら、もうそれから先に減免という動きはできないというのが法的な規制の中での動きでございます。それで生活保護になった方々が払えない状況で、払えない状況のまま生活保護になったとなりましたら、地方税法の第15条の7ですか、滞納処分の執行停止という処分をいたしまして、3年間変化がなければ不納欠損と、こういう形で処分することになるかと思っております。

16番(崎田信正君) 生活保護減免という形で実施をしているところ、あるんですね。実施というか、そういうことを明記しているところもありますので、是非検討をしていただきたいと思っております。

この減免制度については、広域連合が独自の減免制度を設けることを条例で定めれば減免分を補てんするために、独自軽減もして市町村が全額負担をすれば実施ができるというものがありますよね。この事例としては東京都がそれをやっているということで、年金収入金額が年間208万円以下のほうに、所得に応じて決定される保険料の所得割り分を25パーセント、50パーセント、75パーセント、そして100パーセントの4段階で軽減をする仕組みを作っております。もう一方は千葉県の浦安市ですが、ここは現役並みの所得者を除く加入者に年間1万円の給付金を支給すると、これは後期高齢者支援臨時給付金事業という名前で実施をしているようでありませうけれども、こういった状況がありますので、広域連合などではこういった議論です、つまり広域連合議会で市町村に負担を求める内容であったり、それから県に負担を求める内容になるわけですが、こういう議論がされているのかどうか、つかんでませうか。

市民福祉部長(福山 治君) 広域連合の中で論議された内容につきましては、結果においての結論しか私のほうは知れてませうが、減免については一つの減免要綱を作りましてそれに対応したいということで、ある程度の減免の内容は通知が来るところでございます。

16番(崎田信正君) 是非広域連合でもです、いろいろ議論をしてもらいたいと思っておりますけれども、あとで質問しますが、広域連合の議員のメンバーがそういうことが議論できるメンバーかなという心配をするわけでありませうけれども、その前に資格証明書のことについて、お伺いしたいと思います。

3月までの老人保健法は第一条で国民の老後における健康の保持を制度の目的と規定をしてありますけれども、今度の高齢者の医療の確保に関する法律、この第一条からはこの老後における健康の保持という文言は消えてしまったということですね。医療費の適正化というのが明記をされまして、医療費抑

制のための法律ということがこの面でも明らかでありますけれども、それでも生活に困窮する後期高齢者が保険証まで取り上げられるという悲惨な事態を招かないという自治体の意思表示が必要ではないかと、また具体的に資格証明書の発行に至る過程は、広域連合の場合どうなるのかお示しをいただきたいと思います。

市民福祉部長（福山 治君） 今回の後期高齢者医療制度における、資格証明書の発行については、国保制度と同じように被保険者間の公営性の確保と、制度に対する信頼を維持していくために、納付期限から1年を経過するまでの間に災害等の特別な事情もなく、保険料の納付がない方に対して行うものでございます。今年度の対象者はいませんが、来年度以降の実施にあたっては、単に納付期限から1年が経過していることをもって、機械的に交付するのではなく、決め細やかな納付相談を行い、滞納理由や生活状況等を十分に把握して、災害等の特別な事情を適正に判断するなど適切な運用を行われますよう、広域連合とも連携して進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

16番（崎田信正君） 資格証明書の発行に至る過程というのは、これは資格証明書というのは、市では出さないですね。結局広域連合で資格証明書を作るんじゃないですか。そういったときにこの人は資格証明書の対象者だという判断は市がやって、その人の名簿を広域連合に上げて、資格証明書が発行されるようになるのかどうか、お伺いをいたします。

市民福祉部長（福山 治君） それは市のほうで発行いたします。それでは非常に崎田議員がずっとこの資格証明書にこだわっているようでございますので、ちょっと御説明申し上げますが、基本はこういう形で老人保健制度と違って資格証明書を出すという形に変わりましたが、対応の仕方としては奄美市の国民健康保険と同じように、懇切丁寧にもた支障のないような形で対応はしていくということで、内部のほうの考え方もまとまっていますし、それがまた広域連合の指針でもあるという形でございますので、そこらへんを御理解いただきたいと思います。

16番（崎田信正君） 機械的にやらないと、本来資格証明書そのものがないというのが望ましいんですが、しっかりやってもらいたと思います。次に、65歳から74歳までの方も後期高齢者医療制度のほうに加入できるという状況ですが、今障害を持つ方はですね、申請によって老人保健法の適用を受けていた人たちが、今度は後期高齢者医療制度の実施によって、保険料負担が増える場合がでてきます。一人暮らしの時はあれだけ、二人以上ですね、この人たちの実態はどうなっているのかですね。対象者数と後期高齢者医療制度に移行した人数が分かれば、示していただきたいと思います。2級以上の障害手帳を取得されている方は医療費の払い戻しを受けることができますけれども、そういった方も含めて実態をお示しをいただきたいと思います。

市民福祉部長（福山 治君） 65歳から74歳の障害者の方の加入実態はとの御質問ですが、全体で352人の内、4月からの後期高齢者医療制度加入に対し、3月末までに単身世帯2名、それ以外の世帯の方で4名の計6名の方が、老人医療需給者認定取消認定を行っております。4月以降、後期高齢者医療障害認定喪失届を単身世帯1名、それ以外の世帯9名、合わせまして10名で、3月以前と合わせまして16名の方が届出をなされているというところでございます。

16番（崎田信正君） きめ細かい対応ということであればね、昨日先決の第17号で、はり・きゅうの対象者がありましたよね。これを後期高齢者医療保険者加入者に対象を広げているわけですけれども、これ年間で60回まで受けられるんですね、助成としては、1回が600円ですから、全部使うと3万6,000円になるわけですよ。こういったことも後期高齢者に、医療保険に入るのか、それとも老人保健法の国保のほうにね、残るのかという判断基準になろうかと思いますが、こういったものは周知

徹底されているのかどうか。

市民福祉部長（福山 治君） それぞれの個々人に対する周知徹底ということについてはまだいたして
おりません。ただ福祉政策課のほうでその障害の認定を受けている方々がいらっしゃいますので、そこ
のほうからその旨でそういう広報はいつているものと思っております。

16番（崎田信正君） 時間がありませんが、国保のプラスマイナス問題はとても説明できる時間はない
と思いますので、広域連合の選出方法、改善策がないのか。
時間ですね。また次の機会にやりましょう。

議長（伊東隆吉君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時45分）

6月11日(3日目)

出席議員は、次のとおりである。

1 番	師 玉 敏 代 君	2 番	多 田 義 一 君
3 番	橋 口 和 仁 君	4 番	畠 嘉 瑞 人 君
5 番	戸 内 恭 次 君	6 番	平 田 勝 三 君
7 番	向 井 俊 夫 君	8 番	奈 良 博 光 君
9 番	朝 木 一 昭 君	10 番	竹 山 耕 平 君
11 番	伊 東 隆 吉 君	12 番	里 秀 和 君
13 番	泉 伸 之 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	三 島 照 君	16 番	崎 田 信 正 君
17 番	奥 輝 人 君	18 番	平 川 久 嘉 君
19 番	渡 京 一 郎 君	20 番	竹 田 光 一 君
21 番	栄 勝 正 君	22 番	世 門 光 君
23 番	平 敬 司 君	24 番	大 迫 勝 史 君
25 番	与 勝 広 君	26 番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	平 田 隆 義 君	副 市 長	濱 田 龍 太 郎 君
教 育 長	徳 永 昭 雄 君	住 用 町 長	森 米 勝 君
笠 利 町 長	朝 山 三 千 丸 君	地 域 自 治 区 長	福 山 敏 裕 君
総 務 課 長	川 口 智 範 君	総 務 部 長	則 敏 光 君
管 財 課 長	田 丸 友 三 郎 君	財 政 課 長	塩 崎 博 成 君
企 画 調 整 課 長	瀬 木 孝 弘 君	企 画 部 長	福 山 治 君
環 境 対 策 課 長	徳 田 照 久 君	市 民 福 祉 部 長	倉 井 則 裕 君
市 民 課 長 (笠 利)	朝 郁 夫 君	い き い き 健 康 課 長	吉 富 進 君
福 祉 事 務 所 長	大 井 進 良 君	福 祉 政 策 課 長	桜 田 秀 勝 君
産 業 振 興 部 長	赤 近 善 治 君	商 工 水 産 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君
紬 観 光 課 長	日 高 達 明 君	農 林 振 興 課 参 事	熊 本 三 夫 君

産業振興課長	吉	卓男	君	紬観光課参事	重久	春光	君
建設部長	平	豊和	君	都市整備課長	田中	晃晶	君
土木課長	東	正英	君	建築住宅課長	大石	雅弘	君
建設課長	中	秀喜	君	会計管理者	田畑	米利	君
教育部長	里中	一彦	君	教委総務課長	福	和久	君
生涯学習課長	圓	順次	君	文化課長	中山	清美	君
企画調整課参事	里	良也	君	選挙管理委員会 委員長	久保	忠義	君
水道課長	岡	優雄	君				

職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田	秀樹	君	次長 調査係長	兼 事務取扱	山崎	實忠	君
議事係長	森	尚宣	君	議事係主事		重田	俊彦	君

議長（伊東隆吉君） ただいまの出席議員は、26人であります。
会議は成立いたしました。
これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） 本日の議事日程は一般質問であります。
日程に入ります。
通告に従い、順次質問を許可いたします。
最初に、公明党 叶 幸与君の発言を許可いたします。

26番（叶 幸与君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。公明党の叶 幸与でございます。
質問をする前に、この約1か月間に起きました出来事で5月2日から3日にかけてのミャンマーにおけるサイクロン災害、そして5月12日に発生しました中国四川省での地震災害は、過去に類のない甚大な被害を被っております。そして6月7日に発生しました小俣町の土砂崩れ、そして6月8日に起きた東京秋葉原での無差別殺人と災難は対岸の火事ではなく、いつでもどこでも起こり得ることを実感した次第であります。これらの被災に遭われ、またお亡くなりになりました方々に対し、衷心より御見舞い申し上げますとともに1日も早い復旧に努められますようお祈りを申し上げます。

まず、通告の順番の訂正をお願いいたします。質問主題の2と3を入れ替えていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは通告に従いまして質問を順次させていただきます。

まず1、市長の政治姿勢について、奄美振興開発特別措置法の延長についてであります。昭和29年に始まった奄振法も53年が過ぎ、来年3月期限切れを迎え延長に向けて来る6月24日、延長要求郡民総決起大会が予定されております。奄振総合調査報告書や奄振審議会の答申でも引き続き法に基づく特別措置による支援が必要不可欠、また引き続きハードとソフト施設の施策の一体的実施が必要であるといわれておりますが、平田市長は来年の延長に向けて奄美市が一番期待し実施していこうと考える事業は何であるか。また計画はあるのか、お尋ねいたします。

次の質問からは発言席からいたします。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。公明党の叶 幸与議員の奄振特別措置法の延長についての質問にお答えをいたします。

議員の指摘のとおり、早いもので5年の経過があります。来年度から新しい法の下にスタートするわけですが、今、法の延長を前提にして継続事業、新規事業取り混ぜて概算要求に向けて計画を調整しているという状況でございます。鹿児島県を中心としてこれから国に計画を提示し予算獲得に取り組むわけですが、その内容は次期奄振法の趣旨に乗ったような形の事業計画ということで理解をいたしているところでございます。そういう中で御指摘のように昨年度、県が実施しました奄振総合調査のアンケート結果によりまして、在住者、出身者また高校生等も自立的発展のために今後とも法に基づく特別措置が必要であるという意見が8割以上を占めておるわけでございます。

本市におきましても、前回の法改正で明記された自立的発展の基礎条件は、いまだ確立されているとは言いがたい状況だという認識をいたしております。したがって法延長により引き続き計画の推進を実現したいと、このように考えておるところでございます。そういう中で奄美群島広域市町村長会や広域事務組合が中心となって、県と協同して国へ法延長要望活動を行おうということでもあります。

法延長が達成された場合は、次期奄振計画を生かしていくために、どういう事業をメインと考えるのかとお尋ねでございますが、これまでの諸施策の成果を基に温暖な気候風土や豊かな自然、個性的な伝統文化や健康・長寿といった地域の特性を最大限に活かし得る、またそういうことを基にした地域経

済の活性化につなぐような産業の振興というのを重点的に取り組んでいきたいと、このように考えておるところです。

例を申し上げますと、奄振事業での産業基盤整備事業の効果が今、サトウキビや畜産、果樹の本市経済の農業農村における生産活動、そしてその及ぼす経済効果というものを見たときに、この三つの今、申し上げた産業の振興というのが目に見えてきているのではないかという気がいたします。それらと今後、いつも申し上げておりますように、地域の自然を生かした観光産業の振興ということなどを中心にした観光交流の促進ということなどで産業の振興につながるものという事業を中心にやっていくということになると思います。そのことが主体的な自立的発展を進めていく上で、大きな成果を得ることができるのではないかという思いでいるところです。今後、こういった事業を推進するにあたっての制度の拡充や補助事業のメニューを創設していくということに取り組まなければならないものと、このように思っております。

いずれにしても、まずは法延長を成し遂げることが大事なことでございまして、本月の24日に郡民総決起大会を開催する予定をしております。広域事務組合の管理者としてその推進に取り組んでおるところでございますが、各政党、その他の団体、挙党体制と申しますか、いう形でこの総決起大会は取り組んでいきたいと、このように考えておりますので、多くの市民、郡民の理解と協力をお願いしたいと、このように思います。そういうことを踏まえながら今後の国や国会議員への要望活動を展開していくという段取りになるのではないかとこう思っているところです。どうぞこれからもよろしく御指導、御協力賜りますようお願いいたします。

26番(叶 幸与君) どうもありがとうございました。正に技術的發展ということにおきましては、地場産業の発展しかならうかとは思いますが。観光産業とそういったものを合わせて取り組んでいただければと、こういうふうに思っております。

次へ移りますが、2年前に誘致しましたコールセンターのA I S ジャパンや奄振で初めて導入しましたソフト事業で一昨年12月から開始しましたタラソ奄美の竜宮等現在、順調な運営をしておるものと思われま。企業誘致では、助成が切れると運営が厳しくなり撤退するとなかなかうまくいかなかった例がありますが、A I S ジャパンへの助成はいつまでなのか、また助成の金額はいくらなのか。また、将来雇用を200名位までと当初伺っておりましたが、現在の状況等分かりましたらお教えいただきたいと思ひます。

それと九州管内でのコールセンター関連の企業経営が芳しくないとの情報等が聞こえていますが、将来的に撤退するようなことはあるのかないのか、このへんをお伺いしたいと思ひます。

産業振興部長(赤近善治君) 議員御承知のとおり、株式会社A I S ジャパンにつきましては、本市の3番目の進出企業といたしまして、平成18年3月17日に旧名瀬市の指定企業者として指定され、雇用機会の拡大において、実績を上げている企業でございます。

一点目のお尋ねの株式会社A I S ジャパンの助成期間であります。助成期間は3年間となっております。18、19、20、今年度で終了というふうになります。それから助成金額につきましては、事務所の賃借助成金、通信回線の使用料助成金、雇用奨励金等を助成しておりますが、18年度が2,100万円、19年度が約1,800万円、本年度はまだ支給しておりませんが、見込みで同じように1,800万円を見込んでおるところでございます。雇用状況についてのお尋ねがございましたが、5月末日の雇用人口は、聞き取りではございますが、93名となっております。おおむね目標は達成しているんじゃないかというふうに考えているところでございます。会社では今期末では120人の雇用を目標としているというふうに報告を伺っております。また、雇用面につきましては、ハローワークからも奄美市規模の人口で100名の雇用が確保できる企業があるということは、大変本市にとっても良いことであるというような評価を受けているところでございます。

二点目の九州管内でのコールセンター関連の企業経営が芳しくないと聞こえるがと、将来撤退するよ

うなことはないかというような御質問でありましたけれども、A I S ジャパンにつきましては、グループ会社の株式会社光通信と本市の地元企業の共同出資により設立されております。地元根ざした企業としまして、奄美まつりへの参加やボランティア活動にも積極的に参加をさせていただいておるところでございます。また、平成19年6月からコールセンター以外の事業も行っているところでございます。具体的に御紹介申し上げますと、奄美大島タウンという奄美大島の店舗情報や観光名所などを紹介したポータルサイトをインターネットで立ち上げ、店舗や企業向けのインターネット広告事業を開始しております。その他にも法人向けの携帯電話の販売事業や奄美特産物インターネット販売事業も行っておりますことから、私どもとしましては健全な経営が図られているものというふうに考えているところでございます。

26番(叶 幸与君) このA I S ジャパンに関しては大きな成功の例じゃなかろうかと、こういうふうに思っております。雇用のほうも120名を目標というようなところでございますので、引き続き撤退するようなことのないように是非成功させていただきたいなと、こういうふうに思っております。

次に、平成20年度施政方針に「企業の誘致、高度化につきましては、雇用の促進と産業の活性化の面で重要な施策の一つであり、中略、今後とも若年世代の定着やさらなる雇用機会の拡大に向け、企業誘致、高度化を推進いたします」とあります。今、奄美市では、働きたくても仕事のない人たちがたくさんおまして、また、公共工事の減少で建設関連企業の倒産が相次いでおり、それに伴う失業者も出ており憂慮すべき深刻な問題であります。奄美群島の他の町村も企業誘致には真剣に考え、また実施して成功を収めている町村がありますが、延長奄振の中で今後新たな企業誘致のお考えはないのか、お尋ねをいたします。

産業振興部長(赤近善治君) 企業誘致についてのお尋ねでございます。議員の御指摘のとおり公共工事も減っておりまして建設事業を中心に本当に大変なことだというふうに思っています。製造業につきましては、昨日も御答弁申し上げましたけれども、二次産業の製造業の焼酎業のほうで経済の支えをしていると、ただし細関係が極端に激減しているというようなことで二次産業が非常に衰退してくるのではないかと危惧しております。といったことでやはり企業誘致の促進というのは、本市にとりまして大切な課題であろうというふうに考えております。昨日も御答弁申し上げましたけれども、東京事務所を中心に企業誘致と併せて修学旅行の観光客の受入れとそういったことも含めて、今後積極的に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

26番(叶 幸与君) 他の市町村もですね、与論では日本マルコムが入っていますし、また大和村では国分電気とか一生懸命こうやっているんですね。そして奄美市は範囲が笠利、住用まで入りまして本土在住者等は相当多く行っていると思うんですよ。そういった面でそのへんのつながり等からもですね、積極的にやっぱりいい企業の誘致をお願いしたいなと、こういうふうに思っております。

それでは続きまして、入札制度についてお尋ねをいたします。入札制度については、過去に一般質問でも何名かの同僚議員が取り上げており、また平成19年第1回定例会の奄美市の行財政改革特別委員会報告書に入札契約の在り方について、大型事業については奄美市に事業所を有する業者を一般競争入札に付すことと提案しており、また平成20年第1回定例会にも財政健全化に対する特別委員会報告書に、一般競争入札の導入・条件付一般競争入札は、早急に導入へ向け取り組むことと議会提言もいたしておりますが、最近入札について、いろいろな話が聞こえておりますので入札制度についてお伺いいたします。

一つは現在行われている指名競争入札について、公平、公正な指名がなされていないとのこういう声の一部から聞こえておりますが、いかがでしょうか。

企画部長(塩崎博成君) それではお答えをさせていただきます。

指名の在り方につきましては、当然、公平、公正な指名推薦が重要であります。平成19年度において旧三市町村の格付け一元化を行っておりますが、合併後の混乱を避けるべく急激な指名推薦の変化は業界のみならず地域経済への影響を招くものと考えております。指名推薦につきましては、当分の間は地域性や工事業者の専門性、営業活動拠点等を考慮しながら指名推薦を行い、公平、公正を旨として取り組んでいるところでございます。

26番(叶 幸与君) 公正、公平な指名がなされているということでございますね。

それでは現在の入札の在り方、これはどのようになされているのか、今さっきも言いましたように答弁がありましたが、入札参加資格者格付け基準というものがございまして、これはどのようにして決めるのか、そして指名の在り方はどのようにして決定するのか、指名委員会の構成は何名なのか、またその人選はどのようにして誰が決めるのか、一工事当たり何名位の業者を指名しているのか、お尋ねをいたします。

副市長(濱田龍太郎) おはようございます。ただいまの指名入札に関しまして幾つかのお尋ねがございましたが、順を追ってお答えいたします。

現在の入札の在り方は、どのようになされているかということでございますが、毎年度、工種ごとに行っております入札参加資格者の格付け及びこの格付けに基づきます金額に応じて原則として指名競争入札制度により、行っておるところでございます。入札事務につきましては笠利総合支所におきましては、建築工事以外の5,000万円以下の工事につきましては支所のほうで行いまして、それ以上のもの及び建築工事につきましては本庁の担当課のほうで入札を行っております。住用総合支所につきましては、すべての入札を本庁で行っておるところでございます。

次に、入札参加資格者格付け基準はどのようにして決めるのかということでございましたが、奄美市建設工事入札参加資格審査要綱に基づいて格付けを行っております。この工種は土木、建築、電気、管、舗装、造園、水道、下水道の8工種でございます。ランク分けにつきましては全工種ともにA、B、Cの3ランクに分けてございます。

次に、指名の在り方はどのようにして決定するのかということでございましたが、業者の選定にあたりましては担当部局からの素案を基にしまして、工種ごとに格付け登録をされた業者の中から指名委員会のほうでランク、これは金額です。工事の規模に応じて幾つかの視点から検討を加えて推薦をしているところでございます。この視点について申し上げますと、例えば施工についての技術的な適正、工事の専門性、あるいは技術者数、工事の成績等があたります。また、過去の工事の落札の状況、手持ちの工事があった場合はその進ちょく率の度合い、こういったもの、あるいはまた経営状況、それから信用度、工種によっては独自に決めました基準などがございまして、また、先ほど企画部長からもありましたが旧3市町村の地域性、こういったこと等を総合的に勘案をいたしまして、決定をしているところでございます。

それから次に、指名委員会の構成でございますが、指名委員会の委員構成は資格者推薦委員会規定で定められておりまして、その内訳は副市長、企画部長、産業振興部長、建設部長、企画調整課長、検査指導室長及び当該工事の担当課長の7名となっております。委員長は私が務めております。

それから一工事当たり何名位の業者を指名しているかということでございますが、基本的に12業者を基準にいたしております。これを基にしまして可能な限り競争性を高めるように考慮しておるつもりでございます。契約規則上は、なるべく5人以上というふうな規定がございまして。

26番(叶 幸与君) 格付け基準があるというふうなことなんです、県の格付け基準と奄美市の格付け基準が違うようなそういうふうな話を聞いているんですね、この違いはどういうふうなことでしょうかね。

企画調整課参事（里 良也君） 県の格付け基準と市の格付け基準の違いですけれども、県のほうにおいては、2年に一度の経営審査に基づいた経営審査の総合点プラス工事成績及びメセナ活動であるとか県の加点する要綱が幾つかあります。市においては、県の経営審査の総合点を基にして、市における工事実績の成績を評価し、それを加点して総合テンブルごとに順位で並べていきます。その順位に基づきA、B、Cの3等級に格付けをいたしております。

26番（叶 幸与君） 県と市の違い、そういうふうな今、おっしゃった話なんです、業者にとっては、県はAランクなのに市はBランクとか、また、市はAランクなのに県はBランクとか、そういうのがあるということで、なかなか何と言うのかな、いろいろそういうふうな面で戸惑うというようなそういうふうな話なんか聞いているんですが、ひとつ県の格付けランクの基準に順じて、こうやっていくというようなそういったことは考えられないのでしょうかね。

企画調整課参事（里 良也君） 先ほども申しましたけれども、県のほうにおいては、経営審査と工事実績、工事の売上高、それと工事の成績、そういったものを加点する要素として総合点を付けております。市においては、県の総合評定点と工事成績、これを加点して、先ほども申しましたけれども、決めておりますけれども、県においてはA、B、C、Dのランクの格付けをしております。そして丸付きランクといまして県のほうでは、Bの上にマルBというのがあります。そしてCの上にマルCというランクを付けております。そしてDの上にマルDというランクを付けております。

企画調整課長（瀬木孝弘君） ただいま県の経営事項審査と、それから市のランク付けの基本的な違いを参事のほうから申し上げましたが、叶議員さんのお尋ねは、県のランク付けで市のランクを準用できないかというお尋ねかと思いますが、私どものほうも合併をいたしまして、先ほど部長のほうから、副市長のほうから答弁しましたように、一体化の推進を緩やかに図りながら、御指摘の件につきましてです、平成の19年度、昨年度から県の経営事項審査等を中心としたものを中心として検討していくのか、あるいは市のほうの現在のランク付けに県のメリット性をですね、取り入れていくのかなど、今、ちょうど検討やそれから協議をしているところでございます。この場で県のほうに一致させるということはお約束はできませんが、御質問の趣旨を十分拝聴いたしましたので、今後生かしていきたいと思っております。

26番（叶 幸与君） 県のほうは、より詳しくやっているというふうなことなんです、Bの上にまたマルBがあるとか、そういった。

副市長（濱田龍太郎） ただいまの答弁につきまして、少し補足をさせていただきたいと思っております。

基本的に県のほうの格付けにつきましては、毎年度、県のほうに経営事項審査申請がなされるわけですが、この中にはもう数多くの審査項目がございます。過去の工事実績から含めましてですね、かねての経営状況の数値からすべて入ってきます。こういったものを諸々県のほうで審査をいたしまして、評点が出てきますが、これを基に県のほうは格付けをしているところでございます。この場合の工事実績につきましては、その業者さんが手掛けました過去3年間の県内すべてのものになっていると思っております。これに加えまして本市の場合は、県のほうで出てきました経営事項審査の総合点を基にしまして、本市におけます工事実績を加味をしているというのが少し変わっている点でございます。これによりまして総合点を算出をしまして、その順位ごとに格付けをしていると、そしてランクは3ランクに分けているという形になっております。

議員から御指摘のありました県の格付けをそのまま適用したらどうかというお話でございましたが、これも一つの方法とは思われますけれども、これまでの市の経緯からしまして、市におけます工事の実績を少し勘案を加えて今、格付けをしているというところでございますので、御理解をお願いしたいと

思います。

26番(叶 幸与君) 分かりました。県と市の発注の量の違いもあるんじゃないかなと、こういうふうにも思っております。

それでは奄美市で建築土木等の業者は何名、何業者いるのか、指名業者の選定についての優先順位というもの、それから小規模業者にも指名に参加させるように工事の分割をして発注するような、そういう手法はとられているのか、これをお尋ねいたします。

副市長(濱田龍太郎) 建築土木工事等工種ごとの登録業者の数でございますが、平成19年度の登録業者数で申し上げますと、全工種を通しまして175業者でございます。この内訳でございますが、工種ごとに、これは重複しますけれども土木工事のほうで136社、建築工事が100社、電気工事30社、管工事75社、舗装工事99社、造園工事43社、水道工事106社、下水道工事106社となっております。

次に、この業者選定にあたっての優先順位はということでございましたが、先ほども申し上げましたように、指名選考にあたりましては、その指名委員会を開催する都度、幾つか先ほど申し上げました指名の視点というのを申し上げました。こういったことにつきまして、総合的に勘案をして決定をしているところでございます。この中で特に各項目の優先順位を設けているかということでございますが、そういうことはしておりません。ただ、指名審査をする時期、あるいはタイミングによって基準を変えて判断をすることはございます。ということでありまして一概に言えませんが、状況に応じて適宜判断をしているところでございます。

それからできるだけ工事の分割をして発注できないかということだったと思いますが、年間を通しましての発注計画につきましては、年度当初に年間の工事計画を立てます。これはホームページのほうでも公表しております。そして、その中で御指摘のように可能な限りこの分離・分割というふうに心がけてまして指名機会の確保という意味で努力をしているつもりでございます。また、この公表につきましては、下半期と上半期というかたちで公表しておりまして、下半期に見直したかたちでの発注計画の公表をしているところでございます。

26番(叶 幸与君) 指名の業者の選定についてなんですが、この各工事の部署のほうから、この工事に関しては、どれだけの業者を指名するというふうなかたちで上がってくるという話聞いているんですね。そうした後は、その指名委員会のほうで、その上がってきた業者の中から選定して先ほど12社位というような話があったんですが、に一応決定をして決めるというような、そういうふうな手順だということなと思うんですが、その中で下から上がってきたこの各部署から上がってきたそういう指名が全くけられて全く別の業者が入ってきたというようなそういうような話等も聞かれているんですが、このへんの事実はあるのかどうか。また、そういうふうなのがあるのであれば、どういうふうなかたちでそういうふうになっていくのか、ちょっとその部分をお示しくください。

副市長(濱田龍太郎) 指名委員会での審査をする現在の進め方でございますが、担当部局のほうからは、あくまでも素案というかたちで事前に検討したものが上がっております。これを基に指名委員会のほうで協議をするわけでございますが、ある事例によっては案のとおりになる場合もありますし、それが違う場合も当然ございます。これは私たちが先ほど申し上げました幾つかの指名にあたっての視点がございます。これをその時点で何をどう判断するのかという、その時々によって違ってくると思います。そういったことなどが影響していると申し上げたほうがいいと思いますが、案と少し変わったかたちで選考する場合はございます。ただ、それを具体的に個々にということでございますしたら少し今、準備はできません。また、控えさせていただきたいと思っております。

26番(叶 幸与君) そういうふうな話ではありますが、例えば下の各部署から上がってくるというふうなことは、よりその工事に関して、いろいろと品質管理の問題とか、いろんなかたちを加味して上げてくると思うわけですね。そういったもので例えばそれが全く別のかたちになってしまったというふうな場合は、この品質管理等に関してのそういった弊害等が出てこないとも限らないんですが、その部分はどうかお考えなんですかね。

副市長(濱田龍太郎) 指名の視点と申しあげました先ほど6項目か7項目申しあげましたけれども、すべて素案について変更するということがございませんで、基本的な視点はあると思います。例えば技術的な水準技術力、その技術者の数とかですね、そういったものは決まっているわけでございますし、今回、発注をします工事に対しまして、それが適しているかどうかの判断をいたします。それと例えば、近い過去に落札をしている方が含まれていた場合もあります。そういった場合は今回は未落札の方を優先しようとかですね、いろんな複雑な視点が絡み合っただけの判断をしているところでございますので、一概には申しあげられないことは御理解賜りたいと思います。

26番(叶 幸与君) 次に移ります。笠利総合支所の平成19年度指名実績で、土木の指名回数が一番多い業者で何回位指名を受けているか。また、10回以上のそういう業者が占めるこの割合は全体の何割位になっているのか、お尋ねします。

副市長(濱田龍太郎) 笠利総合支所管内におけます土木工事の指名の実績でございますが、笠利支所管内におきましては、19年度に土木のほうで29件の工事の発注がございました。この中でランクごとに申し上げますと、指名回数が一番多かった方は12回、Bランクのほうでは13回、Cランクでは12回ということでございます。10回以上の指名を受けている方の数でございますが、Aランクのほうで4社、Bランク・Cランクがそれぞれ1社です。

その全体に対する率ということでございましたが、土木工事に登録をされています136社で率を出しますとAランクの10回以上の4社という数字は、失礼しました、これは全体で136社ですが、Aランクのほうで32社、Bランクが52社、Cランクが52社でございますので、このAランクのほうの32社で算出をしますと12.5パーセントになります。それからBランクとCランクの1社につきましては、ランクの業者数が52社でございますので、それぞれ2パーセントということになります。トータルをしまして6件について全体の136社で試算をしますと4.4パーセントということになります。

26番(叶 幸与君) これは笠利だけの例なんですけど、今、Aランクで12.5パーセント、あとB・Cでは2パーセントというふうなお話でございますが、なぜこれを出したかと言いますとですね、指名競争入札では、指名に入っていないと特定の人たちだけで指名をしていけば、どうしても昨日も奈良議員がおっしゃっていましたが、この平成19年で99.2パーセントの落札率だというふうな話なんですね。だから指名が多くなればなるほど、この落札の率もだんだん下がってくるんじゃないかと、こういうふうに思うわけですよ。そういう中でB・C関係では、たった2パーセントしか入っていないという話は、これはこういったもので指名の入札落札率が上がっているんじゃないかと、こういうふうにも考えるところなんですけど、その件に関してはどうか考えるんですか。

副市長(濱田龍太郎) 先ほど私、2パーセントとお答えいたしましたのは、笠利総合支所におけます土木工事発注件数のBランクの数が7件ございましたが、この中で10回以上指名を受けている業者は何名かというお尋ねでしたので1社です。この1社の率はBランクの52名の中で2パーセントにあたるということで申しあげたんですが、指名をする業者の選定数につきましては、先ほどお答えしましたように基本的に12社を基本に指名をしております。多いときはプラスマイナス大体2社くらいになると思うんですが、10社から14社の範囲内で指名をしておるところでございます。常に、工事につきま

しては、この中で競争が行われているというふうに理解をしておりますので、よろしくお願いいたします。

26番(叶 幸与君) 結局、10回以上指名の中で全体的に4.4パーセントという話でしたよね、ということは結局、特定の人たちしか指名はなされていないというふうにも判断できると思うんですがね。そのへんどうなんですかね。

副市長(濱田龍太郎) ちょっと言葉足らずで申し訳ございません。それぞれの工事ごとに基本的に12社を基準にいたしております、10社から14社の間でそれぞれの工事を指名しております。その中で、先ほど申し上げましたのは、例えば笠利支所におけます土木工事のBランクの工事の発注件数が7件ございました。この7件に対してですね、1社が10回以上指名を受けた数ということで1社ありますというふうに申し上げましたので、工事ごとの指名業者数の数は常に12前後にはなされているというふうにお願ひしたいと思います。

26番(叶 幸与君) はい分かりました。

もう時間がないんですが、この度ですね、行政視察で三重県の伊賀市に行ってきました。伊賀市は条件付一般競争入札を取り入れており、過去、落札率が95パーセントから現在、70パーセントになっていると、どんなに高くても93パーセントを超えることはないということでもあります。また、今後は総合評価方式も検討していく、こういうふうなお話でありました。先ほどから取り上げてきた問題、指名に入りたくても指名に入れさせてもらえない、そういう業者がいるというふうにも話聞いているわけですよ。そういうふうな中でですね、条件付一般競争入札を導入したほうが落札率も良くなるし、厳しい財政運営にもプラスになるというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

副市長(濱田龍太郎) 条件付一般競争入札制度の導入につきましては、昨日の奈良議員の御質問にもお尋ねをされているところでございますが、指名競争入札と比べまして、それぞれにメリット、デメリットはあろうかというふうに考えております。ただいまこの制度の導入につきましては、先に制度を導入しております薩摩川内市、あるいは出水市の状況等を調査している段階でございます。この中で奄美市の場合、この地理的な条件など他の市と比べてやっぱり比較検討しなければならない項目などもあるんじゃないかというふうに考えておりますので、今しばらく、検討時間をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

26番(叶 幸与君) ちょっと時間があんまり取り過ぎたもんですから、ちょっと道路特定財源は割愛させていただきます。

まちづくり条例の制定について。奄美市のまちづくりについては、旧名瀬市の三度にわたる大火のもと、都市計画法に基づいての市街地区画整理事業が行われ、平成に入ってからの上方地区の都市計画法区画整理事業と都市整備に着々と手が打たれてきました。上方地区においては農村部がほとんどなくなり、昔の面影がなくなって寂しい感もいたしますが、新奄美市となり笠利と住用の合併により理想的な都市形態になりつつあります。また、国の新たな都市再開発促進法に基づき、中心市街地の再活性化に向けて末広・港土地区画整理事業が現在、進められております。今後は、笠利の赤木名地区景観保存整備事業や末広・港まちづくり、そして小宿町内会からの要望のある小宿都市計画等が考えられますが、今後のまちづくりに向けて、南国らしさの奄美市を生かすためにも一定の歯止めをかけることと、市民、開発事業者及び市が協働して住みよいまちづくりを進めていくためのルールを制定したまちづくり条例の制定は考えられないか、お尋ねいたします。

企画部長(塩崎博成君) それでは、まちづくり条例の制定につきまして基本的な立場から、まず、お答

えをさせていただきたいと思います。

市町村建設計画に定めております将来像では、本地域の特徴である自然を崇拝する古きよき伝統文化や精神を継承しつつ、人と自然、文化との密接な関わりの中でさまざまな施策を展開をし、新市の発展に取り組んでいくこととしております。このような基本理念から、名瀬地区では、奄美群島全体の拠点として都市機能が集積し、密度の高い市街地の形成や市街地整備、都市拠点施設の整備の推進、都市整備の推進、土地の有効・高度利用を目指し住民生活や企業活動の効率化を推進し、環境や景観に配慮したまちなみの整備やバリアフリー化等のきめ細やかな整備を推進をし、新市の中心都市にふさわしいまちづくりということで位置付けがされております。また、住用町地区では、貴重な動植物など、豊かな自然景観を生かした体験型観光など魅力のあるまちづくり、さらに笠利地区は、空の玄関としての奄美空港、奄美パークなど観光や産業、人と物流の拠点、窓口となるまちづくりなど、旧市町村のこれまでのまちづくりの歩みを特性ととらえ、新市のまちづくりに生かしていくことが基本であると思います。

御承知のとおり、奄美市総合計画の基本構想・基本計画策定に着手をしており、新市のまちづくりを推進する上で、策定委員やワーキンググループ、市民アンケート、パブリックコメントなどの意見・提言を反映していくことにしております。この議論に加え、奄美らしさを醸し出すためには、都市計画法等の法令に基づき、施工中の末広・港土地区画整理事業や赤木名地区景観保存事業、また世界自然遺産登録を目指す本市においては、景観規定を盛り込んだまちづくり条例等は検討すべき有効な御提言と考えております。

まちづくり条例の制定に際しましては、開発行為に対する一定の規制やルールを定めることも想定がされます。市民との共生・協働の地域づくりの観点からの取組が定められてくるものと考えられます。このような意味からも本市の産業振興とも深く関わってまいりますので、観光関連団体や商工会議所等との協議を進め、合意形成によって実現できるものと考えておりますので、まず御理解をいただきたいと思っております。

26番(叶 幸与君) 今、末広・港ではいろいろと反対意見とか出ているんですが、一応施工のゴーサインは出て、もう実際やっているわけですから、そういった部分じゃなくて、やっぱりそういうふうな話が出ているというふうなことは、市が市主導でずっときているものですから、周りの人たちがなかなかそれに追いついていかないと、そして自分たちは置いてきぼりかというふうな、そういう話の中から、いろんな不協和音等が出ていると思うわけですね。そういった面で、この前、行政視察で行ってきました向日市のまちづくり等の話を聞きましたら、市と業者と、あるいはまた、市民ですね、市民団体、そういった三者が一体になって進めていくまちづくりを考えているんだと、というような話がありましたんですが、改めて今後は、ソフト事業関係に入ってくる、そういう中で、まちづくり協議会、こういったものの設置をですね、早急にして、より市民からの意見等の反映をできるようなそういう体制づくりは考えられないのか、ちょっとお伺いします。

企画部長(塩崎博成君) ただいま議員からもございましたように、基本的なスタンスとしましては、やっぱり市民、事業者、あるいは市が三者が一体となって取り組んでいくというのが必要不可欠な部分でもございますし、今後、このようなかたちでまちづくり条例の制定につきましては、当然、議員御提言のようなかたちの取組も必要になってくるものと考えております。

26番(叶 幸与君) どうぞよろしくお願いいたします。次に移ります。

市民の安心・安全、奄美市の災害対策は万全かというふうなことです。地球温暖化の影響で世界の気候がおかしくなっており、地球が人間に仕返しをしているようにも感じられる昨今であります。今年に入って5月2日のミャンマーのサイクロン被害、また、5月12日の中国四川省の地震、そして当市の小俣町の土砂崩れ等、全世界的にいろんな災害が発生しているところでございますが、地元で起こった小俣町土砂崩れの状況と対応はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 私から答弁いたしますが、昨日もですね、地域の皆さんから陳情をいただきました。早急な解決をお願いしますということです。これは市の財政の負担においてという意味でありました。しかしこの事業はですね、やはり民間の造成地ということで、民民、民間同士の解決を促すというのが私たちの基本的な考え方です。そういうことも申し上げました。そして今回の場合は、既にその地主さんもですね、この所が危険であるという認識を持っているんですよ。それが解決されないままにきて、こういう災害が発生したということに対して、私が残念に思いますと言ったのはそのところでもあります。そのところを昨日も申し上げました。ですからこのことは、民事の事件と事例として解決しなきゃならない要素が、そこに厳然としてあるという認識をしておりますから、それを先に行政が手を付けていいんですかと、いう判断に今、苦しんでおりますと、いうことを申し上げてあります。そのところをしっかりとらして、どうして、じゃ、この市の財政で処理しなきゃならない状況かということの、その判断がですね、なかなか今、厳しい状況にありますよということを上げました。それはなぜかということ、現場を見られたら分かると思いますが、あの瓦礫を取りますと絶対落ちてくるだろうという予測がつくんですよ、まだ多くの土砂が。ですから手を付けられませんかよと、落ちてきたその責任は今度はどこにきますかということになりますので、そこらへんをしっかりと話し合っていたきたいと、そうしませんと、なかなか手が付けられませんかよということと、そして、じゃ一歩踏み込んで、これを今、処理したとすると既に市の土木のほうに市が何とかできませんかということを持ち込まれている民間の事業がもう数か所既に上がっているわけなんで、それを全部やる覚悟がないと我々も手が付けられないんじゃないかということでもありますので、しばらく時間を要するということになるんじゃないかと、こう思っております。

ただ大きな課題としては、これまでの長い間で市内でも多くの民間の土地開発がございます。そして開発した人は既に他界したりして責任が取れるような状態でないという土地がございます。そこは人が確実に住んでおりますから、この問題を災害が発生しない前に対応できるものかどうかは、検討する余地があるよねということは、今、土木の担当者と話し合っているところなんですけど、今回の事件の処理の問題ともう一個、じゃ今後、どうするかということなどは、これからの大きな課題であるという認識はいたしております。

26番（叶 幸与君） 確かに難しい問題とは思いますが、実際被害に遭われている方、3所帯3軒ございますよね。その部分は例えば住宅の提供とか、いろんなかたちで市ができて得る部分は是非早急にしていただければと、こういうふうに思っております。

建設部長（平 豊和君） 被災された方のうち2名につきましては、市営住宅のほうに入居することが決まっております。

26番（叶 幸与君） ありがとうございます。では次いきます。

中国の四川省の地震で考えさせられたのが、災害が起きた時の避難場所になるはずの学校の倒壊、こういうふうな問題なんですけど、奄美市の学校や体育館等、震災の対策はどのようになっているのか、耐震化率は何パーセントなのか、今後のまた計画はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

教育部長（里中一彦君） 奄美市の小中学校33校、併設校を1校と数えますと28校、この中で122棟の校舎それから体育館がございます。この中で昭和56年に建設された、いわゆる旧耐震設計の建物が65棟ございます。耐震率で申し上げますと46.7パーセントになっておりまして、県平均が49.9パーセントでございますので、下回っているという結果になっております。

学校施設は児童・生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であると同時に、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たす重要な施設でもあります。今後におきましては、耐震優先度調査を基に、耐震診断の必要な優先順位を判断した上で、耐震補強か、あるいは改築建て替えかでの校舎等の建設を計画的に進めてまいりたいと考えております。

26番(叶 幸与君) 今、国のほうでも耐震に対しての補助を緩和して、今現在は2分の1から3分の2、上げるというふうなそういうふうな施策も考えられているようでございますので、是非やっぱり安心・安全の意味で特に、この避難所になる学校、あるいはまた学校は子どもたちが授業をしている時に、もし何かあった場合、大きな災害にもつながるといふうなのがありますので、厳しい財政の中でも是非これを重点にとっていていただきたいなとこういうふうに思っております。

大変、質問が半分そこらしかできなかったことをお詫び申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(伊東隆吉君) 以上で公明党 叶 幸与君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。(午前10時30分)

議長(伊東隆吉君) それでは再開いたします。(午前10時45分)

引き続き一般質問を行います。

次に、奄美興政会 泉 伸之君の発言を許可いたします。

13番(泉 伸之君) 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。奄美興政会の泉 伸之でございます。一般質問に入ります前に、所見を述べさせていただきます。

平成20年度の奄美市の当初予算を大まかに分析してみますと、平成20年度奄美市の一般会計の歳入・歳出総額は275億6,946万2,000円、前年度に比べて9億2,110万9,000円の減少であり、3.2パーセントの減少であります。特別会計と企業会計を含めた予算総額は、約450億1,000万円、前年度当初と比較すると8.6パーセント減の緊縮予算となっております。財源不足は、前年度当初より約3億4,700万円圧縮して約4億3,000万円の財源不足を抱えながらのスタートとなっております。

歳入についてみますと、普通、特別、合わせた地方交付税は、約113億2,000万円2.8パーセント増加で、これは国の地方財政計画による増額だと思われれます。自主財源である市税は、約38億2,000万円0.5パーセントの微増であり、これは政府の三位一体の改革により平成18年、平成19年に引き続き微増になったと聞いております。

歳出についてみますと、人件費が約53億6,000万円の前年度対比約7,600万円減額しております。これは一般職員の給料の2パーセントカットや管理職手当の半減による一方で、退職手当負担金が1億2,300万円増加しているのは、県内においての市町村合併による自治体の減少により負担率の増加が原因であろうと考えられます。

普通建設事業費と災害復旧事業費を合わせた投資的経費は、約35億6,500万円で、約9億9,500万円減少であります。この投資的経費は、不必要な道路建設は必要はないが、奄美市の産業形態を考えた場合、建設業就業者の生活に直接影響を与えかねず、減額率をいくにするかは慎重に判断すべきではないかと思われれます。

公債費は、約42億6,000万円で0.8パーセント増であります。繰上償還額約2億3,300万円が含まれているので、増とはいえないだろうと考えております。

起債残高は、533億円で平成18年度末の起債残高約563億7,000万円に対し、約29億円程度減少しております。

実質公債比率は、平成18年19.1パーセントに対し、平成19年18.6パーセントと減少して

おります。

私なりに予算編成を大まかに分析した結果、10年間の事業実施計画及び財政健全化計画に沿った形で予算編成だったと考えております。

では一般質問に入ります。訂正をお願いします。質問の要旨1, 2, 財政投融资資金と書いてありますけれども、財政融資、投を抜いてもらいます。質問の要旨の三行目の19年度の対像額の像、にんべんを取ってほしいと思います。よろしくお願いします。

1番目に財政融資資金の繰上償還について質問いたします。繰上償還は、平成19年から3年間の時限措置であり、2年目にあたります。先ほど述べました20年度の予算編成の中の公債費にも繰上償還額が、2億3,278万6,000円含まれておりました。繰上償還の対象となる自治体の基準としましては、市町村合併で行政を効率化した自治体、2, 職員数の削減など行政改革で一定の実績を上げた自治体、3, 債務の返済負担が重い自治体であると理解しております。さらに、対象となる地方債については、金利が5パーセント以上の貸付金であり、対象を決める基準には、自治体の収入に占める借金の割合を示す実質公債比率15パーセント以上ですが、などを用いると規定されております。平成19年度の繰上償還額も、今年3月末で確定していると思いますので、平成19年度に実施確定した繰上償還額並びに平成20年、21年度の予定額は、一般会計、特別会計、合計幾らになったのか、また、基金による償還分、借換えによる償還分金額は幾らなのか伺います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

総務部長（福山敏裕君） 補償金免除繰上償還についてお答えいたします。

平成19年度の繰上償還実施額は、一般会計分が約1億4,366万円、公共下水道事業をはじめとする特別会計分が約15億9,698万円、水道会計が約4億73万円となっており、合計は21億4,137万円でございます。

本市といたしましては、当初、利率が5パーセント以上の借入分すべての繰上償還を希望しており、予算におきましても合計28億6,815万円を補正計上しておりましたが、国の方針によりまして、平成19年度は、農業集落排水事業分が5.5パーセント以上、それ以外は6.7パーセント以上が繰上償還の対象となり、残りは今年度の9月に実施することとなりました。また、平成19年度は、国の旧資金運用部資金と公営企業金融公庫の繰上償還を予定しておりましたが、県の市町村振興資金、約604万円も追加で実施しております。これらの結果を踏まえ、本定例会に報告いたしております平成19年度の専決予算におきましては、繰上償還額を減額補正するとともに、平成20年度の補正予算につきましては、19年度の予定であった未実施分を、その影響による通常償還の増額分を計上いたしております。

したがって、平成20年度の繰上償還額は、一般会計分が約2億9,078万円、特別会計分が約8億8,891万円、水道会計が約5億5,688万円の合計約17億3,658万円を予定いたしております。平成21年度につきましては、一般会計分が約4億593万円、特別会計分が約11億3,510万円、水道会計が約2億3,059万円、合計17億7,162万円の繰上償還予定となっております。

この3か年の繰上償還の総額は、一般会計分が約8億4,037万円、特別会計分が約36億2,099万円、水道会計が約11億8,820万円、合計で56億4,957万円となっております。ただし3か年の繰上償還額には全国枠がございますので、平成20年度以降につきましては、今後、変更となる可能性があることを御理解いただきたいと思います。

13番（泉 伸之君） 全国枠としましては、繰上償還金額の全国枠、5兆円程度と制限があります。繰上償還を要望しても全額認められない可能性もあります。この中では旧資金運用部資金3兆3,000億円、旧簡易生命保険資金5,000億円、公営企業金融公庫資金1兆2,000億円などの5兆円枠

がありますけれども、平成19年度に認められた金額は、今、部長の答弁で分かりました。この平成20年度も約17億3,000万円ですか、21年度が全部で17億7,000万円程度予定しておりますけれども、これが全額認められたとした場合、実質公債比率はどれ位になるのか伺います。

総務部長（福山敏裕君） 18年度の実績値が18.6パーセントでありました実質公債費でございますが、これも3か年の繰上償還を満額実施した場合には、19年度は19.0パーセント、20年度は18.4パーセント、21年度は17.3パーセントになるものと試算しております。19年度が一時的に上昇しておりますのは、合併特例基金造成や体験交流施設の償還が本格化することによるものでありますが、繰上償還の効果が反映される20年度以降は、確実に健全化に向かう試算となっております。

13番（泉 伸之君） この56億円近くを返済しますと、実質公債比率が22年で17.4パーセントというのは、すごい効果があるなと思います。この繰上償還におきまして、借換えとか基金を取り崩して繰上償還を行っていると思うんですけれども、この借換えの場合、民間の銀行から借りていると思うんですが、競争入札で行われたと思いますが、何社が参加して、金額もですね、何社が参加して利息、これは上限があると思うんですよ入札の場合、この最低の利息と最高額の借入の利息を伺います。

議長（伊東隆吉君） 答弁できますか。

総務部長（福山敏裕君） 借換えによる繰上償還の借入先と借入利率について、お答え申し上げます。

一般会計と水道会計を除く特別会計分が借換えを行っております。19年度におきましては、公営企業金融公庫と市内金融機関4社が借換え先となっております。また、借換え利率は、借換えの償還期間によって若干の開きがございますが、1.05パーセントから2.4パーセントという実績でございます。

13番（泉 伸之君） 分かりました。民間からの借換えで1.05パーセントから2.4パーセントというのは、これは私たち市民も借りれない利息でありますので、この繰上償還、是非20年、21年度も満額で償還できるようにお願いして、この繰上償還についての質問を終わります。

次に、3市町村の臨時職員の賃金適正化についてでございます。旧3市町村の賃金適正化について、私は平成19年度の第1回定例会におきましても、一般質問をしております。平成18年度3月20日に旧3市町村が合併いたしました。合併時までは数多くの調整項目がありました。合併時までに調整困難な項目は、現行どおり適用して合併後3年内で調整を行なうということでありました。

例えば、国保税率におきましては、所得割を旧名瀬市10.5パーセント、旧住用村10.2パーセント、旧笠利町10.4パーセントを旧名瀬市の10.5パーセントに合わせております。

法人税も旧名瀬市14.7パーセント、旧住用・笠利12.3パーセントを旧名瀬市の14.7パーセントに統一しております。

このように国保税や法人税など格差があった事項も公平性の面から合併時に調整されております。私は旧3市町村の市民が合併してよかったと感じるには、特別な事項を除き格差を是正して市民の公平性に努めていかなければならないと考えております。

臨時職員の賃金に際しても、格差を是正し統一すべき項目だと考えております。平成20年度の臨時職員賃金単価表を見ても、平成18年度、19年度とほとんど変わらず、同一の職種において賃金格差が生じたままでありますが、賃金格差は是正しないのか伺います。

総務部長（福山敏治君） 臨時職員の賃金についてお答えいたします。

この賃金につきましては、議員からありましたとおり、合併時にそれぞれの市町村でばらばらであったため、調整困難事項としまして、現行のままで合併後に調整することとして引き継がれてきておりま

す。私どもも議員がおっしゃるとおり同一職種につきましては、賃金を統一する方向で考えております。昨年、もたれました臨時職員の賃金単価をきめる庁議におきましても、このことは確認しておりますが、調整方法につきまして高いほうに合わせるのか、あるいは高いほうを下げ低いほうを上げるのか、結論を持ち越しているところがございます。今年は調整年の最後の年となるわけでございますが、21年度へ向けて賃金単価の調整を行なう旨取り決めたところであります。

13番（泉 伸之君） 統一の方向性と申しますか、これはですね、まずその賃金単価表の違いを述べさせてもらいますが、臨時職員の単価表には、47の職種が掲載されております。その中から主要な職種を抜粋して比較してみますと、一般事務補助、旧名瀬市5,700円、旧住用・笠利各5,200円、500円の差があります。伐採作業員、旧名瀬市7,900円、旧住用7,400円、笠利7,500円とまたこれも400円から500円の差があります。保育士有資格者、旧名瀬市6,300円、旧住用5,800円、旧笠利5,700円、差額があります。無資格者、旧名瀬市5,700円、旧住用5,400円、旧笠利5,300円、格差あります。用務員及び電話交換手、旧名瀬市5,700円、住用5,400円、旧笠利5,300円となっております。

私は平成19年度の第1回定例会の一般質問におきまして、臨時職員の賃金を統一しないのはなぜかという質問をいたしております。これに際しまして当時の企画部長の答弁を簡略に述べますと、平成18年度は、臨時職員という名称に際し委託職員と臨時職員という名称であったので、臨時職員に統一したと答えております。名称の統一は簡単にできるはずですが、2番目に、平成19年度は、調整しようとする作業まではいったけれども、今、総務部長が述べました結果的にできなかったと、3番目に賃金の調整は難しいけれども、平成19年度の検討事項に引き継ぐかたちにしたと答弁いたしております。

この平成20年度において、平成19年度と比較して賃金に変更が生じているのは、一つだけあります。学生アルバイトの賃金です。平成19年度まで旧名瀬市5,100円、住用4,700円、笠利4,900円であったのが、平成20年度から名瀬市5,100円、住用と笠利は5,000円と調整されております。この調整内容が統一でなくて住用と笠利は5,000円で、なぜ旧名瀬市が5,100円であるのか、その理由をお聞かせ願いたい、一つ目ですね。

それと平成19年度10月末現在で、臨時職員の数は名瀬総合支所126名です。住用総合支所32名です。笠利総合支所162名で合計320名です。この320名という数、多いと思いませんか。その方々の賃金、同一労働、同一賃金という立場からですね、差額が生じているわけでございます。やはりこれを統一しなければ合併に対して、やはり住用、笠利においてもおかしいと不満が出てくる可能性があると思うんですよ。合併して3年目と対等合併であったという合併の趣旨、市民の一体感を図るための平等性など考えますと、学生アルバイトの賃金のように、例えば100円であっても総合支所ごとに賃金の格差をつけるべきではないと、私は考えております。なぜなら対等合併して奄美市としてスタートしているからです。そうでありながら、例えば伐採作業員、3総合支所での仕事は変わっておりますか、いっしょだと思えます。同じだと思えます。仕事は同じとしても賃金はなぜ7,900円、旧住用は7,400円、旧笠利7,500円と賃金にして400円から500円の差が生じているのです。同じ奄美市でありながら。以上の理由により賃金格差の是正をいつまで、どのような方法で取り組むのか伺います。

総務部長（福山敏裕君） 臨時職員の賃金単価の件で20年度に単価で唯一改正をしたところがあるというところで、それはなぜかということでございますが、唯一改正を行いましたのは、学生アルバイトでございます。これにつきましては、住用、笠利地区の単価が県の最低賃金を下回っていたため、この最低賃金を下回ることではできないとしまして、名瀬を据置き、住用・笠利地区の単価を引き上げたということが、その改定の理由でございますので御理解を賜りたいと思えます。

それと賃金につきましては、これまで3支所間で、それぞれの地域バランスを考慮して算定してきた経緯があるものと思っております。議員が申しましたように、同一職種、同一業務、それと同一仕事量

であるなら同一料金が基本的であろうと思っております。そういうことを基本にしながら臨時職員の賃金につきましては、業務内容等を確認しました上で今年度中に単価調整を図りますので、御理解をいただきたいと思えます。

13番(泉 伸之君) 今、部長がおっしゃいました意味はよく理解できます。私は合併当時から議員として活動しておりますけれども、この合併というのは大事業だととらえております。60億円、80億円そして約300億円の自治体が統合したわけです。その統合のためには、この財政悪化がありました。この財政悪化も十分自分では考えているつもりです。この行政改革において、100円でも200円でも削って財政健全化に努めようという意味も趣旨もすごく分かります。しかし、今まで旧笠利町と旧名瀬市と旧住用と自治体を別にしてきた市民たちがですよ、町民たち村民たちが今、3年前に初めていっしょになったわけです。この100円200円400円の違いとは別に一体感というものをつくるためには、やはり行政改革の100円200円、これは言うては失礼ですけども、この100円200円の差額よりも、やはり市民全体の公平間が私はこの大事業の一環として、これは必要な統一賃金というものは必要なことではないかと考えております。

再度この最低賃金、アルバイトにおきまして県の最低賃金を目安にした、これは事務職からいえば当然のことです。しかし、これをやはり、市長、この大事業を見据えてですね、これは同一労働、同一賃金という立場から旧名瀬市、笠利町、住用、一体感として同じ働き、この伐採賃金などのですね、統一してもらいたいと思えますが、市長に改めて伺います。

市長(平田隆義君) 統一するということはもう確実です。それはもう決めたことですから、3年以内という条件ありますが、昨年、今、聞いて、昨年度にするとということで議論はしたんですが、この議論が結論を出し切れなかったということでもあります。今年は最終年度でございますから結論出します。臨時職員の身分をどうするかとか、それから地域とのバランスということなどもあろうかと思えますが、いずれにしても、さっき言ったように上にするのか下にするのかというような、そこらへんだろうかなと思っておりますが、統一することはしたいと、こう思っております。

13番(泉 伸之君) 理解しました。

日本経済新聞のスポーツコラムで昔の西鉄ライオンズ出身の豊田泰光氏が面白いことを述べております。判断と決断です。プロ野球選手が普通のプロ野球選手が一流といわれるためには何が必要かと、プロ野球選手であればピンチとかチャンスの際に何をしようというのは予測できると、誰でも。一流選手というのは、この判断の中で決断をしていくと、これはリスクを伴うということですよ。このリスクをあえて果敢に失敗を恐れずにやってものにした人は一流選手として成長していくと。これ話は違いますが、本当に上にしようか、下にしようかというのは、本当に決断が必要だと思います。この決断を市長共々合併協議会でも話してきましたので、全体的に見てですね、公平、平等性から統一してもらいたいとお願いして、この賃金格差について終わります。

次に、ふるさと納税制度について。ふるさと納税制度が今年からスタートしましたが、この税制度の設立理由は、地方分権法の成立、地方交付税や補助金の削減が行われるに際し、地方は何らかのかたちで税収を確保しなければ将来自治体としての運営が難しくなっていくと。そのために税収の多い大都市の税収を税収の少ない地方に転化させ、大都市と地方の税収の格差を是正し、生まれ育ったふるさと運営に役立てようという趣旨で設立されたと考えております。ふるさと納税による税収が幾らになるのか、来年3月の確定申告までは未定であると思われませんが、ふるさとを思い納税した方々にとって、納税された自治体は、その寄附金の管理運営に対し、重大な責任が生じます。

1番目にふるさと納税の仕組みについて伺います。私も含めて市民もふるさと納税の仕組みについては、理解しにくい点があると思えますので、伺います。例えば、東京に居住している方が鹿児島県に納税したいとすると、1番目に寄附者から県に寄附申込みをする。2番目に寄附者からの申込みにより、

県は寄附者へ案内状または納付書を送付する。3番目に寄附者は、納付書によって県に寄附の払込みをする。4番目に県は払込みが完了後、寄附者に領収書を送付する。5番目に寄附者は、来年3月の確定申告の際、寄附をした領収書を最寄の税務署に提出すれば、所得税の還付が受けられる。所得税ですね。6番目にさらに確定申告をした税務署から寄附者の居住する自治体に通知して、寄附者の住民税の控除、これは翌年度ですね、が受けられるというのが、ふるさと納税の仕組みだと私は理解しておりますが、これに間違いはないか、伺います。

企画部長（塩崎博成君） ふるさと納税制度の仕組み、それから手続き、流れですかね、についてお答えをさせていただきたいと思います。

まずは法律の上では、ふるさと納税制度という制度や言葉はございません。また、地方自治体に対する寄附金につきましては、従前より寄附金控除の対象となっております。しかしながら、先の本議会で御報告をいたしました専決第19号 奄美市税条例の一部を改正する条例の制定についての中にもございますが、住民税の寄附金税制の改正により、寄附金額の下限を従来の10万円から5,000円に大幅に引き下げたこと、それから控除方式を所得控除から税額控除へ変更したことなどの制度の拡充により寄附を行った方が、税制上の控除を受けられる範囲が大きく広がったことが、ふるさと納税制度ととらえられているのではと考えております。

それから議員のほうから、流れについて説明ございましたけれども、その軽減手続きについては、間違いのないものと考えております。

13番（泉 伸之君） 今、確認ですけど、住民税、これは10万円から5,000円に引き下げられたということですが、控除率が、違いますか、ちょっと説明をお願いします。

企画部長（塩崎博成君） 税額控除の分の下限の部分が10万円から5,000円に引き下げられたということでございます。

13番（泉 伸之君） じゃあ、5,000円でも寄附をしますと住民税の控除になるということですね。

企画部長（塩崎博成君） 5,000円ではなりません。仮に1万円を寄附をしますと、5,000円控除された5,000円が税額控除対象になるということでございます。

13番（泉 伸之君） 分かりました。2番目に、これふるさと納税者の寄附行為に対してのメリットは、所得税の還付と翌年度の今、説明しました住民税額の控除対象になると該当するというところで理解してよろしいですか。

企画部長（塩崎博成君） そのようなことで理解して結構かと考えております。

13番（泉 伸之君） 次に、ふるさと納税制度については、県は市町村独自の寄附の呼びかけはさせず、県が窓口となり、窓口一本化で対応すると言っておりますが、このメリット、デメリットについては市はどのように考えているのか伺います。

企画部長（塩崎博成君） 今回の県と市町村で構成をします協議会での取組におけるメリット、デメリットということについて、お答えをいたしますが、まず、メリットにつきましては、県及び県内各市町村が行う県外活動の中で、今回の寄附金控除の拡充、いわゆるふるさと納税制度が広報され、奄美市のみでは広報活動が十分に展開できないと思われる地域においても、出身者等に対して、制度の周知が期待できるということが言えるのではないかと思います。また、市町村の指定がない場合、均等割4分の1、

人口割4分の3の割合で市町村に配分されることとなりますが、奄美市出身者以外の方の寄附金からも配分をされる可能性があるということもメリットとして考えられます。

一方、デメリットといたしましては、一番大きなことは、奄美市のみへの寄附金活動が制限されるということになると思っております。しかしながら、奄美市を指定した寄附のお願いをしていくことに問題は生じないものと認識をいたしております。また、県下で立ち上げた協議会を無視して、奄美市のみへの寄附活動を行うことにつきましては、積極的な活動は控えるということになっております。と申しますのも、先ほど議員御質問の中にもございましたとおり、昨年から議論がなされておりますふるさと納税制度の趣旨、これは生まれ育った地域と仕事を始め、生活の根拠を構えた地域が違うことにより、都市部と地方に大きな税収の格差が生じているという現実の中で、生まれ育った地域や父母・祖父母などがお世話になっている地域への納税が可能になるような制度を創設するというところでございました。この議論の中で、実務的な問題が大きな障害となったこと等により、今回の寄附金控除の拡充というかたちでの決着となったというふうに理解をいたしております。

13番（泉 伸之君） メリット、デメリット、これは理解できました。後からそれに関連して少し質問させていただきます。

5月29日にかごしま応援寄附金募集推進協議会が設立され、各市町村の首長が出席し開催されております。その中で県が窓口となって、窓口一本化して、市町村独自の寄附の呼びかけは控えることを申し合わせたと言っております。まず、鹿児島県が窓口になるのであるから、これは窓口一本化でも私はよろしいと私は思うんですよ。ただですね、先ほど申しましたように、一つずつお聞きいたします。

まず第一に、窓口一本化を取った場合、鹿児島県内の他市町村、奄美市のですね、他市町村に居住している奄美市出身者には、ふるさと納税を働きかけることはできないのか、まず伺います。

企画部長（塩崎博成君） 今回の協議会は、県下すべての市町村及び県で構成をされております。したがって、積極的な活動により協議会を構成する市町村間でお互いの税収を奪い合うことは避けるということが、お互いの信頼を支えることになるとの認識でございますので、積極的な活動は控えるべきということで考えております。ただ、県内在住の出身者が本市へ寄附を申し出た際には、お受けすることが妥当だということを判断いたしております。

13番（泉 伸之君） この質問に対しては確認ですけれども、鹿児島市の奄美出身者が奄美市に寄附を申し入れた時は、これはやってよろしいということですね、働きかけは一本化ですから、やらないようにしようということですね、理解できました。

次に、鹿児島県外に居住している、例えば東京、大阪、名古屋とかに居住しています奄美市出身者に対しての寄附の呼びかけは、県だけが呼びかけを行うのか。これはですね、一本化の場合、県はもうふるさと納税制度の課をつくってあると思うんですけれども、ここに奄美市の郷友会とかは、これは奄美市出身者、例えば奄美市の職員さんをお願いに行ったほうが効果は絶大だと思うんですよ。これに対する質問ですけど、どう考えていますか。伺います。

企画部長（塩崎博成君） 県外の出身者への働きかけということですが、県と連携をして奄美市独自の働きかけが必要ではないかということの御質問かと思っておりますが、県に依存しているだけで自らは何もしないということではございません。先ほどメリット、デメリットの中でも申し上げましたが、奄美市を指定をしていただければ、県の4割を除く6割、これは県のほうが4割、市町村で6割という一つの基準がございますので、その6割分ですね、市町村に交付される6割分が奄美市を指定いただくことによって、その6割が全額、奄美市へ入るということになります。そのためにも県外の出身者に対しましては、ふるさと納税をする場合は、必ず奄美市を指定していただけるよう機会あるごとに広報、周知を図っていく必要があるものと考えております。

13番(泉 伸之君) その広報、周知をするために県だけが活動すれば、均等割りになる可能性があると思うんですよ、鹿児島県に寄附をしたいというふうになる可能性があると思うんです。だけでも確実にこの4割、6割の、6割を寄附させようすれば奄美市自体の県と連携した動きも奄美市に寄附してくれと、そういう動きも必要ではないかと、私は考えているんです。これに対して市はどのような方法とかが考えているのか、伺います。

企画部長(塩崎博成君) この協議会の立ち上げという部分につきましても、やっぱりそれぞれの自治体が寄附をお願いをするよりも、やっぱり県内の市町村が一つになって全国に情報発信をし、PRをしながらお願いをしていくということについては、それだけのやっぱり額も集まってくるのではないかと、いう基本の下に、このような制度がとられた経緯もあるかと思います。そのようなことで県だけが広報をするということではなくて、奄美市は奄美市として、県内、全国の郷友会等にも周知をしてお願いをしていく必要は当然にあるものと考えております。

13番(泉 伸之君) 分かりました。

県知事は5月19日の定例記者会見で、6月1日付けでふるさと納税課を新設し、東京事務所28人、大阪事務所15人ですね、この15人の中で名古屋にも派遣すると、福岡事務所4人の総勢47人体制で、このふるさと納税に対して臨むと発表しております。

私が申したいのは、この鹿児島県出身者の県外出身者というのが、新聞で読みましたけど250万人から300万人だと言われておるんですよ。これに際しまして、やはり私が考えたのは、県はこれは鹿児島の大使とか鹿児島大使とかいろいろいまして、これはできると思うんですけども、この鹿児島の中で奄美市というのを一番重点に考えればですね、やはり市長に申します、この一本化である時に、福岡、大阪、名古屋とか東京、個々に奄美市の郷友会があると、そういう時、市長、出席してですね、郷友会その集まりの時ですね、ふるさと納税制度を営業じゃないんですけど、言って歩くということなどもやってくれと考えると考えてよろしいですか。

市長(平田隆義君) あんまり明言できないんで恐縮なんですけど、私はこの制度ができた時には、大変喜びました。自信がありました。多くの皆さんは奄美市ということで寄附金をしてもらえるものだと、いうことで待っておりましたんですが、県のほうが統一していこうと、それはお互いの連携を密にするということだということなので、そのことは是とすべきだろうと、こう思っております。ただ、もう一つの条例上げたものは、また別の観点での条例上げておりますので、御理解賜りたいと思います。

13番(泉 伸之君) よく理解できました。そしてもう一つ聞き漏らしたんですけども、ふるさと納税が県が4、市が6というこの割合は、どうして決められたんですか。伺います。

企画部長(塩崎博成君) ふるさと納税の県の思いの最初の段階では、5対5だったというふうに記憶をいたしております。これがなぜ県が4、市町村が6かというふうについての一つの目安として考えられますことは、地方税、住民税ですね、の割合が県が4割、市町村が6割という基準になっておりますので、そのへんが目安となって4対6という割合が出てきたのかなというふうに考えております。

13番(泉 伸之君) よく理解できました。

これ5番目のふるさと税の活用方法、この納税の活用方法を一番重要だと思いますけれども、寄附者からふるさとに貢献できたと喜ばれる施策に運用してもらいたいと考えておりますが、ある程度納税者の意思を尊重すべきであり、寄附が単に人件費や財政難の埋め合わせに使われてしまえば、継続的な納税は見込めないだろうと私は考えております。この活用方法について県は、ふるさと納税の収入分を

人材育成、医療福祉、自然環境問題などに活用したいと発言しております。そして、昨日の6月10日の南日本で南さつま市は、特定財源としてふるさとの環境景観保全、高齢者の安心・安全まちづくり、少子化対策と明日を担う子どもの育成、ふるさとの移住・定住の応援などに使うという方針を明らかにしております。

奄美市として、このふるさと納税の活用方法は、考えているのか伺います。

企画部長（塩崎博成君） ふるさと納税寄附金の活用方策につきましては、奄美市としましては、まず一集落1ブランド事業、それから定住促進対策、人材育成、地域文化の保存・継承、2009年皆既日食などの事業の推進に活用をしていく予定で検討を進めているところでございます。

13番（泉 伸之君） ふるさと納税の税を集めることも大事ですけれども、今、聞きましたら、これは1分2分では考えられませんので、また次回質問ができましたら、この税収の使い道についてまた検討して質問したいと思いますけれども、このやはり一番大事なのは奄美市を思う人たちが東京に納めなければならないのを、わざわざふるさとに収めてくれるのでありますから、この方々たちが奄美市に収めて奄美市がこんなによくなったんだというのを感じるようにですね、やはり納税の方々にもこの目的、使用目的を通知する心がけとか次からもこういうに使わせてもらいますという明確とした使い、仕様等を決めて、納税を呼びかける必要があると思います。

私はこのふるさと納税が来年度3月末でなければ確定申告しなければ決まりませんが、この第一歩からやはり違った面でのお金、税金が投入されていくと思いますので、この繰上償還におきましても、実質公債比率が22年度で17パーセント台に落ちてくるというのは、完全なこの奄美市としての財政健全化が成り立っていくと予測してもいいと思います。それに際し、今回はこれだけこの奄美市の方々が東京、大阪、名古屋にいて、やはり自分の住んでいた奄美市をよくしようという気持ちを十分に汲み入れてですね、市長、このさつま市は特別財源として使い道を決めていますけれども、市長としての考えを十分に発揮してですね、この使い道をよく検討してもらいたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

何か答弁がありましたらお願いします。

市長（平田隆義君） 議員が指摘されるとおり、これはちゃんと納税者に報告できるかたちをとらないといけないというのが基本じゃないかと思っております。そしてそのことが、島に残って頑張っておる方々が出身者に対する感謝の念が生まれればなあと、こういう期待もしております。

議長（伊東隆吉君） 以上で奄美興政会 泉 伸之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時45分）

議長（伊東隆吉君） 午前に引き続き一般質問を行います。再開いたします。（午後1時30分）

社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さんこんにちは。私は社会民主党の関 誠之でございます。

まずもって、5月2日に発生したミャンマー・サイクロンと5月12日に発生をいたしました中国四川大地震による多数の犠牲者、行方不明者、被災者に対し心から哀悼の意をささげるとともに、6月6日、小俣町で発生をした土砂災害などで住宅などに被害を受けました方々に、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、第2回定例会の一般質問をさせていただきます。

最初に、市長の政治姿勢について、お尋ねをいたします。私も昨年の市議選当選以来、早くも3回目

の議会を迎えることになりました。その間、職員時代とは違う立場から市長を拝見させていただきました。私に聞こえる市長に対する多くの市民の評価は、政治家としてのリーダーシップと政治家としての夢、政策がないのではということであります。市長は、平成6年11月20日、市長としての初当選の施策において、明確、具体的な施策を示し計画的効率的行財政に努める、市役所の活性化の促進、対話と協調の市政運営を公約として掲げています。残任期間も2年弱と少なくなってきた中で、財政健全化に対する特別委員会報告を実施することは、市長の公約の実現にもつながることだと考えております。

そこで市長にお伺いをいたします。財政健全化に対する特別委員会報告書の提言は、どのような検討がなされ、実行した事項は何であるのか、お示しください。次回の質問からは、発言席からさせていただきます。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

企画部長（塩崎博成君） 財政健全化に対する特別委員会の第1回定例会での報告後、どのように検討され、実行した事項とは何かとの御質問について、お答えをさせていただきます。

奄美市の財政が大変厳しい状況下であり、財政健全化へ向けた施策の推進が重要かつ緊急な課題でありますことは、議員も御承知のとおりでございます。このような状況の中で、議会として奄美市事業実施計画及び財政健全化計画について特別委員会を設置し、人件費、建設事業、産業経済の振興、歳入の確保、市民への提言と5項目にわたり論議の末、取りまとめ報告されたことは、奄美市の行財政を取り巻く環境に市議会も一丸となって取り組んでいただいていることについても重く受け止めております。あわせて、厳しい財政状況から議会自らが財政健全化へ向け、削減する方向で取り組まなければならないと意思統一に努められていることは、本市の財政健全化計画等の推進に理解を示されているものであり、大変心強く感じているところでございます。

報告書に盛り込まれた提言・提案された内容については、各部課局に関する事務や全庁的に論議することが必要な内容も多くあり、緊急性や重要性などを見極めた上で、優先順位等を定め着手をしております。現在、庁内の担当部署で検討を進めているところであります。まずは、その検討結果に対し、当局としての対応を講じていく必要があるものと思っております。この状況を考えて報告書に盛り込まれた内容等のうち実行に努めている事項の一部について申し上げますと、まず、財政健全化計画を策定し、その方向に基づき、取り組み始めたことが挙げられると思います。平成18年度の当初予算では、約14億8,000万円の財源不足でしたが、決算におきましては約7億4,000万円と約7億4,000万円の縮減が図られております。また、平成19年度の当初予算では約7億9,000万円の財源不足でしたが、決算見込みにおきましては、約4億4,000万円と約3億5,000万円の縮減が図られております。

次に、人件費の削減として、報告では触れられておりませんが、特別職や職員給料についての削減を実施中であります。市長については12パーセント、副市長10パーセント、教育長、区長は6パーセントの削減をこれまでの削減に加え平成19年4月から実施をいたしております。また、職員の給料につきましても、職員団体の理解の下、平成20年、今年の1月から2パーセントの削減を実施いたしております。

次に、建設事業関係についてでございますが、起債枠の一般会計29億円、特別会計9億円を設定し市民経済への影響を考慮した予算編成に心がけ、実施計画に基づく事務事業の推進に計画的に努めているところでございます。

四点目としまして、農林水産業の振興についてでございますが、平成19年産からスタートいたしました、サトウキビの品目別経営安定対策として、平成18年度から県内では最初に笠利地区の宇宿・節田・屋仁校区の受委託組織が設立し、市場原理の導入に対する体力の強化と生産量の拡大対策に努めているところであります。果樹等の販路拡大対策の一環としましては、奄美タンカンとして銘柄確立が急

がれるタンカンのブランド化に向け選果場の建設へ向け取り組んでいるところであります。また、Iターン・Uターンの受入対策としましては、本年度において老朽住宅整備事業、これは笠利地区のほうで3棟を計画しております。旧自衛隊宿舍4棟5戸、これについても笠利地区でございますが、を改修をし、定住促進住宅として貸し出すため、当初予算に整備費を計上いたしております。また、新規就農者への育成事業につきましても農業研修センターによる研修事業として継続して実施をしております。

次、五点目に、商工・観光の振興については、商店街の活性化推進のため毎週金曜日にカンモレ市場の開催や末広・港土地区画整理事業による奄美の郡都にふさわしい中心市街地の整備及び商業環境の再生都市機能の充実に努めているところであります。

六点目に、歳入の確保策の一環として、今議会に上程をしております世界自然遺産登録推進のための寄附条例の制定や債権保全委員会により税や使用料の滞納解消策を進めているところであります。

以上、施策の概略を申し上げましたけれども、財政健全化に努めながら地域振興施策を推進していることにも御理解をお願いいたします。

いずれにいたしましても、市議会特別委員会の報告内容は、市政全般にわたっており、緊急性・重要性による職別や全庁的議論が必要な事項も多々あります。今後の施政運営の推進にあたり十分に検討してまいりたいと考えております。

今、求められていることの一つとして、行政と議会、さらには全市民が一体となって財政健全化に取り組んでいかなければならないものと認識をいたしておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

14番（関 誠之君） 長々と説明をしていただきましたけれども、時間がございませんので要点のみ簡潔にお願いしたいと思います。

今の財政健全化の問題も含めてですが、市長にお尋ねをしたいと思います。

この報告書の1ページに人件費のことで、特別職の在り方ということで提言をさせていただいておりますが、そこで結果として市長は、副市長が2人でなければ行政がうまくいかないというような答弁をされておりましたけれども、結果として、今、1人の副市長がお辞めになって1人ということになっておりますが、このことについて市長として、どのように考えているのかお聞かせをいただきたいと思えます。副市長は現在、1人であることについて、市長は2人でなければいけないというふうな答弁をされておりましたが、ということですが、この中にあるんですよ。

市長（平田隆義君） 副市長2人制は市の条例で定められたもので、議会も承認した事項でございます。

14番（関 誠之君） 制度を聞いているのでなくて、2人いなければ行政が大変困難なということで市長の答弁があったというふうに思っておりますけれども、現在、今、1人である。前の副市長2人だったわけですから、それが1人で頑張っておられるわけですよ、結果として。ある市民はいらんんじゃないか、結果として、という意見もございまして。その意見に対して市長はどういうふうに思われますか。

市長（平田隆義君） 2人で合併後の事務処理をしていただくほうが、より効率よくできているんじゃないかという思いをもちしております。特に住用・笠利地区の皆さんからはそういうことでは要望が強い事例だと、このように受け止めております。

14番（関 誠之君） それではもう一つだけお伺いをさせていただきますが、このまま1人制で今年度はいく予定でございますか。

市長（平田隆義君） 諸般の事情を考慮しまして新たに今回、副市長を選任を議会にお願いすることは見送りにさせていただいているという思いで受け止めていただきたいと思います。

14番(関 誠之君) それでは次の質問に移りたいと思います。

合併をした市町村は少なくとも2年以内に、基本構想、基本計画、いわゆる総合計画を策定しておりますけれども、奄美市においては地方自治法第2条5項に定められている、この総合計画が策定できていないことについて、市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

企画部長(塩崎博成君) お答えをさせていただきたいと思います。

議員御指摘のとおり、県内の合併をした他市においては既に新市における総合計画を策定されている市町もございます。しかしながら本市にとって、この2年間は1市1町1村の合併という行政の規模、特性の違いから一体感の醸成にまい進する必要や旧3市町村の総合計画を踏襲した新市のまちづくり全般の基本計画である市町村建設計画に基づき、施策をじっくり取り組めた2年間であったと思っております。今年度は、この市町村建設計画をベースに具体的な道筋となる新市の基本構想・基本計画に着手をしたところでございます。今後、策定委員会や庁内に設置するワーキンググループでの議論を踏まえ、素案作成に努める予定でございます。

14番(関 誠之君) 私は、なぜこの総合計画のことを言うかと言いますと、総合計画というのはある意味において、市長の選挙公約であり、その進捗率が市長の政策実現のバロメーターとなり、市長の政治的公約を評価する客観的なものだというふうに考えております。そのようなことから申し上げますと、いまだに3市町村の寄せ集めた奄美市市町村建設計画に基づいて、各種の施策を実行していることが市長、政治家としては怠慢ではないかなというふうに思うのであります。もしこのことについて市長の見解があれば、お聞かせをいただきたいと思います。

企画部長(塩崎博成君) 市町村建設計画を策定するにつきましては、それぞれの旧自治体において総合計画を策定して持っていたわけでございます。市町村計画を作るにおいては、それぞれの自治体においては、その総合計画を基にして市町村計画が作られて、その結果が新市の市町村建設計画ということで位置付けをされるものではないかと考えております。

14番(関 誠之君) これは平成17年3月に奄美市市町村計画というのを作っておりますけれども、この中の計画の趣旨ということで、新市の進むべき方向については、より詳細でかつ具体的な内容については、新市において策定する基本構想及び基本計画にゆだねるものとする、はっきり明記されているわけですね。そういうことを明記をしていて、これがないわけですから、今、ないということについて、これは地方自治法上も作って、それによって計画を実行しなければいけないと、執行しなきゃいけないというふうに書いてあると思いますが、そのことについて再度お尋ねをします。

企画部長(塩崎博成君) 正にそのようなことは書かれております。しかし、今、市町村建設計画の計画自体、これは10年計画でございますが、平成27年度までの計画なんですけれども、しかし、じゃ旧自治体では何年までの計画かということであれば、旧名瀬市のほうが23年までですかね、旧笠利町が22年までというようなことでございますので、その期間内において奄美市としての総合計画の策定を今、進めているわけでございますので、その期間内においての奄美市の新しい総合計画への引継ぎというのはできるものと考えております。

14番(関 誠之君) 言っていることの要旨というのは良く理解をしますけれども、もちろん財政計画を、いわゆる焼き直して新しいものに行っているということも分かっております。これを基に作った財政の計画をね、前も質問いたしましたけれども、今年の予算が275億6,900万円だと思っておりますが、平成20年度の歳出総額は、300億円という計画なんですよ。それで終わる27年度が28

5億円、そういう還りの中で、やっぱり新しく具体的にね、その計画を示して、このことについてはこういう予算措置がされておりますよと。午前中もある議員が指摘をしておりましたように、やっぱりそれに理由、具体性がある、それをちゃんと示すことによって、市民は納得をするわけですから、そういうふうにして頑張っていたきたいなというふうに思っております。

次に、4番目のふるさと納税の件について御質問させていただきたいと思います。質問する前に、今議会に、奄美市世界自然遺産登録推進のための寄附条例というのが提案をされる予定となっておりますが、私は、昨年、第4回定例会で、寄附金条例の制定について提案をいたしました。その具体的な施策としてこの寄附条例が提案されているものだと考えております。このことについては、当局に感謝を申し上げるとともに、今後の検討を期待したいと思います。

そこで、ふるさと納税の県案について質問をいたします。泉議員のほうから内容については詳細に議論がございましたので割愛をしますが、私はふるさと納税制度は、財源の確保はもとより、寄附を呼び水に地元のファンの拡大を図り、地域を活性化させる手段だというふうにとらえておりますけれども、県の案では、そのことが十分に行えないのではと危惧をしております。このことについて市長の見解が、どのように持っておられるのか、また、県の当局に対して、県の案についてどのような意見を申し上げたのかをお答えください。

企画部長（塩崎博成君） 午前中の泉議員の御質問でもお答えをいたしました。昨年、議論をされておりますふるさと納税制度の趣旨は、生まれ育った地域と仕事を始め、生活の根拠を構えた地域が違うことにより、都市部と地方に大きな税収の差が生じるという現実の中で、生まれ育った地域や父母・祖父母がお世話になっている地域への納税が可能になるような制度ということでございました。ふるさと納税制度の趣旨を踏まえた寄附金につきましては、住民税の一部であります。住民税は市町村と県の両方へ納税される税でございますので、一市町村のみに収めるべきではないとの考え方がございます。

議員の御質問にもございますように、奄美市の応援団を作り、さらには本市には居住していなくても、住民税の一部を寄附金という形で本市に貢献し振興に御協力いただける方々の増加を目指しているという点から、今回の県を含めた県下の全市町村が参加する協議会の趣旨には合致するものと認識をいたしております。

また、協議会に参加するにあたり、本市がどのような意見を述べたかということでございますが、ふるさと納税制度は住民税の一部を寄附金という形でふるさとの市町村等へ貢献する制度でございますので、出身者に限らず市町村が政策に掲げた寄附金条例に関し、これに賛同していただける方や企業が行う寄附については、ふるさと納税制度とは区別し、市町村の政策が推進できるように配慮していただきたいということを申し上げております。また、協議会を設立した場合でも、寄附者の意思が尊重されるよう、市町村へ直接寄附することや、協議会を通じた寄附であっても、市町村が掲げた政策を指定できるような制度にさせていただきたいということを申し上げたところでございます。

14番（関 誠之君） 次に、主題の2に移ってまいりたいと思います。奄美振興開発特別措置法の延長について、質問をいたします。

今年3月末に県が作成をいたしました奄美群島振興開発総合調査報告書を受け、5月、6月に奄振の審議会の開催、8月、12月に政府与党の自民党奄振振興委員会で法の延長の決議をし、翌年2月に一部改正法律案を閣議決定をして、3月に一部改正法律案を国会で可決させる。そして公布となるというふうに予定がなっていくんだろうと思いますけれども、市長として今回の法に期待するものは何であるのか。法を改正するにあたって具体的な改正点等があれば、お考えをお示しください。

市長（平田隆義君） 社会民主党の関 誠之議員の質問に答弁をいたします。

奄美振興開発特別措置法の延長についての中で、奄美市長として今回の延長に期待するものということですが、今年度末で期限切れとなる奄美群島振興開発特別措置法の延長に向けて、現在、

奄美群島広域事務組合が中心となり、群島内12市町村における分野別自立度評価調査や21年度以降の分野別事業量等を取りまとめて、奄振法延長のための基礎となる資料を作成いたしております。この調査結果でございますが、社会資本の整備は進んでいるものの、まだまだ取り組むべき事業が多く、その財源の裏づけなどが弱いために、引き続き法延長による特別措置が必要であるということが読み取れるということで、そのような認識をもっております。

奄美群島においては、今後、どのような分野の事業がより重点的に整備が必要とされてくるのか、さらにどのような制度の改正、創設が望まれているかなども大体明確になってきたんではないかと思えます。

復帰後重点的に整備が進められてきました教育施設や公営住宅は、その多くが改修・改築の時期を迎えているという認識もいたしております。そして事業の要望量は多いことでありますが、これまで各省庁による計上となっておりますので、全国枠での表示しか予算でつかむことができませんので、この事業等が奄振法の事業として明確に把握できることができれば、なお、我々の対応の仕方も違って来るんではないかということで、そのようなことなども要望をしているところです。

それから国土交通省一括計上枠として事業が採択されるわけですが、奄美群島枠の予算として、毎年一定枠が確保できて、補助率も有利になることなどが期待できます。これらの事業につきましては、先ほど申し上げましたように、各市町村からの要望してきた事業でございまして、今後もこの要望の実現に一丸となって取り組む必要があるかと思えます。そういう意味において、法の延長の必要性を訴えて、その実現に向けて国や国会議員に対しても継続して運動を展開していくように努めてまいりたいと、このように考えておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

14番（関 誠之君） 是非、勢力を上げて頑張っていたきたいというふうに希望いたしております。

次に、前回の奄振法改正・延長の時に、市長はですね、新聞に書いてありますが、自立への出発点で、市町村案を踏まえた計画策定する体系となって、これを十分に生かしていきたいというコメントをしておりますけれども、市町村案に奄美市として独自に具体的な施策があったとすれば、お聞かせをいただきたいと思えます。

企画部長（塩崎博成君） 前回の法延長時の改正では、奄振法制定以来、その目的に定めていた復帰に伴う奄美群島の特殊事情の文言が奄美群島の自立的発展に改正され、また、県が振興計画を作成し、国が決定していた計画体系が市町村の計画案を反映した振興計画を県が策定し、国が同意する計画体系に改められました。このことについては、地元の自発的な創意工夫と豊かな自然、個性的な伝統文化や健康・長寿といった自然的・社会的特性を最大限に活かす癒しの島・奄美の創造へ向け、自立的発展の動きや芽生えなど素地ができつつあると認識をいたしております。

議員御質問の市町村案を反映させた具体的施策といたしましては、例えばマンガースの駆除対策事業が振興計画に盛り込まれ、現在、環境省の直轄事業による駆除へとつながったものであり、また、役勝川や用地区海岸など自然環境配慮型の公共事業への取組や、健康体験交流施設や汚泥再生処理施設の施設整備等についても、同様に振興計画で盛り込み整備が図られた事業であります。

また、公設地方卸売市場の近代化施設への移転整備を促進として盛り込まれている奄美市地方卸売市場の整備については、平成21年度以降の非公共事業にて奄美 食農・彩り交流センターとして、要望をいたしているところであります。

法延長が達成された際には、市民や関係団体の皆さまからも広く意見を募り、その反映に努めながら奄美市案として作成してまいりたいと考えております。

14番（関 誠之君） 次の、 、 項については、時間の関係上まとめて質問をいたしますので、簡潔に分かりやすく答弁をお願いいたします。

の法の配慮規定がなされたわけですが、医療の確保、観光と連携をした農林水産業の振興、

地域間交流の促進、人材育成でソフト面に生かされた施策は何か、今後の施策として検討しているものがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

ソフト事業に市民の知恵を活かすために、今、正に総務部長は、おっしゃいましたけれども、企画部長です失礼しました。市民のですね、参加型の仮称、地元奄美振興審議会を設置をして、官民一体の市町村計画案を作るシステムはできないのか。

事業別に自立の指標となる数値目標は示すことはできないのか。

6番目は市長は、先の改正は自立の出発点と位置付けをしたと思いますけれども、自立の終点はあると思うのか。あるとすれば、自立の終点とは、どのような状況を考えておられるのか、お答えください。

企画部長（塩崎博成君） それじゃ から までですかね、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、医療の確保という点では、自衛隊ヘリコプターによる救急搬送体制がとられ、離島という地理的ハンディを克服すべく取り組まれており、今年度奄振非公共事業で佐大熊埋立地にヘリポートの整備を進めているところでございます。

それから人材育成の点では、鹿児島大学大学院の奄美サテライト教室や徳之島分室が開講されていることは、離島の主体性を発揮し、持続的な発展の可能性の点でも知的人材の育成確保に努めており、さらに観光交流の面では、しまコンシェルジェや奄美検定試験による認定等での人材育成事業により、地元が主体となり、創意工夫により島について深く学び考える機会が設けられているところでございます。

それからソフト事業の拡充についてでございます。昨年度、鹿児島県が実施をしました奄美群島振興開発総合調査では、在住者、転出者及び事業所等へのアンケート調査を実施しております。また、民間団体や市町村長会、議長会との意見交換会を開催して、総合調査報告書としてまとめられております。

それから の事業別自立の指標についてでございます。数値目標という点で申しますと、例えば道路等の工作物については、計画を含め示しやすいものでありますが、ソフト事業については、事業の内容にもよりますが、なかなか難しいものがございます。しかしながら、法延長に向けての基礎資料として奄美群島12市町村で作成した分野別自立度評価のように、達成度として表記する方法もございまして、良い方法がないか今後、検討をしてみたいと考えております。

自立の終点はあるかということでございますが、奄振事業については各人それぞれの想いと評価や尺度があると考えます。例えば市民所得が国民所得や県民所得と差がなくなった時点やインフラ整備の完了によって終了と考える方もおられるものと想定されます。

これまでの答弁からもお分かりいただけますように、現時点では自立的な発展の基礎も達成していないと考えることから、法延長に向け努力をいたしているところでございます。

市民や群島民の暮らしが生活環境の整備による恩恵を受け、産業振興等各般にわたり持続的な発展が図られるよう取り組んでいくことが今、最も大切なことであり、その土台を形成し発展への道筋を確かなものとするため、奄振法の延長は是非必要であります。かつ内容の充実改善に向け取り組んでいることを御理解いただけるものと考えております。

（「地元奄美振興審議会住民参加型のできませんかということですが、 地元奄美審議会の設置」と呼ぶ者あり）

企画部長（塩崎博成君） 住民参加型の仮称地元奄美振興審議会を設置し、官民一体の決定システムを作れないかということでございますが、前回の延長時に際し、旧名瀬市では作成した素案をホームページ等で公表し、市民からの意見募集や募集に応じた市民との意見交換会を開催するなど、民意の反映に努めております。

法延長後は、奄振計画における市町村案を作成していくこととなりますが、より市民の意見を反映させるためには、どのような方法が望ましいのか前回の経緯や議員の御提案を含め検討をしてみたいと考えております。

14番（関 誠之君） 自立の終点はという聞き方をしましたが、私が思っておるのは、やはり最後にはこういうような奄美になるだろうと、していかなければいけないと、そういう夢をもってやらないと、その奄美振興開発事業のいわゆる枠の予算だけを引き継いで延長していくというのがありますけれども、最後はこういう奄美にしたいんだという思いもですね、もってやっていただきたいというふうに思います。時間ございませんので次の質問にまいります。

7番目の奄振補助金の交付金化について、市長は先の奄振改正時に地元の要望の強い交付金化など5年間で芽が出るようにしたいと記者会見で述べていましたが、これまでの取組と今後の方向について考えをお示してください。

企画部長（塩崎博成君） 奄振補助金の交付金化制度について、お答えをさせていただきます。

議員御承知のとおり、前回の法延長時に奄振事業費の交付金化制度が、民間版奄振委員会から提言がなされ、県・市町村で勉強会が重ねられ、奄振法の新たな方向性の一つとしては検討に値するものとされたものの、現在の法制度上、導入するのは難しいとの結論に至った経緯がございます。

今後、交付金化につきましては、現在の奄振法の事業体系や効率を再検討するだけでなく、奄振法以外の国庫補助制度やその仕組み・体系をも含めて全国的な課題として検討していく必要があるものと考えております。

14番（関 誠之君） 交付金化が難しいということですが、私どもはいろんな方面から勉強をしましたけれども、いわゆる奄美広域自治体機構というのを作ってですね、名前としては広域自治体、こういったものを作って、そこを受け皿にやればできるのではないかと、いわゆる今の奄振法の法律を少し改正すればという認識をしておりますけれども、それができないという根拠なり至ったものがあればお聞かせください。

企画部長（塩崎博成君） 前回の延長議論がなされた折に、交付金化について、その当時の市町村の担当課長でもいろいろ勉強会を開いたりした経緯がございますし、その中におきまして、交付金の受け皿として広域連合という組織作りも必要だということもございました。その担当課長会の中でもいろいろ議論ありましたのは、じゃ広域連合の位置付け、これが県と市町村とどのようなかたちの位置付けになるのか、あるいはまた、こういうようなかたちの広域連合という部分ができることによって、連携がうまくとられるのか、そういうような議論がなされたというような経緯も私の記憶としてありますけれども、そのような諸々の部分を含めて結果として、交付金がならなかったということであったと考えております。

14番（関 誠之君） 奄振法の一部を改正をして広域自治体機構を作ればですね、なるというふうに聞いておりますし勉強しておりますので、是非そのところも勉強して、市長がせっかく5年間で芽が出るようにしたいと公に発言をしているわけですから、それに対しては明確なメッセージを出していかなければいけないというふうに思っておりますので、今後、お互いに議論をしながら勉強をしてまいります。

次に、主題の3番目であります。自治体基本条例の制定について質問いたします。

奄美市の総務建設委員会で、5月12日から15日までの3泊4日の日程で行政視察に出かけてまいりました。京都府の向日市においては、まちづくりの条例、奈良県の橿原市においては、赤木名地区で行われている街なみ整備事業、三重県伊賀上野市においては、自治体基本条例、議会基本条例、公募型指名入札などについての研修をし、知識を深めてまいりました。詳細については、5ページの報告書を議長あて提出してございますので、参考にしていただければと思います。

そこで御質問いたしますが、平成12年4月、地方分権一括法が施行され、自治体の憲法とも言われ

ている自治体基本条例制定について、各自治体で制定をされ、制定の議論がなされているようでありますが、奄美市においてはどのような議論がなされているのか、また、地方分権が進む中で自治体基本条例の制定は必要と思うが、当局の見解をお示しください。

企画部長（塩崎博成君） それでは自治体基本条例の制定について、お答えをさせていただきたいと思えます。

自治体基本条例につきましては、2000年の地方自治法の改正により、自治体の自己責任や地域の特性を生かした自治体運営が求められる中、住民自治の理念や基本原則を明確にする条例で、自治体の最高法規として自治体の憲法とも言われております。

この基本条例について、どのような議論がなされているかとのことですが、旧名瀬市におきましては、平成14年の総合計画の中で調査・研究に触れておりましたが、奄美市といたしましては現段階において具体的な議論には至っていないというのが現状でございます。

次に、地方分権の進展に伴い、市町村は住民にとって最も身近な総合行政の担い手として自立することが求められており、その地域におけるまちづくりや自治の原則について、市町村自ら意思を持つべき時代であると認識をいたしております。

これまでのように国や県に依存するのではなく、住民の意向をよりどころにして自治体を運営していくため、どのようにまちづくりを進めていくのか市民と共に考え、明確化し条例という形で法的根拠を持たせる自治基本条例の意義は大変大きいものと考えております。

本市におきましても、本年度よりスタートいたします新市総合計画の策定過程において、議論を深めてまいりたいと存じますので、今後とも議員の御指導を賜りますようお願い申し上げます。

14番（関 誠之君） 是非この自治体基本条例を制定をする方向で頑張っていたいただきたいと思います。議会においても、それを受けて議会の基本条例なるものをつくっていかねばならないのかというふうにも考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、街なみ環境整備事業について順次質問をいたします。

まず、街なみ環境整備事業の現状と今後の計画について概要をお示しをください。時間がございましたらので端的によろしくお願いいたします。

建設部長（平 豊和君） 現状と今後の事業計画についてお答えいたします。

最初に現状についてであります。笠利町赤木名地区の歴史資源が残る街なみを保全するとともに、快適な住環境を形成するために、平成18年度に整備方針策定業務に着手しまして、19年度には、まちづくり景観要綱を制定するとともに、整備促進区域を里、中金久、外金久の32.2ヘクタールと定め、国から事業の整備方針承認を受けております。

また、19年度には、整備促進区域内で18ヘクタールの整備事業地区を設定いたしまして、ほとんどの土地所有者から同意を得て、赤木名景観保存協定を締結するとともに、事業計画を策定して、国からの承認を得たところでございます。

今後の事業計画についてであります。小公園4か所を設置します。道路のカラー舗装などの美装化、赤木名海岸沿いの通路の整備、案内板等の設置等を行います。なお、整備時期につきましては、小公園・案内板の設置を平成20から22年度に実施しまして、22年度から以降27年度までに道路の美装化等を含めた道路整備や外港等の修景整備を実施する計画でございます。

14番（関 誠之君） この事業は、これから世界遺産登録を目指す奄美市のまちづくり事業として住民参画型のモデル的な事業になるのではないかというふうに思っています。しかしながら、まちづくり景観条例でなくて要綱であるということは、その地域の関係者だけしか知らないということになり、多くの市民の知恵や意見が結集されなかった可能性があるというふうに考えております。

なぜ、条例でなく要綱でスタートしたのか。

建設部長（平 豊和君） 条例の制定についてであります。この街なみ環境整備事業は、国の事業採択要件として要綱等の整備が先決であったことから、まちづくり景観要綱を定めたところであります。

今後、事業充実に向け、条例制定が妥当であるかを含めて検討してまいりたいと考えております。

14番（関 誠之君） 3項目めの景観保存協議会と協定管理委員会の構成を示せということと、5項目めの問題発生時の苦情処理を解決する、いわゆる手順や仕組みが作られているかというのは、少し関係をします。その二つについて一括して答弁をお願いしたいと思います。

建設部長（平 豊和君） 赤木名景観保存協議会は里、中金久、外金久の各集落から2名の計6名で構成されております。

協定管理委員会は3団体で組織されておまして、赤木名景観保存協議会同様、里、中金久、外金久の各集落から2名の計6名で構成されております。

問題発生時の解決手順についてであります。協定者内で問題が発生した場合には、基本的には協定管理委員会で処理いたします。協定管理委員会で問題が解決できない場合には、景観保存協議会へ諮問することになります。景観保存協議会は市や警察、消防など関係機関等の助言・協力を得ながら問題解決にあたることになっております。

14番（関 誠之君） 4番の建物に対する補助基準ということを少し飛ばしましたが、それと自主防災の取組について、皆さんのこの協定書をもってありますけれども、少なかつたものですから、こういったものも必要かと思つて提言方々、御質問をしたいと思つます。

建設部長（平 豊和君） 4番目の建造物に対する補助基準の御質問であります。街なみ環境整備事業により、景観形成路線に指定された路線沿道の工作物や生垣等を新設、あるいは増設等を行う場合には、対象経費の3分の1は国からの助成があります。しかし、市からの助成及び助成の限度額については現在、調整中でございます。助成事業につきましては、個人負担をなるべく軽減し事業が拡大できるよう検討してまいりたいと考えております。

それから自主的な防災の規定につきましては、要綱及び協定には定めておりません。現在、協定区域内の3集落は、それぞれ集落単位で自主防災組織があり、防災訓練を年1回実施する等、活動しているようでございます。

14番（関 誠之君） 是非、街なみ環境整備事業を取り組んで始まったばかりでありますから、これらいろいろな機会をとらえて質問をさせていただきたいというふうに思つます。

5番目の福祉行政について、二点ほど簡単に質問をいたします。

その一つは、今年10月26日に開催をされるねんりんピック民謡大会に併せ、市のホームページを利用し観光客誘致対策や各課が地域活性化の視点から、各業界と協力して、来島者が喜ぶイベントや企画ができないか、お伺いをいたします。簡単にお答えください。

福祉事務所長（大井進良君） ねんりんピックにつきましては、本市では民謡交流大会ということで、御存知のとおり10月26日奄美文化センターで実施をいたします。私どもにとりましては、地元の皆さんに興味をもつていただきまして、大勢の方々に参加していただくことが大きな課題となっております。そのため今年の本大会までにPRグッズ、ティッシュとかバッジとかそういうものですが、それとかポスター、チラシ、歓迎横断幕、のぼり旗を作成しまして、奄美まつり、福祉スポーツ大会でのさくら自慢マスコット着ぐるみ、これは去年のプレイベント大会の中でも着用しましたが、これなどを使いまし

てPR等を計画をしております。

大会の当日でございますが、各代表選手の民謡披露に加えまして、各種団体による伝統芸能のアトラクションもプログラムに盛り込みまして、また、一万人広場のほうでは、郷土食のもてなしコーナー、それから特産品コーナーなどの出店も計画をしております。

このようなことで全国から来島する約100名の方々へ世界自然遺産登録、それから来年、奄美市で観測のできる皆既日食をPRできればと考えておるところでございます。

議員御質問の件につきましては、昨年度設立をいたしました、ねんりんピックの常任委員会、それから専門部会及び実施本部において、あらゆる関係機関や庁内の関連部署と連携をとりまして、大会当日以外にも各種イベントができないものか、協議してまいりたいと考えております。

14番（関 誠之君） よく分かりました。私が聞きましたのは、各課において、いわゆる商工水産・農林、舩もありましょうし、そういったところが民間の各業界と一体となっていてですね、後に控えております日食問題もございますので、その予行練習というつもりも含めて頑張っていたきたいということでありましたので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それから福祉行政についての2項目めではありますが、去る3月末の地元紙にかなり大きな見出しで、奄美市などに勧告、障害者雇用不足だと報道されておりますが、法を守るべき公的機関が法律を違反して、鹿児島労働局から適性勧告を受けていたことは誠に遺憾に思います。法定雇用率の2.1パーセントは改善されたのか、お答えいただきたいと思います。

総務部長（福山敏裕君） 障害者の雇用状況についてお答えいたします。

昨年11月に公表されました障害者雇用状況におきまして、市役所の障害を持った職員の退職等によりまして、雇用の不足数が5、雇用率1.11パーセントという結果になり、県のほうから改善を求められたところでございます。

今年の状況につきまして試算をいたしましたところ、不足数2、雇用率1.75パーセントとなる見込みでございます。昨年と比べまして若干ではありますが、改善される見込みでございます。

14番（関 誠之君） この問題は、若干、改善をされればよいという問題ではないというふうには思いますが、民間であれば違約金と言いますか、ちょっと正確ではございませんが、そういった金を払ってやらなければいけないというふうになっておりますけれども、今後、どのように改善するのか、予定があればお聞かせをください。

総務部長（福山敏裕君） 法定雇用率の2.1パーセントにまだ達していない状況ですので、これまでの経過としましては、障害者の方にどの程度の業務が任せられるのかというような見極めが難しく、躊躇してきた感がありますというのが実際のところでございます。障害者が働ける職場を作るとことは重要でございますので、今後、障害者を雇用推進していくための雇用の検討をしていく必要があると考えているところでございます。

14番（関 誠之君） 是非努力をしていただきたいと思います。

最後の質問になりますけれども、文書の管理体制について、お伺いをいたします。

一昨年3月に3市町村が合併をいたしました。行政文書や資料などがそれぞれの支所にあり、調べものをする時に不便が生じております。保管を1か所に集中することは職員や議員、研究者の便宜が図られるものだと思います。また、昭和30年代に合併した三方村などの資料の収集も合わせて保管する資料行政室の設置はできないかをお尋ねします。室じゃなくて、今、言いたいようなものを集めてということも含めてです。

総務部長（福山敏裕君） 行政資料室の設置につきましては、スペースの確保、管理体制等の課題がありますので、今、申し上げました点を今後、検討させていただきたいと存じます。

14番（関 誠之君） 部屋の問題もさることながら、今のうちにいろんな資料を集めておいていただきたいということも要望して、社会民主党 関 誠之の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（伊東隆吉君） 以上で社会民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後2時30分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午後2時45分）
引き続き一般質問を行います。
無所属 蘇 嘉瑞人君の発言を許可いたします。

4番（蘇 嘉瑞人君） 市民の皆さま、議場の皆さま、きゅうやうがみんしょうらん。こんにちは。4番 無所属 蘇 嘉瑞人です。

質問の前に、4月7日にありました奄美市名瀬小俣町で発生した土砂災害に対し心よりお見舞い申し上げます。6月ですね、6月7日ですね、訂正いたします6月7日です。今回の災害につきましては、幸いにしてけが人などはなかったようですが、まだまだ引き続き雨の多い季節であり警戒は必要です。私も現場を見てきましたが、かぶさる土砂に乗用車は車体がつぶれ、横から土砂を受けた家屋は、その力の強さに押され、一部が河川部にはみ出していました。現場近くの山すその急傾斜地の住民は、いまだに不安を抱えながら生活をしています。

奄美市ホームページによると、奄美市において保全人家5戸以上の急傾斜地崩壊危険箇所は220か所ございます。そのうち整備されているのは43か所で整備率は19パーセントです。ということは、最低でも855戸の家屋が今もなお危険な状態にあると言えます。今回のようなことが少しでも未然に防げるように、地域住民との対話を通して、市においては解決策を見出すよう根気強い取組をお願い申し上げます。

一般質問に移っていきますが、いくつか質問内容に訂正がございます。2のスポーツ行政についてですが、いちばん最後に移動をお願いします。3の環境行政についての 国定公園を国立公園に訂正してください。

さて、去る3月30日、奄美文化センターで奄美出身アーティストである中 孝介さんが、コンサートツアーの最終日を行いました。会場には1,500人もの人たちが島内外から集まったようです。コンサートチケットは発売当日には売り切れたとも聞いております。ライブ翌日に書かれた本人のブログにおいても、「島独特のアウトホームな雰囲気、昨日のライブでまた改めて島の人みんなにパワーをもらったし、本当に感動のひと時でした。」とコメントを残しています。

私自身もそうであるのですが、奄美の海や森の記憶、家族や集落、学校などたくさんの人との思い出、また、島唄や種おろし、舟こぎ競争などの文化的行事、これらが心にあることが島外でもそうでありました。そして、今を生き抜く力にもなっております。そして島外で出会った人たちが私の背景に見るのも、それら奄美のことです。森をテーマにしたアニメ番組の主題歌に起用することなどから、元 ちとせさんの歌を聞きながら、自然の姿を思い浮かべる人も少なくないように全国的に思います。奄美出身者は、どこにいても奄美の自然に守られています。奄美市の将来像である自然、人、文化が共に生きるきよらの郷（しま）の実現は、奄美に生まれたことを次世代にとっても誇りに思える地域づくりであると言えます。

奄美市が誕生し2年が過ぎました。奄美市は誕生記念誌において、自然、人、文化が共に生きるきよらの郷（しま）の実現に向けた取組の第一に、土地利用構想のゾーニングを挙げております。その中で

も合併により旧名瀬、笠利、住用の3市町村の都市機能を名瀬地区の中心市街地への集中を図るのが、都市核ゾーンの考えだと思います。そこで不安を抱くのが、都市核ゾーンから離れた場所にある集落・自治会への行政サービスや公共サービスの低下です。合併して何もいいことがないという声も残念ながらよく耳にする現状があります。奄美市は名瀬地区を奄美群島全体の拠点として認識を持つ以前に、まずは奄美市の都市の核として、奄美市の隅々まで、できるだけ質の高い行政サービスをいきわたらせる責任を果たすべきです。その要になるのは、先ほど同僚議員も挙げた総合計画であり、各地域の機能を最大限に活用する土地利用構想を広く市民へ向けて開示していくことだと思います。

それでは質問いたします。合併して2年、市役所にて作り上げてきた奄美市全体の土地利用機構のゾーニング、それに伴い実施してきた計画、これから実施を予定している事業計画・構想などがあればお聞かせください。次からは発言席にて発言いたします。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 蘇議員の質問に答弁をいたします。

ただいま蘇議員から奄美の自然や文化について誇りと思うという力強い発言がございまして、私も大変心強く思っているところです。私どもが高校卒業して東京に上って、あなたはどこの出身ですかと言われて、即座に奄美の出身ですということははばかった時代を思うと、隔世の感を持つわけです。そして今、奄振法の延長に向けて私たちが基本的な理念とすることは、奄美の人たちがこれまでの自分たちの住んできた自然や文化は、これは奄美の宝であるというそういう自覚、誇りを持って主体的に自立化を図っていこうという気概が生まれつつある、芽生えつつあるということを経営の基本理念に据えていこうというのは、大方の皆さんの共通の認識であります。そういうことを踏まえながら、これからのまちづくりにそのことを生かしていこうと、こう思っておるところであります。

土地利用の構想についての具体的な件ではありますが、合併して奄美市市町村建設計画はお示しのとおりでありまして、その計画の中にも指摘の土地利用のゾーンの設定をいたしております。お読みいただければ分かると思いますが、都市的な地域、農村的な地域、観光レクリエーションの地域、自然環境の保全に力点をおくべき地域などを想定して、各地域の特性や基盤整備等の状況から、土地利用の構想のゾーニングを設定し、都市核ゾーン、生活拠点ゾーン、交流拠点ゾーン、自然共生ゾーン、海洋レクリエーションゾーンと五つのそれぞれのゾーンの方向性を示しておるところであります。

空港を中心とした陸上の交通軸、名瀬港と周辺を結ぶ海上交通軸等が奄美市中心市街地としての奄美市の基本的な位置付けになるのではないかと、このように思っておるところです。

それぞれのゾーンの特性も記述してありますから、いちいち申し上げませんが、これらの構想を事業に移して、どう実現させていくかということは、これはすべて網羅してやるというわけにもまいりません。必然的に優先順位を決定して、それらを実現に向けて取り組んでいくということにしていきたいと、このように思います。

それから、名瀬市が笠利・住用と合併して奄美市という誕生をみたわけですが、龍郷町、大和村、宇検村、瀬戸内という自治体を残していることになります。これから統一した方向で、これらの計画を見据えながら事業を進めたいという思いは強く持っておるわけですが、合併の時点で考えが違ふということに相成りましたわけですから、どのような形でこれを実現させていくかという課題は大変重いものを残しているという思いがいたしております。そういう意味におきましては、議会の皆さんのこれからの御理解や御指導は大きなウエイトを占めることもあるのではないかと、こう思ったりもいたしておりますので、行政はもとより議会の皆さんと共に、この問題の解決にあたっていかなきゃならないと、こう思っておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いをいたしたいと思っております。

4番（蘇 嘉瑞人君） 土地利用構想についての質問だったのですが、話が広がり合併のところまで話が広がってきたのですが、発言の中にも申し上げたんですけれども、今ある奄美市よりも広域的な合併や

また、今、合併を住民投票によって反対した地域もございます。そういった所と話し合いを進めながら納得して合併をしていくためには、やはり今、奄美市に住んでいる方々が、満足していく環境を作っていくということが重要だと思います。そのために将来像があり、その将来像を具体化していくために各地域の特色を生かした地域構想というものがあると思います。ですので、また、私のほうでも市町村建設計画のほうも拝見しながら、これからまた勉強しながら発言していきたいと思っています。

それでは、次の質問に移っていききたいと思います。

末広・港土地区画整理事業によって、土地利用構想の観点から質問を進めていきたいと思うのですが、まず、平成20年度の施政方針から言葉を引用したいと思います。道路交通につきましては、国道58号線、おがみ山ルート of 早期実現を図ると共に、拠点地域などをつなぐ道路交通網の整備と快適な生活道路の整備にも努めますと、このように施政方針にて書かれていました。

末広・港土地区画整理事業によってできるものの一つに、現在ある支庁通りより道幅の広い道路がございます。そしてこの道は、先ほど挙げていただいた、挙げていただけていないですね、土地建設計画の中でもある生活拠点や都市核拠点といったものを結ぶ道路交通の大きな大動脈とも言える存在だと思います。同時に、この土地区画整理事業に伴い、商店街にも大きな再編が見込まれると思います。昨日の建設部長からもありました、この商店街の区画整理のエリアの中には、現在、営業している店舗だけでも350店舗以上あるというふうにも聞いております。そういった大きな事業の中で、この土地区画利用構想の観点から見た末広・港土地区画整理事業の意義について、教えてください。中心市街地における面的な整備は、奄美市における土地利用構想にそれぞれどのような効果をもたらすと想定しているのでしょうか。

建設部長（平 豊和君） 土地利用構想における末広・港土地区画整理事業の位置付けの御質問についてであります。当地区は、商業、住宅、教育、医療等の都市機能が集約されておりまして、奄美市の中心市街地としてだけでなく、奄美群島の郡都としての役割を担っております。土地利用構想において、名瀬中心市街地は都市核ゾーンとして位置付けられておりますが、商業機能の衰退や防災機能の脆弱化、車社会への対応の遅れなどから中心市街地の空洞化が進んでおります。中長期的な視点では、今後は少子高齢化や人口減少時代の到来、自治体の厳しい財政状況等の問題により、インフラ整備等の財政負担が大きい郊外への拡大路線から、既存インフラの活用を図り、コンパクトで効率のいい都市を目指す必要性があると考えております。

末広・港土地区画整理事業は、空洞化の進む中心市街地において、防災面の強化を図るとともに、高齢者や子どもが安心して歩ける歩行空間の整備や車による交通アクセスの利便性を高めることによって商業機能の再生を図り、人が集まり賑わいに満ちた魅力ある中心市街地を形成し、これからも郡都としての役割を担う都市機能が集約されたまちを目指すものであります。

4番（蘇 嘉瑞人君） 先ほども申し上げたんですけれども、郡都として認識を持つことももちろん重要です。ただ、今、ここで話している奄美市をこれからどうしていくことかということが、やはり重要になってきます。何を申し上げたいかと言いますと、やはり奄美市民に一人ひとりにとって良かったと思える道路造りというものが必要になってくると思います。

今の発言からなんですけれども、この事業は、奄美市の他の地域にとっても末広・港土地区画整理事業を進めることは大きなメリットがあるというふうに解釈してもよろしいのでしょうか。

建設部長（平 豊和君） 議員御指摘のとおり、奄美市だけではなく奄美市の他の地域、合併しまして笠利町、それから住用町、こういったエリアにおいても、この末広・港土地区画整理事業が重要な役割を持つものだと考えております。

4番（蘇 嘉瑞人君） ちなみに具体的に挙げると、こういったところがメリットだというふうに考えて

おられますか。

建設部長（平 豊和君） 道路を整備することによりまして、先ほどいろいろるる申し上げましたが、防災機能の整備やら、あるいはお年寄りのそういった優しいまち、バリアフリー化ということなどを目指していきませんが、いわゆるアクセス、住用や笠利町からのアクセスに対しても、その土地区画整理事業は重要な役割をもっていると考えています。

4番（蘇 嘉瑞人君） はい、ちょっと次に移りたいと思います。

先ほどの質問と少し重複する部分も出てくると思いますが、中心商店街活性化計画策定についても伺いしたいと思います。

平成20年5月15日に奄美市商工水産課よりいただいた資料によると、活性化による大きな目的に、商業、公共サービスなどの都市機能を集積すること、そして、市街地に住む人を増やして、行政にとって少ないコストでたくさんの方が便益を受けられる環境を整備していくことなどが挙げられています。こちら大いに進めていくべきだと私も思っております。しかし、ここで質問です。この中心商店街の活性化のための国の支援というものは、どのようなものがあるのでしょうか。教えてください。

産業振興部長（赤近善治君） 活性化のための国の支援ということでありましてけれども、この支援を受けるためには、中心市街地活性化の基本計画というものを作らなくちゃなりません。この基本計画を作りますと、国土交通省からのいろんな面の支援がございます。

4番（蘇 嘉瑞人君） なぜ質問したかと申し上げますと、先ほど、話していただいた資料の中に、中心商店街活性化のための国の支援措置として面的な整備、つまり土地区画整理事業があると記載されております。こちら奄美商工水産課の資料です。

ここで改めて問います。中心商店街活性化のための国の支援措置として区画整理事業があるのであれば、末広・港土地区画整理事業完了後まで想定した中心商店街の活性化計画は、現在、あるのでしょうか。お答えください。

産業振興部長（赤近善治君） ちょっと整理していただきたいんですけども、区画整理事業があるから、支援があるから区画整理事業ということではなくて、私どもが進めております、想定しております中心市街地と申しますのは、43ヘクタール、新川から屋仁川、永田川ですね、広いエリアを中心市街地ととらえて基本計画、活性化計画を作るということです。その付近は誤解のないようにお願いします。そしてその中に、中心の商店街が四つありますけど、その中の末広本通りで区画整理事業が行われていますよということでもありますので、その付近は一つ御理解をよろしく願いを申し上げます。

それでは答弁申し上げます。

本市の中心市街地につきましては、先ほど、建設部長も説明がありましたけれども、奄美群島の中心地として都市機能が集積しております。政治・経済の中心としての機能を持ち、密度の高い市街地が形成されております。そのため、合併後の本市の土地利用構想におきまして、先ほど、市長からも答弁がありましたけれども中心商店街を含む地域を都市核ゾーン、名瀬地区の中心市街地と位置付けております。しかしながら、郊外への商業機能の立地や人口の拡散により中心部の空洞化と商業機能の低下が指摘されつつあります。そのため、本市の中心市街地の有効・高度利用のために市街地整備や都市機能を推進し土地の有効・高度利用が求められているところでございます。

商店街の活性化につきましては、これまで奄美の文化と産業が集積するにぎわいの都市づくりをコンセプトに市街地及び奄美大島本島を範囲とした飲食サービス、娯楽などの様々なニーズに答え、情報発信力のある商業機能を目指しまして、空き店舗の活用や、共通商品券、駐車場券の発行、アーケードの整備など、これまで力を入れてまいっております。また、平成19年度からはまちづくり交付金事業の

提案事業におきまして、中心市街地のソフト事業を実施しております。

商店街におきましては、県の魅力あふれる中心商店街活性化支援事業を受け、なぜまちComeカンモレプロジェクトとしまして、商店街と社交業組合と共同で各種事業を進め、夏祭り、やんご祭りなどのイベントの開催、街なかからの情報誌machiroの発行などを行ってきております。このカンモレプロジェクトにより、商店街などの連帯感が醸成されたと認識し、今後、情報発信がさらに増すものと期待しているところでございます。

また、商店街整備には、市民の台所として機能してありました永田橋・末広市場、現在、市民の休憩の場やイベント開催の場として活用されておりますAiAi広場があり、この再生のために、施設の活用方法や整備方針をワークショップなどで検討しながら魅力ある中心商店街、なぜまち商店街の活性化に取り組んでまいると考えているところでございます。御理解をお願いいたします。

4番（蘇 嘉瑞人君） なぜこのような質問をしたのかということ、やはり昨日の一般質問の中でもあったんですけども、そういったふうに市役所の方々は一生涯懸命頑張られていると思うんですけども、やはり面的整備が先行し商店街の将来展望が見えないというところに、多くの不安がやっぱりございます。ですので、土地区画整理事業終了後に、こういったふうに商店街がなくなっていくのかというビジョンを示してほしいという思いでした。

では、ここから要望になってくるんですけど、中心商店街活性化事業において、やはり重要なのはソフト・ハード、今言った商店街をつくるまちづくりといった分野と区画整理事業などといったハードの部門、事業が一体となった、やはり計画であり、事業完成後のビジョンを多く市民が共有できることだと思っております。先日、産業経済委員会で視察に行っていました熊本県八代市においては、行政、地域住民、学校関係者、商工会議所などの経済団体などが一緒になって協議会を作り、中心市街地活性化計画策定において目に見える資料を準備し啓発活動を行いつつ、たくさんの会合を開いているというふうに聞いてまいりました。そしてその資料の中には、もちろんソフト事業もハード事業もすべて一つにまとめた形で資料が存在していました。

もし奄美市において、末広・港土地区画整理事業後の中心商店街活性化の計画がない状態なのであれば、計画を作った後での事業開始でもいいと私は思っております。事業の凍結がやむを得ないという意見です。98億円の巨額な事業、先ほども申し上げましたが、350店舗以上の、今、商売をしている商店街を巻き込んだ大きな事業です。それぐらい慎重であって然るべきだと思っております。

最後に、土地利用構想についてという題目から質問しているので質問します。土地利用構想の観点から見た中心市街地活性化事業の意義について、お伺いいたします。

産業振興部長（赤近善治君） 中心市街地の活性化の意義という御質問でありますけれども、先ほどの建設部長の答弁とも重複いたしますけれども、やはり旧名瀬市街地につきましては、市街地が狭うございまして、この商店街は四つの通りを中心に商店街を開いております。ただ、その後の名瀬市の開発公社の埋立てによりまして、郊外のほうへ住家がずっと行ったということで、いわゆる世帯分離で上方、下方のほうに住民がたくさん移動をしております、市街地が空洞化をしております。昼間の人口は多いですけども、夜半時以降はほとんどないというような格好でございまして、残っている方々は、お年寄りやひとり暮らしとか、そういったことで空洞化してまいっておりますので、先ほど建設部長から話があったとおり、中心市街地のほうに機能化をすると、あるいは中心市街地のほうに、これ極端な話かもしれませんが、大きな施設、老人保健施設を移転するとかですね、あるいは複合施設を造るとか、そういったことによって中心市街地に人が集まると、人が集まらないとにぎわいがなくなってしまうということで、私どもとしましては、中心市街地の活性化は、やはり郊外のゾーンと中心市街地のゾーンというものを再度見直そうというようなことであります。

また、これはコンパクトシティという概念にもなると思っておりますけれども、そういった兼ね合いの下で、当市の予算には反映されておりませんが、いわゆる経済産業省の直接の事業で立ち上がり支援と

ということで、調査報告ができております。その中のいろんな懸案がございますからそのふきんを、あるいは参考に今後、中心市街地の活性化の計画につきまして、計画を進めてまいりたいと、もちろん、そのためには、産業界、金融界、交通、それから郊外の方々、商店街の方々、いろいろとお話を伺ってまいりたいというふうに考えているところでありますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

4番（蘇 嘉瑞人君） 次に、土地利用構想の中でも、ちょっと視点を変えます。生活拠点ゾーンについてお尋ねいたします。

奄美市誕生記念誌において、笠利・住用両地区においては、総合支所周辺地区を生活拠点ゾーンとして整備などを進めていくと表現しておりますが、まずは、生活拠点ゾーンとは、どのようなものなのか、もう一度詳しくお聞かせください。

企画部長（塩崎博成君） それでは、お答えをいたします。

まず、市町村建設計画の中での土地利用構想ゾーニングの中で位置付けをされております。その中には、生活拠点ゾーンとしまして、名瀬市以外の旧役場の周辺にあたる本ゾーンには、商店や住宅の集積が見られるほか、住民生活を支える金融機関、公共施設、学校、医療施設等の生活関連施設が立地をしていると、このため、新市においては道路や公営住宅、污水处理施設等の整備を効率的・計画的に進めていきますと、都市機能や生活関連機能を高めるなど住民にとっては利便性の高い生活拠点ゾーンを形成し、人口の定着と拡大を図るといふことと、また、まちなみの整備も進めていきますというようなことで、良好な景観を維持・形成していくということで、旧住用村、旧笠利町の役場の所在していた地域をイメージをいたしております。

4番（蘇 嘉瑞人君） それでは話を少し具体的にしていきます。

私は、始めにも申し上げましたが、質の高い行政サービスを奄美市の隅々まで届けるためのシステム構築に重要なのが、無秩序な都市機能の分散を抑制する奄美市全体を見据えた総合計画であり、土地利用構想だと思っております。合併してよかったとたくさんの人に言ってもらえるための考えです。

飛び地である笠利地区においては、やはりある程度の都市機能が集積した拠点になる場所が必要です。合併時の考えによると、北部の拠点は総合支所周辺地区、つまり赤木名地区になるわけですが、その整備、活性化を図る際に、この土地利用構想の生活拠点ゾーンの観点から注意していること、注意していくことなどあればお聞かせください。

企画部長（塩崎博成君） 議員御指摘のとおり、旧笠利町につきましては、飛び地合併というようなことで、いろいろと住民に対する説明の中でも不安視をする方々も、いろいろおられたわけですけども、その中におきまして、じゃ合併をしなくて、じゃそのまま存続をした場合、そしてまた逆に合併をしましたよと、その中で旧笠利町の地域を見据えた場合、どの場合がその住民を主役として位置付けをした場合に、住民が良かったねと言われるような形になるのかということ、相当議論もいたしたわけでございます。その中におきましては、当然、単独でいくということで、財政シミュレーションもとりました。その状況の中では、私どもが試算した状況では、平成20年度までは持つだろうと、しかし、21年度の保障はありませんよというのが当時の財政の状況でございました。そのようなことからしまして、住民ニーズを吸い上げていくためには、やっぱりある程度、財政力も強くなければいけないというような観点から、合併をいたした経緯がございます。

そしてまた、今、生活拠点ゾーンという位置付けの中で、役場所在地ということで赤木名地区がイメージされるわけですけども、やっぱり旧笠利町地域の中心地区として、またどのような形の整備が必要であるのか、そのへんにつきましては、診療所もございます。そして総合支所もございます。そして民間の病院もございます。そしてまた、街なみの景観もございますというようなことで、あらゆる形のその地域の持っている優位的な部分をこれから奄美市の中で位置付けをし、整備をしていく必要があるもの

と考えております。

4番（蘇 嘉瑞人君） それでは、笠利地区の都市機能の集積において、赤木名地区に集積させていくということで、笠利地区、他の地区よりも優先的にそういった機能を集中させていくという理解でよろしいのでしょうか。

企画部長（塩崎博成君） いえ、今、笠利町の場合の赤木名地域ということでイメージをお話申し上げましたけれども、笠利町においては、もう一つの大きな集落として、笠利校区、笠利町の中心とする笠利地区がございます。当然、やっぱり笠利町の中では、赤木名地区と合わせて笠利地域、校区の中心となる笠利地区の整備も必要不可欠というようなことで考えております。

4番（蘇 嘉瑞人君） ちょっと時間がおしているので先に進みたいと思います。

ゾーニング、つまり土地の利用規制を促進するための法律に、都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法、いわゆるまちづくり三法がございます。その中のキーワードの一つに、コンパクトなまちづくりが挙げられます。奄美市の土地利用構想のゾーニングにおいて、コンパクトなまちづくりの考え方は、どのようにとらえられているのでしょうか。お聞かせください。

建設部長（平 豊和君） コンパクトなまちづくりについてであります。名瀬地区におきましては、都市機能が集積した地区であり、今後ともその機能を高めるまちづくりを進めてまいります。笠利・住用地区におきましては、生活関連機能を高める等、住民にとって利便性の高い生活拠点ゾーンとしてのまちづくりを進めてまいります。

すべての機能を名瀬地区に集約するコンパクトなまちづくりを目指すのではなく、都市機能が充実した名瀬地区、広大な耕作地を有する笠利地区、豊富な観光資源を有する住用地区と、各地区が持っている特性を生かし、それぞれが連携したまちづくりが必要であると考えておまして、それぞれの特性を生かし、地域の資源を活用したまちづくりを行うことで、相乗効果を生むようなまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

4番（蘇 嘉瑞人君） はい、相乗効果という考え方は、私も同感でございます。私が考える奄美市にとってコンパクトなまちづくりというのは、計画的に市内に都市機能が集積する拠点を幾つか作り、それぞれを無駄のない交通軸で結ぶことにより最小限の行政コストで一人でも多くの人に行政サービス、公共サービスを届ける体系づくりだと思っております。コンパクトなまちづくり実現のために、行政が検討すべきこととして、私なりに三点考えてきました。

一点目は、まちづくり三法を基にした立地規制の強化、二点目は、土地利用構想における都市核ゾーン及び生活拠点地域に対する都市機能集積促進への支援、三つ目は、各拠点を結び、それぞれを結ぶ交通体系の確立です。まだまだ発展途上の構想ですので、幾分お聞き苦しいところがあったかとは思いますが、奄美市が好きであるが故の発言ですのでお許しください。誕生して間もない奄美市だからこそ、今だからこそ奄美独自のコンパクトなまちづくりができると信じております。

最後に、奄美市において島内での交通体系の課題とそれに対する具体的な取組があれば、今後の参考のためにも教えてください。可能であれば短期、中期、長期、それぞれの事業構想があればお聞かせください。

産業振興部長（赤近善治君） 交通関係でありますけれども、大島本島、奄美市の中でも名瀬、笠利、住用地域ばかりでなく大島本島内は、大島本島内をつなぐ公共交通は、路線バスが担っているわけがございます。しかしながら、近年、路線バスにつきましては、人口の減少に伴います利用者の減少やマイカー利用者の増加などにより厳しい経営状況にあることは御案内のとおりでございます。このような状況の

中、本年度事業といたしまして、廃止代替バス運行路線地域において、県の地域公共交通転換支援事業、これ調査事業でございます、2分の1は県の補助があります。これの活用を図りまして、地域のニーズ調査を実施する予定といたしております。

また、大島地区バス対策協議会では、国の調査事業であります、公共交通活性化総合プログラムによる奄美大島、加計呂麻島の奄美市とあと2町2村の全域であります、その全域におきまして調査をいたすということでございます。この調査につきましては、島内住民のニーズに対応した公共交通の在り方を交通事業者、行政、利用者の意見を反映させながら検討することといたしております。これは県が事業主体というふうになります。

本市としましては、各地域の事業進ちょくにより、バスを軸としました公共交通の在り方をこの結果を踏まえながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございますので、御理解ください。

4番（蘇 嘉瑞人君） 一日も早く、気軽に名瀬の人が笠利に飲みに行ったり、笠利の人が名瀬に買い物したりできるような交通体系ができることを願っております。また、奄美市の将来像を見据えた土地利用構想ができ、その実現のための具体的な事業についてもっと議論できることを次の議会以降の楽しみにおきたいと思っております。

それでは、次の環境行政についてに移っていききたいと思います。人が生活していくための話をたくさんしてきたので、今度は、自然と人が奄美において、いかに共生していくのかという観点で質問をしていきたいと思っております。

奄美市誕生記念要覧が先日、完成いたしました。たくさんの地元の人が写真入りで出ていて、大変身近に感じる要覧でした。さて、この要覧ですが、一番最初に出てくるのは、自然と共にと題したページで、奄美に存在する希少種や美しい景観を誇る浜辺やサンゴ礁について書かれていました。

昨年、県や奄美群島の市町村などで、調査した奄振アンケートにおいても、来訪者の約7割が島の魅力は豊かな自然に恵まれていることであると回答し、群島が果たしている役割、または、今後果たすべき役割として、在住者、出身者の6割もの人が一番に挙げていたのが貴重な動植物など豊かな自然環境の保全というものを挙げておりました。太古の昔から自然と向き合い生きてきた奄美市です。今なお、アマミノクロウサギなどをはじめとする希少野生生物が生きている豊かな自然を有しています。

奄美市で自然と共に生きていくために、市が考え、行動していることはどのようなことでしょうか、教えてください。

市民福祉部長（福山 治君） 自然と共に生きていくために、どのような考え方をしているかということでございますが、私たち奄美群島の人々は、豊かな自然環境に囲まれ、昔から自然の恵みに感謝するとともに、大切に利用しながら生活を営んできた経緯がございます。しかしながら、現代の社会経済活動を営む上で、自然への配慮が足りず失った自然や、質の低下した自然環境も出ていることについては、反省をしなければならない点もあったと思っております。貴重な自然環境を保全し自然との共生を進めるためには、今ある自然を壊さない、あるいはなるべく負荷をかけないように、自然との折り合いをつけながら社会・経済活動を営んでいく必要があるものと考えております。

また、奄美群島は世界自然遺産登録の候補地となるなど、世界的にも貴重な自然がまだまだ残されておりますので、この貴重な自然環境を宝として、保全・活用を図る上でも自然との共生は不可欠でございます。

さらなる自然との共生を目指して、鹿児島県の奄美群島自然共生プランに基づく各種施策を、総合的に実施してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

4番（蘇 嘉瑞人君） ここで市長に質問です。今回は、自然との共生の中でも、森との共生について少し詳しく聞いていきたいです。

近頃、奄美においてチップ工場が再稼働を始め、林業が少し活性化してきております。日が暮れても稼

動し続けている採石場もあると聞いております。それに伴い、もちろん個人の所有地であり様々なことを考慮しながらではあると思うのですが、奄美市においても山肌が露出してきている箇所が拡大してきました。大型娯楽施設の建設により、国道沿いの山も形を大きく変えているように見られる場所もございます。市・山間地区では、雨の強い日は海に赤土が流れ出し湾内が茶色に染まる日もあります。先人から受け継いできたこの自然を次世代に美しい形で引き継いでいくのが、現在の私たちの役目であるといえます。

質問の一点目は、市長にとって森と人とが共生するとは、どういうことなのでしょう。

二点目、私たちが行っている森の資源を活かした産業によって、発生している自然環境の変化、これをどのように感じ、どのような取組をこれから奄美市はするべきだと考えておられますか。お聞かせください。

市民福祉部長（福山 治君） 森と共生するということについて、森との共生をするということは保全すべき部分と活用すべき部分との棲み分けを図るとともに、活用する場合においても、周辺環境になるべく負荷をかけないように利用していくことだと考えております。

例えば、アマミノクロウサギをはじめとする希少野生動植物の重要な生息地については、奄美群島の宝でありますので、後世にわたって保護を図らなければならない地域だと考えております。その一方で、森林資源として活用できる部分は活用していくということも、林業振興という観点から見ても、必要な事ではないかと思えます。

このように、保全と活用を両立していくことが、森と共生していくことではないかと考えております。

それから、二点目の森の資源を活かした産業によって、発生している自然環境の変化をということですが、自然環境の変化をどのように感じているかとのことですが、近頃、林業が再開され、森林が利用されている点については、認識をしております。

問題は、現在、林業を実施している場所が、保全すべき地域であるのか、活用していく地域であるのかを十分見極めて判断していかなければならないものと考えております。その見極めを行っていく上でも、早急に国立公園の指定をされる事が重要だと考えておりますので、今後とも、早期の指定に向けた要望を行っていきたいと考えております。

市長（平田隆義君） 議員の森という定義がよくまだつかみにくいところなんです、基本的には、この奄美大島の広葉樹林が非常に特異な地域であると、そしてそれにまつわる動植物も世界に類のないものがあるということ、そしてこれは学術的にも保存すべきであろうということに大方の意見が集約しつつあると、それを具現化させるために国立公園ないし世界自然遺産への登録ということを進めていこうと、こういうことです。

そういう中で、さっきから議論になっております地域の人たちが住んでいくまちのゾーン、農村のゾーン、海浜のゾーン、いろんな形での生活基盤というのがありますから、これをどう調整させていくかということから始まっていかなきゃならないと、このことについては自然遺産登録のことが話題になったり、国立公園のことが話題になったりしました時に、早く今度は公園のゾーニングですね、開発してもいいゾーン、絶対手を付けてはいけないゾーンという5段階あるようですが、これを早く決めてくださいということがすぐ話題として出てきますから、このことは急がなければならないなと、こう思っております。

また、長い間で生活環境を整えるということでも、多くのことで事業を中止・廃止してきたと、公共事業をですね、いう経緯もございます。そういった点を踏まえながら今後、地域の人たちの生活基盤という点と自然を保護するということが個々のことで、かなり意見も違って来るだろうと思えます。基本的には、世界自然遺産登録を目指して地域を大事にしていこうと、そして地域の人たちが幸せに住める状況を整えていこうと、この整合性をどうしていくかということに尽きると思っておりますので、今後、大いに議論しながら個々の問題を解決していきたいと、こう思っております。

4 番（蘇 嘉瑞人君） 今、市長の中からも土地利用構想を自然との共生にも活かしていこうという発言があったことをうれしく受け止めております。私も自然との共生の観点からも奄美全域を自然共生ゾーンというふうに書いてあったんですけど、それでは何も決めてないことと多分いっしょだと思います。ですので、自然の共生ということで自然保護をする場所、林業を行う場所、農業を行う場所、漁業を行う場所といった、また観光として生かしていく場所といった形でゾーニングをはっきりされていかれることを願っております。さらに付け加えますと、こちらは昭和38年の県の奄美群島復興基本調査「住用村農林業の構造」というものから抜粋を読み上げます。大島における台風災害は、一つの常識になっているが、特に本村の場合は水による災害がこれに輪をかけている。すなわち数多くの急峻な山間を流れている河川は、落差が大きく、川幅が狭く、それに加えて近年、パルプ、枕木ブームによる水源地帯の増伐と林道をはじめとして、県道、村道の新設改修工事に伴う土砂の流入による川底の底上がりなどによって一層災害率を高くしている。これは、現在の文章ではございません。45年も前に書かれた文章です。今、個人の力や集落一つの力で森の環境を保全していくことが難しい状況なのであれば、政治が何もやらなければ歴史はきっと繰り返してしまいます。自然・人・文化が共に生きるきよらの郷（しま）の実現のために、自然に対しても責任を持って行動する奄美市であってほしいと強く願っております。次の質問に移ります。

平成19年3月に国立・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会において、奄美群島の照葉樹林は国立公園の指定も視野に入れた、より詳細な評価を行う必要があるとされ、国・県においても今年の秋には、国立公園の指定予定地域を発表するとも聞いております。奄美市の中でですね、前回の議会においても答弁が、幾つかあったかとは思いますが、その後の進ちょく状況なども含めて、国立公園の指定及び世界自然遺産登録へ向けて、奄美市が取り組むべきこと、もしくは取り組んでいることは何なのでしょうか、教えてください。

市民福祉部長（福山 治君） 国立公園・世界自然遺産登録に向けて市が取り組んでいる自然保護の施策についてお答えを申し上げます。

本市における自然保護の取組といたしましては、一部紹介いたしますと、サンゴ礁の保全対策、ノヤギ対策等を進めているところでございます。サンゴ礁保全の取組といたしましては、奄振事業を活用し、サンゴの天敵であるオニヒトデの駆除を実施するとともに、サンゴ礁の状況やオニヒトデの発生状況を調査するモニタリング調査も定期的実施しております。また、サンゴ礁の再生に向けた試験研究も昨年より取り組んでおり、将来的には、サンゴの移植を行うなど、人工再生についても取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、ノヤギ対策としては、ノヤギの食害による土砂流失や生態系等への影響が懸念されることから、昨年度策定した山羊の放し飼い等防止条例に基づき、飼い山羊の適正飼養を進めているところでございます。今後、適正飼養の啓発と実態調査を実施するとともに、ノヤギの防除についても、各種意見を参考にしながら検討していきたいと考えております。

その他、国際的希少種であるウミガメの保護対策や奄美市希少野生動植物保護条例に基づく希少種保護施策を進めているところでございます。また、貴重な動植物の多く生息する重要地域については、国立公園指定による国の保護措置が必要と考えておりますので、早期の公園指定に向けた要望活動も行っているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

4 番（蘇 嘉瑞人君） 今年の秋頃にですね、国立公園の指定予定地域が国と県から発表があると思うのですが、その指定外の区域にも奄美に住む私たちにとって最小限の開発、あるいは守っていききたいと考えるエリアがあると思います。

奄美市の条例113号に、奄美市民の環境を守る条例というのがございます。その2章 自然環境の保全、第1節自然環境の保護、第18条に市長は自然環境を保全するために必要があると認める時は、

次に掲げる区分により、保護すべき地区及び動物を指定することができると思います。その区分の一つに、自然環境保護地区として、その地区内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している山林、原野、海浜などで保護することが必要な地区というものがあります。

この条例を活用して、国立公園に指定予定区域外でも、奄美にとって重要だと思われる区域を市で定めるよう検討会などを組織するなどして取り組んでいただけないでしょうか。

市民福祉部長（福山 治君） 国立公園指定予定区域外で漏れたところを市の条例で指定することはできないかということですが、当然、条例の中に保護する必要がある区域については、指定できるということになっております。

指定をする際には、奄美市の環境保全審議会の意見を聞くとともに、所有者等の同意を得て指定することになりますので、現在、国・県が検討しております国立公園区域案の状況を見ながら、必要に応じて検討を行ってまいりたいと考えております。

4番（蘇 嘉瑞人君） 先日、行われました世界自然を検討する検討会において国立公園化は3年後、世界自然遺産登録は5年後を目標とするというふうに新聞に書いてありました。ですので、この国立公園以外の地域を保護するという条件、区域を指定する際にも3年後というか、国立公園が決まったおおむね1年後位までには区域を決め、2年後までには、その区域を確定していくというような、やはり時限、期限を決めた計画というものが必要になってくると思うので、そういったことも考慮しながら検討をしていただけると、ありがたいです。

続きまして、新聞などで今年に入って何件か自然との共生について考えられる件がありました。その中の一つに、希少野生生物が生息される地域において捨て猫が野生化し、希少野生生物を捕食している可能性があるということがございます。この件に対し、奄美市が取り組んでいる対策があれが教えてください。

市民福祉部長（福山 治君） 希少野生生物の生息域における捨て猫といいますか、ノイヌ・ノネコ対策についてお答えいたします。

昨年おきましたノイヌによるアマミノクロウサギの大量死の件など、ノイヌ・ノネコ対策につきましては、希少野生動植物・生態系の保全を図る上で早急に取り組んでいかなければならない重要な課題であると認識をしております。

ノイヌ・ノネコの対策は、飼い主の適正飼養・遺棄防止などモラルの向上を図ることが最重要でありますので、これまで広報誌を通じた啓発、各集会所への遺棄防止ポスターなどの掲示など、啓発活動に努めてきたところでございます。今後とも適正飼養・遺棄防止の啓発を図るとともに、繁殖を希望しない飼い主への避妊・去勢手術の呼びかけやマイクロチップの紹介など、保健所とも連携を図りながらさらなる啓発に努め、新たなノイヌ・ノネコの発生防止に努めてまいりたいと考えております。

また、これまでも放し飼いされた野良犬については、狂犬病予防法に基づき、保健所と連携を図りながら捕獲を実施しておりますので、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

4番（蘇 嘉瑞人君） 保健所は県の管轄であり、人間のエゴから生まれるノネコ・ノイヌの問題なので市が取り組んでいくというのは幾分及び腰になってしまう可能性もありますが、奄美の貴重な生態系のバランスに影響を与える問題ですので、是非正面からこの問題に取り組んでほしいと思います。

また、先ほど申し上げた自然環境保護地区を定めることは、ノイヌ・ノネコとみなす根拠を作るのに有効でございます。今、森で猫を保護しても落し物を拾ってきたということで、交番に届ける拾得物という扱いになるそうです。ノネコ・ノイヌをしっかりと条例にて根拠を示すことにより、森に捨てられた猫を救うこともできるかもしれません。今回、議案にあった世界自然遺産登録の寄附金条例など、希少野生生物と共生するための財源の拡充もあるものと期待しております。大変かとは思いますが、担当

職員においては引き続きノネコ・ノイヌ対策に御尽力されるようお願い申し上げます。長くなりましたが以上質問を終わります。

議長（伊東隆吉君） 以上で無所属 蘇 嘉瑞人君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時45分）

6月12日(4日目)

出席議員は、次のとおりである。

1 番	師 玉 敏 代 君	2 番	多 田 義 一 君
3 番	橋 口 和 仁 君	4 番	畠 嘉 瑞 人 君
5 番	戸 内 恭 次 君	6 番	平 田 勝 三 君
7 番	向 井 俊 夫 君	8 番	奈 良 博 光 君
9 番	朝 木 一 昭 君	10 番	竹 山 耕 平 君
11 番	伊 東 隆 吉 君	12 番	里 秀 和 君
13 番	泉 伸 之 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	三 島 照 君	16 番	崎 田 信 正 君
17 番	奥 輝 人 君	18 番	平 川 久 嘉 君
19 番	渡 京 一 郎 君	20 番	竹 田 光 一 君
21 番	栄 勝 正 君	22 番	世 門 光 君
23 番	平 敬 司 君	24 番	大 迫 勝 史 君
25 番	与 勝 広 君	26 番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	平 田 隆 義 君	副 市 長	濱 田 龍 太 郎 君
教 育 長	徳 永 昭 雄 君	住 用 町 長	森 米 勝 君
笠 利 町 長	朝 山 三 千 丸 君	地 域 自 治 区 長	福 山 敏 裕 君
総 務 課 長	川 口 智 範 君	総 務 部 長	則 敏 光 君
企 画 部 長	塩 崎 博 成 君	財 政 課 長	瀬 木 孝 弘 君
市 民 福 祉 部 長	福 山 治 君	企 画 調 整 課 長	環 境 対 策 課 長 徳 田 照 久 君
四 比 姓 康 保 課 長	倉 井 則 裕 君	環 境 対 策 課 長	健 康 増 進 課 長 嘉 原 孝 治 君
市 民 課 長 (住 用)	浦 口 一 弘 君	保 險 福 祉 課 長	満 田 英 和 君
福 祉 事 務 所 長	大 井 進 良 君	福 祉 政 策 課 長	桜 田 秀 勝 君
産 業 振 興 部 長	赤 近 善 治 君	商 工 水 産 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君
紬 観 光 課 長	日 高 達 明 君	農 林 振 興 課 参 事	熊 本 三 夫 君
産 業 建 設 課 長	澤 修 平 君	建 設 部 長	平 豊 和 君

都市整備課長	田中晃晶君	土木課長	東正英君
建築住宅課長	大石雅弘君	企画調整課参事	里良也君
会計管理者	田畑米利君	教育部長	里中一彦君
教委総務課長	福和久君	学校教育課長	折田浩仁君
文化課長	中山清美君	生涯学習課参事	山名純二君
代表監査委員	久野勝彌君		

職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長兼 調査係長事務取扱	山崎實忠君
議事係長	森尚宣君	議事係主事	重田俊彦君

議長（伊東隆吉君） ただいまの出席議員は26人であります。

会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） 日程に入ります。

日程第1，一般質問を行います。

通告に従い，順次質問を許可いたします。

最初に，奄美興政会 平 敬司君の発言を許可いたします。

23番（平 敬司君） おはようございます。奄美興政会の平 敬司であります。

中国四川省地震から1か月がたちました。地球が怒っているのか，世界の各地で災害が発生をしております。地震に津波に竜巻など，日本でもなかった竜巻被害も起こりました。また奄美市においても小俣町の災害が起こっております。特にミャンマーのサイクロン被害で亡くなられた方々，また中国四川省の地震で亡くなられた方々に哀悼の意を表しますとともに，被災された方々のうえに一日も早く平和が訪れるよう願うものであります。

さて，国においては社会保険庁から始まり，防衛省など各省の不祥事や，省庁職員による居酒屋タクシーまで，私たちには考えられないことが起こっております。また国においても年金問題，道路特定財源問題に，後期高齢者問題など，国民の怒りは今正に頂点に達しております。国はこれらの問題を国民が納得いく結果を示すべきであります。国民の声を聞かない国は滅ぶと言われております。国民が忘れてくれるのを待つように，結果も出さずに衆議院も解散せずに，任期いっぱいという声もあります。今の国民は忘れるということは決してありませんので，信頼回復のためには国民が納得いく結果を，きちっとした結果を出すことであります。

今度の表題は新聞を読んでということですので，5月1日の読売新聞の社説，暫定税率再可決，一般財源化の約束を果たせという大きな見出しであります。ガソリン価格が下がったと思ったら1か月で元に戻る。このガソリン協奏曲，この騒ぎは一体なんだったのか，ガソリン代は今も上昇中でありませう。そうした疑問や反発の声に応じるためにも道路特定財源の一般財源化の約束を必ず果たさなければならぬと指摘しております。今後10年間，ガソリン税収を道路特定財源に充てるとした，道路整備費財源特例法改正案と，2009年度からの全額一般財源化という首相の方針とは，ずれがあると指摘しております。

5月10日の地元南海日日新聞，一般財源化の法改正により，道路整備費財源特例法改正案における，道路特定財源制度の規定は，2009年から適用されないことになったと指摘しております。5月14日南日本新聞2009年から全額一般財源化する基本方針を閣議決定したのは，矛盾を穴埋めする苦肉の策だと指摘しております。5月14日の読売新聞，今後10年間ガソリン税収を道路特定財源にあてる改正道路整備費財源特例法が衆議院で3分の2以上の賛成で，再可決され成立した。これに先立ち政府は特例法の道路財源の規定は，2009年から適用されないとする方針を閣議決定をいたしました。この10年間とする法律と，今年度限りという政府方針の間には大きな矛盾があると指摘をされております。

この矛盾を私たちのこの奄美市市長はどう受け止めておられるかをお伺いをいたし，次の質問からは質問席でさせていただきます。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。奄美興政会の平 敬司議員の質問に答弁をいたします。

この道路特定財源の特例法に関する，国会での議論，そういう中での一般財源化と法の制定との矛盾ということが，大きく報道されておりますが，矛盾は矛盾といえなくもないと私は理解します。

ただ、この法律は1年間であろうと、あとは一般財源にするのであれば、この法律は当然に改善されるだろうと、とりあえずは8年度の我が地方自治体の道路予算を、なにがなんでも確保していただきたいというのが、強い要望をいたしてきたところです。その点におきましては、矛盾ということではそのとおりであります。我々は地方の行政を預かる者として、何としてでも実現にこぎ着けるということが出された使命だと、こう思って受け止めております。

今後道路財源の在り方が一般財源化ということになるわけですが、財源の振り分けということになります。そうなったときに、それぞれの地方自治体が予算の、道路予算の確保ということで、一般財源の中における財源の、悪い言葉で言いますと分捕り合戦が始まるということだろうと、このように受け止めております。そういうこと等も思いがあってこそ、私たちは奄振法の延長を確保して、法に基づいて地域の社会資本整備を実現しなければならないと、このように強く思っております。

今後この財源を一般財源にするということですが、多くの国会議員の意見を聞いたわけではございませんが、ある国会議員の説では、本当に一般財源として使えるお金は2,000億円から3,000億円の間であろうという話をしました。そのことは、道路に必要な道路の財源は確保するという、閣議決定でございますから、そのことを実現するとそういうことになるのではないかとということでありました。私はそれを是とするとかしないとかじゃなくて、やはり道路財源を確保していただきたいということだけは、願っているところであります。そういう意味においては、議会の皆さんの理解も是非いただきたいとこう思っておりますので、今後の御指導方をよろしくお願いをいたします。

23番(平 敬司君) いい答えだと思っております。私は新聞では伊藤県知事は矛盾しないという記事を見た覚えがあります。市長がこれを矛盾と考えながらも首長としては、やはり道路の財源を確保していきたいと、そういう思いは重々分かっております。これから聞くことが私が杞憂でなければいいと思いつつ、いろいろお聞きをしたいと思っております。

私は子どもにうそは言うなよと、うそは言うなと、悪いことをしたらお詫びをし、改めなさいよと、そして間違いだと知ったらそれを直せと、こう教えてきました。私はうそは悪いことだと子どもでも誰でも知っている。ましてや国の総理大臣である、長である人がこの道路特定財源を一般財源化する、そして生活者の財源にするということを、まさかうそではないだろうと思っております。そういうことで、これからの道路財源をどうするかという、この心配に立ちながら、私たちはこれからの道路計画もしていかなければならないという思いで質問を続けるところです。

2008年度はガソリン税を道路に充てることになりました。本当に。しかし、2009年度からは道路財源はなんにでも使える一般財源化にすると、そして福田首相も社会福祉や教育などに振り分けるといっているのです。そこで道路族はどう頑張ってもこれを阻止するかということもありますけれども、しかし方針は示されたのでありますから、是非ともそのとおりに推し進めていきたい、約束は約束として国としては守っていかねば、私たち地方から子どもまで、子どもに教える方針が間違ってしまうので、こういう中で2009年度、8年度はおっしゃるとおりもう財源は確保されました。しかし2009年度からの道路の計画に、見直しはないのかということでもあります。さっきも言いましたように、総理大臣は生活者財源にすると言明をされました。この生活者財源というのも、道路も含まれておるとお思いますけれども、今までのようにはいかないのではないかとございまして、いかがお考えでしょうか。

建設部長(平 豊和君) おはようございます。それではお答えいたします。

本市の道路整備につきましては、実施計画に基づき整備を進めてきておまして、平成21年度事業はすでに実施計画どおり、国・県への概算要望を終えたところであります。道路事業に関する国庫補助には、道路特定財源が充てられておまして、21年度以降につきましては、今後道路特定財源の動向によっては現計画の見直しを迫られることもあるものと考えております。しかしながら、道路特定財源が一般財源化されても、必要と判断される道路は着実に整備するとの閣議決定もなされていることから、

新規事業については大変厳しい状況にあるかもしれませんが、本市が実施している事業はすべて継続中の事業でありまして、今後とも引き続き実施できるものと考えておりまして、今のところ見直しにつきましては、検討していないところであります。いずれにいたしましても、今後の道路特定財源の動向について見極める必要があると考えております。

23番(平 敬司君) 継続事業でこれは必ずこうできるという保障というのが、私はないんじゃないかと思っております。これはいろいろ変わっていくんで、本当に生活者の財源にすると、そして新聞各紙もですね、暫定税率と言いつつ長期維持されてきた、ガソリン税などの暫定税率はこの際、本則に組み入れるべきだと、新聞各社も述べているわけですね。

これからの1年間はこういう予算の分捕り合戦も確かに始まって来るだろうと思います。私はある程度はこういう事態が発生するなという思いを考えながら、やはり計画は立てていかなければならないと思っております。この2008年度も暫定税率は切れそうですよ、そして衆参逆転現象の中で必ずこういうことが起こりますよと知りながらやはり、そのままの予算を組んでこの議会も通していきましても、そういう思いをしながら、果たして2009年度からもこの継続事業といえどもそのままの事業費で組み込まれて、事業が進むだろうかと、事業費が削減された、いろいろのことが起こらないかという思いがするからですが、この本則に組み入れられると、そういう思いがあります。それでもなおかつ継続事業だけはしっかりやっていけるということでございましょうか。

市長(平田隆義君) これまでも小泉内閣の時から公共事業予算というのは、毎年毎年4パーセント、3.5パーセントずっとカットされてきております。カットされた結果はどういうことかということ、事業費枠が縮小されていると、中には計画そのものを見直して中止した事業もあったと思います。そういう中でございますので、これからも公共事業枠は減るものだと、こう受け止めざるを得ないと思いますし、その中で先ほどそれを心配したので、ある代表の先生に、どれぐらいの予算がどうなるんですかということをお聞きしたときに、とりあえず、2,3,000億円ぐらいのほうが一般財源ということで使えるのではないのかなと、こういう話でした。この先生はどちらかということ、建設推進の先生ですから、そういう意欲を示されたんじゃないかなと思うんですが、現実としてはそういう形で、じゃあ以前もございました、7年計画の事業枠を含んで事業を進めていたんですが、国のほうから8年計画に延ばせという指示がありまして、そういう事業費の組替えをしたことはございますが、今後そういうことが多く現れてくるだろうと、そういう中であれば新規にこの事業をやりたいということ、その事業採択基準が非常に厳しくなってくるということは予測できるんじゃないかなと、こう思っております。今、名瀬市街地において、また奄美市内において、道路の廃止、中止、見直しという点については私たちは今、取り組んでおりませんが、いずれそういうこともありうるということだけはやはり肝に銘じておかないといけないんじゃないかと、こう受け止めておりますので、それぞれの個々の事業において検討させていただきたいと、こう思いますので、よろしく願います。

23番(平 敬司君) やはりなんでも安心じゃなくて、しっかりこう何かがあっても大丈夫なように基本を、基本はしっかりしながらやはり何かが起こったときにどうするかという、不測の事態というのも考えておかなければならないんじゃないかなという思いもいたします。よろしく願いますが、次に、末広・港まちづくり事業への影響はないのかということですが、同じ国土交通省の関係の事業も多く含まれております。この間の2008年6月7日のこの新聞ですが、県議会の報告の答弁というのがあります。おがみ山バイパス、末広・港土地区画整理、久里ダム、砂防ダムなどの各事業は必要性を県は考えていると、このうちの末広・港土地区画整理は、奄美市が事業主体となり、まちづくり交付金事業と組んで、安心して魅力ある中心市街地づくりに取り組んでいると。そして、奄美市によると約8割の関係者の地権者がもう賛成をしてると、これは進めなければならないという大きな前提に立っての答弁だと思いますが、この奄美市財政への影響について、2006年度は普通会計決算で見ると、財政力指数が

0.28パーセント、経常収支比率が100.1パーセント、実質公債率比率が18.6パーセントと硬直化して、厳しい財政構造にあるとして、この末広・港区画整理事業を実施すると、奄美市の負担は単年度で4億7,000万円ほど見込まれると。この財源としては、この70パーセントの交付税措置と、合併特例債を充てる、奄美市事業実施による負担は奄美市財政健全化計画の枠内で位置付けられているとしております。財政健全化計画によりますと、実質赤字比率はこの20パーセントでいろいろ出てきましたが、奄美市の場合は11.5パーセントから15パーセントだと、連結赤字比率が30パーセントの中で、16.25パーセントだけでも、1.7パーセントの黒字を出していると、実質公債率は18.6パーセント、変わりませんが、こういう状態であります。この財政健全化計画の中でも、公債対策費で29億円の枠を設けると、その中で今言うこの厳しい状況の中で、この特定財源の問題がこの事業に影響を及ぼさないのかということ懸念をしているものですから、お伺いをしたいと思います。

建設部長（平 豊和君） 御質問の末広・港土地区画整理事業は、主に道路特定財源により財源が確保されておりますことから、道路特定財源の動向によっては影響を受けることが予想されます。今後も道路財源が大幅に削減されない限り、継続して計画どおりに事業を実施し、早期に事業の効果が発揮できるよう予算措置がなされていくものと考えております。

23番（平 敬司君） この厳しい財政を強いられている、この赤字が1.7パーセントですか、この間も示されたように、国保財政がこの全体枠に大きく影響をしてくるんじゃないかなと思います。この港・末広だけの問題だからおっしゃるとおりに進むか分かりませんが、この全体枠の中でどう推移していきんだらうかということで、財政課長、どうでしょう。

財政課長（則 敏光君） この間も申し上げましたとおり、国保会計の関係で連結いたしますとかなり厳しい状況ではございます。財政計画に盛り込まれております、平成27年度までの事業の計画、これを各財源すべて振り分けまして、それぞれの交付税措置、その他、交付税の動向、税収の動向などもすべて勘案しまして、シミュレーションをした結果、さらに19、20、21、3年間の繰上償還なども加味した結果、21年度には17.4の実質公債率になるというような状況もございます。確かに、一般会計だけでも連結の時代でございますので、すべての会計で黒字にならないといけない状況でございますけれども、この事業推進に支障を来すほどの財政状況には、今のところ見込んではいないと、想定はしていないということは言えると思います。

23番（平 敬司君） 今の財政状況ではあまり影響はないと、そういう中でしっかり頑張っていたきたいと思います。この財政健全化でも公債費枠をあと3年で18パーセントから17パーセント代まで落としていくと、こういう削りながらの事業ですので、しっかりと前を見つめながら進めなければ、思うような事業には進まないだろうと、しかも昨日からやっているように、夢のあるこの商店街、奄美市のまちをつくっていく、この事業費を確保するように最大限努力をしていただきますように、心からお願いをするものであります。

次に、暫定税率廃止による影響を受けるとされたこの伊津部勝とかいろいろの線ですが、皆さんが示しました。私たちのこの奄美市も国に道路特定財源をなんとか延長してくれという意見書も出しましたので、この暫定税率による影響額というのが皆さんがこう示されました。これによりますと、1億4,500万円の税収不足、歳入不足となるということで、意見書もあげて今年度はなりましたが、この伊津部勝、名瀬勝、小湊線、こういう所は今までの答弁を聞いておりますと、全く関係なく事業が継続事業で進められておりますし、この名瀬勝と小湊間の橋梁の問題は、これは継続事業ですか、これから新しくやる事業ですか。

建設部長（平 豊和君） この事業は継続でございます。

23番（平 敬司君） 継続事業は何としてでも確保するということですので、頑張っていたきたいなと思います。特に小俣線の早期完成はですね、住民の大きな希望でありますので、それはそれとしてしっかりまた進めていかなきゃなりません、先ほど申しました新規の事業ですね、この新規の事業で箇所ですが、有良・大熊バイパスで、三儀山バイパスの早期着工が認められておりますということで私は意見書を出しました。この新規の事業に対して、この道路財源の一般財源化に移行する中で、どのような考えでおられますか。市長の悲願でありますこの有良バイパス、それから今小宿の住民からも都市計画の申し出がありますが、それらを踏まえてどうお考えなのかをお願いしたいと思います。

市長（平田隆義君） 有良・大熊のバイパス建設については、大変厳しい状況になったと理解せざるを得ないと思います。それから三儀山ルートにつきましては、取付事業の内容が道路事業と街路事業と分けて我々は構想を練ったわけですが、そういうことなども含んで、まだ明確ではございませんが、10年間、県としてはですね、10年間事業着手を遅らせたいという意向でありましたが、これも新規事業という対応を取らざるを得ないんじゃないかと、まだ58号線との絡みが全くなしとは、向こうは国道、こっちは県道じゃないかということもございしますが、そこらへんの整合性ということもまだはつきりしませんので、簡単ではないとは言えると思います。ただ、小宿の土地計画についても、13メートル道路を街路事業として、中に1本予定しておりましたが、この事業が街路事業としてやるべきなのか、県道のバイパスとしてやるべきなのかということも、残ってはおりますが、小宿の都市計画事業、これについてはできるだけ早めに取り組みたいというのが、私たちの思いではあります、予算確保という点からすると、やはり厳しいものがありはしないかという思いはしております。これは総枠、街路事業都市計画整備事業の中で、どれだけ今、さっき分捕り合戦という話をしましたが、確保できるのかということが皆目検討がつかなくなってきたということになるんじゃないかと、こう思っております。要望も強く出ておりますので、引き続いて努力はしていきたいと、こう思っております。

23番（平 敬司君） この小宿の都計についてはね、10年間凍結、凍結ですかね、先延ばしですかね、その経緯がありますので、地域住民が何回も造りましょう、造りましょうと言いながらだんだん伸びてきた問題ですので、今回はもう100パーセント近い賛成者のようですので、頑張っていたきたいなと思います。

こればかりやっていると次々時間がなくなっていくんですが、先のほうの補助率と書いてありますが、この事業費削減された場合の最悪の場合を想定しているかということなんですけれども、毎年毎年この公共工事費がカットされてきているという、この事業の流れの中で考えてよろしいのか、本当に最悪、今までの事業費が削減されるということはないのか、あるいは補助率だって今、60とか70とかいろいろありますけれども、その部分まで踏み込む時代にならないかなというこの思いをしながらですが、どうでしょう。最悪の状態を考えて。

建設部長（平 豊和君） 道路特定財源の一般財源化に伴い、最悪のケースとして仮に事業費が大幅に削減された場合は、実施計画どおり事業が実施できなくなり、現在実施中の事業につきましても事業の施行機関を延伸したり、道路延長を短くするなどの対応を迫られ、21年度以降の道路整備計画、並びに本市のまちづくりに関する事業の実施計画を根本的に見直さざるを得ない状況となり、全体予算にも大きな影響が生じることなどが予想されるところであります。

23番（平 敬司君） その予想しながら事業を進めていきたい、本当に住民が必要とする道路であればですね、例え国からの補助とかいろいろなくても、借金をしてでも造ってあげるぐらいの意気込みで、これからは無駄なものは徹底して省いていく、必要なものは道路は借金をしてでもいいから造ってあげ

る、そして市民と役所が一体となったね、事業の推進をお願いしたいと思います。

次はですね、この奄振への影響はあるかということなんですが、今までのずうっと総括、話を聞いているとあんまり影響はないようでありまして、今年度の一般会計の予算の中の道路予算、すべて、すべてと言ってもいいほどの奄美振興開発事業の中に組み込まれている。小俣線もそうですし、山間もそうですか。そういう中でこの、これから今まで道路、道路と言ってきたものが急に今度は一般財源化になりましたよということになって、こういう話が奄振への影響は本当に考えられないのかどうか、何回も議論をしてきました。交付金化の問題も含めてこれらの今度の一連の特定財源について、この奄振への影響は全くないと考えられますか、それとも影響があるのかどうかということですが。

建設部長（平 豊和君） 道路特定財源の一般財源化後の影響につきましては、今後財源の配分などを見極めないといどの程度の影響があるか、現時点においては推測できない状況にあります。仮に道路財源及び道路事業費が大幅に削減された場合は、奄振事業である国道58号おがみ山バイパスや、県道佐仁赤木名線、同じく県道佐仁万屋赤木名線、あるいは県道名瀬瀬戸内線などの幹線道路から、日々の暮らしに必要な生活道路、これは市道でございます。農業振興に必要な農道の整備にいたるまで、その整備が大幅に遅れ、地域住民が要望している道路の早期実現が極めて困難となることなどが予想されます。このようなことから、計画的な道路整備が推進できないため、農林水産物の安定供給や市場の拡大、新たな産業の振興や誘致、恵まれた奄美の自然を生かした観光産業の振興が図れないことなど、道路整備事業だけでなく、関連する奄振事業への影響も少なくないものと考えております。従いまして、奄振法の延長要求とともに、奄美の道路整備の必要性、並びに奄美群島の振興にとって必要となる道路財源の確保に向けて、今後とも強く要望していくことが非常に重要であると認識をしております。

市長（平田隆義君） 奄振予算の8年度予算の概算要求の時に、奄美から出てきた道路予算というか、公共事業予算が大変低かったわけなんです。理由を聞くとやはり裏負担が厳しい状況になっているということがありました。そういった点で、それならということで、県にお願いして県と国直轄の事業で予算を確保してもらおうということで、公共事業予算4.5パーセントカットのぎりぎりの、95パーセントのところに近い数字まで予算を上げてもらって獲得したわけですが、じゃあ20年度の概算要求でどういう数字が出てくるか、ちょっと分かりませんが、分かりませんが広域事務組合の担当者のほうで奄振予算についての要望を聞き取り、各町村聞き取りしましたら陸上交通の整備というのがほとんどの自治体で上位にまだランクされている、残された課題として残っているという状況が出てまいりました。このことは、これからの大きな課題であるところだと思っております。従いまして、道路予算というのは、本当にしっかり受け止めていかなきゃなりません、国のほうでどういう配分、いわゆる環境対策にまわす予算とかという形で、道路予算、今までの道路予算を減らしてこっちへまわすという形をとるのかどうかはまだ分かりませんが、厳しい状況になったのかなという感じはしております。

23番（平 敬司君） この奄振も55年、今度延長されますと次は還暦を迎えるという、円熟した年になってきます。本当にこの道路を生かして、これからの産業興しに必要な道路は必要としてしっかりと、自立という言葉もいつも使ってますけども、その道路を使った産業をどう興していくかということにこれからの問題が提起されると思っております。ソフト事業がまだまだ少ないようでありまして、そのへんのところにこれからの力を生きて尽くしていただきたいと思っております。

最後に、この5月20日の日本経済新聞ですけども、道路財源の争奪、火蓋を切るということで載っております。この道路予算の一般財源化を当て込んだ、予算増への各省庁の、さっき言った失礼ですが、分捕り合戦がもう始まっていますよと、08年度の骨太の方針の中にそれぞれが組み入れていこうという、大きな主役の中で今、この道路財源というのが動いておりますので、しっかりとこの奄振への大きな影響を持つ予算ですので、しっかりと確保できるような体制で臨んでいただきたいと思っております。

道路を終わりにして、これも全部、今度は新聞を読んだの質問になっております。これは市民からの

提言ですので、真しに受け止めていただきたいなと思います。

赤崎公園の魅力について、この方は、作田先生ですけども、非常にこの赤崎公園はすばらしいけども、この赤崎公園の持つ特性をこう知らない人が沢山いるので、そのPRに努めてほしいということなんです。多く言うならば、多く利用する人を集めて、しっかりとその公園の持つ魅力を示してほしいということなんですけども、いかがお考えでしょうか。

建設部長（平 豊和君） 赤崎公園は総合公園として、昭和62年3月に設置された公園であります。園地面積は33ヘクタールで、そのうち供用部分が7.6ヘクタールとなっております。施設としては管理棟1棟、駐車場が2か所、家族向けの遊具施設や展望台などが整備されております。また公園は眼下に、朝仁、赤崎、摺古崎の海岸線や東シナ海が望める絶好のロケーションを有するとともに、豊かな自然林に恵まれた自然公園でもあり、家族の憩いの場や自然散策、若者の出会いの場として市民に親しまれております。しかしながら近年、近隣町村にも類似の施設が整備されてきたことに伴う利用者の分散等によって、一番利用者が多かったころに比べて、利用者数が減少傾向にあることは否めません。またこのことは市民の認知度が低下していることも一因と考えられます。市民の皆様によく公園を理解していただき、利用を促しているために、案内板などの再点検を行うと同時に、奄美市だより等を活用してPRに努めてまいりたいと考えております。

23番（平 敬司君） こういうすばらしい公園でありますので、この公園を総合公園として生かす工夫をなささいという提言もしてるんですね。その中では、少年自然の家やスポーツ合宿などとの連携を強めて、この公園を利用する、活用させる、あるいはこの住用、サン奄美だけ書いてありますけれども、笠利にもありますし、この名瀬のゆていもれもありますけれども、そういう市民有志による活性化グループが生まれて、管理棟の1室を借りて土曜日曜を利用した郷土の農産物や、飲み物の販売というような、人が集まればこういうこともできるんじゃないでしょうかという提言をいたしております。こういうことが本当にできるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

建設部長（平 豊和君） 公園内には豊かな自然林やため池があり、また高台になっておりますので、自然観察や天体観測に適しております。また園内路は適度に起伏がありますことから、ウォーキングなどの体力づくりにも利用できます。これらの利点を生かし、動植物や天体などの自然観察会や、健康づくりイベント等に役立つよう、園内路に案内標の設置や樹木名札など取付け、生息している動植物の紹介板などの設置を検討したいと考えております。

23番（平 敬司君） この赤崎公園一帯は本当に自然のすばらしいところですので、それに学習の場、少年自然の家と、この大きな学習の場がありますので、その辺一帯を含めて今のようにお願いをしたい。次にですね、この展望台ということですが、海側の雑木を、眺望をよくするために1.5メートルくらいに切ったらどうかという提言もなされております。このおがみ山から見る名瀬の市街地、赤崎公園側から見る名瀬の市街地、趣が全然違ったすばらしいものであると思っております。私も東京のお客さんが是非とも、おがみ山からじゃなくて、赤崎公園側から写真を撮りたいということで案内をしましたが、どこを探してもこの名瀬の市街地を見ることができませんでした。ということで、一昔、その前は赤崎公園に行くところの市街地が眼下に広がってきれいに見えていたんですね。それが今、全く雑木だけで見えてきません。そこでこの展望台の所は見えるんです、確かに遠くは。しかしこの市街地のほうになりますと、見える所は全くありませんので、自然の家に行く子どもたち、あるいはそこを利用する人たちがいつでも市街地を見ることができるよう、こういう施策をお願いしたい。1か所でも2か所でもですね、目の高さから下のほうに伐採をして、市街地が見えるように、山羊島を含む佐大熊からずっとこの眺望が本当にすばらしいものですから、どうしてもその方向で進んでいきたいと思いますが。

建設部長（平 豊和君） 議員御提案のとおり、その見晴らしをよくするためにせん定等を施したいというふうに思っております。

23番（平 敬司君） 鹿児島市もですね、この景観を、この桜島を中心にですね、建物とかいろいろ規制をしてしっかりした景観を造るようでありますので、奄美市も負けられないようお願いをしたいと、そういうすばらしいこの公園を、市単独でやるというのは非常にこの管理も大変だろうということで、この方は市民との協働という共働きでこの公園の維持を、すばらしいものにしていったらどうかという提言をいたしております。どう受け止めてますか。

市長（平田隆義君） 赤崎公園につきましては、私も機会がございまして、先月ちょっと足を運んできました。遊具等の整備状況も見たいなという思いもございましたんですが、ついでに沖防波堤の状況を見るのに最適な場所なもんですから、数回足を運んでいるところですが、ここ数年ですっかり状況が変わって、見下ろせる場所を探すのに苦労したということでありまして、その時気付いたことが駐車場があって、駐車場に入っていくちょっと過ぎたところ辺りで、市街地を望むような、そういう場所の確保というのは、大変有意義なものではないのかなと、こう思っております。開発公社の事業の成果というか、まちの発展が一番よく見えるところじゃないのかなと、輪内の関係も見えますし、小宿・知名瀬のほうも目に入るということで、すばらしい位置付けができるんじゃないかなということを思っていたところでした。

今回質問がありまして、展望台ということでしたので、現在ある展望台に対して答弁がなされていたんですが、伐採ということではなくて枝打ちでもやることによって、展望が開けるんじゃないかということだけは指示をしてきたところですよ。おがみ山に道路を取り付けるってわけにはいきませんので、車で奄美市の全体を見る、眺望できる場所はもう赤崎しかないなと、こう思っておりますので、今後の課題としますし、またこのことを宣伝して市民にも愛される場所にさせていくという努力をすべきだろうと、こう思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

23番（平 敬司君） よろしくお願ひしたいと思います。大熊の峠にもありますようにですね、あそこから見風景が非常にこうすばらしいんです。そういう一つ一つをしっかりと整えていって市民が心あられる場所をこう造っていただきたいなと思います。

だんだん時間がなくなってまいりましたが、いよいよ市民といひますか、議場の皆さんも非常に関心の高い高い、このメタボリックシンドロームということをちょっと伺ひをしたいと思います。もうここには85、90、これでいいのかということですけども、小代先生がこの間このメタボリックのことで新聞に出しております。我が国の危機意識喪失というか、書き出しが非常に難しいんですが、平和ボケの状態からか、このグルメブームに飽食の結果、子どもまで肥満体になっていると、ただ40代からこれが悪いんじゃないかと、すべてのこの子どもから大人に至るまで、すべての人を対象にしてこれをすべきじゃないのかと、ただ身長、体重何も関係もなく、女性が90、男性が85と、こういう位置付けじゃなくて、すべての人を対象にしてこれから望むべきではないかということですが、簡単にお願ひしますね。

市民福祉部長（福山 治君） この腹回りの85から90、これでいいのかということですが、議員が御指摘のとおり、身長も全く勘案されないということにつきましては、私もちょっと違和感を感じますが、ただこれを厚生労働省がこの基準を作ったそのいきさつとしましては、CTスキャンとかそういうもので内蔵脂肪を測定した場合に、内臓の脂肪面積が100平方メートルがメタボリックシンドロームということで診断され、これに相当する腹囲が、およそ男性で85センチ、女性で90センチという形で判断されているということでございます。男性の場合は内臓脂肪が多く、女性の場合は皮下脂

脂肪が多く付きやすいために、男女間での腹囲の差が生じているということでございます。それで、こういう健診を行うわけですが、特定健診はその他の検査項目、例えば血液検査による資質検査、それから血統検査、肝機能検査や検尿検査なども加味されて、階層的に判断されるということで御理解をいただきたいと思えます。

23番(平 敬司君) 85, 90はいいとして、これらの健診をして、これ指導をしていくこの保健師の数は果たしてこの奄美市、足りるだろうかという心配はありますが、保健師の数は足りませんか。

市民福祉部長(福山 治君) 平成20年度から始まるこの特定健診にかかる保健師の役割はこれまでの基本健診での関わりに加えて、新たに特定健診で階層化された健診結果による情報提供、それから動機付け支援、積極的支援などの保健指導が加わります。これは健診結果により階層化された方に対し、健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取組を継続的に行うことができるように、様々な働きかけやアドバイスを行うものでございます。特に積極的支援については、個別支援やグループ支援により3か月以上、複数回に渡って継続的に支援が求められます。このため、これまでの基本健診とは異なり、保健師及び管理栄養士にかかわる役割が今後多くなることが予想されます。それを受けまして、平成20年度に保健師1名、管理栄養士1名の増員を図ったところでございます。また今年度から実施される新事業の円滑な運営のために、諸準備作業等でも職員の仕事量が増えてきておりますが、支所を含めて他の課との連携を図りながら、事業に支障を来さないよう努力してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

23番(平 敬司君) これだけのですね、健診をしていくとここにいる方はほとんど対象だろうと思うんですが、そういう方々を指導していくのにね、今の保健師体制で絶対足りないと思うんですね。これをどう整えていくかということ、国だって4,300人ぐらいの分の予算は国はしたといいますけれども、それじゃなかなか手がまわらないと国も認めているわけですから、しっかりとした体制を進めていただきたいなと思えます。

それにかかわる、この皆さんがこの健診をしましたよと、65パーセントですか達成率、こういうのができなかった場合にはこの違約金というの、ペナルティというの、ペナルティを10パーセント取ると、こういうことになっていって皆さんの指導体制がやれやれやれということになって、やせない人はこの薬に頼るといことはないのかと、今はもうテレビを見れば朝から晩までやせる薬、やせる薬、脂肪を取る薬、器具とかそういうのばかりが出てるんですが、これが行き過ぎると安易に投薬に走ることはないかという心配をしてるんですが、ない。

市民福祉部長(福山 治君) おっしゃられるとおり、平成20年度から医療保険者において、特定健診、保健指導が実施されます。この健診は目標としまして、生活習慣病の予防について、受診率、保健指導率、メタボ該当者・予備軍の減少率を数値目標として実施するものでございます。保険者の努力目標を定めたもので、被保険者各人の健康に対する注意を喚起し、健診等を受けることにより、疾病の予防と医療費の抑制が図られるものでございますので、被保険者の方に対し、強制をするものではないと考えております。

保健指導を受ける中で、薬、サプリメント類に頼ることがないかとお尋ねですが、御存知のとおり、メタボリック症候群は運動習慣がない食生活の乱れなど、不規則な生活習慣の積み重ねにより肥満が引き起こされ、それを放置しておく生活習慣病の重症化を招き、ひいては医療費の増大に繋がる恐れがあることから、当市におきましても保健指導の場において、その概念に基づき、まずは被保険者の方の運動習慣食生活習慣の見直しを支援するものであります。薬類の服用につきましては、あくまでも本人の意思によるものでございますので、使用される分については構いませんが、当市としては保健指導の中で徹底して生活習慣の改善を促し、疾病の予防に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を

お願いしたいと思います。

23番(平 敬司君) 行き過ぎのない指導というのかね、このペナルティを受けないためにどうすればいいかと考えると、あんたなんか早くやせなさいよとか、しなさいよというのが出てこないかという心配があるんですよ。それで健康管理というのは、もともと本人個人のものであるので、政府の関与や市の関与というのはね、本当はあってはいけないとは思っています。指導はするけども、罰則を規定するというほどのことまでやらなければならないものかと、私は思うんですが、このために検査率ですよ、80パーセント以上の国民に検査をして、現在大島では男性が24.4パーセント、女性が34.6パーセントしか受けていないこの健診の中で、果たして65パーセントの健診、そして40パーセント、皆さんがよくなりましたよというのが達成できなければ10パーセントのペナルティというんですが、今の後期高齢者医療、ここに係る問題とと思っているんですが、これが達成できなかった場合の大体の予測のペナルティはどれぐらいかかると思っていますか。

市民福祉部長(福山 治君) 達成ができなかった場合に、仮に10パーセントの加算がなされたとした場合に、今老人保健の拠出金で約10億円あまりの拠出金を支出しています。ですから、それをそのまま後期高齢者の支援金に置き換えていきますと、約1億円近くプラスマイナスの減算と加算があるということが予想されます。

23番(平 敬司君) そういうペナルティがないように、無理な押し付けをしないようにね、自分自身の身体は自身で守るとか、各集落に書いてあるとおり、自分の健康は自分で守るようにということを教えていただければと思います。

ふるさと納税については、昨日一生懸命頑張っておりましたが、この6対4という割合は不公平ではないかなという思いもするんですが、親は子どもが苦しいときには自分は抜いてでも食べらさんばいかなのに、なんで県が4で、6でただ事業費の問題だろうとは思っただけでも、そういうことが行われたということは、非常に残念であります。しかも、またこれからは新しい自然遺産の条例も出てきますので、お金が集まるかどうか心配していますが、ただ、6対4はさっき言った地方税の割り、これだけでいいですね。あと4分しかない、次が残っておりますので、ふるさと納税については昨日の泉議員の質問でよしとしたいと思っております。

次に移りたいと思います。このクロウサギをですね、飼育して、何としてでも一般の市民の人に見てもらって、このクロウザキを守らねばいかんという、この市民の声を上げるためにもどうしても市民の目を触れさせてあげたいとは思っております。これは前にも取り上げたことなんですけども、アマミノクロウサギとメキシコのナキウサギ、大体似たような形をしているそうですが、黒いか茶色が、アフリカのも同じような種類だそうなんですけども、奄美大島に生息していると言いながら、世界自然遺産必ず出てくるこのクロウザキを市民がじかに目に触れたという人たちがあまりにも少ないんじゃないかなという思いがいたします。そして、新聞で出てきている滅失届けが急増していると、猫に食われる、犬に食われる、そして車にひかれる、こういう状況を国に徹底をして今の状況で私たちはこれは維持保存するのはできませんので、何とかこの保存して繁殖させるようにしたいという強い思いを国に訴えて、市民の目に触れさせるような飼育小屋、そして増殖所、これを造ることに意欲を燃やしていただけないでしょうか。

市民福祉部長(福山 治君) 世界自然遺産登録を目指す本市において、議員御指摘の施設が住民への啓発や、アマミノクロウサギの保護増殖を図るうえで大変有効な施設になるものと理解はしております。しかしながら、アマミノクロウサギを展示・増殖を行うためには、文化財保護法及び種の保存法に基づき、国の許可が必要となっており、許可を得るためには適正な使用施設の整備、飼養管理体制やクロウサギの生態系等に関する専門的知識を有する人材の確保などが必要になるものと考えられます。本市が

施設を整備し、管理運営していくとなりますと、専門的知識を有する人材確保の面や財政面なども考慮し、継続的に運営可能かどうか、十分に検討して判断しなければならないものと考えております。また、アマミノクロウサギの保護、増殖につきましては、国のアマミノクロウサギの保護増殖事業の計画の中で、飼育下における繁殖のための技術確立すると定めておりますので、国や県において整備ができないものか、また大和村にあります野生生物保護センターへの併設の要望等を含めて、今後検討していきたいと考えております。

23番(平 敬司君) そういうくださったことはいいんですよ。とにかくやろうという意欲を示していかなければ、文化財だから国の天然記念物だからといってね、引っ込むわけにはいかんですよ。ありの一穴といって、ほんのどっかに穴を開かせばいく問題ですのでは、是非とも命がけで取り組んでいただきたいなと思っております。

残念ながら、私が是非とも皆さんに訴えたかったこのセンダンのこととサングサの話が途絶えてきましたが、こういう薬を使わずに自然のもので害虫を駆除できるということ、家の中におけばゴキブリが寄りつかなくなったり、ナメクジがいなくなったりというこのセンダンの効用、そういうものもしっかりと、心に留めていただきたいなと思っております、このことはじゃあ12月にお願いをすることとして、今日は終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長(伊東隆吉君) 以上で、奄美興政会 平 敬司君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。(午前10時30分)

議長(伊東隆吉君) それでは再開いたします。(午前10時45分)
引き続き一般質問を行います。
次に、日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

15番(三島 照君) こんにちは。日本共産党の三島 照です。

この間、世界各地で多くの災害が発生しています。ミャンマーでのサイクロン、そして中国での大地震、そして私たちこの奄美でも小俣町でのがけ崩れなど、本当に心の痛む思いもしております。お見舞いを、厚くお見舞い申し上げます。

昨今のこうした大地震など、本当に災害はよそ事とは思えない、この地球温暖化の下では、いつ奄美でも発生するか、分からない状態が起きてます。私は、小俣のがけ崩れが起きる前、あの日は5時30分に起きて長靴はいて、ずっと平田から小俣、久里、そして御殿浜公園まで歩いてずっと見て回りました。小俣でのこれは発生する寸前には、港町公園のほうでは約、堤防の上から20センチぐらいのところまで水が上がってきているという状況が起きています。そういう点では、こういう問題がいつ発生するか分からない、いまこそ私たちは政治にかかわる一人ひとりとして十分な気配りや心くばりが必要ではないかと思っております。

そういう中で、先日私は古い新聞やらを片付けていますと、今年の2月に開かれた衆議院財務委員会の会議の中で福田首相は、税制関連法案の提案理由を既存の経済や財政状況を踏まえて、持続的な経済社会の活性化を実現するためと言って説明をして提案をされてます。また日本経済の課題としては、日本経済の現状を見ると、賃金が上がらず、消費に弱さがあると述べながら、経済白書では景気の持続が維持される条件として、家計所得の増加を挙げています。そういう時に持続的な経済活性化を図るといいながら、来年以降、消費税の大増税などの議論が始まっているところでもあります。暮らしの活性化こそ、最大のテーマではないでしょうか。ところが今の自民党政治は、国民の目線からかけ離れたところで、政治がやられている。年金の問題やガソリン税の暫定税率の問題、そして後期高齢者医療制度の問題、また外交から国内の政治、そのうえこの間報道されてます公務員の規律の問題など、何一つとって

も政治性も指導性も感じられない、今、国民全体がそういう思いではないでしょうか。

それでは、通告に基づいて質問に入ります。

先日退職された朝山前副市長は、合併して3年、やっと3市町村の一体化が図られ、事務的整理が進んだという退職時のあいさつで語られました。今本当に図られているのか、何点かについてお聞きいたします。

まず、1点目は、この間、同僚議員からの質問もたくさん出ました水道事業や下水道事業などを含めた、公共事業の入札はどうなっているのか。今、先日からも言われましたように、旧笠利町では旧笠利町、旧住用町だけは本所に統一されている。こういった入札制度の在り方、いつまでに一元化するつもりでいるのか、今どういう検討がなされているのか、質問いたします。

あと、発言席へ戻ります。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

企画部長（塩崎博成君） それでは公共事業の入札の在り方について、お答えをさせていただきます。

まず初めに、合併移行調整内容についてでございますけれども、入札事務、契約事務、入札指名審査会等の要綱・要領がございました。入札事務につきましては、3市町村に差異がないことから、現行どおりということでございます。契約事務につきましては、名瀬市契約規則の例を準用することとなっております。また、入札指名審査会等の要綱・要領等については、合併後、新市発足の平成18年3月20日に定めております。

次に、入札の在り方についてであります。奄美市建設工事入札者指名につきましては、本庁で実施する指名推薦委員会に一本化し、事務の効率化に努めております。入札執行につきましては、合併調整において、原則現行どおりとなっておりますのが、一定額以上につきましては、本庁において執行を行い、それ以下は各支所の権限として執行をいたしております。入札参加資格の格付けにつきましては、平成18年度は、旧3市町村の格付けを引継ぎ執行してはりましたが、平成19年度より入札参加資格の格付け統一化を図り、一部旧町村の格付けも調整事項として引継ぎ、一元化により実施をしているという状況でございます。

15番（三島 照君） 昨日からたくさん同僚議員が質問されてますから、深くやるつもりはありませんけど、結局昨日の答弁では5,000万円以下は笠利は笠利支所というお話を答弁をされてました。しかしですね、指名競争入札についての問題もあると思いますけど、そういったものについて、本当に公正で明朗な入札がされているのか。この制度を一元化するのに、なぜ3年もかかっているのかとそんなもん。私から見れば統一すれば、別に笠利・住用、一つの基準で持っていけるはずですよ。今日はたくさんは言いません。あのですね、一つこの奄美市の甲種業種の落札率で言えば、全体落札率工事ですね、95.9パーセントですよ。これは一時、私がずっと取り上げてきたときは大体96.4パーセントぐらいは、いつも答弁されてました。そういう点では、下がってきているのは分かります。しかしですね、ある笠利支所やらのある課での落札率でいけば、97.6パーセントが平均落札率ですよ。こういう差を残して、この実態を知っているのか、なぜ今までその統一のためにどういう議論がされたのか、答弁してください。

企画部長（塩崎博成君） 合併調整の中におきましては、ゆるやかな形の統一という形で当分の間は旧市町村での取り決められた部分を継続いたしますよという形の中での調整がなされております。それはその中で、先ほども申し上げましたように、ランク付け等については平成19年度で一元化したということでございますので、これからゆるやかな形でそのへんのことも含めてですね、統一化に向けて検討をしていく必要があるものと考えております。

15番(三島 照君) 私はこの間の同僚議員の初日からの答弁を聞いててですね、私は議員になってすぐ、3年4年前から入札問題は取り上げてきました。昨日の答弁を聞いて分かりますように、検討する、最初から検討する、3年間何も検討してないのが昨日はっきりしたわけ。皆さんは答弁はいりません。この議会での質問や答弁は、この時間が終わればそれでええと思っているんですよ。だから、この前も言いましたように、議会軽視なんですよ。その場、答弁して終わればあとはええわと、次また1年たてばまた誰かやるやろ、その時にまた答弁したらええや、その発想がいまだに残っている。だから、この前初日の日に奈良議員も言われましたように、今年度中に、検討の結果を出せるようにしてください。それは申し入れだけしておきます。

次にですね、もう一点は、家庭ごみの委託業務の在り方です。これがどのようにこの間検討されているのかということです。本市では、一般廃棄物許可業者は、約45業者、そのうち12業者だけが、本来の奄美市、笠利・住用・旧名瀬の業者だけが、委託業者として何年間か保障され、5年ですか、4年ですか、保障されているということですよ。しかし、なぜこういう状況が起ききているのか。いつまでこういう状況を、いつまでこういう状態でいこうとしているのか。またその委託業者の定年制も住用・笠利・旧名瀬とそれぞれ違う状況がいまだに放置されている。旧名瀬は65歳、笠利は70歳、住用は分かりません。こんなもんやろうと思えば1日でできるやんか、1日で言うたらおこるかしらんけど。なぜそうなっているのか、いつまでにどうしたのか、検討した経過も含めて御報告ください。

市民福祉部長(福山 治君) 確におっしゃられるとおり、その定年制の適用につきましても、それぞれ笠利と名瀬で違います。その件につきましては、合併後、この調整項目、委託料の適正化を含めてでございますが、積算根拠にばらつきもあるために、平成21年度から積算根拠の統一を行う予定としております。ただ、委託の契約の在り方につきましては、名瀬が定年制を70歳という形で引いておりますので、その件につきましては、この70歳に達するものから順次、その対応をまた考えていきたいと考えております。今現在、検討しておりますことは、来年度に4業者が一応定年を含めて補充が必要となっております。その場合に、確実に業務を遂行できることと、将来の社会情勢に柔軟に対応できる収集体制をも見据えて、在り方を現在検討をしているというところですので、御理解をいただきたいと思っております。

15番(三島 照君) 今、部長言われました来年以降4業者が定年になる。その後どのようにしてその4業者の補充を考えているのか、例えば競争入札にするのか、指名入札にするのか、指名入札にするとしたら、その指名条件、どういうことで判断しようとしているのかですね、ここだけ、もうちょっと聞かせてください。

市民福祉部長(福山 治君) その在り方と申し上げましたのは、今、委託をそのまま継続すべきか、それから直営で当分の間を賄うのか、それをも含めて検討するというところでございますので御理解いただきたいと思っております。

15番(三島 照君) 私は、今の入札の問題もありますけど、指名入札、競争入札、別に安ければええとは思ってません。企業が経営可能な、やっぱり落札条件もあると思えますけど、だからそういうすべての条件を含めて条件付きの一般競争入札という方法かってあるし、何回も言い続けているのにいまだに検討もされてない、本当にほったらかしにされている、この状況というのはやっぱり次回は改めてほしいというふうには思います。

じゃあ次にいきます。紬やら含めたですね、生産用具の保存についてです。私は今、こういう伝統工芸含めた紬などの生産用具のすべてをですね、保存する必要があるというふうには思ってます。これは2月28日の衆議院の予算委員会で、我が党の穀田恵二衆議院議員がですね、伝統工芸の生産用具及び原材料の枯渇問題を取り上げて質問されました。これに対して、経済産業省の大臣がですね、不可欠な用

具だということで、言われています。そういうところで、今、奄美では本当に紬を織る技術は残っても、これを作る人がいない。枯渇している、材料もなくなってきている、いうことについてですね、私はこの問題は、今ならまだ間に合います。しかし、なくなってからでは間に合いません。これをきっちりと、すべての用具を集めて、収集して、そして今、生産している生産過程からですね、今いろんな発展した映像技術がありますから、映像で収集すべきだと思うんですけど、そのことをどう思っていますか。

産業振興部長（赤近善治君） 御承知のとおり、本場奄美大島紬を取り巻く環境が、昭和47年の28万4,278反を頂点としまして、年々減少しております。平成19年は1万8,162反と、ピーク時の約6.4パーセントまで落ち込み、生産額も15億円を割り込むなど、厳しい状況にあります。しかしながら、いまなお、名実ともに我が国を代表する高級絹織物として、高い評価と信頼を得ているところでございます。

このような状況の中で、大島紬を生産するのに必要な用具、たくさんありますけれども、ひじきや竹おさを作れる職人さん不足が深刻化しまして、将来において、現在使用している生産用具が不足していくものと思われまます。重要な大島紬を生産するための用具を消滅させないための検討が、今後の課題となっていくものと考えております。幸いにしまして、平成19年11月29日に本場奄美大島紬協同組合と西陣織工業組合、両方で道具類の技術継承で協力体制を協議し、また翌年1月21日には、本場奄美大島紬協同組合理事長と本場大島紬織物共同組合理事長の連盟で、鹿児島県大島紬技術指導センター館長へ、手織り枯渇化部品工具のデータベース化についての要望書を提出しております。内容は各製品の製造並びに三島議員の御指摘のとおり、製作過程のデータベース化を作り、状況の変化に対応して残していくための強力の以来というふうになっております。また、これも三島議員からも説明がありましたが、国会の予算委員会において、生産用具・原材料枯渇問題を取り上げ、技術伝承の取組支援、道具の製造過程の映像保存等の緊急対策提案がなされております。本市としましても、今後大島紬の生産用具の収集及び保存を業界と十分な連携を図りながら、行政として可能な限り支援してまいりたいというふうに考えております。

それから、一つコメント申し上げますが、現在、奄美博物館におきましては、全行程の用具を保存しております。ただし、その保存の状況等を再度確認しながら、また収集追加をしてまいりたいというふうに考えております。今後とも業界とも十分に協議してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

15番（三島 照君） あのですね、私は今、使い捨てのカメラですから全然ですけど、糸繰り機、機織の機械、こういう細かい材料、そして筥（おさ）、それで枠、この杼（ひ）、いろいろとりあえずはこの間あちこちまわって写真撮らせてもらってきました。しかしですね、この奄美においても、こうした必要不可欠な道具を作れる職人が、たとえば竹おさだったら一人しかいない。この一人しかいない方も材料がないんです、材料が。だから今まで使っていた古い、廃業する方や、機織をやめた人たちの筥（おさ）を集めて、それで修理をしているだけなんです。

それでもう一つは、市長が一番分かっている方ですけど、こういうこの杼（ひ）ですね、シャトル、機械織りはシャトル言いますが、手織りのこの杼（ひ）、作る場所は福井で1件だけあったんですけど、これも倒産したんです。製造やめたんです。それで今、機織の機械がありますけど、年に1台か2台しか作ってない。注文されてからしか、それから材料を集めているんです。そうならないければ、もうこの人も商売としてはできないから、注文が来た時だけやる。

もう一つは、糸そうこう、糸そうこうもこれを使っているところは、今、全国で恐らく奄美だけです。ですから、糸そうこうの材料になるそうこうもありません。この機織のね、こういったものの製造過程やらを、きっちりと映像で撮っておくことが必要ですし、今、さっき部長言われましたように、今、全国の織物産地でそういうことをやろうとって、今とりあえず西陣中心に呼びかけているところなんです。それで、国会では、甘利経済産業大臣は非常に重要なことを、だから地域のそれぞれの産地の業界

などと一緒にあって、振興計画ができれば、それに基づいてなんらかの方法をとりたいと言うて来てるんです。

それです市長、先ほど部長も言われましたように、大島袖協同組合として、手織りの枯渇化部品工具のデータベース化についてということで、県に要請してるんです。これは、市長の政治生命にかけて、そんなたいそうなもんじゃないですけど、早急に具体化してほしいんです。袖の関係者としてひと言、市長。

市長（平田隆義君） 要望書を出したその後の経過がつかめておりませんが、調べて対応をしていきたいと思えます。

15番（三島 照君） よろしくお願ひします。

それではですね、次に、児童の虐待の問題です。前回の一般質問において、教育長は本市の不登校児童が100人を超えてきて増加傾向にあるということと言われました。今日の児童・生徒の問題行動は、私は単に子どもの問題ではなく、今の日本政治経済の中で、貧富の差が広がり、正に格差社会の中で抜け出そうと頑張っても抜け出せない、そういう家庭が増えているのが現実ではないかと思っています。ここに、その手を差し伸べて、気配り、目配りが必要なときではないかと思っています。そこで今、本市での児童虐待の問題で報告されている件数や、どういう対応をされているか、質問いたします。

福祉事務所長（大井進良君） 子どもの虐待の問題については、家庭の問題でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

奄美市の虐待の実態でございますが、平成19年度の実績としまして、通報相談等で21件ございました。実際に自宅へ訪問をしまして、確認をして調査をした結果でございますが、いわゆる児童虐待として、児童相談所への通報を必要とするという事案は1件もございませんでした。この21件につきましては、いずれも虐待の事実が直接確認できなかったものでございますけれども、中には、育児放棄、いわゆるネグレクトに該当するものではないかと疑われるものが数件含まれておりまして、長期に渡ってのケアが必要と思われるケースでございますので、現在も引き続き担当係及び家庭児童相談員等において、面談指導等を行っているところでございます。

15番（三島 照君） 私は虐待というのは、単に家庭内暴力とかね、そういうもんだけじゃなくて、子育ての放棄も含めて考えられる問題と思っています。そういう中で、2月ごろから相談があって、正に母親が子育て放棄された中で、今二人を白百合寮に預かってもらっている子どももいます。そういう点では、単に家庭の問題という問題だけじゃなくて、私は学校も含めて一緒にあって、この前の答弁では教育長は不登校のほとんどは退学やと、怠けてんのやという答弁をされましたけど、そういう単純に切り捨てるんじゃないで、もっともったこうい時代だからこそ、目配り、気配りが必要だと思っています。そこでですね、今、鹿児島県では、18市あって、そのうちの16市ですね、要保護児童対策地域協議会が設置されています。奄美だけ、奄美と出水市だけが設置されてません。なぜこういう状況になっているのか。いつこういう設置して、行き届いた対応をするための体制をつくらうとしているのか、お聞かせください。

福祉事務所長（大井進良君） 要保護児童対策地域協議会の設置でございますが、この協議会につきましては、平成16年に改正されました児童福祉法におきまして、内容でございますが、地方公共団体は、単独でまたは共同して要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に係る職務に従事するもの、その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くことができるというふうになっております。奄美市におきましても、平成18年度から、設置に向けて情報収集、それから事前準備を進めておりましたが、平成19年度までは担当係の青少年支援係、これは福祉政策

化の中にありますが、この系の体制上の問題やるとか、現場での対応が非常に多くて協議会設置に至らなかったというのが実情でございます。今年度、青少年支援系の体制を強化いたしましたので、当初予算におきましても協議会関連予算を計上させていただきました。今後、関係機関と連携をしまして、要保護児童対策協議会の設置に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

15番(三島 照君) 私はこの問題は単なる担当者任せじゃなくて、本当に担当者は今、寝る時間も惜しんで走り回っている状況は誰でも承知していることなんですよ。それをいつまでもそれをやることは、もっと担当者をそこに追い回すことになると思います。ですからこれは、この奄美でも瀬戸内、喜界、和泊、知名、与論とすでに設置されて、健全育成のために、虐待防止のために頑張っていますので、是非奄美でも早急に取り組んでいただきたい。そして担当者の荷物をちょっとでも軽くしてあげてほしいという思いです。

続いて、末広・港土地区画整理事業について質問をいたします。末広・港土地区画整理事業のメインは、何と言っても2核・ワンモール計画と言われています。通り会連合会がまとめたまちづくり提案書では、A i A i 広場跡地は観光交流センター、測候所跡地に奄美市交流センターを配置する、いわゆる2核・ワンモール構想です。この構想は、奄美市が発表した全体構造図や、基盤・建築整備意見概要図でも示されています。そこで質問いたします。

まず1点目は、現在の駐車場跡地、測候所の北側ですね。測候所跡のその駐車場として活用している市有地と、測候所跡地の活用がどのように検討されているのか、示してください。

建設部長(平 豊和君) 現在、駐車場として活用している市有地と測候所跡地の活用について、お答えいたします。

まず、現測候所裏にあります私有地につきましては、末広・港土地区画整理事業区域内に位置するものでありますが、事業の進ちょくに支障のない範囲内において、民間に貸し出してありまして、駐車場として活用されております。この市有地につきましては、道路や公園などの公共施設用として充てるのではなく、区域内に換地を受け、今後も市有地として活用していくことを考えております。

次に、測候所跡地の活用についてでございますが、現在の名瀬測候所用地につきましては、まだ測候所が移転するののかも決まっておりませんが、仮に移転し、市に譲渡することとなった場合には、現市有地と一体として街中の交流拠点となる施設の用地として、有効活用してまいりたいと考えております。

15番(三島 照君) この測候所跡地は、市有地として換地の対象に充てるということですか。

建設部長(平 豊和君) 測候所跡地につきましては、現在測候所、先ほど答弁しましたように、移転するののかも分かりませんので、今のところそれが換地の対象ということかどうかははっきりしない状況です。

15番(三島 照君) 駐車場の市有地のこと。

建設部長(平 豊和君) 駐車場の市有地につきましては、奄美市の市有地でありますので、換地として利用していく予定であります。

15番(三島 照君) それじゃ、この区画整理事業において換地の対象のための市有地だということですね。そういうことですね。

それですね、じゃあ測候所の移転の見通しはあるのかどうか。それでも、先ほど言った段階とは全く移転の見通しはないという話ですけど、もし移転した場合、この土地は今の区画整理事業の中にお

いて、先行取得の対象になっているのかどうか。もしなっていないとしたら、市長これ、どういう予算で、一般に買収するのか、国から。先行取得のあの5,300平米の中に入っているのかどうか。ちょっと聞かせてください。

建設部長（平 豊和君） 測候所の用地を先行取得するかとの御質問でございますが、測候所の用地につきましては、事業の用地先行取得の対象として、先に取得することは考えておりません。先ほども答弁いたしましたが、現時点では測候所の移転がいつの時期になるのか分かりませんが、実際に移転することとなった場合には、その跡地を市が購入し、有効活用してまいりたいと考えております。

15番（三島 照君） はい、跡地を購入するということは、今の98億円のこの予算にはまだ入っていないということですね。ということは改めてこの事業をやるについて、この測候所を買収するとなれば、改めた数億円の予算が必要になるということですね。

それじゃですね、その中にこれはこの減価補償金の金額をクリアするために、もう一件はクリアするために、面積がオーバーすることがあるんじゃないかと思うんです。なんで言いますと、今先行取得に当たっている26件の物件がですね、全部、この前までの答弁では、前期のうちに全部が話つきそうやと、100パーセントめどがあるという答弁でした。しかし私はこれは現状の中で、100パーセント見通しがあるとは思ってません。住民の中ではそう簡単には考えられてない、話が進むにつれていろんなことみんな考えています。そういう中で例えば26件の中で、これは仮の問題ですよ。例えば100平米の土地を買収予定が26件に入ってた。しかしこの人が絶対いややと、売らないと言い出した。ではその代わりに、その横近くでじゃあ300平米の土地はうちのを買って取ってくれという話があったときにはですね、これは100平米がこの5,300平米の先行取得用地の面積であるんですから、200平米、例えばオーバーすることになるんですけども、そういう多面点では金額をクリアするために、面積がオーバーするということはありうるのかどうかということです。

建設部長（平 豊和君） この事業の減価補償金にかかる用地先行取得につきましては、金額要件と面積要件の両方をクリアする必要があります。金額要件といたしましては、約11億7,000万円、面積要件といたしましては、5,300平方メートルとなりまして、公共施設充当用地として、区域内の宅地を購入していくこととなります。購入する箇所では、それぞれの土地の価格は違うこととなりますので、11億7,000万円分の土地を取得するためには、必要面積の5,300平方メートル分を超える面積を取得することも考えられます。

15番（三島 照君） あんたらね、またその今まではですね、一貫して5,300平米、買収価格は11億円いうことを主張し、前回の3月議会の答弁でも、26件ですと。ほぼ確定しましたと。しかしその売買契約のところ、今、時間がかかってますという話やったやんかそんなもん。それがなぜね、途中でね、100平米、5,300平米超えることもありますと、それで11億円の範囲内であつたらそれでいいんですという話ですよ。5,300平米超えたときに、この補助金やそういったもとの関係も含めたときに、5,300平米11億円で買い取る予定の申請をされていながら、面積が変わっても、じゃ補助金やらの対応はどうなるの。

建設部長（平 豊和君） 減価補償額は11億7,000万円でございますので、減歩に反映する用地先行取得の5,300平米、これは11億7,000万円の範囲内で買うこととなりますが、先ほども示しましたように場所によってはこの11億7,000万円を、仮に安い所を買うとなれば面積はその分増えるということは考えられます。

15番（三島 照君） 私は総務建設委員会に参加委員ではありませんので、また場合によっては許され

るものなら、委員外議員で行ってもうちょっと聞きたいと思います。時間ないので次に移ります。

この間、先日の部長の答弁でもはっきりは言わなかったですけど、奄美市は中心市街地活性化立ち上がり支援・助言事業という事業をやってましたね。この前も答弁されました。この報告書が、インターネットで出されました。今、私がこれとった1週間もたたんうちに消えてました。この報告書を出すにあたってですね、市長はこの中身をみんな見て広報を許可されているのか。部長もこれを全部見て、承認されたんか、そこんところだけ答弁してください。

産業振興部長（赤近善治君） 市長も私も全部見て、ホームページに掲載ということではございません。本市としましては中心市街地の活性化施策を踏まえて、今回の支援事業につきましては、経済産業省からの直接の補助で立ち上がり支援事業の専門家奄美市に入れて、分析調査をしております。その結果ですので、私どももホームページで早めに市民に通知しようということで、ホームページを商工水産課のほうで立ち上げてホームページに掲載したということでございます。

15番（三島 照君） 市長見てないの。市長、えらいことですよ、これ。この報告書。

市長（平田隆義君） そういう分厚い資料がいっぱいきますから。読んだかどうかは記憶ございません。

15番（三島 照君） 何言うてんの、そんなもん。こんなもんを市長も部長も見んと、インターネットで発表したということは、私はこれは見て承認してると思ってます。ですから、その立場でこれから質問しますから、うんって何を言うてはんのそんなもん。ちゃんと見とくのが当たり前やんか。通産省の事業ですけど、中心市街地の立ち上がり事業やんか。

産業振興部長（赤近善治君） この報告書がですね、来ているのは私どもは承知しているわけです。しかし、これをつぶさに見てですね、その中でこの文をホームページにのしなさいとか、そういったことはしていませんということです。

15番（三島 照君） 無責任極まります、ええ加減にしてください。だからこの事業を、じゃあ説明します。このページのですね、まず、私はこの中心市街地立ち上がり支援・助言事業の検討報告については、この報告結果は正面的を得た内容が多く出されているという点で、この6月議会に向けて出たタイミングは非常によかったと思っています。みんなが考えるうえで非常に良かったと思います。そしてこの報告書の内容、この活性化への取組の現状と課題、第三者によって浮き彫りにされたということが私は非常にうれしい、よかったと思っています。だからこの報告書を生かすも殺すも本市の未来にかかった事業だから、その未来は私はこの報告書をもとに、今の議員と行政に課せられた責任だと思っています。じゃあ見てないということですから、一つずつお聞きします。

この活性化の取組の中でですね、活性化の内容について、これは出されています。その、この3ページに、まず2ページに何が書いてあるか言いますとね、これまでの活性化事業での大きな課題、あるいは事業が推進しない理由について、その要因、これは私はもう本当にええ加減せい思いました。その要因の中心は、この事業に反対するメンバーがうまく活性化事業に参加しているか疑問、そのことが活性化事業に対して不信感や事業の進ちょくに影響を及ぼすというふうに書いてあるんですよ、市長。ところがこの前からの答弁はなんなんや、8割以上が賛成してますと、8割以上が賛成してるのに、今の段階でまだね、反対してるメンバーが活性化に参加してこないって当たり前やんかそんなもん。そんなことを書かれています。

二つ目には、その3ページのところでは、この取組が進められてきたが、中心市街地の都市機能全体が一体的に活性化する取組までには至っていなかった。この前から都市機能は非常に充実していると言うてる。至っていなかった。これまで取組が総合的に進んでこなかった理由は、理由ですよ。庁内をは

じめ、商業者、まちづくり関係者など、全体的な危機感がまだ低い。中心市街地活性化の意識や必要性について理解が未熟であるという報告をされてます。これをどう思いますか。この2点。

産業振興部長（赤近善治君） この分厚い立ち上がり支援・助言事業が来ておりますけれども、この報告書の目的をまず見させていただきます。この報告書につきましては、本報告書に記載されている支援・助言、レポートの内容は中心市街地活性化室、これは経済産業省の室です。としての見解ではなく、あくまでも短期間の調査に基づく各専門家の個人的な見解となっていますよということがまず1点でございます。この専門家の意見の、こうした分厚い報告が来てますので、それをもとに我々はまたこれから企画、関係団体と協議をしていこうというような思いでございます。そういったことで、3ページにつきましては、三島議員からもこの文言についての説明がありましたけれども、これも各専門家の皆様方の客観的な感想ということで、こちらに述べさせているということでもありますので、それはそれとして私どもは受け止めたいと。

（「だから、どう受け止めているかと言うてるんですよ」と呼ぶ者あり）

この件について、行政の私がコメントをするべきじゃないというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

市長（平田隆義君） この調査事業を入れるのに、了解したいと担当課から相談を受けました。議員がおっしゃるようにまたここで第三者の皆さんにいろいろと調査していただいて、判断していただくのもこれは悪くないという判断を下して私も決裁を出しております。ただ内容についてはまだ見ておりません。今指摘されたことは、これから大いに参考にしていきたいと思います。

15番（三島 照君） あのね、ここでも中心市街地を、商店街関係者中心としながら活性化の姿をイメージできるような具体的な事業内容を前提にいくつかのテーマを設定し、テーマごとの議論を基本的な方向性を導いていくと、そのために皆さんはこの事業を引き受けたんでしょう。立ち上がり支援事業ね、国の事業。それで、国から送られてきた指導、助言者のこのいろんなアンケート調査やってますよね。アンケート調査やいろんなところに入って、通行調査やいろんなやってます。いろんな資料や役所の皆さんと何回も何回も議論してます。参加者は産振部からあらゆる団体がみんな集まって、三つの分野に分けてテーマごとに議論されてます。メンバーの名前も書いてます。その結果がこの結果なんですよ。役所の庁内の中でも、商業者まちのづくりの中でも危機感がまだ低い、それで活性化せざるを得ない、しなければならぬという意識や必要性についても理解が薄い。

聞いてください、皆さんは私はこの4年間の答弁、質問の中で毎回答弁しているのは、この事業は平成8年から提案されてきた事業ですと、十何年かかってますと、その中で合意は得られてますと、賛同者は80パーセント超えましたと言うてきた結果が、庁内ですら意思統一がとれてないことを言われてるんです。ここで、その取組体制について、8ページに書いてあります。立ち上がり支援、下記のような関係者の体制のもとに行われたということで、皆さんの名前や商工会議所やいろんな人の名前が載ってます。

そこですすね、もう一つはですすね、さっきも言いましたように、この事業の中心はですすね、ここに書いてあります中心市街地現況の取組状況の分析、統計データから見た中心市街地の現況、この中でこの強みとして末広・港土地区画整理事業に絡み、測候所跡地開発として都市型住宅を計画、これが強みだと。いわゆる市街地に人口を増やす、言うてます。しかし、さっき言ったように、もう事業を始めると、今年中に換地を始めたいといいながら、測候所のめどはなんにも立ってないんです。都市型住宅どこに建てるの。ちゃんと見てるから言うてんのや。そんなもん別の資料なんかどうでもいいわ、そんなん。その中で、今日からのあれも言われましたように都市自体中心市街地の人口が減ってきてる、しか

しこれから先市長が言われたように、三儀山の工事や、これが開発されればあそこに住んでいるマンションから全部住民が追い出されるんですよ。そういうことがここに言われているんです。そういったことを含めて、今の測候所の問題も含めてどのようにこの問題を解決しようとしているのか答弁してください。

産業振興部長（赤近善治君） 一つお願いがあるんですが、この中心市街地の活性化ということで、私も手を上げましたのは、今進めております末広・港土地区画整理事業、これのためだけじゃございませんので、これだけは御理解していただきたいというふうに思っています。やはり市街地に居住環境をつくって市街地に人を入れることはどういう事業がいいのかと、そういったことを諸々のことを想定して、市街地のこの活性化を基本計画を作ろうというようなことです。また基本計画を作ろうという決定はしておりませんが、そういった意味での調査事業をお願いしたということでありますので、全体的な市街地の今後の在り方ということでの御理解をよろしくお願いしたいと思います。

そういった中で、そのいわゆる測候所の共同住宅とか、諸々の提案、この提案書にございます。具体的にじゃあどういふふうにするかというふうなことも具体的に提案がございまして、例えばの話ですけれども、この市街地の活性化基本計画を作りますと、いろんな事業が取り入れられます。これは国交省の助成事業ですけれども、これは民間が事業主体となっても中心市街地に共同住宅を供給する事業等もございまして、これもこの報告書の提案に個々うたってございまして、それから、交通システムの整備事業等もうたってありますし、これも民間の事業主体ですけれども、民間が事業主体となりまして、中心市街地に、例えば商店街の協力を得て、1階のほうには商店をする、2階からはマンションにするというような事業等もございまして、こういった提案をされています。

しかしながら、私もこの提案の中で今後事業者の人と話をするとか、関係機関と関係団体、市民、昨日もお話がありました商工会議所の方々、交通関係の方々、観光の方々、そういった方とこういったテーマがなされていますが、一緒に論議しましょうよと、そういったことで、この資料を活用したいというふうに思っていますので、御理解をよろしく申し上げます。

建設部長（平 豊和君） 先ほどの測候所跡地のことでございまして、先ほども答弁しましたようにまだ測候所が移転するかどうかは決まっておりません。そのところで、測候所が移転すると決まった場合には、私もその跡地を購入しまして、現在市有地となっております、駐車場として民間に貸しております、そこと一緒には生涯学習センター、いわゆる図書館機能を備えた生涯学習センターや、都市型住宅などを整備する予定にしております。

15番（三島 照君） 私は最初にこの報告書が的を得た時期に出されたということを言いました。この28ページでは、明らかに徒歩と自転車が多いこのまちで、子どもたちが安心して歩けるまちにしよう。30ページのほうでは、特に歩いて安心なまちづくり、車では生活できなくなっているということも言われています。私はせっかく金使ってこういう報告書を作らせたんですから、これをね、自分のこれからの中で生かしてほしい。なんでいいますと、昨日の蘇議員の質問に対しても、まちづくり、商工水産課と、いわゆる土木、ハードとソフトは別々ですと言いながら、今度は中心市街地だけでなく、屋仁川まで含めたまちづくりの一貫ですと、バラバラ、この前から各議員も言われましたように、全国でまちづくりが成功しているのは、こういう計画を踏まえて、これに基づいてすべての団体、関係者とこの八代やらの場合はですね、もう言いませんだぶりますから、やられたまちづくりがやられてるんです。私は今の状況の中では、再度言います。この事業は意思統一も庁内でもまだまとまってないような事業、今から解体事業に始まったり、事業を進めることには反対です。だから一時凍結をして、みんなでもう一回、これやったら行こうと、前向かっていけるような事業になるように議論していただきたい。そのためには凍結をしてほしい、するべきだということを言うて終わります。

議長（伊東隆吉君） 以上で、日本共産党 三島 照君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前 11 時 45 分）

議長（伊東隆吉君） それでは、再開いたします。（午後 1 時 30 分）
午前に引き続き一般質問を行います。
新奄美 師玉敏代君の発言を許可いたします。

1 番（師玉敏代君） 奄美市民の皆様、議場の皆様こんにちは。新奄美の師玉敏代でございます。どうぞよろしくお願いいたします。当局におかれましては、一般質問最終日です。私を含め二人でございます。どうぞ最後まで頑張って気概を持って、気合を入れて明解な御答弁よろしくお願いいたします。

質問に入ります前に、先日の小俣町の土砂災害により、3 棟全半壊、4 世帯が被災に見舞われました。この場をお借りしまして、被災者に対し、衷心よりお見舞いを申し上げます。過去の大火を教訓に、自主防災意識が高い地区と聞いております。しかしながら、日頃からの防災訓練、いち早い警報機の設置、備えがあっても地域力を持って、防げない、守れない、自然災害に、今後をいかに行政がどこまで踏み込んでいけるかが、今後の重要な課題ではないでしょうか。人災がなかったことがせめてもの救いであり、一日も早い復旧を心から願っております。

では、20 年度第 2 回定例会の開会にあたり、通告しました質問書のとおり順次質問をいたしますので、当局の端的な明解な御答弁をよろしくお願いいたします。

今年度 4 月からスタートした長寿医療制度、本当のところ誰一人分からないまま走り出したといっても過言ではないかと思えます。75 歳以上、65 歳から 74 歳の障害者を含む新たな制度、これまでどこが変わるのか、新しい制度の利点があるのか、低所得者の負担軽減が実際のところどうなのか、いやおうなしに年金から天引きされ、誰に文句を言えいいのか、窓口でいろいろ聞いても国の決めた制度だからと納得され、都道府県単位で財政・管理運営と遠き所に声が直接届かない。これまでの老人保健では高齢者が多く、一般財源を投入しても苦しい財政が続く中、格差是正するため、安定的な運営を図ることを目的として改革されたとしています。保険証は従来より、2 枚が 1 枚になり、窓口負担は変わらない、保険料は安くなる人が多いとか、年金の天引きには出向く必要が省ける。私から言わせれば、都合のいいメリットだけを挙げ、本質的な内容が手にとるように一人ひとりに分らない。今になって国は住民の説明不足と反省していますが、市としてもこの制度がスタートするにあたって住民への対応が万全だったのか、お聞かせいただきたいと思えます。

次の質問からは、発言席からいたします。

市民福祉部長（福山 治君） この制度のスタートにあたりまして、窓口の対応に支障が出ないように、職員の代表 4 名を 2 月と 3 月に開催された鹿児島市の研修に出席させまして、それを受けて担当職員全員の研修会を実施いたしまして、名瀬、住用、笠利の総合支所でも同じような対応ができるよう連携をとりながら、準備を進めてまいりました。

また、制度の周知につきましては、市民からの要望に応じて出前講座や、各集落の会合等を通して説明会を実施してきたところではございますが、制度が複雑なことや、国における決定や情報の提供が十分でなかったこともあり、制度スタートまでに十分周知できていなかった部分はあると認識しております。

1 番（師玉敏代君） そうですね、私も職員研修をしたということは聞いております。そしてまた各団体なりで、出前講座も持ったと聞いております。しかしながら、このように大きな制度が変わったり、新たな制度が施行されるにあたってはですね、特にこのように年金からいやおうなしに天引きされるといいう、こういう状態を招く以上ですね、やはり本当なら行政から住民のほうに、例えば集落別にとか、そういう出前講座を持つべきではなかったんでしょうか。

市民福祉部長（福山 治君） 今おっしゃられた件につきましては、今の時点ではそのような考え方ができますが、私どもが当時担当していました時点ではですね、非常に情報が、我々が説明するに足りる情報がまだ得られていなかったという事実もあるということは御理解いただきたいと思います。

1 番（師玉敏代君） 確かにですね、その時点で国の動向も1点2点変わったり、どれだけ軽減されるのか保険料というものが確定されていなかったと思います。実際のところ行政のほうもどのようにはっきり研修していいのか、これでスタートしていいのかというのが見えないところですね、4月の年金からいやおうなしに引かれたわけですよ。もちろんその対象者は1番こういったことに疎いといいますか、分からない高齢者の皆さんを対象にしているわけです。高齢者の皆さんの中で、私もいろんな相談を受けましたけど、私自身もこの年金のことをうまく伝えられなかったことが大変悔しい思いをしました。先日、最初の日ですね、崎田議員がですね、資格証明書のことと言っておりましたけれども、これまでの制度ですね、例えば高額医療制度、そういった医療費の申請にあたってはどうなるのか、そのへんもですね、ほとんど高額医療にいったん入院されたお年寄りの方は対象者になることが多いと思いますが、こうした人たちの高額医療の申請、そのレセプトですか、その2か月くらいかかるということで窓口申請が可能なのか、そのへんはどんなふうに周知徹底するのかお聞かせいただきたいと思います。

市民福祉部長（福山 治君） 高額の払い戻しとか、そういうもろもろの窓口での手続きにつきましては、従来の老人保健時代の制度と一緒にございます。ただ、払い先が鹿児島県の後期高齢者医療広域連合から直接、本人の意向によりまして本人の口座に振り込まれるものと、窓口で受け取るという二通りの方法になるということでございます。

1 番（師玉敏代君） 高齢者というのは、いったん退院されましても、また体力的に弱く再入院ということもありますね。そして窓口で御自分から行って、そういう申請手続きなどというのは大体できない人が多いと思いますね。やっぱりそういったものもですね、いろいろ囑託員なりいろんな方がいますのでやっぱりそのへんも周知徹底して、今後そういった手違いがないようにしていただきたいと思います。

私がですね、今回この制度がスタートしてから、いろんな方が相談を受けましたけれども、ある人の中で年間52万円の所得しかない、雑所得として19年度申告しました。その人の今の時点ですよ、今の52万円しかない単身世帯で、保険料は大体月額、2か月に1回の年金ですので、2か月どのくらい引かれるんですか、教えていただけないでしょうか。

市民福祉部長（福山 治君） 年間で52万円の年金しかないという方でございましたら、7割の軽減の対象になりますので、年額で1万3,700円、これを12で割りますと1,140円ということになります。ですから、2か月にいっぺんということであれば、2,280円という形が引かれるのが本来の形なんですけど、問題は年金から引くその元になる所得の確定が4月6月8月の場合は前々年度の所得で仮徴収という形で始まりますので、前々年度の所得の歩合によってはこの数字が大きく違うということが想定されますので、そこらへんは御理解いただきたいと思います。

1 番（師玉敏代君） それで御理解いただけないんですよ。52万円ということは2か月8万円ぐらいになるんですね、年金が。8万円の中からもある人はですね、逆に前々年度ということは暫定で引いてるということですよ、前年度並みに介護保険料も今度の保険料も引いているわけですよ。介護保険料が一番高いところで1万6,100円、そして今度の後期高齢者の減が1万4,000円引かれて約3万円引かれているんですよ8万円から。ということは5万円しか残らない、月の生活が2万5,000円ですよ。こういった高齢者が多いんですよ、実際のところ。私はですね、だからこの前々年度の本人が

なぜこれだけ引かれたということは、農業所得だったわけですよ、前々年度80万円という。こういったものがあつたから、こういうふうに介護保険が1万6,000円になったんですよ。後期高齢の保険も前々年度並みの、前年度を対象にこの保険料がこの分引かれてるんですよと、だから今々言ったように年間1万3,000幾らですか、52万円台は。それではもうすでに払い終わっていることになるわけですよ。だから多分あとで戻ってくるかもということしか言えなかったんですよ。だけど、本人にとってみれば、この月が大切なんですよ。

私がこの制度に言いたいのはですね、ここで言ってもはじまらないかも分かりませんが、結局ですね、そういうふうになぜ私たちの国保税がですよ、19年度所得が確定して大体6月ごろに確定するんじゃないですか。そして7月から8期で健康保険税を納めますよね、確定してから。そういうやり方なら分かるんですよ。確定もしないいうえに一番高いところで引かれて、でも本人それ納得しても、本人にこの分は貯金になるからと言ったんですよ。戻ってくるから。そしたら本人からまた言ってきましたよ、怒って。自分たちの生活は明日どうするんだと、病院にも行けないと、農業を辞めた理由がですね、病気になるたんですよ。農業もできなくなった、収入も得られなくなった、本当に52万円の年金でしか生活しない、そういった人がこの人に限らずたくさんいらっしゃると思いますね。だから、そういった人のところで容赦なく年金を天引きするという、この制度に私は腹が立っているわけで、確定してから6月・8月・10月で調整すればいいじゃないかという気持ちがあるんですが、今度は明日6月13日に第2回目の年金が振り込まれますよね。それも同じように引かれるんですかね、ちょっとお伺いします。

市民福祉部長（福山 治君） 結論から申し上げますと、同じように引かれるようになります。ただですね、御理解いただきたいと思うのはですね、年金から天引きする最初の4月というのは前年度の確定申告をして間もない時でございます。その資料を送付するのが1月に社会保険庁にデータを送るわけです。そうしますと、1月の段階まだ前年の確定申告も終わっていない段階で、前々年度の資料でしか対応のしようがないという、こういうシステム上の、はっきり言ひまして、不満の素になるようなこういうシステムになっているわけです。ただ、それを勘案するために今考えられているのが、10月まで待たずに6月の段階で前年度所得がほとんど把握できるようになりますので、6月の段階で把握できたその所得で引きすぎになっているものについては8月分からは引かないような対応をしたいということで、事務方のほうでは進めている状況ですので、それは御理解いただきたいと思ひます。

1番（師玉敏代君） 今度スタートしているいろいろ事務上の問題、こういったいろいろな住民、市民の声が国のほうに届いて、いろいろ今与党の中でも、いろんな骨子案の見直し、そういったこともされているのは私も知っていますけども、ただ、私の中ではですね、やはり高齢者の立場になって、やっぱりこういう制度をスタートしたからにはですね、やはりこの高齢者の立場になって、やはりこのこういう制度もお金ですから、はっきり言って年金は私たちの考えはですよ、60歳なり現役時代一生懸命働いて、年金を納めて本当に働けなくなったときに、老後の生活費としているのが年金だと私は位置付けてるんですが、平成12年の介護保険が始まって以来、この天引き制度が出て、さらに奈良議員も言いましたけど、ダブルで今度引いてます。私の意識の中では、知識の中ではですね、私のもしですよ、債務不履行して法的処置をとられて強制執行でされた場合、私の報酬というものは全額差し押さえることができます。そして給与所得者は、法的控除をされて3分の1の生活を残して引かれます。年金はね、差し押さえられないんですよ、一般的に。金融機関でも。それぐらい守られるところでなんで国はこういうふうに簡単に年金をばんばん天引きするんだろうという、私の中に疑問がありましたので、さらにこういう市民の声を聞いたときに、ここで言ってこれで解決する問題ではないんですよ。ただやはりですね、こういう制度というのの問題を市民の声をですね、行政もしっかり受け止めてですね、やっぱりこういった声を広域連合にですよ、話されて、やはりこういったシステムの問題等をですね、改善するべきではないかと。やはりその申告してすぐ1、2か月では確定できないのは分かりますけど、だからといって

とりあえず引く必要もないんじゃないかと、ある程度確定して6月・8月・9月・10月、その5回で調整するという方法もあると思いますけど、市長、市長もいずれこの制度を受けられるわけですよ、私もいずれこういう制度を受けられるかも分かりません。これが市民の本当に大変な声なんですね、この制度に対してこういうスタートをしたことに対して市長はどのような御見識をお持ちか、お聞かせいただけないでしょうか。

市長（平田隆義君） 多くの疑問点、改善すべきではないかという御主張、いろいろあります。そのことを一日も早く改善してみんなが納得いくような形にさせていただきたいと、こう思っていますので、広域連合においてもそのことを申し上げたいと、このように思っております。もとより奄美市からも職員を一人派遣しております。立ち上がり相当混乱するだろうなという思いを持ちながら派遣したわけですが、なんとかしてこの制度が国民に理解されるような形になってもらいたいと、こう願っておりますので、みんなで知恵を出し合って、変えるべきものは変える、変えてはいけなところがあれば変えてはいけなような、そういうこともあるだろうと思いますので、そこらあたりをしっかりと見分けながら対応していきたいと、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

1番（師玉敏代君） 部長にお尋ねしますが、またこの広域連合ですね、先ほど言った職員も派遣するというので、やはりこういった市民の声をですね、窓口になるのが市のほうですよ、市長村単位で。そして県のところで財産運営ということですので、やはりこういった声をやっぱり真しに受け止めて、やっぱりこのシステムの問題点、やっぱり改善しなければならないことを、やっぱり声を大にして届けて欲しいと、声を、と思いますけど、いかがですか。

市民福祉部長（福山 治君） 今、おっしゃられた点につきましてはですね、窓口にありました苦情とかそういう相談等について、伝えるべきものにつきましては今すべて県の広域連合を通じて報告をさせていただきます。県の広域連合のほうにおきましても、その内容において、国の制度を変えるべき必要性を含めて、国にもその意見を全部申し述べてるという今、国のほうの対応の仕方も、その苦情とかトラブル、そういうものについて非常に過敏になっていますので、その情報については知りたがっているというのが事実でございます。

1番（師玉敏代君） では、よろしく願いいたします。

次に、障害者の雇用についてということで質問いたします。4月の新聞報道の中で、鹿児島労働局は28日障害者採用計画を作成したにも関わらず、計画を適正に実施していないとして、奄美市に適正実施勧告を行ったとあります。この対応にどう対処したのか、お伺いいたします。

総務部長（福山敏裕君） 障害者の雇用について、お答えいたします。

御指摘のありましたとおり、県のほうから障害者雇用率を達成するようにとの内容の勧告がございました。現在の雇用率は昨日も申し上げましたが1.75パーセントで、勧告時よりは改善をされているところでございますが、依然としまして法定雇用率に達していない現状でございます。現在これに対しまして、どのような対応ができるのかということで、検討をしているところでございますので、よろしく願いしたいと思います。

1番（師玉敏代君） 昨日ですね、関議員のほうでもこの問題に触れまして、1.75パーセントまで改善されているという御答弁でした。当初5人不足しているということを聞いております。1.75パーセントというのは何名の改善がされて、あと何名不足されているのか、お示しいただきたいと思います。

総務部長（福山敏裕君） お答えします。今年度の法定雇用率が12名となっております。それで20年

度の不足数は2名ということでございます。

1番（師玉敏代君） 障害者ですね、自立支援、そういったところで行政のほうでもいろんな計画確定、基本的なそういうことをされていると思います。その中で2.1パーセントという基準値があるわけですね。それに対してやはり市としてもですね、やはり障害者の雇用に、促進に積極的に取り組まなければいけないと思うんですよ。特にこういう行政の立場から。民間でも郵便局なり銀行なり積極的に進んでいるわけですので、今後どうされるかもう一度お聞かせいただきたいと思います。

総務部長（福山敏裕君） 今後の取組ということでございますが、これまで障害者の雇用につきましては、一般と同じ採用試験の中でこれまでは確保してまいりました。これらの障害者の雇用につきましては、一般の採用とあわせて、障害者を対象とした臨時の職の設置ができないかなど検討してまいります。しかし、現在市は行政改革に取り組んでいるところでございまして、職員500名体制を目指して業務の外部委託などを勤めております。そういう中で職域も仕事量も少なくなっていく中で、どれだけの仕事量があるのか関係部と連携を図りながら、障害者が働ける職場をつくる取組に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

1番（師玉敏代君） 行政改革も分かります。この2.1パーセントの基準をクリアして、その中で行政改革をするべきじゃないですか。これはですね、これは義務付けられてるんですよ。確かに奄美市は財政も厳しいです。障害を持った方、健常者が一緒になって働いて、そういう人たちが交じり合ってやはりいるのが社会的な役割じゃないんでしょうか。

総務部長（福山敏裕君） 先ほど申し上げましたように、500名を目指していくことになると、職員が減少していくことになるわけです。そうしますと雇用すべき障害者数も当然下がってまいります。その推移の中での取組が当然今後求められていくものと思っております。しかしその間どうするかということについては現在の臨時的な任用での対応ができないかということなども含めて検討してまいりたいということですので、御理解をお願いしたいと思います。

1番（師玉敏代君） 奄美市以外に徳之島とかどっかもそういうふうに勧告が来てるんですね。ということは、他のところもやっているとということなんですよ。確かに職員数の割合で2.1パーセント、これは行政としてもクリアしてほしいという勧告なんですよ。これを前提として、行政改革なりやはりやっていくべきじゃないですか。それをベースにするのが市として当たり前じゃないですか。

総務部長（福山敏裕君） それでは、このように減少がいつからなったかということについてまずお答えさせていただきたいと思います。奄美市における法定雇用率というのは2.1パーセントとなっているわけですが、合併前におきましては、それぞれ3市町村とともに、法定雇用率を満たしていたところでございます。そこで合併しまして、職員が増加する中で、職員が増加しましたこととそれと19年度には大量退職の中で障害を持った職員が退職したことによりまして、法定雇用率を下回った結果ということとなっております。そこで合併初年度の18年度が1.76パーセントで不足数が一人でございました。19年度は1.1パーセントで先ほど議員ありましたとおり、5名の不足が出ております。それで20年になりまして、20年の試算をしましたところ雇用率は1.7パーセントで、不足数が2名という現状でございますので、これを改善するために今年度どのような対応ができるのかということで今、検討しているということですので、御理解を賜りたいと思います。

1番（師玉敏代君） 是非ですね、行政として、一般の民間の皆様の襟を正すという意味で、やはり障害者の自立を支援するという立場から是非ですね、また早い時期に不足されている部分を是非クリアして

いただきたいと思います。

次の質問に移ります。次は、産業土木事業について3点質問をいたします。

まず、1番目に城海岸のシャワー室、トイレ、駐車場の整備について質問いたします。城海岸は、5年ほど前からサーフィン愛好者のメッカとして、また名瀬市街地から近く良質の波が立つことから島内外を問わず多くのサーファーが利用しております。18年度12月議会においても、その当時の保議員が駐車場、シャワー室、トイレの整備を質問いたしました。その後教員住宅横の空き地を整地し、8台ほどの駐車スペースが確保されました。シーズン中は島内の愛好者、観光客がどっと押し寄せ、国道沿いであることから集落の人たちに迷惑をかけないように、お互いにサーファーの皆さんが譲り合っている状態であり、駐車場をですね。念願のシャワー室、トイレがなく、以前として変わらぬ状況にあります。今後の見通しがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

産業振興部長（赤近善治君） 平成20年の4月24日付けで、城海岸へのシャワー、トイレ等の施設の整備について、サーフィンの代表者と城集落代表者594名の署名を添付して要望書を受けております。市としても検討しているところでございます。サーファーの現状につきましては、御案内のとおり、龍郷町の手広海岸や大和村の戸円海岸とありますけれども、城海岸におきましては週末ともなりますと50名を超す若者が集まり、絶好のサーフポイントとして島内外の愛好者が集まる海岸となっております。御指摘のように、シャワーやトイレ等の施設がないために、利用者の不便を来しているということも伺っております。市も簡易的な整備として検討等を進めておりますが、維持管理等の話し合いがつかず、整備に至っていないのが現状でございます。施設の建設を求める要望書を県に対しても出してはおりますけれども、市としましても今後県と協議をいたしますが、要望地周辺には市有地として利用できる土地がなく、現在活用しております教員住宅敷地、これは集落の敷地、集落有地となっておりますけれども活用が図れないかなど、今後検討してまいりたい、集落の皆さん方と協力をしながら検討をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

またあわせまして、先月の5月29日には住用総合支所、それから名瀬総合支所、それから大島支所、総務課の職員でこのことについても協議をいたしておりますし、今後さらに情報交換協議を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

1番（師玉敏代君） この署名運動に関しては、私自身も集落の皆さんの署名、捺印をもらって回りました。そして市と県のほうに要望書を出してあります。これはサーファーだけの、この受益者負担という問題でもなく、昨日の答弁の中に、やはり体験型観光という観点からもやはりですね、将来的な展望を持って実施したいと。この城集落は子どもも少ないです、若者も少ないです。サーファーの皆さん方は日頃より城海岸の清掃も積極的に行っています。そして地域住民との集落会にも出て、お互い集落内の清掃もしています。豊年祭にも出ますという、いろんなこういうお互いの協力のもと、マナーを持って私は取り組んでいるのを目の当たりにしています。是非ですね、やはり一人またサーファーの方が城のほうに家族で移り住んでいます、実際にですね。

やはりサーファーというのが、サーフィンが好きで城集落に住むという若者も来ます。そうすると子どもがまた若者が定着することで子どもも増えますし、またこのいろんな生徒数が少ない中でいろんな問題解決ができるじゃないかと、私なりの展望を持ってあります。ただこのサーファーの方たちだけが利益を得るのではなく、やはり将来的な奄美市の将来の観光の資源として、絶対に私は役に立つと思いますので、是非県のほうにも要望書は出してありますので、積極的に前向きに早い時期に実施していただきたいと。

その維持管理費については確かにその維持管理費は、それを使われる方の負担にするのか、集落の方に負担するのか、そのへんですね、私できてからそのへんはできるんじゃないかと、ものができてから

でも、サーファーの方もそのへんはよく分かってらっしゃいますので、いろんな話があると思いますけど、どのへんまで話が進んでいるのか、やはりその要望書に持っていきまして集落の代表、サーファーの代表の皆さんにでもですね、今のそのどこまでという現状をですね、やっぱりしっかりと伝えていただくのも、私は大事なことじゃないかと、出しはしたけどなしのつづてでは困りますので、そのへんはいかがですか。

産業振興部長（赤近善治君） 師玉議員御指摘のとおり、サーファーの方々が駐車場を譲り合いながら、そしてまた海岸の掃除をしているということで、城集落の方々と本当に良好な関係であるということも承知しております。またサーファーの方々が教員住宅の裏の墓のほうの水道を使って塩水を落として、それで着替えて帰るといことも承知しております。前もそういった要望がありまして、教員住宅の裏手のほうに駐車スペースを簡単に設置をして利用している状況でございます。今後、サーファーの方々と城集落の方々と、連名で要望書を持って来ておりますし、このことは市、県にも要望しておりますので、先ほども答弁いたしましたけれども、県と協議を進めながら、いつと言えればいいんですが、その経過等についてもまた御説明したいと思っております。

1 番（師玉敏代君） ではよろしく願いいたします。

では次に、中山間総合整備事業について質問いたします。この事業が1月住用地区に一斉に入りました。この昨年の12月に住用町が一斉に説明会を実施し、今年の1月に全集落ワークショップが開かれました。奄美市の職員、県の職員、地域住民と一緒に集落内、農地班と二手に分かれて集落点検をいたしました。改善すべきところ、守るべきところ、よいところなど、確認しながら2時間かけて回り、集落内のマップにそれぞれが改善すべきところとか、よいところとかシールを貼り、リーダーにまとめて意見集約し発表したところです。次回には、皆さんの集落の皆さんで取り組んで欲しいこと、この事業でできるもの、この事業と平行しながら他の事業で進めなければならない事業、その仕分け作業を報告しますとのことでしたが、5か月を経過してなんの音沙汰がないんですね。集落の方もあの事業はいったいどうなっているのということですので、今後の自主計画、取組をどうなっているかお示しいただきたいと思えます。

市長（平田隆義君） 師玉議員の質問に答弁いたします。

まず、平成19年11月より各集落において、中山間地域総合整備事業について、説明会を行いました。そのことは議員が今申し上げたとおりです。その後にアンケート調査及び地域住民と行政と一緒に集落を点検し、共同で意見を出し合い、事業導入に向けたワークショップを今年の2月までに終了したと、このように報告を受けております。今後、6月以降には再度各集落に説明会を開催して、この意見をもとに集落でできることなど、また他の事業導入が必要なものについては説明を申し上げたいと思っております。中山間地域総合整備事業で、できることの振り分けを行い、各集落ごとの要望に優先順位を付ける作業を進めてまいりたいと、このように計画をしております。

この中山間地域総合整備事業導入については、市と行政と各地域の人たちの懇談会の中で、遊休農地をどうするかということの問題提起が多く出されました。その中で、住用村においては中山間地域総合整備事業の導入を見送ったということが判明いたしました。なぜ見送ったかということがなかなかつかみにくかったんですが、現在、あらかた私なりにそういうことであつたのかなという状況が理解できるというか、認識することができます。それほどにこの問題は大変な問題だなという思いがいたしております。当初、城の問題だけが大きく耳に入っておりましたので、城の問題を集中的に解決することによって、あとにつながるのではなからうかと、こう判断したんですが、大変あもうございまして、全域で城とそう変わらない状態だということを知り、びっくりしております。

中山間整備事業を、じゃあどうするかということ職員と話している中に、もしかしたら中山間総合整備事業を導入すれば、解決できるのではないのかなという見解が示されましたので、検討してみまし

たら、旧住用村全域を一区画とみなして、面積要件を整えて、この事業を進めたいということでございましたので、職員の組織を変更しまして、職員を配置してその省にあたってもらうということで今、取り組んでおります。職員もなかなか難しい状況に直面しております。私から申し上げるのもなんですが、皆さんからも行く時にはのぞいて見て、励ましていただければありがたいと、このように思います。先般もずっとのぞいてみましたら、これまでの字絵図等が、集合的に合成を、パソコンで合成しまして、我々が見てもそういう状況になってくるのか、なっているのかということが、あらかた理解しやすい状態に、一段進んだなと思っております。これを持ってして多くの人々に説明することによって、一層理解を深めることができるんじゃないかなと、このように職員を激励してきたところです。

大変厳しいというか難しい問題です。最終的には地主さん、在住者の皆さん、多くの人たちの理解と協力をいただきませんと、進まない状況になることは目に見えております。そういった点ではどうぞ一つ、これが最後のチャンスだというぐらいの気持ちで、取り組んでいただきたいなど、こう思っております。実際に事業をしていただくには、事業量や事業費が大規模になりますので、県営の中山間地域総合整備事業で進めていきたいと、こう考えております。そういう中で今後の24年度の採択に向けて作業を進めているということだけを説明申し上げまして、答弁に代えたいと思っておりますので、どうぞ私の思いが地域の皆さんに通じて、みんなでやっていこうということになることを、何よりも願っておりますので、よろしく願いいたします。

1番(師玉敏代君) ありがとうございます。本当にこの事業が本来、本当にもっと以前にやっておかなければならなかった事業と、私は認識しております。ご覧のとおり、住用は箱物と言われるものをたくさん建設しました。生活基盤といわれる生活排水、農業用水、農業の用水路、また農地の土層改良、そういったいろんな遊休地の問題、そういったのを置き去りにして今回合併しました。今回この中山間総合整備事業が入るということで、私は大変住民も期待しています。あきらめてたんですよ。この事業は膨大で、しかしながら95パーセントいくという補助率の中で、5年という月日が大変長いんですね。お年寄り私は5年たったら生きとらんわちゅうことも言っておりましたけど、やはり市長が申しましたように、最終的には地域住民の協力、地主の協力がなければこの事業は私は実現できないじゃないかと、そのへんもまた住民ともやはりこの事業を進めながら、是非認識を持ってもらって、やはりこの事業をできることを、私はまた住民の皆さんも理解していただきたいと思っています。是非ですね、この中山間総合整備事業は、本当に先ほども申しましたように住民が心待ちにしていた、みんなどこも言えば、どの集落も私もほとんど5校区を回りましたが、生活排水ですね一番。その問題がきております。ただそれだけが改善するわけにもいかず、いろんな住宅の改修もあると思います。側溝の問題も今の小規模ですか、ああいう側溝ではないわけですよ。そこだけを改善することもできませんので、やはり上水と下水の関係もとりながらこの事業は進めなければいけないと思いますので、是非前向きにどうか進んでいただきたいと、間を切らないで継続的に、5か月過ぎてますので、断続的にならないようによろしく願いいたします。

では次に、続きまして、また地域の急傾斜の質問になります。住用地区の見里集落です。先日小俣地区の災害地をね、目の当たりにして大変、私自身も怖い思いをしました。住用地区の見里集落の急傾斜危険箇所が、集落内への通勤通学道路、集落内の人々の生活道路として、長年利用されております。この場所も今回の中山間総合整備事業では、皆さんが一番に声を上げたところでもあります。しかしながらこの事業では多分できないでしょう、中山間総合整備事業では、それということで急傾斜の急傾斜地ということで、この事業を要望しているところです。

2メートルほどの道路を挟んで約20世帯の住宅があります。ここ数年来、梅雨時期や台風時期には数箇所の落石もあり、大変危険な状態になります。そのことに関しては昨年来から住用支所担当課、大島支庁担当課に現場を視察していただき、今年1月の中山間総合整備事業の集落内の地域住民、市職員、大島支庁の職員が一体となり、地域の点検を行い、この事業の対象外であっても早急に危険回避できるように取り組んでほしいと要望したところです。地権者の同意書、無償提供の同意、地区住民の署

名、戸籍謄本を添えて、一刻も早い施工を希望しているところです。この事業については、どのように実施していただけるのか、お伺いしたいと思います。

建設部長（平 豊和君） 見里地区の急傾斜地崩壊危険箇所は、奄美市に220か所ある危険箇所の一つでございます。この地区につきましては、昭和52年度までに県のほうで、全体延長しまして、370メートルのうち、270メートルの崩壊対策工事を実施した経緯がございますが、崩壊対策が講じられていない部分が約100メートルほど残っております。この箇所においては、平成18年度、19年度の台風時に小規模な落石等があり、今年2月に見里集落からの要望を受け、3月に県へ事業導入の要望を行っております。今年の5月13日に実施いたしました奄美市防災点検におきましても、大島市庁ほか関係機関と、現場を確認しており、崩壊対策工事が必要であるとの共通認識は持っております。県大島支庁に確認いたしましたところ、現在大島支庁管内で、急傾斜地崩壊対策工事を実施している箇所は、奄美市2か所、龍郷町1か所、大和村1か所の計4か所であるとのことでございます。また奄美市においては、見里地区のほかにも3か所の事業導入の要望を行っているところであります。急傾斜地崩壊対策事業導入には、土地の無償提供同意が得られて、なおかつ登記を県へ移すことが条件となっております。見里地区は土地の無償提供の同意はすでに得られており、現在大島支庁のほうで地権者の相続関係について調査中と伺っておりますが、事業実施となりますと、現在施工中の箇所の残事業量や、緊急性等について、他の要望箇所との調整が必要となります。急傾斜地崩壊危険箇所の奄美市での整備率が、約20パーセント程度と低いこともありますので、今後とも早期整備が推進できるよう、県へ働きかけてまいりたいと考えております。

1番（師玉敏代君） 予算の問題やら、いろんな問題があると思います。また、小額の資金でもできるものでもありません。だけど、この2、3日前ですね、また少し落石があったりして、ほんとそこの道路は通らないようにしているくらいなんです、子どもたちも。もう通るな通るなということですけども、最近では微震を感じることもよくあります。昨日のように大雨が降ったりするたんびにみんな怖い思いをしているわけですけども、やはりこの急傾斜地という危険箇所が、今日ですかね、昨日でも220か所で43か所が施工されているということだったんですけども、こういった問題は、先ほども言いました、どんなに日頃の自主防災組織を立ち上げ、地域住民で守ろうと思っても守れないところもありますので、ここはですね、三太郎峠につながっていると思うんですね。いざというときの非難箇所にもなりますし、そしてそういうハード面、防災ということも兼ね備えて、是非早急にまたこのへんもお酌み取りいただき、どうか要望しておきますので、よろしく願いいたします。

では、防災行政ということで、以前にもこの件につきましては私は質問いたしました。この件につきまして、御答弁をいただきましたが、御答弁の中は将来的には総務省において、デジタル方式の防災無線免許しか許可できなく可能性があるため、既存のアナログ方式の修理等で多額の費用を投入し、将来それが利用できなくなった場合、無駄な投資になる恐れがあること、デジタル無線を一斉に設置し、運用が図れるのが理想ですが、そのための設置投資に多額の費用負担を伴う。当分の間は既存システムを維持しながら、将来の市内全域をエリアとするデジタル無線の設置に向けて、具体的な計画を今年度に策定いたし、その際、個別受信機についても検討を行いたい。それから2年が経過したんですが、いまのところ全く機能しない故障のままの室内受信機、接触が悪いのか雑音で聞き取れず、音をなさないのがほとんどであります。今どのような計画で、このへんの対策をされているのかお示しいたきたいと思っております。

総務部長（福山敏裕君） 室内防災行政無線個別受信機の老朽化問題と今後について、お答えいたします。個別受信機の用途は、屋外において、防災行政無線が全く聞こえない地域への放送や、火災時での消防職員等への情報伝達に活用しているところでございます。屋外の状態に関係なく、防災情報が伝わるものですから、大変重宝をしているところでございます。しかし、定期点検や保全処置などをした場合で

も、耐用年数は約13年となっております。現在の防災行政無線は、もっとも新しい名瀬地区で約14年、もっとも古い笠利地区では22年経過している状況であります。このことから御指摘のとおり、老朽化に対する対策を講じることが急務であると認識をしているところで。

そこで現在、この受信機に変わるものとして考えているのが、奄美FMからの防災情報の提供です。災害に強いまちづくりを実現するためには、あらゆる手段を利用して、防災情報を市民へよりいち早く正確に伝えることは重要なことと考えております。

今後の計画としましては、今年度は3支所に設置されております防災施設を統合するための機能整備を図ります。具体的に申し上げますと、現在国が緊急時に発する全国瞬時警報システムJ・アラートに対応しまして、住民にいち早く情報を伝えるためには3支所の機能を統合し、本庁から情報を一斉に発信できる整備の必要があります。それに対応するため、緊急時の情報を瞬時に受信するための自動起動機とあわせて、制御卓の整備に取り組んでいるところでございます。これが整備されますと、津波・地震速報等が国から発信されると奄美市の防災無線が自動的に起動しまして、情報発信から30秒後には住民に伝達できるようになり、災害等への迅速な対応を図ることができると考えております。

また、今、御指摘がございました雑音で聞きづらいとの対応のことではございましたが、このことにつきましてはデジタル化することで解消できるものと思っておりますが、そのデジタル化に向けた取組としましても、笠利、住用、名瀬の順に年次的に準備を進めていくということで、現在計画を立てているところでございます。

1番(師玉敏代君) 防災のですね、そのへんはそういうふうになら進められるとして、私がこの中で一番言いたいのはですね、合併して議会の模様が、ラジオを前は通して住用の村民は聞いていたんですね。笠利のほうも一部有線で、奄美テレビがありますけれども、ほとんど親子ラジオで議会の模様を聞いていたと聞いております。そして今、それが笠利も住用もないんですね。だから市長の施政方針じゃないんですけど、やっぱり3地区が合併して一体感の醸成といいます、やっぱりその自分たちも本当はここまで傍聴して聞ければいいんですけど、そういうわけにはいきません。こういう議会の模様を聞くのを楽しみにしている老人もいるものですから、やはりこれがこの今のように整備されて、議会のこの放送もできるんですか。

総務部長(福山敏裕君) この防災行政無線の今後の活用、どう活用していくかということにつきましては、今後また考えていかなきゃいけないところでございますが、その中で当然議会のこの模様を放送していくかなども取り上げられていこうと思っております。現在、この議会の情報につきましては、今議員ありまして、議会だより、それから市のホームページ、それと今インターネットを通じております。それと奄美テレビ、地元2紙等で情報を発信しているというのが現状でございます。

1番(師玉敏代君) 私はですね、この宇検がですね、4月に防災無線に替えてラジオということで、FMを開局して、やはり同じように宇検も今の室内無線機では、さっき言ったように17年も経過して住用のような同じような状況が発生しているんですね。1機買うと5万円ということで、NPOを立ち上げて放送局を開局して、日頃は防災、普段はFM奄美ディFMの77.5メガヘルツですか、そこにあわせて普段はラジオを流すと、その時にはまた議会の模様を流したり、また防災瞬時の切り替えをするということを聞いたんですね。それであれば笠利と住用に中継局なり、鉄塔を打ち立ててそういったことをできないのか、ラジオを通してとかですね、それはできないのかというのをもう簡単でいいです。お願いします。時間がありません。

総務部長(福山敏裕君) 今宇検村でのFMの放送の件でございますが、それにつきましては、エリアとしましては、宇検村から流します放送のエリアとしては、住用地区も入るようでございます。また今の奄美FMディが宇検村のほうでも聞こえるのと一緒でございますが、そこから奄美市のまた情報を発信

するかということになりますと、これはまた宇検村との協定ということになってくるわけでございますが、それよりは私たち現在奄美市としては、すでに放送を開始しています奄美FMディを活用して今後やっていこうということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1番(師玉敏代君) では、前向きによりしくお願ひいたします。

最後の質問です。教育施設の整備ということで、遠的弓道場整備のことについて質問いたします。スポーツ競技の中で弓道には近的の28メートル、遠的の60メートルの競技があります。現在奄美本島内に残念ながら遠的の弓道場が整備されていないため、郡大会、県大会、日常的な練習もできない状況であります。この練習できない遠的弓道に対して、今後この整備をどのようにお考えになっていらっしゃるのかお願ひいたします。

教育部長(里中一彦君) 遠的弓道場の整備につきましては、これまでも弓道連盟の皆様方から設置について、要望を受けておりました。また県体大島地区大会が現在の開催順番でいきますと、隔年で奄美市開催もあると、そして県体の競技種目であると、このようなことから奄美市におきましても、その必要性を認めておきまして、場所等検討しているところでございますけれども、現在の名瀬総合運動公園におきましては、その余裕地がないと、そして笠利・住用地区、昨年度検討・設置できないだろうかと、そういった適地はないだろうかとということで、昨年度検討いたしましたけれども、なにしろ遠的場となりますと、安全性ということもございまして、なかなかその適地がないということで大変困っている状況でございます。しかしながら、今年も郡体奄美市開催でございまして、今後も隔年で奄美市ということになるだろうと思っております。議員もおっしゃいますように、大島本島内で遠的場がないということでございますので、今後もこれらの適地はないものか、鋭意検討を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

1番(師玉敏代君) この60メートルという所と、この遠的というその弓道の競技ですので、大変危険だと思ふんですね、場所的にも。やはり上に向かって打ってドンですから、この間三儀山のほうの弓道場の市長杯のとき見てきたんですけども、体育館の裏から弓道場の間のラインを引いて、そこから60メートル計って、そして見える的は一つしかないんですね。その的に向かって打っているんですね。以前にはその川向こうから弓道的に向かって打って練習して矢を落としたりと、いろんな危険なものがあるんですよ。やっぱりその練習というのはそこで練習するのはいいんですけども、それも大変危険だと思ふんですね。そしてどこで調整して大会に臨むのかということで、やはりそのへんの練習も苦慮しているみたいです。場所的にもですね喜界と徳之島あるんですね。見てきました、喜界は。本島内のやっぱり住用なども場所的にはいいんじゃないかと、そのへんもですね、場所的には学校の近くにあるんですけども、そのへんなども是非視察していただいて、体験交流館で柔道やら相撲やら、子どもの成長の育成にも今後役に立つと思ふますし、いろんな面でいろんな部活の選択肢もありますので、今後臨んでいただきたいと思ふますが、ひと言よろしくお願ひいたします。

教育部長(里中一彦君) ただいま、今、議員からございました東城小学校下のところのテニスの場所という、そこはどうだろうかというふうな連盟のほうからのお話ございましたので、見てまいりました。ただ、あそこでやるとしますと、現在の東城グラウンドに入り込まないと60メートル確保できません。そういったところであそこはまた学校施設ということで、日頃は子どもたちの運動場になっていると、このようなことから、併せてまた隔年で住用地区の体育祭が東城と住用地区で開催されていると、このようなことから安全性、それから場所等確保については、あの場所においては現在難しいのだろうかなというふうに判断をいたしております。しかしながら先ほども申し上げましたように、必要なことでございますので、適地等さらに検討を重ねてまいりたいというふうに考えているところでございます。御理解をいただきます。

議長（伊東隆吉君） 以上で、新奄美 師玉敏代君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後 2 時 3 0 分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午後 2 時 4 5 分）
引き続き一般質問を行います。
新奄美 多田義一君の発言を許可いたします。

2 番（多田義一君） 市民の皆様、議場の皆様こんにちは。新奄美の多田義一でございます。私でいよいよラストでございます。気合を入れて頑張りたいと思います。

まず、はじめに、6 月 7 日小俣町で発生いたしました土砂災害にあわれました被害者の皆様の一日も早い復旧を心から願うものであり、また市当局におかれましても早急な対応をお願いいたしたいと思っております。

一般質問入ります前に、私の今日の主題は夢と希望と目標でございます。これを念頭におきながら、一般質問に入りたいと思います。

平成 16 年からの奄振も残すところあと 1 年となり、ただいま延長に向けて多くの議論がなされています。奄美の自立的発展は程遠く、まだまだ奄振が必要と思いますが、本当にみんなが必要と思ひ必死に頑張っているのでしょうか。私は大変疑問に思います。自治体と議員と一部の人たちが声を上げているだけに思えてなりません。それはなぜなのでしょう。復帰 50 年以上が経過し、変わり映えのない奄振と、どんどん人口は減り、少子化が進み高齢者が増え、経済は悪化する中、市民が求めるものと行政が求めるものの違いがでてきているのかなと思います。奄振はまだまだこの奄美にとって必要であり、変革の時期にきていると思われれます。

以前私は奄振について質問いたしました。制度上ハード事業が多く、ソフト事業は予算的に少ないのが現状で、今後は企画力を生かし、ソフト事業を増やしていきたいとの答弁をいただいた記憶がございます。その思いを実現する時期にきていると思いますが、まず、奄振延長を勝ち取り、真に奄美を発展させる施策を展開し、島民すべての人が期待すると、その施策の展開を広げることを島民すべての人が期待していると思います。期待とは望みは薄くとも、少しの可能性にける思いであり、今、真に必要なのは奄振ではなく、市民に夢が必要だと思ひます。その夢の実現のための手段として、奄振という制度があり、この制度を使うことにより奄美が発展していくものだと思います。今、奄美市の経済は疲弊していくばかりで、明るい話題があまりございません。今年是一段と悪くなっていると思われれます。そんなときだからこそ、いい話題を市民に届け、少しでも希望を持ってほしい、そういう願いを込めてこの質問に入りたいと思います。

まず、奄振について、今、多くの議論がなされている途中ではありますが、多くの公式の場に参加している市長に、現段階での進ちょくといいいますか、手ごたえといいいますか、手ごたえと思ひをお伺ひいたしたいと思ひます。

次の質問からは発言席で行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 多田議員の質問に答弁いたします。

先般来、奄美群島振興開発特別措置法の延長については、御質問を受けておりました、それぞれに答弁をさせていただいているところですが、おっしゃるとおり今年度で期限切れという状況を迎えました。そういう中で国のほうの財政等について、特にまた県政においても私たちのこの奄美市においても、財政という点で大変混乱というか、厳しい状況に直面しております。そういう中であればこそ、大きな希望を持って社会のインフラ整備に取り組む必要があると思ひます。そういう意味において、奄美群島

振興開発措置法の延長には、群民一丸となって取り組む必要があると思います。

現在、奄振法の延長に向けては、奄振法の審議会において、議論が継続しておるところでございます。今月の18日だったと記憶しておりますが、2回目の審議会が予定されているようであります。県においては、開発総合調査のアンケート調査に続いて、各市町村の首長さんとの懇談等を重ねながら、次の奄振法の自立的発展のために、今後どういう形をとっていかということの、基本的な意見を集約して、奄振法の促進に向けての協議会で合意を得ているところであります。それに踏まえて県としては、事業計画を作らなきゃいけないので、それぞれの町村から上がってきました事業を今、精査し国に概算要求として要望する準備を進めております。

奄美のほうにおいては、広域事務組合を中心にして、この事業が達成できるように、奄振法の延長に向けての基礎となる資料等を作り、これからも鋭意その方向で進んでまいりたいと思います。県や国の振興課との調整もあらかた終わったところであります。このような中で、現段階での私の感想はということではございますが、奄振法の事業などを見合わせたときには、午前中も申し上げましたが、予算額の関係で満額OKがとれるのかどうかという点は、これは12月まで尾を引っ張りますので、今、申し上げられませんが、法の理念としての延長というのは、ある程度高いのではないのかなと、こう思っております。しかし、国のほうの皆さんからすると、奄美の人たちの熱意がどうも冷めているんじゃないのと、足りないのではないのかというようなことなども、要求に対してですね、言うことなども耳にしております。そういったこと等もございまして、先般来、取り組んでおるところですが、この24日に市町村長会や議会議長会、そして関連の団体等を主催者にして、奄振法の延長、要求群民総決起大会を計画したところです。この決起集会には、まず国土交通冬柴大臣もなんとか今、その時は外国旅行中ですが、旅行の帰り際にルートを変更して、時間に遅れてもいいから出席したいというような返事をいただいておりますので、出席できるのではないのかなと、このように思っております。そして自民党の奄振小委員会の委員会である保岡先生も、何とか日帰りでいいから出席していただきますようにと、依頼を申し上げたところです。その他多くの国会議員も参加されるように、皆さんそれぞれ時間調整をしております。伊藤知事も大変忙しい、選挙告示前ではありますが、なんとかして出席していただくように、お願いを申し上げましたので、出席していただけるんじゃないかなとこのように思います。そういうそうたるメンバーを控えて、大会をいたします。今回は挙党一致ということで、みんなで力を合わせていけるような、そういう盛り上げをつくりたいと、こう思って事務局を引っ張っているところでございます。こういうことは大会を盛り上げるということだけではなく、これからの奄振についての認識を深めていただくと、あの厳しい奄振法の延長の問題や、その事業量の確保をするというこの長い間の歴史のですね、経過が若い世代には伝わっていないのではないのか、そのために盛り上がりがないのではないのかということを感じるたびに、なんとかこれを機会として理解してもらおうようにしていきたいと、このように思います。

これまでも自然環境に配慮した事業、それから畜産整備を畜産の振興を図るための整備事業、サトウキビの増産が図れるような整備事業、こういったものを重ねて今、健康を重視した制度、それから廃棄物循環社会に向けての取組、こういった点が奄振法の事業の中に取り組んでいくことができましたので、これからは産業、いわゆる産業の振興ということなどを含めて観光や自然遺産を大事にする、そういったことをうたいながら、新たな方向が見出されればと、こう思っております。非公共事業の枠の問題が常に議論されておりますが、今後はそういった点では他省庁の事業も奄振法の事業として取り込めるような、そういう形が必要になってきたのではないのかということなども考えておるところです。

奄美市としても、今、地産地消ということ強く訴えながら、それらをカバーするようにできる仕事をということで、社会資本の整備と併せて、非公共事業の中に青果市場の整備を進めたいとこういうことで、今、取り組んでおるところでございます。今後の学校の問題、住宅の問題、こういった点がですね、現在全国ひとくくりになっておりますので、奄美市としての確保ができるようにとお願いをしているところですが、今、少し厳しいのかなと思っておりますが、取り組んでいきたいとこう思っております。

すので、御理解を賜りたいと思います。いずれにしましても群民の皆さんの力強い団結力を示すということが大事ではなかろうかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

2番(多田義一君) 市長ありがとうございました。私もこの質問をした経緯に、まず前提として延長されるものというのが大前提とありました。そして24日の決起大会と群民あげて士気を高めていこうということだと思います。がしかし、その反面ではこの制度上の問題も多くあると思いますし、もう一点は以前私が一般質問で質問したときに、当時、企画のほうですかね、もともとハード整備のほうでつくられた法整備であり、ソフト事業ではなかなかその予算がおりないというお話がありましたね。

私なりにそれからいろいろ調べました。そうすると、少し違った回答があらゆるところから聞こえてまいりました。まず、国の関係者からはもともとはそういう法形態であったであると、がしかし、ずっとこの法は改正されてきてます。常に新しく最終的に改正されたのが平成18年3月31日ですね。これが今のところ最終なんですけど、なぜ変えてきてるのか、国のほうは法をなぜ変える必要があったのか、ここが僕は一番のキーポイントだと思います。これを従来どおりハード整備だと認識をしたまま、今までのように予算要求をしているといつまでたっても変わらないというのが現状であって、国の関係者の方はハードの予算、ソフトの予算という形で具体的に色分けをしているわけではない。ソフト事業の要求があればそこについて大いに議論をしていきたい。ただし今までそのような要求がなかったというんです。あまり来なかった。これが現状ではないかというお話を聞きました。

市長、あの時にこれからは企画力が問題であると、今から企画力を高めて真に奄美に必要な制度に変えていきたい、そのように答弁をされてますが、一点だけ、なんでこの法がこのようにこまめに改正してきているのか、そのへんの認識をちょっとお聞かせください。なんで変わってきているのか。その行政なりに考える部分でよろしいです。今までの思いでよろしいです。なんでこの法律こう頻繁に変わってきているのか、今までもう多分すごい回数で法改正がされているんですね。なぜ変わってきているのか、そのへんの認識だけで結構です。よろしくをお願いします。

市長(平田隆義君) 法改正がたびたび繰り返されているということなんですけど、まず復帰してすぐは振興、奄美の振興法ですか、それから変わって振興開発事業ということで現在もそういう名前になっておるんですけど、事業の計画は国としては10年スパンで一応考えておりますよと、ただし、10年では長すぎる点もあろうかということで、法の改正を5年ごとに区切って検討するというをとっていこうということだという具合に説明を聞いております。離島振興法とか沖縄振興法が10年なものですから、10年にしてくださいという要望もしましたが、やはり10年よりも5年のほうがいいんじゃないかというのが、国土交通省の見解でありました。

これまででは、建設省、自治省、農林省と運輸省が主な省になっていたわけですが、今それらが行革で統合されたりしておるところですが、ただこれまでの中に厚生省予算というのがですね、奄振で取り入れられたのが今の県病院の改築のときです。大変苦労してこの予算を、国の補助事業を取り入れたということがあります。それからもう一つは、振興会館という名称になったいきさつもそうなんですけど、文部省だけではなくして、建設省のいわゆる奄振の予算が入ってきたということになっております。そういった点では、一つの事業をやることによってその枠を広げていくということも大事ではないのかなと、こう思っているところですが、学校の改築の予算、それからさっきも申し上げましたように、住宅の予算、これが一応奄振法の中でうたわれはするんですけど、枠が明確になっていないということがありますので、こういった点をもう1回元へ戻すという努力はしていかなきゃならないと、こう思っております。

それで、全般、交付金化の話が出たときに、いろいろ議論が出てきた中に、奄振法の予算の大枠というか、ほとんどが社会資本整備ということで、農林省と国土交通省が掌握している事業が多いということで、その他の省にまたがる非公共事業は枠を設けるといことは大変厳しいということだという理解をいたしております。ではなぜ枠が増えないかという、国の省庁の縦割りといえば縦割りのなか、それは向こうの仕事じゃないかという話にやっぱりなるのかなと思います。そこらへんは県のほうが計画

を、これまではこの5年の前までは国土交通省ないし、国土庁が事業計画を組み立てたわけですが、それが今度は事業計画は県のほうに移りましたので、県のほうでそのことを組み立てていかなければならないわけですが、当時の須賀知事としては、非公共事業の枠を広げるということは至難のことであるということで説明を受けておりますので、いろいろと工夫を凝らして交渉はされたんでしょうが、なかなかその省庁の関係で難しいということではないのかなと、こう思っております。そういった点で先般の企画力の問題ということと、情報の収集という点では、各省のそれぞれの事業をどう情報をキャッチして取り入れていくかということが、地方自治体に求められているということを申し上げたかったということですので、御理解賜りたいと思います。

2番(多田義一君) 私のこの2番目の中身についての、その考える時期にきているのではというのは、今、市長のおよそ僕なりに理解できましたので、今度はちょっと奄振について、その補助率の問題、沖振法とは概略はそんなに変わりはないんですね。そのうたわれている文言はそんなにかわらないんですが、沖振法と奄振の決定的な違いは補助率なんです。平成18年度奄振で、30億8,800万とんで8万7,000円ですね。この負担が9億3,695万3,000円という形で出てますが、実際もらえるだけじゃなく、負担の問題、負担率の問題がかなり大きなウエイトとして今、のしかかっていると思います。現にある鹿児島県の職員の方は、今、この離島のほうを含めて奄振に対して思うように予算請求ができないと、要求ができないと。それはなぜかということ、負担がやはり重くのしかかっている現状があるのではないかと。これをそのまま放置して、5年引っ張って10年引っ張ろうが15年引っ張ろうが、これは思い切った制度変更にはならないと思うんです。この率の問題は今、議論さなれているのかどうか、そのへんお分かりであればちょっとお聞かせください。

市長(平田隆義君) これまで奄振事業の補助率がさ上げということは随分議論をしてまいりました。その中で国のほうが補助率の恒久化という法を制定して、それを全部並べられてしまったということです。ですから、あとは裏負担のほうの条件をどうするかということで、奄振債というのでも出てきましたし、それからいろんな形での予算の確保ということでは、残された課題です。例えばタラソなどは、10分5なんですがね、県が1割10分の1を持つということだったらそれは持てないということでしたので、じゃあ裏負担をどうするかという起債の段階のほうで、いろいろと相談しまして、辺地債やらいろんな枠があって、あとで交付金が出るという制度になっております。奄美市が負担すべき金は私は1割くらいになったのかなと思って見積もっているんですが、あのケースは非公共事業の中でそういう対応がとれたんですが、公共事業の中ではなかなか辺地債や過疎債、組み合わせながら議論をするわけなんですが、なかなかそうもいかないと。沖縄のほうの話を性格に聞いたわけじゃございませんが、北部広域事務組合の事務局長といろいろ話を聞いた時点では、やはり裏負担のほうの振興の交付金があるということで、それを単独事業にどうと入れているもんですから、最終的には負担がゼロになっているというような話も聞きましたので、そこらへんが違っているのかなとこう思います。

また難しいことで、学校の建築などは、7.5とこうなっておるんですが、奄美が5.5と、10分のですね、なっておるんですが、その基地周辺交付金を抜けた感じでは国のほうが、その補助対象額という分があるわけですよ。事業枠の中の。それが奄美のほうは緩めていただいておりますので、結果としてはそんなに変わらないような補助金になっているということもあります。ですから、一概にこうということがなかなか申しにくいんですが、個々の事業において、そこらに対応していくということは必要なことだということだけは認識しておりますので、十分注意しながら事業を進めていくという努力をしなきゃならないということだと思います。

2番(多田義一君) 確かにその補助率の問題は、僕もこう調べていくうちに少し分かったことがございまして、港湾関係は補助率がすごい高いですよ。その道路整備、それこそ本当にハード事業ですよ。ハードと言われている事業は高いんですよ。がしかし、ほかの事業にちょっとスライドしてくると補助

率が低くなってきてるんですよね。予算総枠の中で見ると、やはり補助率の高い事業にどうしても金額がたくさん入ってるって、それは裏を返すとやっぱり自治体負担を少しでも軽減しようという、各自治体の努力の表れだと思うんですよ。てことはですよ、この根本的な部分を改善しないと、いつまでたっても僕はそういう、結局港湾とかその面整備のほうにどうしてもやっぱ負担のほうを優先してしまっていくんじゃないのかなという、すごい不安感を持ちました。であれば、本当にこの制度を奄美復興、ほんと自立的発展に向けた制度に、もう思いっきり本当に議論していただいて、こうなんだ、地元はこう考えているんですよと、そういう意見を是非この機会に強く要望していただきたいなと、でなければどんだけ引引っ張っても変わらないんですよ、ずっと。だと思っんですよ。どうなってこの制度はこういうふうになっているのかという根本的な部分はやっぱり資本整備がやっぱり昔はなかったわけですから、それはいいと思うんです。しかし50年以上経っている今も同じようなやり方を続けているということに、やっぱり時間の差をどうしても感じてしまうんですよ。そのへんの論議を是非こののを絞っていただきたいなということをお願いしたいと思います。

そしてもう一点、最後に、恐らく本年度中にその延長かどうかということは決定されると思うんですが、年度内にですね。年度内に決定され、来年の5月前後に基本計画を国に上げる、そういう流れになると思いますが、てことは逆算してみますと、今の段階でその基本計画策定に取り組んでないといけないう時期になすますよね。これも内容は結構ですので、今現時点で取り組まれているのかどうか、基本計画策定のそのいろんな各事業の予算要求に向けた動きを現時点でしているのかどうか、それだけで結構ですので教えてください。

企画部長（塩崎博成君） 平成21年度の奄振事業の要望につきましては、それぞれの自治体においてとりまとめをし、県のほうのヒヤリングを受けておりますので、次期奄振が延長されるという前提のもとで、今、取組をなしているところでございます。

2番（多田義一君） じゃあ今、取り組んでいるということで理解しました。この要求は大変重要な要求であり、この5年の基礎を作る基本方針となると思います。是非ですね、ソフトの拡充も当然ですが、奄美本島内の方々に本当に夢と希望を与えられるような、奄振のほうにこう本当に総力をあげて、私もも一緒だと思いますが、総力をあげて取り組んでいただきたいと強く要望して、次の質問に移りたいと思います。

続いて、佐大熊併存住宅についてであります。佐大熊町に大きく貢献してきた併存住宅ですが、建物の老朽化が進み、いよいよ解体する時期に差し掛かってきているのかなと思います。がしかしそのテナント、要は地権者との交渉など、いろいろ課題が多く残っていると思いますが、現段階でのそのスケジュール等、またはその地権者との話し合いなどどうなっているのか、お伺いいたします。

建設部長（平 豊和君） 併存住宅の解体につきましては、議員御指摘のとおり、1階店舗部分の権利者との協議がまだ未解決でありますので、スケジュールが立っていないのが実情でございます。

2番（多田義一君） 私が聞いている中では、21年度、もしくは22年度ぐらいには解体したいというお話を以前はチラッと聞いた覚えがございますが、地権者とのその金銭的な話し合いとか、いろいろあると思います。その中で、もし地権者とのお話がきっちりついたと想定して、その今、財政状況が厳しいと思いますが、その中で解体をしないといけないうんですよ、まず。あの建物を解体しないといけないうんですが、その予算措置はどのように考えているのか、またその後の解体後の計画があればお示し願いたいと思います。

建設部長（平 豊和君） 解体にかかる予算措置についてでございますが、昨年11月に県と協議を行った中で、解体のみでも老朽住宅除却事業が適用できるとの回答を得ておりまして、解体費用の2分の1

は国庫補助金が充てられるものと考えております。

また、跡地利用を含めた今後の計画についてでございますが、これまでの議会答弁でも申し上げてきておりますとおり、この併存住宅の解体には多額の費用がかかることや、先ほども答弁いたしました1階店舗部分の権利関係など、解決しなければならない課題がいくつかありまして、今後ともその解決に向けて鋭意努力するとともに、建て替えを含めた跡地利用についても、平成22年度以降の次期地域住宅計画を策定する中で検討してまいりたいと考えております。

2番(多田義一君) 私は個人的にはもう本当にあの地域には住宅は必要と思いますが、住宅全般として奄美市に600世帯を超える世帯の方たちが市営住宅の申込みとして希望している中でございますが、今、足りてないのが実情ですよね。その市営住宅、公営住宅としては僕は足りてないと思います。そういう中で、前も一度聞いてますが、当局としてその住宅の必要性、どのようにお考え持っているのかお聞かせください。

建設部長(平 豊和君) 市営住宅の必要性と、現状についてお答えいたします。

現状についてでございますが、名瀬地区におきましては、現時点で681世帯の方が空き家待ちをしている状況であります。名瀬地区の過去3年間の空き家待ち状況は、平成17年度が422世帯、18年度が542世帯、19年度が670世帯と増加をしております。平成17年度に空き家待ちで入居をされた世帯は51世帯、18年度が97世帯、19年度が90世帯となっております。このような状況から、市営住宅の戸数の不足につきましては、十分認識いたしておりますが、空き家待ち入居希望者のニーズに応えられていないのが現状でございます。

2番(多田義一君) 年々増えてきているんですね。平成17年度422ということは、もう2年間で200以上増えているということになります。これは何を示すかということ、やはりその地域経済でしたり、家計の圧迫など多く、いろんな要因があると思いますが、この市営住宅に入れられない方たちが、もし本当に生活困窮で困っている人たちであれば、恐らく国保も滞納していく可能性が高いでしょうし、市県民税ですね、ほかにも払いたくても払えない方たちがいっぱい出てくるんだと思うんですよ。これが、この数っていうのは結局それを表しているような気がするんですが、私はその市営住宅を早急に整備していかないといけないという観点からこのような質問をさせてもらってますが、今度はですね、佐大熊にちょっと特化しまして、佐大熊地域での人口における、世帯数ですかね、人口ですね、人口における高齢者の比率と子育て世代の比率をお示しくください。

建設部長(平 豊和君) 佐大熊における高齢者比率であります。6月3日現在、奄美市全体の人口、4万8,454人に対しまして、65歳以上の老年人口は1万1,861人で、老齢人口比率は24.5パーセントであります。佐大熊地区におきましては、人口2,262人に対して65歳以上の老齢人口は573人で老齢人口比率は25.3パーセントであります。また子育て世代と言われる20代から40代については、奄美市全体で1万4,102人で29.1パーセントとなっております。佐大熊地区におきましては、713人で32パーセントとなっております。

2番(多田義一君) 佐大熊の今、高齢者の比率と若者の比率、子育て世代の比率を出していただきましたが、この65歳、以上でした。恐らく一番多いのは50代だと思われそうですが、その50代の方の構成比率が今、手元にあれば50代までお示しくください。

建設部長(平 豊和君) 大変申し訳ございません。50代については、資料を持ち合わせておりません。

2番(多田義一君) 50代、今、資料がないということですが、実は佐大熊で一番多い世代は50代

であります。てことはこの5年ないし10年で、この65歳以上の比率はかなり上がるということですね。上がるんです。佐大熊、あの地域で言うと。で、若者の世代は佐大熊で713名の32パーセント。これは一見高いように見えますが、私こっちに、ここにですね、伊津部小学校の生徒数の統計です、これは。平成元年963名、27学級です。ところが平成10年、526人の19学級です。そして平成19年度、今年です。345名の13学級です。てことはですね、かなりのペースでその佐大熊、もしくは伊津部小地域の子どもたちは減少しているということになります。これは一概にその地区の出生率がうんぬんとかっていう問題ではないんですが、恐らくよそに引越しされたり、結局市内の中で動いていると思われませんが、このままおいてますと伊津部小学校、年々減っていきます。それはなぜかということ、伊津部小区域はもう開発する場所がないんです。既存の住宅、これを生かすしかなく、私がなぜ高齢者の比率を出したかということ、ある方に佐大熊の高齢者の方に一度、呼び出されて行ったことがあります。そのおばあさんは80歳を超えておりますが、3階に住まれてて買い物行くのにタクシーで行っています。買い物に行くのにですよ、わざわざタクシーです。なかなかバス停までの距離、いろんなことを考慮した時に、そのビルの下まで来てくれるのはもうタクシーしかない、そういうことで少ない年金の中からタクシー代を払ってまで買い物に行かないと、現状、行かないといけないちゅう現状なんですよ。ですが、昔は佐大熊は併存住宅の時代には1階部分にスーパーがありました。このスーパーがあったときには、多分地域の方々は、そのすばらしいその地域環境に気付かなかったと思いますが、なくなってだいぶ皆さんお困りになっていると思います。それが高齢者が増えるにつれて、どんどんこの地区は疲弊していくものだと、僕は思っておりますが、そこで佐大熊地区を一つのモデル地域に指定して、先ほどの併存住宅を壊した跡に、高齢者向け世帯と子育て世代を併用した形の市営住宅、また1階部分にやっぱりそのスーパーさんとかを誘致して、買い物ができる、お年寄りが安心して暮らせる、そういうお年寄りと子どもをですね、安心安全な生活ができるような地域に、佐大熊をモデル指定してやれないかどうか、これを強くちょっと要望したいのですが、どうでしょう。

建設部長（平 豊和君） 佐大熊地区を高齢者と子育て世代に住みよい環境を両立させるためのモデル地域のような取組ということではないかと思うんですが、佐大熊地区では、平成14年にタイヨー佐大熊店が閉鎖して以来、地域の住民の皆様、特に高齢者の方の買い物等の日常生活や、市営住宅の段差、階段の昇り降りについても御不便をおかけしていることにつきましては、十分認識をいたしております。高齢者に対しては安心して生活ができるようなユニバーサルデザインを導入し、身体への負担を軽減したり、団地内への老人福祉施設等を併設するなどの環境整備を進め、子育て世代に対しては安心して子どもを育てることができる保育所等を併設した住宅の整備などが図れましたら、高齢者や子育て世代にとっても、住みよい環境になるのではないかと考えております。言うような御提言になりますので、将来の研究課題とさせていただきたいと思っております。

2番（多田義一君） 今の答弁にもありましたが、子どもとお年寄りが一緒に共存できるというのは、とっても今、すばしくて、全国でも市営住宅ではないんですが、民間のほうでそのような取組、癒しとかですね、求めたりそういうふうな取組が多くなされています。恐らく公営住宅では類を見ないようなお話だと思いますが、僕はこの佐大熊においてはこれをするしかないと思うんですよ。選択肢が少ないのではないかと、ほかにいく選択肢が。まず高齢者は間違いなくこの地区は増えていく、全般的に増えていきますが、ここは住宅で階段の昇り降りがいっぱいあります。5階に住まわれている方もいらっしやいますし、いまだエレベーターの設置は佐大熊では1棟もございません。そういう中で、皆さんどうして買い物に行っているのか、疑問になったことないですか。やっぱりタクシーを使ったりしてるんですよ。もしくは頻繁に走っているわけではないバスですよ。バスを利用して買い物に行ったり、そういう方たちがどんどん増えてきて、子どもたちはどんどん減っていく。これを10年放置すると僕はとんでもないことになると思います。この佐大熊で言うと。ですので、悪くなる前に、ひどくなる前にやはり行政として、政策を打ち出し手を打っていくというのが、僕は行政の役割だと思いますが、市長はど

のようにお考えですか、今のお話を聞いて、部長の答弁と現状を踏まえて。ちょっとお聞かせください。

市長（平田隆義君） 私なりに佐大熊の地域環境、人口の変異はかなり承知しているつもりであります。毎年行われます黒潮祭りなど見ておりますと、その線がよく伺えるような気がいたします。そういった点では、その一つの地域を重点的に、何らかの目的を持って開発というか、活性化させていくということは非常に夢のある話でございます。じゃあどういう形で取り入れるかということ、現実の問題は財政の問題になってくるということなので、これをどうしていくかということだろうと思います。そういった点では例えば、田雲団地を建設したときに今、佳南園に委託しております、デイサービスセンターですね。あれなどもですね、当初その住宅事業の中での予算でできるということで進めたんですよ。最終になって駄目だとなりまして、あれは単独事業でやらざるを得なくなったということなんです。そのように、やはり地方の財政というのは、中央の財政出動に依存しているわけなので、なかなか夢の実現ができないということだろうかなと思います。

佐大熊の地域を目に見えて訴えるということでは本当に、なんと申しますかね、こう掻き立てられるというかそういう思いはするんですが、現実と照らし合わせるときには厳しいのかなという話になってくると。今、実際の話が担当職員のほうは古い住宅の建て替えに入れたいということを申しております。それは必要に迫られた状況だという認識はします。ところが実際に今度はこう空き家待ちのことを聞きますと、佐大熊の住宅は家賃が低いから佐大熊に行きたいという要望がお年寄りにあるということになりますと、実際にその人を受け入れる現実の問題として、そういう家賃の低い住宅ということの確保もまたこれ、必要に迫られているという、こういう矛盾というか、陥っているというのが本当です。今後高齢者住宅を増やしていくということの努力はしていかなくやりますが、そういった点では佐大熊の今後の住宅政策においては、本当になんと申しますか、夢の語れるということと、現実の問題をどうかみ合わせていくかということで、対応していきたいとこう思っております。

2番（多田義一君） 確かに、その家賃の問題、あると思いますが、私は個人的な考えなんですけど、その家賃の安い高齢者向けの住宅と、今、特公の家賃の高い住宅がありますよね。家賃の高い住宅を組み合わせるとかですよ。その1棟でバランスを保てるように、安い人たちだけを入れるのじゃなくて、そのバランスですよ。その賃収のバランスを考えると僕はクリアできると思うんですよ。これはクリアできると思うんですね。あとは事務的な部分でいかに国からお金を引っ張るか、県に補助を付けてもらうかというのは、それは僕たちよりもプロですから、皆さんのほうが。そのへんは本当に考えていただいたら僕は実現できると思うんですよ。ただ、あとは考えるか、やるかやらないかの問題だと思うんですよ。やるとなればそれなりの予算の引っ張り方は、僕はあると思います。そのへんの経験上、皆さんは絶対プロなんで、そこは本当に奄美市職員として、僕はやっていただけと信じておりますので、是非前向きに、本当に前向きにですよ、検討していただきたいと、これは大きな問題になると思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続いて教育行政について御質問いたします。

平成22年度からですかね、小学校の事業に英語が必修科目として入ってきますが、これは小学校の先生に全国ですと、アンケートを取った結果、6割の先生方がその授業を教えるのにちょっと不安を感じると、大丈夫なのかなと答えている先生が、実に6割を超えていると聞いております。この奄美でも同じことが言えると思ひますが、本当に先生だけじゃなく、子どもたちにも負担がかかると思ひます。それで、お伺ひいたしますが、教育委員会としてどのように考えているのかお伺ひいたします。

教育長（徳永昭雄君） 小学校時代から英語教育を行うことについて、お答えいたします。

平成23年度からでございます。英語学習が小学校の5年生6年生において、週1時間の実施になります。子ども一人ひとりが豊かな国際感覚と確かな英語力を身に付けることは、国際化の進む現代社会を生き抜くうえで、大変重要な課題であるととらえております。小学校英語の狙いは、言語や文化につ

いて体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うこととあります。つまり、話す、聞くという音声言語が中心であります。小学校英語は中学校段階での文法討論前倒しではなく、日本と外国との生活習慣、行事などの違いを知り、多様な見方や考え方があることを気付くことを目的としております。このように英語学習によって児童は、異質なものを需要尊重する態度を養い、自分を正しく表現できる能力を身に付けていくものと考えております。

指導体制でございますが、指導については年間活動計画に基づいた学級担任が中心となって行っていきます。英語が得意でない担任は、ALTや地域人材の活用を図り、英語の発音ではCD、DVDの音声教材を使って授業を円滑に進めたいと考えております。本市では各学校でのALTの活用充実をさらに図り、総合的な学習時間における国際理解教育の推進に努めていきたいと考えております。さらには、中学校のスムーズな接続ができるように、英語に親しみながら楽しく活動する授業の在り方を教育委員会が各校と連携を図りながら、共通実践していききたいと考えております。また、英語教員の指導力向上研修を通して、英語教員の指導力の向上を図り、小中併設校や隣接小中学校での中学校英語教員の活用によって、小学校英語の充実を進めていきたいと考えております。

2番(多田義一君) その重要性というのは、私も理解しているわけですが、1点だけですね、今、奄美市にALTが何名いらっしゃると思います。もし、この23年から週1回入ったとして、先ほどの教育長の話の中で、DVDもしくは学級担任等の授業になると、その中で足りない部分というか、不安な方とかそういう方の補助としてALTないし、その地域の英語に長けた方たちを招いていくと。実際この取り組んだとした場合に、奄美市としてもし万が一、人が足りないと、人材が不足であるとしたときには、そのALTの増員も考えられるのか。またそうなったときに、これ国が始めるという制度であって、これに伴うALTの費用負担はやっぱり地元がしないといけないのか、そのへんの話まで、具体的にしていれば、示すだけで結構です。よろしく申し上げます。

教育長(徳永昭雄君) 現在、名瀬・住用・笠利地域にそれぞれ一人ずつALTを配置しております。名瀬地区のALTはアメリカのほうから来ていただいている人でございますが、他の2地区につきましては、それぞれ居住されている外国の方がされております。ということで、地域人材については、いろんな方がいらっしゃいますので対応できるものと思っております。

2番(多田義一君) 是非もう、もしやると決まったのであれば、そのアフターですよ、先生方のアフター、また生徒たちのちゃんとフォローはですね、やっていただけるような体制を市としてですね、また教育委員会としても固めていってもらいたいと、このように強く要望しておきます。

次にですね、学力向上についてであります。一見この学力向上についてどう考えているのかって、僕のことをばかじゃないかと思った方もいると思いますが、なぜこのような質問をしているかというと、5月にありました学力向上推進委員会、これが文化センターでありました。教育長など、学校教育課の先生方たくさん出ていらっしゃいましたが、私もこの会に参加させていただきました。当然奄美地区の代表校の、代表校と言いますか、実践校の中でのいろいろな取組を紹介され、すごくためになった勉強会であったと思います。が、私の中ではとっても疑問点がありまして、奄美、この奄美市地区の中では学力が、県平均、全国平均よりかも低いというふうな資料がありました。そもそもなんで比べる必要があるのかなと、全国平均と県平均と比べる必要と、もし比べるのであれば、当然ながらその追跡調査もしている資料まで出していただかないと、なんのために、どういう目的があって比べてるんですよというのが、明確にされてない。そんな中で、周りが一生懸命学力を上げると、勉強するのは私たちじゃないんですよ。子どもたちなんですよ。勉強するのは子どもたちで、それを周りの方たちで、確かに話合いも大事かもしれませんが、僕はそこにすごく疑問を感じて、教育委員会として学力向上とはなんなのか、僕は個人の目的の違いだと思います。単純にどれだけ子どもたちに夢を持たせ、目標を持たせて

学力を付けないとなんでいけないのか、なんで勉強をする必要があるのかということ周りで環境をつくっていかないと、いくらその夢を与えず勉強せえ勉強せえと言ったって、それは学力も落ちますよ。そのお話だったら僕も大変有意義な会であったと思いますが、実際そういうお話じゃなかったように、僕はちょっと感じました。あとは、教育長とかいろんな先生方がやっぱり夢を持たすと、子どもたちにやる気を与えると、大変すばらしいお話もありましたが、その教育委員会としてですね、教育長としての見解でもいいです。学力向上をどのように考えているのか。すみません、時間がちょっとないものですから、教育長の思い、思いをその中からちょっとお願いしたいと思います。

教育長（徳永昭雄君） いろいろ語りたいたい思いがあります。28日の学力向上委員会は、学力を上げるにはどうしたらいいかということで行いました。確かに、学力をする前に自分の生活をしていくためには学力以外にやらなければいけないことはあると思います。例えば、他人を思いやる心とか、どうして技術を付けていくのかとか、そういうのをしていく、その素地を作るのが学力であると思います。学校というのは勉強を教えるところです。当然学力を付けていかなければなりません。例えば、お母さんがですね、学校に来て、うちの子どもはあいさつもできないから、あいさつを教えてくださいと、本当はあいさつを教えるのは保護者だと思えます。学校では勉強を教えるところです。そのへんのはき違いがたまにあるということも事実だと思っております。子どもに学力をつけさせるというのは、それは武道にしるスポーツにしるですね、やはり他人と切磋琢磨して実力を付けていく、それが学力にも同じじゃないかと思っております。ただ、学力学力と言いますと、それはおかしなことになってしまいます。とにかく、やはり道徳が大事だとか、それが一番のメインだと思えますけれども、その中にも学力があるんだよということをもっと教えていきたい。語りたいたいことはいっぱいありますけれども、このへんで終わります。

2番（多田義一君） 大変恐縮です。教育長も語りたいたいことはいっぱいあるんだろうなと僕も思っていました。是非しゃべっていただきたかったです、少し時間のほうが押し迫っておりますので、私なりに本当に学力向上というのは大変重要であると認識しております。しかし、実際に勉強するのは子どもたちであって、それを親、周り、環境がいかにも勉強させるように向けるのか、それとやっぱり子どもたちに夢ですよ。将来こういうことをしたいと、ここに行くための手段として勉強、学力というのを付けないといけません、奄振と一緒にですよ。何を目的持つかということですよ。これは手段なんですよ、一つの、学力ってのは、生き抜くための力なんですよ。そこをやはり私も一保護者として、子どもとはそういう姿勢で向き合いたいと思うし、また周りの子どもたちにもそれを伝えていきたいなと、そのように強く思います。

それでは、4番目の市の政策についてお伺いいたします。もう端的に聞きますが、施政方針が打ち出され様々な施策が打ち出されていると思いますが、まずここで質問いたしますが、本年の最重要課題に対し、その施策と今後の見通しについて御質問いたします。

企画部長（塩崎博成君） それではお答えをいたします。

本年度の最重要課題に対してのその政策の見通しについてでございますけれども、奄美群島振興開発特別措置法に、延長に向けた取組がございます。今年度末で期限切れとなる奄振法の延長に向け、広域事務組合が主体となり、群島内、各市町村ごとの現状分析や自立度評価などを精査し、制度改正等の要望に向け現在取組をいたしております。それから、中、長期的な取組といたしましては、奄振法の主たる目的は、自立的発展のための基盤整備であり、奄美群島の有する自然・文化・歴史などの、地域特性を生かした産業の損失により雇用の場を確保し、地域を活性化させることが必要なことと考えております。

次に、平成20年度の施政方針における重要課題についてでございますけれども、厳しい財政状況から御承知のとおり、長期視点に立つべく策定した財政健全化計画に連動した予算編成に努めており、主

要施策に掲げた事務事業はいずれも重要課題ということで認識をいたしております。

2番（多田義一君） 多分時間のほうがゼロになると思います。

市長にこの間お渡ししましたよね。私はいろんなヒントがあると思います。そして奄振の文言の中に、13項目の中にもいろいろなヒントがあると思います。その中で、やらされているのではなく、自分たちで進んでやるというその発想を持って、職員の皆様方にも是非頑張って取り組んでいただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議長（伊東隆吉君） 以上で、新奄美 多田義一君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、一般質問の日程はすべて終了いたしました。

議長（伊東隆吉君） 日程第2，鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内全市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員4人から構成されています。

今回、市議会議員区分に二人の欠員が生じたため、候補者受付の告示を行い届出を締め切ったところ、3名の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規程により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく、選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこで、お諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

それでは、ただいまの出席議員数は26人であります。

候補者名簿を配付いたさせます。

（候補者名簿配付）

候補者名簿の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配布）

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

点呼に応じて順次投票を願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に蘇嘉瑞人君及び平敬司君を指名します。

両君の立会いをお願いします。

(開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数26票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち有効投票26票、無効投票0票、

有効投票のうち、

上門秀彦君 11票

山下ひとみ君 10票

新宮領進君 5票

以上のとおりです。

お諮りいたします。

議案等調査のため、明日6月13日から6月15日まで休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

6月16日、午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。(午後3時58分)

6月16日(5日目)

出席議員は、次のとおりである。

1 番	師 玉 敏 代 君	2 番	多 田 義 一 君
3 番	橋 口 和 仁 君	4 番	畠 嘉 瑞 人 君
5 番	戸 内 恭 次 君	6 番	平 田 勝 三 君
7 番	向 井 俊 夫 君	8 番	奈 良 博 光 君
9 番	朝 木 一 昭 君	10 番	竹 山 耕 平 君
11 番	伊 東 隆 吉 君	12 番	里 秀 和 君
13 番	泉 伸 之 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	三 島 照 君	16 番	崎 田 信 正 君
17 番	奥 輝 人 君	18 番	平 川 久 嘉 君
19 番	渡 京 一 郎 君	20 番	竹 田 光 一 君
21 番	栄 勝 正 君	22 番	世 門 光 君
23 番	平 敬 司 君	24 番	大 迫 勝 史 君
25 番	与 勝 広 君	26 番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	平 田 隆 義 君	副 市 長	濱 田 龍 太 郎 君
教 育 長	徳 永 昭 雄 君	住 用 町 長	森 米 勝 君
笠 利 町 長	朝 山 三 千 丸 君	地 域 自 治 区 長	福 山 敏 裕 君
総 務 課 長	川 口 智 範 君	総 務 部 長	則 敏 光 君
企 画 部 長	塩 崎 博 成 君	財 政 課 長	瀬 木 孝 弘 君
市 民 福 祉 部 長	福 山 治 君	企 画 調 整 課 長	環 境 対 策 課 長 徳 田 照 久 君
福 祉 事 務 所 長	大 井 進 良 君	環 境 対 策 課 長	産 業 振 興 部 長 赤 近 善 治 君
商 工 水 産 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	産 業 振 興 部 長	農 林 振 興 課 長 小 浜 忠 弘 君
建 設 部 長	平 豊 和 君	農 林 振 興 課 長	都 市 整 備 課 長 田 中 晃 晶 君
土 木 課 長	東 正 英 君	都 市 整 備 課 長	建 築 住 宅 課 長 大 石 雅 弘 君
教 育 部 長	里 中 一 彦 君	建 築 住 宅 課 長	教 委 総 務 課 長 福 和 久 君

職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田	秀樹	君	次 調査係	長 事務取扱	兼	山崎	實忠	君
議事係長	森	尚宣	君	議事係	主事		重田	俊彦	君

農林振興課長（小浜忠弘君） 予算に関する説明書の14ページをお願いします。

6款農林水産業費，1項農業費，3目農業振興費，13節委託料の設計業務420万円の内容につきまして御説明申し上げます。

これは平成21年度から22年度にかけて，整備を予定しております奄美市地方卸売市場建設に係る基本設計業務委託費を計上するものであります。

この基本設計の内容につきましては，基本構想に基づき施設の規模など，概算設計を行うものであります。具体的に申しますと建築計画，構造計画，各設備計画，概算工事費等の基本となる設計を行うものであります。

次に，選果場施設整備推進協議会について御質問でございますが，14ページの6款農林水産業費，1項農業費，4目果樹園芸振興費，19節負担金，選果場施設整備推進協議会負担金26万9,000円の内容説明を申し上げます。

この協議会は，平成19年1月に設立し，会議では選果場施設の規模，場所，設計，選果機の選定，運営，負担金，視察報告など，課題及び問題点や果樹選果場を整備するために活動実施計画の作成及び生産流通体制の基礎づくりにつきまして，県と協議して行っております。協議会の事務局は，あまみ農協大島事業本部にあります。組織団体と委員数につきましては，生産者9名，大島支庁農政普及課1名，大島本島内の5市町村の農政関係課長7名，あまみ農協大島事業本部から3名の，計21名で構成されております。

協議会の会議の開催回数でございますが，平成19年度には2回開催しております。また，その下部組織としまして，農協，生産者や担当職員などで構成する作業部会での検討会を5回行っております。また，鹿児島県内の選果場の視察研修も実施し，よりよい選果場を建設するために，検討を重ねているところでございます。平成20年度につきましては，協議会としての開催を2回程度計画しております。作業部会等につきましても5回開催する予定となっております。主に設備機械，品質を判定する内部計測装置：光センサー，外観を判定する形状計測装置：カラーグレーダーなどの導入に向けて，専門家を派遣して地元での研修会，先進地研修を計画しております。

上記の予算に関連して，隣接のスモモ，ポンカン，タンカン，パッション，パパイヤなどの不用品です。これの加工構想はないかという御質問でございますが，選果場の建設につきましては平成22年度に建設を計画しております。施設が稼働することにより，議員御指摘のとおり，規格外品等も発生するものと考えられております。その対応につきましては，奄美市地方卸売市場のスペースを利用して，加工設備等の導入ができないか，検討を進めているところでございます。

土木課長（東 正英君） 16ページの8款4項2目港湾改修事業費，22節補償・補てん及び賠償金の建物移転補償費1,268万1,000円の減額につきましては，赤木名港改修事業に伴います前田地区にありますセメント圧送管の移転補償費で，臨港道路築造に伴いまして水路の改修を計画しており，その際，支障になるため計上しておりましたが，協議の結果圧送管の移設が困難となったために減額し，15節工事請負費に組み替えるものでございます。今回の組み替えによりまして，臨港道路護岸の上部工100メートルが完成となります。

企画調整課長（瀬木孝弘君） おはようございます。それでは，県が窓口となるふるさと納税制度との摩擦を生じないかとお尋ねでございます。

まず，奄美市におけますふるさと寄附金の受入方につきましては，次の3通りの方法を考えております。

まず，出身者，奄美ファン，企業など，寄附者の意志を踏まえた受入れの在り方といたしましては，まず，ふるさと納税制度による方法，この場合につきましては，住民税の一部として扱われますので，県と市町村の両方へ納税がされます。次に，本市の世界自然遺産登録のための寄附条例に基づく方法で

は、寄附の対象者は本市が進めます自然景観や生物多様性地域の保全や、希少動植物の保護に関する事業に賛同する方々を対象にした特定の目的寄附金として、全額奄美市で受け入れるものでございます。ふるさと納税制度とは別に、奄美市独自の制度として明確に区分をしていく必要がございます。

三点目には、県のふるさと納税制度及び今回上程しております世界遺産条例の事業目的を、事業目的に指定をしない寄附希望者には、これまで同様奄美市への寄附金として受け入れることとなるのが可能でございます。このように制度としては、区分できるものと考えておりますが、御質問のように奄美出身者が世界遺産登録に基づいて寄附をする場合には、ふるさと納税制度と重なり、摩擦を生じることが懸念されております。募金活動にあたりましては、制度の違いを十分に説明をいたし、出身者への広報につきましても、できるだけふるさと納税制度を活用していただくことで、協議会では申し合わせをいたしているところでございます。この件につきましても、県との摩擦が生じないよう、配慮をしていく必要があろうかと思っております。

次に、ふるさと納税制度との違いを、どう広報するのかというお尋ねがございました。世界自然遺産登録のための推進寄附条例は、奄美市長が条例制定権に基づき提案しているものでございます。申し上げましたように、奄美市出身者にはふるさと納税制度による奄美市を指定する広報活動に努め、世界遺産条例につきましても、出身者以外の奄美ファンや企業、それからまた趣旨に賛同する方々など、国内外へ向け、幅広い広報活動を進めていくことが必要ではないかと考えております。概要でございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第61号 辺地に係る公共施設の総合整備計画についてのお尋ねがございましたので、御答弁申し上げます。

まず、辺地計画、過疎計画の基本的な考え方について述べさせていただきたいと思っております。辺地地域、過疎地域の指定を受けた地域におきましては、該当する事業につきまして有利な起債である辺地債、過疎債を充当することの措置が講じられることとなっております。市が事業を実施するにあたりまして、財源として補助金や市債が賄われることとなりますが、市債の中でも辺地債は、原則充当率が100パーセントでございまして、元利に対しまして地方交付税の80パーセントの措置を受けることが有利な起債でございます。この特別措置を受けるためには、総合整備計画を策定し、分野別に事業費枠を確保しておく必要がございます。このように今回辺地総合整備計画につきましても、5年間の計画となっておりますが、計画に計上したことをもってすべての計画を実施することを約束するものではないことに、まず御理解をいただきたいと思っております。当然のことといたしまして、事業の必要性、それから緊急性、熟度、それから峻別や市の財政状況のもと、お示しいたしております事業実施計画や財政健全化計画と整合性を図りながら進めていくこととなりますことにお願ひいたします。その上で、平成22年度までの計画期間の進ちょく状況はどうかとお尋ねでございますが、現時点で実施計画や財政健全化計画との比較で申し上げますと、3地区とも道路や農道、林道、教職員住宅、下水道処理施設については厳しい財政状況を考慮しますとおおむね計画どおり推進できているものと思っております。

学校給食施設につきましても、笠利地区給食センターの整備が予定されておりますが、名瀬地区におきましては今後の計画を想定して載せております。

名瀬地区の観光・レクリエーション施設につきましても、今後、港や公園の整備を見込んでおりますが、これを除きますと癒しの島形成事業として整備をいたしましたタラソ施設や海洋展示館の改修ができております。

笠利地区におきましては、公園整備や海岸整備等のあやまる園地総合整備事業を見込んでいるところでございます。

また、地場産業振興施設や農林漁業近代化施設につきましても、奄美農業創出整備事業でビニールハウスや硬質プラスチックハウスなどの生産施設の整備が進められておりますし、一部の事業においては緊急性や熟度等から実施計画では先送りや未計上の事業も確かにございます。なお、来年度は名瀬中央青果市場の老朽化に伴い、移転新築を見込んでいるところでございます。

次に、御質問の名瀬・笠利辺地の観光・レクリエーション施設や、地場産業農林漁業近代化施設の占

める事業費は、確かに多いとは申せませんが、辺地債を充てられる事業がハード事業に限られておりまして、また、計画策定の段階で、財政上辺地債が有利であるのか、辺地債が充当できるのかなどの検討の結果、積み上げたものでございます。今後、辺地総合計画での整備が有利であると判断された場合には、事業の必要性、緊急性、もちろんのこと市の財政状況とも照らし合わせながら、毎年度見直しを行い、対応していくこととなります。御理解をお願いをいたします。

7番(向井俊夫君) 一番最初にしました420万円、これは新しく移設する青果市場の設計ということでした。それに関しまして、その施設の場合のそういう事業に関しまして、今ちょっと、総合整備計画の中でその予算措置ですか、辺地債、これが充当できるんですか。施設とかそういう場合は、新規じゃなくて、それでも大丈夫なんですか。そこらへんを一つ。

それと、先ほどちょっと、加工施設、選果場に隣接して加工施設、これも考えていただきたいなと。これは長い間私たちの議会の中でもですね、そういうS玉とか、本当に捨ててるようなものもタンカンとか、スモモとか、そういうのを何とか農家の方が、やっぱりお金に代えられるようなね、そういう施設、加工場、それが大事じゃないのかなということも長いこと言われてきたわけですね。これはもう大事なことで、是非先々の将来の構想としてね、これを考えて、きちっとしたものを考えていただきたいという思いがあります。

ただですね、そういう中で、今まで自力でですね、民間の方々もタンカンジュースだ、それからプラムのジャムとか、いわゆるジュースとか、そういう加工場ですね、民間の力でやってきている方々がいるんですね。そういう方々が今度はこういう公の施設ができたとき、経営面でかなり圧迫を受けるんじゃないかと、そういう心配もあるんですね。これはもうはっきり申し上げまして、タラソ施設ができた。市内でサウナを持っている、私たちのホテルとか、近くのホテル、これはかなり売上げが減ったわけです。私とこなんか3分の1ぐらい売上げが減りましたからね。それだけで、もし事業やっているところなんかにはすれば死活問題なんですね。ですから、こういう加工場にしても、安直に踏み切るんじゃなくて、例えば市内で、そしてこの群島内で、そういうジュースとか、ジャムとか、そういうのを作っていらっしゃる民間の皆さんに、原料を提供できると、加工したものです。一番大変な、要するに金のかかる部分なんです、これを公のほうでやって、そして原料提供して、後の味付けだ何だ、加工というのは最終的な加工商品化というのを民間の皆さんにやっていただく、一番大本を決定できるような、そういう施設であってほしいなと。民間を圧迫するような施設であつたら、これはもうね、本末転倒、全くおかなしな話になると思う。かといって生産者、要するに今までお金にならなかったような、そういう不用品とか、S玉、それをお金に換えていくということ、これはもっと大事なことでと思うんですね。ですから、そこらへんをしっかりと、いろんな業者の方とも、やっぱり話進めながら、じゃ、どうすればみんな成り立っていけるのかということもね、やっぱり考える必要があると思うんですよ。もし、方向が間違えるようであつたら、私はまたね、この場でしばしば指摘しながらね、方向性正していかなんかということもです。これは商工会議所とか、民間のそういう経済団体という立場からのね、それはまたしっかりと見極めながらいきたいと思っております。そこらへんで何かまたお考えあれば、答弁ください。

そして、後の赤木名港の問題、これはもうその答弁で分かりました。大変理解ができました。

ふるさと納税制度と、この世界自然遺産登録のための寄附ですね、これをやっぱり、きちっとすみ分けして、特に本土に在住する奄美出身の方というのは、やっぱり島を思う気持ち、ふるさとを思う気持ちで奄美のために何かやりたいという、そういう気持ちで寄附をなさってくださいと思います。ですから、それが世界自然遺産、これが奄美のためにどれだけプラスになるかと、ただ環境保全だ何だという部分だけじゃなくて、全体的にどのような経済効果をもたらして、島が豊かになっていくかという、そこらへんの部分もですね、きちりやっぱり分かっていたいただく必要があるのかなと。今、奄美諸島の中で、その世界自然遺産の経済効果とか、それはいろんな場ですね、論じられておりますが、かなり理解は進んでいるかと思っております。なかなか本土のほうでそういう勉強会を持つという機会がないもんです

から、これからもっと、そういう意味でのこの世界自然遺産登録のための基金という意味合い、これをもっと周知徹底していく必要があるんじゃないのかなという思いがあります。県が窓口になるふるさと納税制度、これはもういろんなマスコミだ何だです、取り上げられまして、こちらのほうのPRというんですか、これは周知徹底できて、どういう趣旨だというのが分かってくるかと思えますので、地元ですね、やはり直接影響が出てくる、この世界自然遺産基金ですね、こちらの周知徹底、これを是非当局のほうにもしっかりとPRするようにお願いしたいと思います。

それと、あと、一番最後の議案第61号ですが、将来においてこれは必ずしもここに掲げてあるからすると言うんじゃないで、その時代背景、それをしっかり見極めながら、変更もあり得るというふうにとらえてよろしいわけですね。というのが、ただここで総合整備計画書の中で出てきた数字の中からはききませんとですね、旧名瀬地区におきましては、観光・レクリエーション施設、そして地場産業振興施設、農林漁業経営近代化施設、この三つ生産性が伴うのかなということで、それが全体の中の事業費の中からしますと16.63パーセントなんですね。ですから、そこらへんはちょっと数字的に少なかったのかなという思いがありました。笠利地区においても、やはり地場産業振興施設、そして観光・レクリエーション施設、これを合わせまして17.9パーセント、数字的に10パー台と。住用に至っては、そういう施設予算というのが、全然計上されてないもんですからね、住用はにおいてけぼりになってるんじゃないのか。もう一つ、地元農家のほうの要望とか、そういうのもなかったのかという思いがあります。そこらへんに関して答弁があればお願いいたします。

産業振興部長（赤近善治君） 中央卸売市場、いわゆる青果市場の件でありますけど、青果市場につきましては、奄振事業の非公共で建設できるよう現在事務は進めてるところでございます。起債につきましては、合併特例債を一応予定をしております。選果場につきましては、22年度に建設を計画しておりますけれども、農林水産省の補助メニューであります経営構造改善事業、この事業で建設したいなというふうに考えております。この裏の負担の分は辺地債を運用したいというふうに考えているところでございます。

先ほど議員から加工所のことにつきまして民間を圧迫してはいけないという御意見がありました、正に公共施設ですので、民間の方々と共存共栄できるような運営等をしてまいりたいと、御提案のように、その加工施設を民間の方に任せられるのかどうか、そういう件もまた検討しますし、原材料を供給するというようなことも、また考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

企画調整課長（瀬木孝弘君） 先ほど向井議員さんから、名瀬地区、それから笠利地区の産業関連施設の占める割合について御紹介ございました。先ほども答弁させていただきましたが、確かに多いとは認識をいたしておりません。ただ、計画の段階で、構想の段階で私ども企画調整課が取りまとめておりますので、今後、事業実施計画などとですね、毎年の見直しの中で、その熟度やその必要性に基づいて改めて計上をさせていく機会があるかと思っております。なお、申し上げますように、ハード事業に限られているということがございますので、その他、非公共ソフト関係です、産業振興関係については約数億円の事業も見込まれておりますので、御理解をいただきたいと思っております。なお、住用地区につきましては、今回は事業費が当初計画を上回ったための数字だけの変更、増額変更でございますが、決してこの計画はないというわけでございますので、当然住用地区の簡易水道の再編統合等については、過疎計画のほうで、今回60号でお示ししているような内容もございまして、申し上げますように、都度、その事業の必要性等は毎年見直しをかけながら対応させていただくということで御理解をいたしたいと思います。

先ほどちょっと答弁漏れがございましたが、お尋ねの趣旨で、進ちょく状況の中です、お尋ねのございました、私どもといたしましては、計画期間の折り返しにあたる現段階ではございますが、総合計画では先ほど申し上げますように、予想される事業の総額を計上しております。従いまして、

このことを基本に考えておりますと、おおむね大きな支障なく、計画どおりに進ちょくはしてきているものというふうに考えています。

7番(向井俊夫君) はい、ありがとうございます。青果市場、選果場、加工場、ここらへんが十分連携して、連動して動くようになれば、奄美のですね、そういう果樹とか、農業関係、これの生産意欲というのが、また変わってくるんじゃないのかな。そういう意味では大変ね、期待ができる部分なのかなという思いがあります。

一つ、本当に心配なのは、そういう施設ができたために、今まで一生懸命頑張った民間のね、企業者の皆さんを圧迫するということがね、ややもしたら生じてくると。今まであった官設民営だとか、官設でなされた施設、それが逆に民間を圧迫しているという事例がたくさんありますんでね、いよいよなったら、そういう全部の事例集めて、どれぐらい民間が痛い思いをしているかという事例もね、数字的にきちっと出して、それはお話申し上げてもよろしゅうございます。そういうことで、何もかも錦の御旗、この御紋が目に入らぬかというような政治姿勢じゃ駄目だということもね、肝に命じて、やはり大切なものは大切に、こういうことだから、民間の方にもこれはメリットがありますよと、きちっとやっぱり答えが出せるようなね、施設、それを造っていただきたいなと。これは私どももまたいろいろ気が付いたことを指摘しながら、いい方向に進むようにですね、応援していきたいと思っております。

それと、総合整備計画ですが、これは企画のほうでですね、どの起債を使ったら、有利なのかと、いろんな角度から検討しながら進めていかれると思います。それに関しても私どもでまた、議会サイドでも気付いたこと等あればですね、また、御提言申し上げながら、一緒に奄美市の新しい方向性、生産性の上がる、そして税収が上がってくるように、今種まきをしておかないとね、これからもっともっと大変な時代がやってまいります。そういう意味では今しっかりした、やはり計画を立てて、税収につながるような種まき、これができるような企画を組んでいただきたいということをお願いしまして、私の総括質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長(伊東隆吉君) 次に、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

16番(崎田信正君) おはようございます。日本共産党の崎田信正です。

向井議員からも質疑ありましたが、私も議案第53号 奄美市世界自然遺産登録推進のための寄附条例の制定について、中身に触れて3点ほど質疑をしたいと思えます。

普通、寄附というのは、寄附者の自主的な意思で実施をされるものであります。今回寄附条例として提案されておりますが、第1条の目的をもって条例をつくることになったと思えますが、お金を扱うという条例です。

そこで質疑をしたいのは、まず1点は、基金の目標額というのが想定をされているのか。

二つ目は、その目標額と関連をするわけですが、条例の第3条で第1条の寄附金により実施する事業うんぬんとあります。この事業はだれが、どこで決めるのか。寄附の額によって事業の規模が左右されないのか。これをお尋ねしたいと思います。

3点目は、世界自然遺産の範囲はまだ決まっておりません。奄美群島全体を対象としたものを想定をすることになればですね、奄美市単独での事業展開では、効率がとても悪いんじゃないかなと思います。12市町村足並み揃えることが必要ではないかと思えますが、こういった話し合いがどうなっているのか。その3点についてお示しをいただきたいと思えます。

議長(伊東隆吉君) 答弁を求めます。

企画調整課長(瀬木孝弘君) ただいま議案第53号についてのお尋ねでございました。基金の目標額というのは想定しているのかという点にお答えをいたします。まず、基金の目標額につきましては、現時

点では設定をいたしておりません。

それから、第3条で第1条の寄附金により事業を実施するに際して、事業はだれがどこで決めるのか。寄附の額によって事業規模は左右されないかとお尋ねでございますが、私どものほうは、今回の寄附金条例では寄附された額を基金として管理をしていくことで上程を、本則をまとめております。従いまして、実際に事業を実施していく際には、予算に計上いたし、議案として議会の審議をしていただくことを予定して、もちろんのこと予定いたしております。

それから、御質問のように寄附金の額に応じて事業規模が左右される可能性はあるものと考えております。ただ寄附の額だけでは事業を実施するという点については、難しい点も想定をされておりますので、補助事業での対応や、それから一般財源を追加して事業化に努めることも予想をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。なお、募集にあたりましては、寄附金の申込用紙の中に、メッセージ欄等も予定してありまして、寄附者からの第3条の事業の種類に関しまして、より具体的な事業提案も受けてまいりたいというふうを考えております。

それから、奄美群島全体でのとらえ方、あるいは事業展開という点についてお答えをいたします。まず、結論から申し上げますと、12市町村で条例の取組の話合いはこれまでされてございません。ただ、御質問のように12市町村で足並みを揃えて進めていくことについては、それにこしたことはないものというふうには考えておりますが、今回、奄美市が率先して条例を制定していくことで、奄美群島の世界自然遺産登録という、群島全体への取組への気運醸成、それから波及効果はそれなりに期待できるものではないかというふうに思っております。

もう1点申し上げたいことは、まず、条例の制定につきましては、それぞれの市町村の区域の範囲に適用されるものでありまして、地方自治法に基づいて提案をしているものでございます。従いまして、基本的には行政区域内の事業において基本的には対象になるということでございますが、例えば隣接の市町村との共同事業等については、奄美市の責任において協力していくことは可能だと考えております。

16番(崎田信正君) 寄附の目標額は想定していないということですが、第3条で、寄附金の事業うんぬんとありますけど、大体どれぐらいの、これからお金が必要になるのか。そういったのは想定をある程度してですね、こういうのは提案されるべきものだというふうには思うんです。条例ですから、人から大切なお金を預かるわけですからね、こういったものをきちんと管理することは必要なことだと思いますけれども、事業から、これからどうやっていくのか。

それと、近隣市町村との話合いもまだ進んでいないということですね。大和村でも、いろいろ今問題が出てますし、隣の龍郷もいろいろありますので、そういったときに、せっかく人から集まった寄附金を集めてですよ、事業を展開するときに、やっぱり最大限の効果を発揮できなければいけないと思うんですよ。そうしないと寄附される方にも申し訳ない。そういった意味では、12市町村全体での取組をどうしていくのかというのが、大変重要なことだと思います。

それと、もう1点聞きたいのは、寄附は自主的なものでありますけれども、こういった形で進んでいったときですね、ややもすると強制的な雰囲気になりかねないことも心配をするわけですが、そのことについて、何か気にかけていることはないのか。

最後ですが、質問通告を出してからですね、12日の朝日新聞のところにですね、タンギョの滝を見下ろす高台の樹木が、市によって伐採されていたことが分かったと。自然保護活動家から自然への配慮が不十分なのでとの批判の声も出ているというのが、12日付けの朝日新聞の記事で取り上げられております。登録推進のための寄附条例ということで、当局の思いが伝わっていると思っておりますけれども、この世界自然遺産登録で、当局が期待しているものは何なのか。このことを説明をお願いしたいと思います。

市長(平田隆義君) 私も明確には把握しておりませんが、奄美の亜熱帯地域における動植物の固有性というものが、学術的にも高く評価されていると。そしてそれがいくつかにおいて絶滅の危機にあると。

これらを保存と言うんですかね、する必要があるという、多くの皆さんの意見があります。そういう意味において、私たちはそれにこたえるべき努力をするべきではないかと、このように思っております。世界自然遺産登録に是非その実現をお願いしたいということにおきましては、町村会長と私で、環境庁にまいりまして、局長段階と申しますか、宛ては長官なんですが、面談なども申し込んでお願いをいたしておるところです。

もう1点、我々この地域は、林業によって業をしている方がおります。この方たちとの共存ですね、どう図っていくかということになると思います。

もう一つは、動植物の中でいくつかのことにおいては、地域の農業や住民の生活にかかわってくる、場合によっては害を及ぼし得るものなども含んでおるのではないかとという危ぐもいたしております。そういった点では、やはり人と自然の共生ということ、どう図っていくかということなどがあるのではないのかなと、このように思います。

そういう意味において、この世界自然遺産登録を進めるためにおいての基金をお願いしたいということは、ふるさと納税制度とは若干趣が違いまして、ふるさとへの寄附金ではない。これが自然遺産に登録するまで、また、登録された後の問題等において、さっきから申し上げておりますように、世界の人々へ奄美市が責任を果たし得るようにするために、どのようなことが望まれてくるかということなどを考えたときには、奄美市の一般会計で支えるということは厳しい状況が予想されるのではないかと。そういうこと等に対応するためには、話を大きくすれば、世界の人々からの寄附金もお願いしてもいいのではないかとということが発想であります。実際具体的には、ふるさと納税ができましたので、一般個人が寄附をした場合には、ふるさと納税のほうの認識になり得ると思うんですが、どちらかとしては企業を中心に、この寄附金をお願いしたほうがいいのではないかとということなどを、今考えておるところでございます。

上限を定めて寄附金を募るべきではないかという御意見であります。どういう状況に置かれるのが、ほとんど予測できませんので、お金が要るだろうということは予測できますが、どの程度の仕事にかかわってくるのかは、まだ分かりません。そういった点では、上限を設けないでと、それからその後の、もし登録になった後、管理運営に対してのお金というものも相当掛かるやに聞いております。そういった点などでは、上限を定めないようにということできたいと、こう思っております。

予算の執行については、奄美市の予算に計上して執行していくということになるのではないかと、このように考えているところであります。

また、群島一円というお話もありました。寄附金をお願いするときには、そういう点も効果があるのではないかなと思うところですが、予算執行の段階において、非常に難しい問題が出てくるのではないのか。各島々に個性的なものを抱えておりますから、どれを優先すべきかということの決定をするときに、大変混乱を生じる恐れもあるのではないかとこの思いも推測しております。そういった点では、奄美市地域における範囲内においては、奄美市で責任を持つということのほうが、運営もしやすいのではないかと、こう判断をいたしまして、このような形をお願いを申し上げているところでございますので、御理解賜りたいと思います。

企画調整課長（瀬木孝弘君） 募金募集活動におきまして、強制的なことにならないのかという御懸念でございますが、基本的には寄附者の意思、それから寄附者の自発的な行為によって寄附はなされるべきものであり、私どもとしては篤志的な行為だというふうな受け止めておく必要があるかと思っております。したがって、御懸念のようなことがありますれば、当然私どもとしては対応を講じていかなければいけないと思っております。

16番（崎田信正君） 寄附はね、上限ということじゃないですよ。世界遺産登録をするのに、いろんな準備作業も要る、確か要ると思うんです。そのときに、こういった事業もやりたい、こういった事業もやりたい。そういったとき、奄美市の財政も厳しいと言われているわけですから、それと関連して最低

これぐらいの目標額は必要じゃないかという意味で聞いているわけですね。上限を決めて、そこまでいけたら終わりだということじゃなくて、最低、こういった事業はしないといかんと、そういったときに、このぐらいの目標額はどうしても集めたいです。それからどんどん上になれば、それに越したことはないわけですから、そういった意味で聞いていると。そういったことで、また、最低目標額を、逆に決めてしまえばね、やはり寄附を集めないといかんとというようなことで、強制的な動きになったらいいんじゃないですかということで、関連して聞いているわけでもありますけどもね。

市長が言われた、その希少動物の保全・保護というのが最優先だというふうに受け止めましたけれども、そういった意味では、この朝日新聞で書かれているようなことも非常に問題かなと思うんですが、そういったことをやるときに、事業の展開ですね、奄美市だけで予算を執行できる範囲ということになれば、その事業の中身も、本当に期待される効果を上げるような事業ができるのかという心配もありますので、それは是非12市町村との関係で、答弁があれば。

市長（平田隆義君） 説明不足になってしまいましたが、私の認識としては、この事業は奄美市で予算を組んでやる事業ではない。国の予算ですね、まずは。それを執行するのは県のほうでやるんじゃないかと。したがって、町村にまたがる問題の解決については、国や県で責任を持って解決していただくものと、このように理解しておりますので、そうでないケースも出てくるかも分かりませんが、原則はそうだと。そういう中で奄美市がこれは負担したほうがいいのか、せざるを得ないのかというものがあればやっつけようということでもありますので、御理解賜りたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 次に、日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

15番（三島 照君） こんにちは。日本共産党の三島 照です。

私はさっそくですけど、議案第54号 奄美市まちづくり整備基金条例について、2点、この問題でお聞きしたいと思います。

今、非常に財政が厳しい中でですね、なぜあえて末広・港に限定した基金なのかということなんです。第2条で基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるとなっています。20年度は2,378万2,000円が積み立てられるというふうに予算計上されておりますけど、21年以降も毎年、こういう形でやっていくのかが1点。

もう1点はですね、これからこのほかのいろんな改良事業などの計画を、一つ一つ見てもですね、突発的には赤木名の整備、まちづくりの整備ですね。そしてこれから、この前からも本会議でも話題になりました小宿の土地区画整理事業、こういう形で出てくると思うんですけど、なぜ末広・港土地区画整理事業に限定されるのか、まず、この2点についてお答えください。

議長（伊東隆吉君） 質疑は一括です。

15番（三島 照君） ごめんなさい。

それでは、大きな2番目、議案第61号の総合整備計画の変更についてです。先ほどの向井議員の答弁にもありました。しかしですね、当局は3月の閣議員の答弁に対して企画部長はですね、今般の財政健全化計画では、平成24年までは財源不足を生じることを示しております。実質収支がプラスに転じるのは、平成25年以降からと予測していると答弁しています。しかし、この一つは末広・港区画整理事業が進めばですね、この10年間で約100億円、一般財源だけでも68億円の財源が必要になってくる。合わせて今回のこの事業ではですね、総額事業費が148億2,300万円、膨大な金額がここに予定されています。そして、先ほど辺地債は100パーセントと答弁されてましたけど、しかし、一般財源の86億5,000万円、8億6,500万円に対して辺地債対策事業は61億1,700万円が計上されています。そういう状況を見ましてもですね、私はほぼ8億円強が、独自財源の持ち出しに

なるのではないかということを思いますので、この点をどうされるのか。

そして、下の主な整備計画が入ってます。これについてそれぞれどういう施設がどこに計画されているのかということですね。例えば名瀬では学校給食施設、7億2,000万円、観光・レクリエーション施設が6億3,000万円、地場産業振興施設が7億2,000万円、農林漁業経営近代化施設が2億5,000万円、笠利では学校給食施設が5億4,800万円、地場産業が1,700万円、観光・レクリエーションが7億6,000万円、ここのこの事業をどこにどういう施設を計画しているのか、この財政が厳しいときになぜ今必要なのか、根拠を明確にしていきたいと思います。

企画調整課長（瀬木孝弘君） それでは三島議員さんから御紹介のありましたように、現行の名瀬辺地及び住用辺地計画につきましては平成18年度に、また笠利辺地につきましては19年度に向こう5年間に実施することが予想される事業の、分野別事業費ごとの総額を示したものでございまして、計画書に計上したことをもってすべての計画を実施することを約束するものではございません。当然のことといたしまして、事業の必要性や緊急性、熟度や市の財政状況のもと、峻別を行いながら毎年事業実施計画や財政健全化計画とすりあわせをしながら進めていくことになっておりますことにつきましては、先ほど向井議員さんの答弁でもお知りいただいたとおりでございます。

まず、今回の計画変更の内容でございますが、名瀬辺地の学校給食施設はどこかのお尋ねでございますが、今回の変更は学校給食備品整備事業の増額が見込まれることからの変更でございます。いたが、いまして、学校給食施設につきましては、今後の計画を想定して載せておりまして、現段階では未定でございます。

それから、次の観光・レクリエーション施設から以下のお尋ねの施設は、現行事業費でございまして、変更の増額はございませんが、まず、観光・レクリエーション施設の主なものは、先ほどの答弁でお分りのように、癒しの島形成事業として整備をいたしましたタラソ施設と海洋展示館の改修に係るものでございます。

それから、地場産業関連施設につきましては、名瀬中央青果市場の老朽化に伴い、地方卸売市場として移転整備を予定しているものが主なものでございます。

次に、農林漁業近代化施設につきましては、申し上げましたようにビニールハウスや硬質プラスチックハウス、いわゆる奄美農業創出事業を導入して整備を進めているものに関するものでございます。

次に、笠利辺地の件でございますが、学校給食施設につきましては、笠利町学校給食センターの施設、機械設備の老朽化に伴い、新築するための事業を載せてあります。これにつきましては関係設計費について今回の補正予算で計上をさせていただいているところでございます。

地場産業施設の1,714万円は何かというお尋ねでございますが、笠利地区の有機農業支援センターのたい肥製造に必要な木質系破砕機を整備するために計上したものでございます。また、観光・レクリエーション施設は、赤木名地区のまちなみ環境整備事業、それからあやまる園地総合整備事業を見込まれているところでございます。事業の実施にあたりましては、当然のこととして予算に計上いたし、議会の議決を得る必要が出てくるものと考えております。

都市整備課長（田中晃晶君） 20年度の予算は幾らかについてでございますが、取得予定の物件は26か所、うちさら地として6か所、建物として20か所程度の予定でございます。この物件の使用に伴いまして、20年度の金額といたしましては、土地使用料として9件265万6,000円、建物の使用として約39件1,892万8,000円、合計いたしますと、2,158万4,000円を見込んでおります。

次に、2番目のなぜ、末広・港土地区画整理事業に限定するかということでございますが、この基金は末広・港土地区画整理事業で先行取得した物件から得た使用料を財源とするものであることが一つです。この物件を取得する際に、国庫補助事業によりまして補助金で取得をしているために、この物件から発生いたします使用料から補助金の率分相当分は国に返還をし、清算する必要がございます。このよ

うなことから、徴収する使用料を確実に確保し、明確に収支を管理していくためにはこの末広・港土地
区画整理事業に限定した基金として定めるだけだというふうに考えております。つまり、収益につきま
しては事業の目的を達成する事業に還元をする。つまり受益と負担の原則によります。

15番(三島 照君) それじゃ、これからも、この20件の使用料の2,150万円ぐらいが入って
いくということで、その関係で末広・港に限定しているということでもいいんですか。一般会計から積み立
てるというわけではないんですね。それで言えば、もう一つ、今回のこのあれでは、一般会計、ああそう
か、そこだけ、はい。そこだけ。

都市整備課長(田中晃晶君) 一般会計からの導入はございません。

15番(三島 照君) はい、それじゃですね、後で細かいことはお聞きしたいと思うんですけど、産業
経済委員会がありますから、どうしても委員会が違うので一つお聞きしたいことは、この61号です
ね、学校給食施設が老朽化してきたということになって、備品整備ということで、特に名瀬ではそれに
約7億円、笠利では5億4,000万円ということで計上されてるんですけど、これは今現在の学校の、
私の思いが間違ってたら言うてもらたらいいです。学校で今自校炊飯していますよね。自校方式です
よね、学校。お米だけは給食センターで、ご飯は炊いて、おかずやらは全部ほぼ自校炊飯式ですよ
ね。これとの絡みでは、こういう莫大な金を掛けて造るということは、これ、自校炊飯がなくなる
ということですか。この違いをちょっと説明してください。

議長(伊東隆吉君) よろしいですか、三島さん、3回で終わりですよ。

(「いいです、いいです」と呼ぶ者あり)

議長(伊東隆吉君) 答弁を求めます。

教育委員会総務課長(福 和久君) 三島議員にお答えいたします。

自校方式のですね、備品の冷凍冷蔵庫とか、ガス器具の設備が、名瀬のその辺地に加わっております。
また、将来的に自校方式は今ですね、ウェットシステムということがありまして、常に床が水に濡れた
状態、そして将来、平成9年4月1日、文部省体育部局長通知により、学校給食衛生管理の基準が新た
に制定され、その中で、早急に計画を策定し、改善を図ることが必要な事項として、施設の
改築、改修にあたって、ドライシステム、常に床が乾いている状態を導入することと通知されて
おります。名瀬、住用地域の全学校給食調理室は、常に床が濡れた状態、ウェットシステム
であります。このような作業環境では従来の食中毒、伝染病の危険に加え、0-157を
はじめとする新たな食中毒菌汚染に対し、無力であります。細菌汚染を防ぐには、
衛生管理面の改善が急務であり、調理室におけるドライシステムが最重要な前提条件
として、至急給食センターを将来的には整備する必要があるために計画を上げて
あります。しかし、整備するにあたり、職員組合とも話し合いが不可欠であり、
緊急の課題でもあると考えているところでございます。

議長(伊東隆吉君) 次に、民主党 平田勝三君の発言を許可いたします。

6番(平田勝三君) おはようございます。民主党の平田勝三でございます。さっそく
質問に入りたいと思います。

議案第48号 平成20年度奄美市一般会計補正予算(第2号)についてであります
が、9ページ、2歳入、13款使用料及び手数料、1項使用料、5目商工使用料、1節
商工使用料、並びに歳出のほう

にも計上してあります末広駐車場の件について伺います。

一つに末広駐車場の指定管理についてでございますが、指定管理者からの申し出により、取消し後、3月31日付けで告示がされているようでありますが、5月20日付けの専決第21号の補正予算の中にはないようですけれども、専決処分、これまでですね、21件の中の数件、何件かは、重要な案件が入っておったわけですけども、その中にはなくて、なぜ議案第48号の今回の第2号に出されたのか、素朴な質問ですが教えていただきたいと思います。

二つ目に、指定管理者の指定にあたっては、あらかじめ議会の議決を得るというようになっているようですが、指定管理者の終了取消しの場合は、議会議決等を行わないのか伺います。

次に、二つ目に議案第53号 世界自然遺産登録推進のための寄附条例の制定について伺います。寄附金の額についてでございますが、先ほど市長さんのほうから上限はない、定めないというお話がありましたが、下限と言いますか、一口幾ら、例えばですね、そういった下限も制限あるのか、教えていただきたいと思います。

また二つ目に、ネガティブな発想はあまりよろしくないとは思いますが、仮に世界自然遺産登録ができなかった場合の、この寄附金の使途はどのようになっていくのか、教えていただきたいと思います。

三つ目の議案については、先ほどの三島議員と重複いたしますので、省略をさせていただきたいと思っております。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

商工水産課長（前里佐喜二郎君） 末広駐車場についてお答え申し上げます。末広駐車場につきましては、平成20年3月26日付けで指定管理者から指定管理辞退届が提出されました。これを受けて新たな指定管理者の募集時期の検討や、直営方式での施設管理業務委託者の選定及び委託期間等について検討をいたしました。方針の決定に時間を要しましたことから、今回の提案となったところでございます。御承知のとおり、末広駐車場は、中心商店街利用者にとって必要不可欠な施設でございます。新たな指定管理者の選定には、事務手続に時間を要することや、駐車場の臨時的な休業は利用者や商店街に御迷惑をおかけする恐れがあり、営業を継続する方法で関係各課と協議を行うとともに、商工関係団体からの意見の集約に努めたところでございます。平成20年度はこれらを踏まえて中心商店街利用者の利便性を考慮する考えに立ちまして、直営方式による施設管理業務を実施することといたしましたので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、指定管理者の取消しについての議会議決等の考えについての御質問でございますが、指定管理者の指定につきましては、「地方自治法第244条の2第6項及び名瀬市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条」により、議会の議決を得なければならないと定められておりますことは御案内のとおりでございます。指定管理者の取消しにつきましては、「同法244条の2第1項」及び「同条例第9条第1項」に、指定の取消しの規定がございますが、議会の議決は要しません。この手続につきましては、指定管理の指定の取消しの手続につきましては、奄美市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第9条第3項により、その旨を告示することになります。今回の指定管理者の指定の取消しの手続につきましては、地方自治法及び奄美市条例の規定により、適性に処理いたしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

企画調整課長（瀬木孝弘君） 世界自然遺産登録推進のための寄附条例につきましてお尋ねでございます。寄附金の下限についてのお尋ねでございますが、まず、寄附金の下限につきましては、住民税の控除額が5,000円以上となっておりますことから、原則1口5,000円ということで、検討を進めております。ただ、1口5,000円ということにこだわらず受け入れることができないか、このあたりについても併せて進めてまいりたいと考えております。

それから、仮に世界自然遺産登録が不可能となった場合の寄附金の使い道はとのお尋ねでございます

が、御案内のとおり、今回の条例につきましては、自然遺産登録の推進のための条例でございます、まず御理解をいただきたいと思っております。このようなことから、現段階では不可能になることは想定はいたしておりません。例え、不可能となった場合でも、条例に記載しております目的に合致した事業、列記してございますが、これについては、この事業に使うことについては、何ら支障はないものと考えております。と申しますのも、自然遺産登録になる、ならないとは別に、現在環境省におきまして奄美群島を世界自然遺産登録の候補地と位置付けて、国立公園化へ向けた作業を実施しております。奄美にとっても、もちろん貴重な財産であることに変わりはないものでございまして、これら資源の保護と共生については、自治体にとりまして、常に考慮して施策を推進していかなければならないものと認識をいたしております。このようなことから、例え自然遺産登録が不可能になりましても、自然保護のための寄附金条例等の名称で、寄附条例の存続も想定はされております。要はこの取組が後々検証されて、評価の対象になるものと考えているところでございます。

商工水産課長（前里佐喜二郎君） 先ほどの答弁の中で、条例名を一部名瀬市の条例と申し上げました、奄美市条例でございますので、訂正をお願いいたします。

6番（平田勝三君） 指定管理の取消しに至ったことについては、しんにむを得ないという理由があったかと思うんですが、今後ですね、新たに公募をするのか、そういった考えがあればまた教えていただきたいのと、後、公募の際ですね、維持継続を考えた場合、その施設管理運営のかかわる、その分担金と言うんですか、それも変更も、変更という、そこに問題があったのもあるかと思うんですが、そのふきんも変更する必要もあったとは思いますが、どのようにお考えでしょうか。

商工水産課長（前里佐喜二郎君） 未広駐車場の今後の方針ということですが、20年度は先ほど申しましたように直営で委託をしてみたいと考えておりますが、21年度は今年度中に指定管理者の指定に向けた手続を取って、21年度4月から指定管理者制度を導入したいと考えております。

あと、分担金の変更については、協定書の中で変更も含めて協定書の中でうたっておりますので、万が一、きつよいよというようなことであれば、協定書の協議の中でしていくことになるかと思えます。

議長（伊東隆吉君） 再々質疑ありますか。

6番（平田勝三君） 分かりました。ありがとうございました。

最後ですが、世界自然遺産登録を1口5,000円を考えているということでしたが、規約、この中身にもありますように、継承を願う人々というふうにありますので、奄美市内外からの幅広い募金を募ることになると思うんですが、多くの方から賛同を得るということになれば、1口5,000円じゃなく、もう少し下げて、多くの人からの基金を集めるという考えがあってもいいんじゃないかと思うんですが、一般の方、先ほどちょっと聞き逃したんですが、企業に向けて考えているという話だったんですけど、継承を願う人々と一般の人もいるわけですね。そうすると5,000円というと、やっぱり大きなウエイトを占めると思うんですけども、額が。それであればもう少し下げてですね、幅広く出しやすい金額にしたほうが、この趣旨にもつながっていくんじゃないかと思えます。そうすることで、一般市民と一体感が持てるんじゃないかなという思いがしますが、そのふきんはいかがでしょう。

企画調整課長（瀬木孝弘君） 今、平田議員から御質問がありますが、原則1口5,000円と申しましたのは、ふるさと納税との絡みで申し上げておきまして、おっしゃるような5,000円に限らないですね、御意思を受ける方向で今検討は進めております。

議長（伊東隆吉君） 次に、無所属 戸内恭次君の発言を許可いたします。

5 番（戸内恭次君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。質議に入ります前に、少しお時間ください。

小俣町で土砂災害、また同じく小俣町で火災に遭われた皆様に、心からお見舞い申し上げます。そしてまた、先日、岩手・宮城内陸地震でたくさんの被害が出ております。御冥福とまた1日も早い日常生活に戻られますことを祈念申し上げます。また、奄美市におかれましても、この小俣町の皆さんに温かい支援の手を差し伸べていただきたいと願うばかりでございます。質議に入ります。

同僚議員が質問をいたしておりますので、重複しないようにするつもりでございますけれども、議案第53号 奄美市世界自然遺産登録推進のための寄附条例、先ほどお話ししていると、ふるさと納税との兼ね合いについてですね、その企業を中心とするところの条例をつくって、寄附をお願いをする場合はという話で、やはり向井議員が心配しますように、ふるさと納税、県が進めている方法とですね、パッシングするというようなことで、どうも答弁の中に一步下がったような表現がございますので、私はこの点について、そうではないと、県は県で、独自に納税を、ふるさと納税を進めればいいのかとすし、奄美市は奄美市で、それこそ奄美市らしい、あるいは奄美市、奄美らしい条例ではないのかと思いますので、この点ですね、是非県の方に遠慮することなく、個人からも寄附を集めていただき、大いに世界遺産登録へ進んでいただきたいと思いますが、その点についてお尋ねを申し上げます。

それから、希少動植物保護についての条文がございますけれども、ここにヤギですとか、犬、猫の退治ということなんか含まれているのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

次に、議案第54号 奄美市まちづくり整備基金のことでございます。私は基本的に末広・港土地区画整理事業については、これは市の財政を圧迫するし、あるいは今現在営業している皆様方が、不安な状態で過ごしておられると、そういうことで、この末広・港土地区画整理事業を根本から見直さなければならぬし、あるいは凍結をして、もう一度議論をし直さなければならぬ立場を考えております。そこで、お尋ねでございますが、平田市長はこの末広・港土地区画整理事業に、本当に奄美市のためになる、市民のためになる、そういうお気持ちをお持ちなのかと、私は疑問でございますのでお聞きしたいと思います。

今、奄美市の市民の声を聞きますと、悲鳴のような声が聞こえます。これは景気対策は一体どうなっているんだろうと、このままどんどん人口が減り続けて、奄美市はどうなるんだろうかと、こういうことを心配しております。そこで、市長の政策を疑問視する方がおられますし、また私たちの市議会議員に対する資質の問題も問う人たちも出てまいっております。何とかこういう緊急な経済、景気対策をしていただきたいと思いますときにですね、この100億円もの事業投資する区画整理事業が、本当にいいのかどうか。小宿では、是非やってほしいという声が上がっております。こういう予算はそういう実効性のある費用対効果を考えてときに、小宿の区画整理事業に投入すべきではないのかと思いますので、この件もお尋ねを申し上げておきます。

条例制定のことについてということでございますが、私はこの条例制定そのものの基本的なところに疑問を感じまして、先ほど申し上げました。ですから、こういう条例をつくることについて、疑問を持っておりますので、これが、この条例が、本当に奄美市のためになるのかどうかと、そこをどうお考えなのかということをお聞かせいただければと思います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 末広・港町の土地区画整理事業については、もう10年以上の経過を経ております。その間、反対者の意見もあることは承知しております。しかし、まだ声は出さなくても、賛成して私たちに是非推進してくれということで、申し出もあるわけでありまして。相反してるというよりも、担当のほうでの調査では、80パーセント以上の人たちが、そういう立場に置かれているということであります。26件の先行取得土地があるわけでございますが、報告では順調に仕事が進んでおるということで

あります。このことは賛成をさせていただいているということと、私は理解いたしております。その中で、この土地の先行取得にあたって、その空き地を第1番目に購入しようということでしたが、それでは公共用地に供する面積が足りないので、建物の建っている土地も購入しようということになっているわけですから、その建物の建っている土地を購入したときには、建物を壊さなければならないというのが原則でありますから、それを壊すことは、まちの今ある賑わいに影響を及ぼすだろうということであり、事業を推進するには数年間かかりますから、その間、その建物を活用したい人がおれば、その人に活用していただく、そして、公共財産でございますので、使用料をいただくということになります。私はこのことは、奄美市民のために、またその地主、また建物を利用している人には大変有意義なことではないかと、このように思いまして、鋭意努力をしてきたところです。

企画調整課長（瀬木孝弘君） それではお答えいたします。

まず、議員さんの御質問を事前に確認をさせていただいておりますことを含めまして、答弁をさせていただきますと思っておりますので、御理解をお願い申し上げます。

まず、今回上程をいたしております議案第53号につきましては、目的を自然遺産登録に向けた希少動植物等の保護に関する事業などに、寄附金を活用できる事業の種類を定めて明示をいたしておりますことは、御理解いただいていると思います。したがって、寄附金を活用する事業につきましても、今後予算に計上いたし、議会の承認を得た上で実施することとなっております。この件から、他の会計への繰上運用等の規定は設けていないことにつきまして御理解をいただきたいと思っております。もちろんのこと、寄附金を活用した事業の実施の状況等につきましては、寄附者への返礼の一つとして市のホームページや、その他の広報紙等で公表をする予定といたしているところでございます。含めまして、運用状況につきましても、条例で規定しておりますように公表は当然のことかと考えております。

次に、奄美らしい独自性のある寄附の集め方をというお尋ねかと思いますが、先ほど来申し上げておりますように、世界遺産登録のための寄附条例につきましては、奄美市長が条例制定権に基づきまして、明確に寄附条例として設置をするものでございます。また、そのような観点から、基本的にはふるさと納税制度を活用した寄附の在り方につきましては出身者を対象に、それから、重ねて申し上げ、答弁しておりますように、世界自然遺産登録推進のための寄附条例につきましては、県外の奄美ファン、それから団体、企業など、広く国内外で、対象にしたいということが基本でございます。もちろん、内容によっては出身の方が、世界自然遺産登録で寄附をしたいということが出てきますれば、当然、これを拒むものではございません。要は、寄附者の意思を尊重しながら対応することになっていくものと考えておりますが、いずれにいたしましても寄附者側におきましては、選択肢が広がったと同時に、この制度の分かりにくさということも、確かにあるかと思っておりますので、当然、制度の趣旨やその運用については、十分説明をしてみたいと思っております。

それから、3点目にノヤギや野猫、それかた野犬等についてのお尋ねでございますが、この寄附条例によって実施をします事業の中で、すべてが申し上げた駆除事業に使えるものとは考えておりません。当然、今後、環境省、あるいは県を通じて、奄美市のほうへ提出してまいりますでしょうし、国立公園へ向けた自然区域、あるいは保護の設定などが、今後予想されておりますので、このような状況を見ながら、適宜対応していくことになろうかと思っております。したがって、生活環境としての街中、例えば街中での野猫や野犬のほうに使えるかどうか、その点については、現時点でははっきり答弁できないところであります。御理解をお願い申し上げます。

5番（戸内恭次君） 先ほどの答弁の中で、末広・港土地区画整理事業でですね、購入した賃貸物件からの収益については、国へ本来は返却しなければならないけれども、こうして条例をつくることによって返却をしなくても済むようになるというような答弁があったかと思いますが、これが私の理解の間違いなのか。なぜこういう条例をつくるかという疑問点においてですね、これ、もう一つ、答えていただきたいと思っております。

それから、未広・港土地区画整理事業、根本的な問題なんですけど、先ほど市長は、声なき推進者と言われましたけれども、私のところには声なき反対者のほうが圧倒的に多くて、また一般市民からすればですね、今どきどうして、こんな厳しい財政の中でやるのかという声と、16メーターも通すことによって、高齢者にとってはむしろ使い勝手の悪いまちになるのではないかとということと、ますます疲弊をしていくのではないかと、それこそ行政に盾突くことのできない、声なき声のほうがはるかに大きいと思います。そしてまた、商店主の皆さんもですね、やはりこの狭い地域の中で、対立的なことを表面化するわけにはいきませんから、遠慮がちにしているということではありますが、やはり心の中ではこの開発が進んでいきますと、追い出されてしまうというようなことになるということ、なぜ行政によって自分たちの生活が脅かされなければならないのかと、自然災害ならまだしも、そういう声も聞こえますので、その点について、責任を持って、必ず活性化できますということがおっしゃることができるかどうか。この基金条例以前の問題として、このお尋ねを申し上げたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 整理しましょうね。静粛にしてください。議員にお尋ねいたしますけれども、通告の内容等は、このまちづくりの整備基金条例の制定、これについての質疑に限られていただきたいと思いますけれども、そのへん、御理解の上でこれに限定していただきたいと思いますけれども、少し派生しすぎている感があるように思いますが、いかがですか。

5番（戸内恭次君） はい、承知をいたしました。当初、2回目の質問の中で、当初申し上げた件について、御質問させていただきます。

都市整備課長（田中晃晶君） 先ほど、三島議員のほうにお答え申し上げましたが、条例を設けることによって、国に返さなければいけないと、返さなくてもよいとか、そういう問題じゃございません。その、使用料で得た財源を、我々はそれに必要な維持管理費相当分の費用と、それから先ほど申し上げた国からの補助事業でいただいておりますので、その分を差し引いた形で返還というののために、それを明確にするために、このまちづくり条例を制定したものであります。

5番（戸内恭次君） 今のお話ですと、国へ返却をしなければならないことは大前提であるけれども、その基金を維持するために、諸経費について差し引いた分を返却をするということだと思えますが、そういうことでよろしいのでしょうか。そういうことですね。はい、以上このことについてお答えいただければと思います。

都市整備課長（田中晃晶君） はい、そのような処置でございます。

議長（伊東隆吉君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第50号から議案第61号、議案第63号及び議案第48号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての14件は、これを総務建設委員会に、議案第49号、議案第62号及び議案第48号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての3件は、これを厚生委員会に、議案第48号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての1件は、これを産業経済委員会に、議案第48号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての1件は、これを文教委員会にそれぞれ付託いたします。

本定例会において受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付してあります文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理等のため、明日17日から26日まで休会といたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、明日17日から26日まで休会とすることに決定いたしました。

27日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。(午前11時08分)

6月27日(6日目)

出席議員は、次のとおりである。

1 番 師 玉 敏 代 君	2 番 多 田 義 一 君
3 番 橋 口 和 仁 君	4 番 畠 嘉 瑞 人 君
5 番 戸 内 恭 次 君	6 番 平 田 勝 三 君
7 番 向 井 俊 夫 君	8 番 奈 良 博 光 君
9 番 朝 木 一 昭 君	10 番 竹 山 耕 平 君
11 番 伊 東 隆 吉 君	12 番 里 秀 和 君
13 番 泉 伸 之 君	14 番 関 誠 之 君
15 番 三 島 照 君	16 番 崎 田 信 正 君
17 番 奥 輝 人 君	18 番 平 川 久 嘉 君
19 番 渡 京 一 郎 君	20 番 竹 田 光 一 君
21 番 栄 勝 正 君	22 番 世 門 光 君
23 番 平 敬 司 君	24 番 大 迫 勝 史 君
25 番 与 勝 広 君	26 番 叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長 平 田 隆 義 君	副 市 長 濱 田 龍 太 郎 君
住 用 町 森 米 勝 君	笠 利 町 朝 山 三 千 丸 君
地 域 自 治 区 長	地 域 自 治 区 長
総 務 部 長 福 山 敏 裕 君	総 務 課 長 川 口 智 範 君
財 政 課 長 則 敏 光 君	企 画 部 長 塩 崎 博 成 君
企 画 調 整 課 長 瀬 木 孝 弘 君	市 民 福 祉 部 長 福 山 治 君
市 民 課 長 (名 瀬) 幸 廣 光 君	い き い き 健 康 課 長 吉 富 進 君
福 祉 事 務 所 長 大 井 進 良 君	産 業 振 興 部 長 赤 近 善 治 君
商 工 水 産 課 長 前 里 佐 喜 二 郎 君	建 設 部 長 平 豊 和 君
都 市 整 備 課 長 田 中 晃 晶 君	教 育 部 長 里 中 一 彦 君
生 涯 学 習 課 長 圓 順 次 君	地 域 教 育 課 長 (住 用) 松 下 啓 徳 君
農 業 委 員 会 長 勢 田 哲 央 君	監 査 委 員 会 長 稲 田 義 仁 君
事 務 局 長	事 務 局 長

職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長 調査係長	兼 事務取扱	山崎實忠君
議事係長	森尚宣君	議事係主事		重田俊彦君

議長（伊東隆吉君） 出席議員は26人であります。

会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） 教育長が鹿児島へ公務出張のため、本日欠席いたしますので御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程第2号を予定いたしております。

日程に入ります。日程第1，議案第48号から議案第63号までの16件について、一括して議題といたします。

本案に対する各委員長の報告を求めます。

最初に厚生委員長の審査報告を求めます。

厚生委員長（向井俊雄君） おはようございます。厚生委員会は6月17日、1日間開会いたし、慎重に審査をさせていただきます。当委員会に付託されました議案第48号，議案第49号，議案第62号の3件についての、主な質疑についての審査報告をいたします。

議案第48号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第2号）について、まず13ページ、3款1項1目社会福祉費、20節中国残留邦人等支援給付金2,940万9,000円は、本年4月からの支援給付制度が創設され、現在、本市に永住帰国している11世帯17名の方への支援給付であります。生活保護と同様に、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付など、7種類の給付があり、国が4分の3で本市が4分の1の負担割合でございます。

同じく13ページ、3款1項7目15節工事費、ひまわり寮522万8,000円は、ボイラーの耐久年数が過ぎており、鹿児島県検査事務所より取り替えを実施するように指摘を受けての入居者共同浴室用ボイラー設備改修工事であり、高森寮とも共有使用になっているところでございます。また、この建物の老朽化と耐震化と安全性についての質疑があり、今後の課題でございます。その他に、肺炎球菌の予防接種の助成、救急診療所の営繕工事、笠利地区のし尿タンクの質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第49号 平成20年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について報告いたします。まず、国保の徴収率の質疑があり、18年度は88.02パーセント、19年度は88.14パーセントで0.12パーセントのアップになっており、90パーセント未満のペナルティが約6,000万円ぐらいあるが、新制度により対前年度費0.12パーセントのアップということで、約3,000万円ぐらいのお返しがいただける予定でございます。しかし、従来は現年度だけの徴収率だけで判断されていましたが、今年度より徴収率は過年度も含めて徴収率を判断することになり、今後はその対策が大変でございます。また、累積赤字が約6億円あり、非常に厳しい状況にあります。

委員より、未収の12パーセントに対しての減免についての質疑もありましたが、もし今後、減免を画一的にやっしまえば、奄美市の国保の納税者の需要からして、約7割弱が軽減の対象者で、7割、5割、2割の軽減を受け、減額をした上に減免となると、保険制度そのものが存在しなくなる恐れがあるとのことでございます。委員から、今後納付にあたっては不公平さがなくなるように要望がございました。

次に、議案第62号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の減少については、特段の質疑もございませんでした。

これら3件の議案につきましてはお手元に配付いたしました審査報告書のとおり、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の御協力を得てお答えいたしたいと思っております。

議長（伊東隆吉君） 次に、産業経済委員長の審査報告を求めます。

産業経済委員長（与 勝広君） おはようございます。産業経済委員会は6月17日午前9時半から開会され、6人の委員出席のもと、慎重にかつ活発なる審査が行われました。産業経済委員会に付託されました議案第48号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中関係事項分を審査いたしました。

この議案につきましてはお手元に配付しております産業経済委員会審査報告書のとおり、原案どおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の内容について御報告させていただきます。

当局の補足説明の主な内容については、奄美市中央卸売市場建設に係る基本設計業務委託費について、また、住用城地区の字図調査による土地台帳調査業務委託料について、また、商工水産課については未広駐車場の指定管理者の辞退に伴う予算措置、さらには指定管理者辞退の経緯や、それに伴って20年度は直営方式によるための予算措置等について、また、地域ICT利活用モデル構築事業の内容充実のための事業変更に伴う増額については、奄美の健康的な暮らしに根ざしたビジネスモデル構築事業として、新規にワンポイントアドバイス等の新設などの補足説明がありました。

委員からの主な質疑は、指定管理者辞退となった未広駐車場の管理運営について、また、指定管理者の選定方法や不測の事態に係る運営の在り方について、相違工夫できるのが指定管理者だが審査方法など考え直さなければならないなど、選定に疑問の声や施設サービスの低下を招かないように等々の意見と要望が集中いたしました。その他、選果場については、また地域ICT利活用モデル事業、住用地区城地区の字図整備に関する中山間総合整備事業等々の質疑が行われましたが、この際省略させていただきます。

以上をもちまして、産業経済委員会に付託されました議案第48号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中関係事業に関しての審査結果の報告を終わりますが、御質疑がありましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 次に、文教委員長の審査報告を求めます。

文教委員長（渡 京一郎君） おはようございます。それでは文教委員会に付託されました議案第48号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中関係事項の審査結果について御報告いたします。

この議案につきましてはお手元に配付してあります文教委員会審査報告書のとおり、原案どおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の経過について御報告いたします。

議案第48号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中関係事項分については、教育委員会総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、文化課長より、それぞれ補足説明を受け、質疑に入りました。

委員より、学校教育振興費でキャリア教育実践プロジェクトとはどのような教育内容か、どのようになっているのかとの質疑があり、キャリア教育事業は文科省の委託事業になっており、中学生に職場体験学習を5日以上実施しようという事業で、今年度から奄美市で受けているとの答弁がございました。次に、幼稚園費の幼稚園教諭の賃金についての中で、名瀬地区公立幼稚園が2年保育になって2年目になるが定員は足りているのかとの質疑に対し、名瀬幼稚園については3学級105名の定員枠内で今募集がされておりますが、人数が足りない段階である。朝日幼稚園については2学級70名で定員オーバーする申込みがあり、70名で打ち切っている状況である。小宿幼稚園については2学級70名であるが現在のところ50名前後の園児が入園しており、小宿幼稚園については定員の枠がまだ空いているとの答弁がございました。ほかにも、学校給食運営費、学校教育振興費、芸術文化活動費など質疑がございましたが、この際省略いたします。

以上をもちまして文教委員会における議案審査の報告を終わります。

なお、御質疑がございましたら他の委員の御協力を得てお答えしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 次に、総務建設委員長の審査報告を求めます。

総務建設委員長（栄 勝正君） おはようございます。総務建設委員会は去る6月18日午前9時より開催され、熱心な議論がなされました。議事審査に入る前に暫時休憩し、小俣町の土砂崩壊災害現場の視察に行き、当局と住民の説明を受けました。その後、9時40分に再開し、総務建設委員会に付託されました議案第48号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中関係事項について、ほか14件につきまして、審査の結果を御報告いたします。

これら15件の議案につきましてはお手元に配付してあります総務建設委員会審査報告書のとおり、すべて原案どおり可決すべきものと決しました。

その審査の経過について、議案審査の順にしたがって御報告いたします。

議案第48号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中関係事項についてであります。12ページ、議会費4節共済費の99万9,000円は4月から100分の15.5から100分の16.5に引き上げられた議員1人当たり3,200円増の12か月分である。

安全安心対策費11万7,000円はモデル地区として末広地区住民への謝金であります。

企画費6目の11節から15節までの節に本市の集落内の空き家を改修し、住居として貸し付けるための改修事業費を計上したもので、事業費は1,185万円であります。

16ページ、15節工事請負費44万7,000円の増額については山間港の港湾施設内地に街灯を4基設置するためのもの、まちづくり整備基金費は末広・港土地区画整理事業において、平成18年、平成19年度予算にて用地先行取得物件を貸店舗、貸住宅、駐車場として活用して生じる予算内訳であり、25節の積立金1,182万3,000円は平成20年度使用料の歳入分2,158万4,000円と、平成19年度からの使用料の繰越金219万7,000円と利子1,000円の合計2,378万2,000円となり、必要経費1,195万9,000円を差し引いた残額の益金をまちづくり整備基金として積み立てるもの。

委員から、老朽住宅の件、安全安心協議会の件、自治会結成の件、塩浜地区コミュニティプラザの件、NPOの件、まちづくり基金の件、合併特例交付金の件、消防車購入1億9,000万円の件などの多くの質疑がありました。

次に、議案第50号 平成20年度奄美市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について、公債費3億4,265万3,000円の増額は9月に予定している公的資金繰上償還の伴うもの。

委員から、繰入金や5年間の計画などの質疑がありました。

次に、議案第51号 平成20年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、公債費の元金57万円の増額は9月に予定している補償金免除及び公的資金繰上償還に伴うもの。

委員から、今後5年間の計画、合併浄化槽と農業集落排水事業の違いなどの質疑がありました。

議案第57号 奄美市農業集落排水処理施設の一部を改正する条例に制定については格段の質疑はありませんでした。

次に、議案第52号 奄美市監査委員の一部を改正する条例の制定について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の交付に伴い、地方公共団体の長は地方公共団体の財政の健全化、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類をその監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表しなければならないと規定されていることから、監査委員条例にこれらの条項を追加するもの。

委員から、健全化判断比率、資金不測比率についての質疑がありました。

次に、議案第53号 奄美市世界自然遺産登録推進のための寄附条例の制定について、特異な奄美の自然景観及び生物多様性地域の保全、並びに希少野性動植物の保護を図るため、世界的にも重要な体系地域の継承を願う人々から寄附金を募り、世界自然遺産登録を推進することを目的とする条例であり、委員から、寄附の内容や氏名、金額などの公表についての質疑がありました。

次に、議案第54号 奄美市まちづくり整備基金条例の制定について、末広・港土地区画整理事業に

において、公共用地にするため3.2ヘクタールの区域で先行取得した土地の物件から発生する使用料を財源として、基金に積み立てようとするものである。

次に、議案第55号 奄美市営住宅等条例の一部を改正する条例の制定については、名瀬西仲勝地区で建設している1棟6戸の公営住宅が8月末に完成することに伴い、必要の整備を図ろうとするもの。

議案第56号 奄美市営住宅等管理条例の一部を改正する条例の制定について、市営住宅より暴力団排除を一層明確にし、暴力団員の入居を拒否するための所要の規定の整備を図ろうとするもの。

委員から、現在入居している暴力団の数、市の職員の入居者などの質疑がありました。

次に、議案第58号 新たに生じた土地の確認について、議案第59号 字の地域の変更について、名瀬大字知名瀬が字平松に隣接する国有地の地先公有水面埋立工事が竣工し、当該埋立地を本市の区域内の土地と確認し、併せて名瀬大字知名瀬に編入しようとするものである。

次に、議案第60号 過疎地域自立促進計画（後期）の変更について、役勝地区簡易水道事業において、浄水施設給水管及び機械設備などの老朽化が進み、漏水や断水が頻繁に発生している状況から西仲勝簡易水道事業と統合再編し、生活用水の安定的供給を図るため、事業化に際し、過疎債で対応できるよう過疎地域自立促進計画と変更するものである。

次に、議案第61号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について、平成20年度予算において、事業費総額に不足が生じた分野について辺地債で対応できるよう措置を講ずるもの。

委員から、給食センターの計画などについての質疑がありました。

次に、議案第63号 奄美群島広域事務組合規約の一部変更について、佐大熊地域に救急用のヘリポートを建設するに際し、その建設負担金の支払い方法の変更を行うため、建設時の負担割合にヘリポートの使用人口割を新たに取り入れ、使用実績の多い市町村と少ない市町村の建設負担金の不平等感を解消しようとするもの。

なお、質疑がありましたら他の委員の御協力を得て答弁したいと思います。

議長（伊東隆吉君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

はじめに、反対者の発言を許可いたします。

15番（三島 照君） おはようございます。私は日本共産党の三島 照です。

私は議案第54号 奄美市まちづくり整備基金条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。少し、反対の理由を述べます。

私は今回のこの条例制定は、基本的にはこの末広・港土地区画整理事業が順調に進んでないということを表したことはないかと考えています。そういう立場で反対いたします。なぜかと言いますと、前回の本会議でも、この事業を進めるにあたって奄美市は全国で19の枠に入る国の直轄事業として、この中心市街地活性化に積極的に取り組んでいる市町村を対象にした調査・分析、現地とのヒアリング、専門家による助言等を通じて、地域の自主的な取組を支援する国の直轄事業ですというふうはこの前答弁されています。その中で、奄美市が平成19年度のこの事業に応募し、全国でも19の枠に入ることができ、実施に至ったというふうに言われています。こういうすばらしい事業がせっかく導入されても、この事業の調査結果報告等を前回の答弁でもありましたように関係者、恐らくあれからどうなったか分かりませんが、雑壇に座っておられるどれだけがこれを読んで、疑問を感じ、そうかというふうになったかということでは疑問です。

なぜそう思うかという、この答弁書の中で、この以前から指摘されてきた内容が改めて述べられて

いるとの御指摘ですが、外部の専門家が疑問を先入観を持たずに見た指摘であることを御理解くださいというふうに答弁されました。当たり前のことです。外部の専門家が疑問を、先入観を持たずに調査・研究したからこそ、私は今後の本当の意味でこの奄美市が活性化、この区画整理事業を成功させるためにはこういう人たちの意見を真しに受け止めるべきではないかというふうに思っています。そこで、この意見書から何点かしばらくの間、私の受け取ったことだけ出していきたいと思います。

今回の報告書の158ページでは、この意見交換会は基本的な認識を図るために関連する庁内の多くの方々に集まってもらったというふうにこの事務局から説明をされて、それで関係庁内の皆さんが集まって議論してます。その議論の中心は大きく分けて3点。

第一はこの中心商店街の活性化が第一の目的ではなく、中心市街地を活性化することによるまち全体の再生、まちの中での中心市街地の位置付けと役割を明確にし、整備すべき都市機能について幅広い視点から検討していく、ここが大きなこの区画整理事業のテーマだということを前提に各部署が集まった中で第一は。

二つ目は中心市街地の活性化対策に加えて、郊外部の開発規制を同時に実施する点というふうになっています。これはもう、今、朝日地区はじめ、どんどん大型店が奄美に入ってきています。これに対応する中心市街地のこの整備事業の中身は何も議論されていないというのが現状ではないかと思えます。

3点目は事業の実効性が強く求められ、目標数値を明確に示す必要がある点、事業の実効性を高めるには各事業の運営主体を明確に定める必要があり、この事業機関や成果を具体的な数値で押さえていく必要がある。

これらの3点を具体化するため、体制づくり、協議会の組織、各事業主体、関連部門の連携体制などについても明確に設置する必要がある。これらの3点をこれらの基本的な考え方を十分に意識した上で、合併町村との機能的な連携も含めて、中心市街地活性化基本計画の策定を実施していただきたいということが言われてですね、その後で、各部署で報告がされています。細観光課やほとんどの部署が、健康増進課、そして建築住宅課、そして土木課、それぞれが意見を述べています。

そうして、この中でですね、最終的にそういった皆さんの意見を踏まえて、この調査発表に来られた今井さんはですね、一言で言うと、現在は国の方針も中心市街地に人を住ませるといふ流れがある。これは160ページに書いてます。中心市街地の人口政策をどうするかが大きな課題である。そうして、中心部の持ち家比率も奄美市は同規模の都市と比べても低いというふうに指摘されています。しかしそれに対する議論も意見も何も出ていません。そして、161ページではですね、そういった皆さんの議論を受けて、この方はですね、いわゆる奄美市は人口が減って高齢化が進む、そういう環境の中で中心商店街を本当に実のある商店街にしようとするために、歩行者を中心とした道路整備に転換していくことが重要であると、このように答えています。提案をされています。そうして、この間の感じたことは、基本的にハード整備で終わる、広場整備にハードを整備する際には必ずその運営方法、ソフトの構築を行い、事業主体と地域生活者がうまく連携するような仕組みを作ることが必要である。そうして、162ページにはですね、この事業を実施していく体制づくりについても、十分に検討して行く必要があるということで庁内の幅広い部署の情報連携をお願いしたいというふうに述べています。そうして、後はですね、164ページではですね、この商業を成り立たせるために。

(「反対討論だからこれは」と呼ぶ者あり)

15番(三島 照君) その理由を述べて、後で言います。理由を述べて、最後に言います。

こういうことは、この事業を成功させるためには行政がやる部分も多いけど、市民商業者等がやる部分も多い。例えば、道路の問題で言えば、人が歩ける環境づくりが大きなポイント、商店街を車が通ることは、商売にとってプラスメリットは何もないというふうに言われてます。私はこういう提案をせっかく国の事業として金を掛けて、報告書を分厚い報告書を作られてます。しかし、この人の提案してる中心点は、わずかこんだけの部門で整理されているんです。これを受け止めてしっかり議論して着工して

いく。それが私は奄美市の責任でもあるし、しかも平成17年にこの商店街が出したまちづくり提案書も、ほぼ内容的には似たような内容で提案されているんです。これも平成17年度に受け取って以来、ほとんど議論をせずに地元に戻されているんです。これを議論されてたら、この今井さんの報告はもっと変わってたとは私は思ってます。

しかもこの事業は、この基金条例をつくることについては、いわゆる測候所がまだ全くめどがたっていない。しかし198億円の中には測候所を賠償する約6億円近い金額もプラスされていません。だからこの事業は今後ますます増えていきますし、しかも26件については後検討し、買収の予定が今年度前期でめどがたっていますと答弁されています。この26件の先行取得物件の中でも、既に2、3件の方々が今のままではもう承諾しませんということで、承諾書にはんこを押すのを拒否しているという点で考えたら、この事業は当面進行しない。だから集まった、今まで買収した土地のその住宅や土地の金を積み立てようと、積み立てて、時間かかってもし残しとこうという状況で、それが今のこの事業の現状だと私は思っています。

そういう観点からですね、この事業は、私は本会議のたんびに言ってます。こういうことをしっかり議論をされて、これならいけると、みんな頑張ってくれ、力貸してくれ、言える状況ができるまでは、当面、当然凍結をすべきである。そういう観点から、こういう中途半端なまちづくり条例の積立条例54号について、私は反対を表明して討論を終わります。

議長（伊東隆吉君） 次に、賛成者の発言を許可いたします。

10番（竹山耕平君） おはようございます。私は奄美興政会 竹山耕平でございます。

私は議案第54号 奄美市まちづくり整備基金条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

末広・港土地区画整備事業については本議会の中でも当局から答弁のあったとおり、現在も用地先行取得が実践され、計画どおりに事業が推進されているものと思っております。事業により先行取得した物件を使用していくには、テナントの方々にとってもすぐに物件を明け渡すのではなく、引き続き商売を続けていくことが可能となるため、とても喜ばしいことであり、事業の目的に適した有意義な活用方法だと私は思っております。物件を使用することに際し、徴収する使用料は当然収入と支出を明確に、かつ透明性をもって管理していかなければならないものであります。特に物件を使用するに当たり発生する収益金については、今後国と精算していく必要があることから、その財源をより分かりやすくするために、一般会計とは別の通帳を作り、管理していくことは必要なことであると思っております。そのために今回末広・港土地区画整備事業に限定したまちづくり整備基金を制定し、この基金の中で収入財源をより明確に管理し、支出についてもより適性に執行していくことは当然の義務でありますので、私は議案第54号 奄美市まちづくり基金条例の認定に賛成の立場を表明し、討論といたします。

議長（伊東隆吉君） 次に、反対者の発言を許可いたします。

5番（戸内恭次君） おはようございます。無所属の戸内恭次でございます。

私は議案第48号と議案第54号に反対する立場から討論をさせていただきます。

まずはじめの、議案第48号については、議案第54号 奄美市まちづくり整備基金条例の制定について、まず通過を、皆さんの同意を得なければならない項目が入っていますので、これについて、まず反対をする。その理由は、先ほど申し上げましたこの条例が、私は反対をする立場である項目が入っているということによる第48号についての反対理由でございます。

続きまして、第54号について、この奄美市まちづくり整備基金条例の制定についてと書いてございますが、この設置目的には奄美名瀬都市計画事業、末広・港土地区画整理事業の円滑な推進を図るため、奄美市まちづくり整備基金を設置する。いかにも奄美市全体のまちづくりを整備基金するようなネーミングをしてありますけれども、これは末広・港土地区画整理事業の円滑な推進を図るためと、いわゆる

る特定財源化されているわけでございます。こういうことで、私は先ほど竹山議員から言われたようにですね、この基金は分かりやすく、別途通帳を作って管理するためという、大きな理由がございましたけれども、これは当然市の財産、税金は、どういう理由があろうとも同じでやるわけでございます。わざわざ基金を、基金条例を制定をして基金を作らなくても、当然これは管理されるべき問題であります。この前の委員会で私も質疑をいたしましたけれども、正にこの条例は不必要であるということを確認をいたしました。一つには何ら、これを設定しなければならないという法的根拠がないということ、行政の皆様がお認めでございます。分かりやすくとか、あるいは厳格な推進を図るため、便宜上この条例が必要であるというだけのことであり、あえて条例化する必要はないと思っております。また、そういうことを答弁いただきました。

次の理由としてですね、こうした条例をつくって基金を積立るということは、98億1,000万円の整備区画整理事業の更に予算オーバーをするという事業計画に実質上になってしまうということです。市民の皆さんも、あるいは議会の皆さんもですね、98億1,000万円で、恐らくこの予算内で事業は進むと認識をされておられると思うんですが、この基金が年間1,000万円を超す基金を積み立てるといような形になっておまして、1,000万円と言いましてもですね、予算オーバーをしていくということでもあります。またこれに関連してですね、先ほど他の議員からありましたけれども、測候所の跡地を買うための予算はこの98億1,000万円の中にはないわけでございます。ですから、さらにこの区画整理事業をやることによって膨らんでいく、財政圧迫をする。

もう一つは、A i A i 広場として利用している所も、区画整理事業の中に入っております。そして既に駐車場として貸して、そして収益を上げている港町の約500坪の駐車場についても既に市が購入しているわけでございます。

こういうふうに考えていきますと98億1,000万円という区画整理事業だと言いながら、既にその区画整理事業の中には、思い出しましたけれども、競売物件もございましたので、かなりの予算オーバーを既にしております。そういうふうに予算がどんどん膨らんでいく。

もう一つ委員会で質問をして分かったことでございますが、測候所跡地はどういう買い方をするのかと言いましたら、予算はまちづくり交付金第2があるということでございます。43ヘクタールの奄美市全体のまちづくり交付金事業と言いながら、それはまた区画整理事業の予算にも取ってしまう。こういうふうにしてですね、市民福祉の予算を圧迫しながら、また将来いただくべきまちづくり交付金事業の予算も使いながら、この区画整理事業にどんどん予算をつぎ込んでいくと。私どもが当初予算したことよりもですね、こうして議会に出てみますと、なるほど公共事業は小さく産んで大きく育てるという言葉がありますけれども、それを正に実践しているこの末広・港土地区画整理事業であるということが分かったわけでございます。

さらに、この区画整理事業は合意形成はまだできておりません。奄美市は旧名瀬市は、積極的に商店街の皆さんにアンケート調査をしておりません。そういうことから、自主的にアンケート調査をされた結果では74パーセント、76パーセントという商店街の皆さんが反対をしているという結果しかありません。そういう意見での合意形成がなされていない。商店街の皆さんはむしろこの事業が進むことによって不安に怯えている。自分たちの将来設計は成り立たない、どうなるんだろう。また隣が壊された、かなり高いところで取り引きがされたい、こういう話を聞きながらですね、非常に揺れ動いております。購入してもらいたいとか、そういう方もあります。そういうことでですね、この計画というものはまだまだ市民の合意を取りつけていないし、これからまだまだ予算を圧迫していくという事業が明白になっているわけでありまして。このまま見過ごすわけにいかないと、そういう立場でございます。

今私たちが取り組むべき問題は、この疲弊した奄美経済をどう立て直すかであります。人口を増やさないやありません。皆さんがタクシーに乗ったり、いろいろ代行車に乗ったり、話を聞いて、皆さん既に大変な状況であるということはお分かりだと思いますけれども、正に悲鳴にも似た、その声が聞こえます。私はそういう意味で今回この計画をまず凍結をして、緊急的に奄美市経済を浮揚させるための政策を打ち出すべきであり、正にそれよりもっと緊急を言っているのは、小宿地区が常に区画整理事業を

早くやってほしいと言っているわけですが、順番から言えば、この区画整理事業は休憩をし、ほかに事業費を充てるべきであると。市民の皆さんが要求している経済活性化をお願いをしたいという意味でございます。

また、この区画整理事業がどんどん進んでまいりますと、本土型の広い道路があるまちづくりになってまいります。

(「何に対して反対か、よくわかりません」と呼ぶ者あり)

5番(戸内恭次君) 分かりました。ちょっと、私も熱が上がり過ぎましたので、冷静にしゃべってみます。

議長(伊東隆吉君) 申し上げますけれども、今議員のほうからも指摘がありましたが、54号のこの件の条例案に対しての反対のことでございますので、そのところでですね、集中していただきたいと思っております。少し、話が拡大し過ぎると思っております。

5番(戸内恭次君) 分かりました。話はですね、今こうしたことを申し上げないとこのまちづくり整備基金条例について反対する理由にはならないと、こう考えたから申し上げたわけですが、今申し上げたもろもろのことからですね、このまちづくり整備基金は要らないと、こうしたことをすることがですね、市民にとってプラスになるとは思えない。奄美市にとってプラスになるとは思えない。そういう立場から、この54号については否決されるべきものであると考えますので、皆さんの御協力をお願いいたします。ありがとうございました。

議長(伊東隆吉君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第48号 平成20年度奄美市一般会計補正予算(第2号)について採決いたします。本案に対する各委員長報告は原案可決であります。

本案は、各委員長報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第48号は、各委員長報告のとおり、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号 奄美市まちづくり整備基金条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第54号は、委員長報告のとおり、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号及び議案第54号を除く議案14件を一括して採決いたします。

この議案14件に対する各委員長報告はいずれも原案可決であります。

議案14件は、各委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第53号及び議案第55号から議案第63号までの14件については、

各委員長報告のとおり、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

議長（伊東隆吉君） 日程第2，陳情第2号 小宿地区区画整理事業早期実現に関する陳情を議題といたします。

本案に対する総務建設委員長の審査報告を求めます。

総務建設委員長（栄 勝正君） 総務建設委員会に付託されました陳情第2号 小宿地区区画整理事業早期実現に関する陳情について、審査結果を御報告いたします。

陳情第2号の陳情者の住所氏名は、奄美市名瀬小宿町1012番地、小宿町内会会長 荒田利満氏であります。

趣旨は、道路幅が狭く、車の往来や歩行者の交通安全上、非常に危険である。小学校付近は土地が下がっており、台風時、豪雨時には浸水する。古くて小さい家が並んでおり、火災が大火になる恐れがある。くみ取り式便所が多く、環境的不衛生である。若い世帯の出身者や居住希望者を受け入れる住宅環境にないなど、町内の98パーセントの同意を得ているということである。

当局の見解と町内会代表の説明なども受け、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

なお、ただいま御報告いたしました陳情第2号につきましては、採択と決した場合は会議規則第134条第2項の規定により、これを市長に送付することを適当と認め、その処理の経過及び結果について報告を求めたいと思います。

議長（伊東隆吉君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

陳情第2号に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、陳情第2号 小宿地区区画整理事業早期実現に関する陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長（伊東隆吉君） 日程第3，請願第5号 教育予算の拡充を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

本案に対する文教委員長の審査報告を求めます。

文教委員長（渡 京一郎君） それでは、文教委員会に付託されました請願第5号 教育予算の拡充を求める意見書の提出を求める請願について御報告いたします。

請願第5号の請願者の住所氏名は、奄美市名瀬安勝町30の7、鹿教組奄美地区協議会議長 上田久夫さんであります。

この請願につきましてはお手元に配付してあります文教委員会審査報告書のとおり、全会一致で採択

すべきものと決しました。

以下、その審査の経過について御報告いたします。

請願第5号 教育予算の拡充を求める意見書の提出を求める請願については、各委員より、教職員の勤務の実態や超過勤務費等について質疑がありましたが、省略いたします。

この請願第5号につきましては、採択と決した場合、後刻文教委員長名で意見書の提出を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、文教委員会における審査の報告を終わります。

議長（伊東隆吉君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

請願第5号に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第5号 教育予算の拡充を求める意見書の提出を求める請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長（伊東隆吉君） 日程第4、議案第65号 教育予算確保に関する意見書の提出について議題といたします。

お諮りいたします。

本案は提案理由の説明を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

議案第65号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第65号 教育予算確保に関する意見書の提出については、原案のとおり可決すべきも

のと決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先については、議長に一任願います。

議長（伊東隆吉君） 日程第5，議案第64号 名瀬・沖永良部両測候所の存続を求める意見書の提出について議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

21番（栄 勝正君） 議案第64号 名瀬・沖永良部両測候所の存続を求める意見書について、提案理由の説明をいたします。

奄美群島は、県本土から航路距離で377キロメートルから592キロメートルに離れた外海に位置し、南北約220キロメートルの海域に広く点在している群島である。自然の脅威から地域住民の生命と財産を守り、農林水産業、交通、観光、産業などの経済活動や暮らしに必要な情報を提供し、さらに台風常襲地帯である奄美地域の防災対応に重要な役割を果たしている。このようなことから、今後とも地域防災情報を的確に提供し、奄美地域の防災対応力を維持するため、名瀬及び沖永良部両測候所の存続について、特段の配慮を強く要望するものであります。

何とぞ、意見書の提出に御賛同いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

議長（伊東隆吉君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

議案第64号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第64号 名瀬・沖永良部両測候所の存続を求める意見書の提出については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先については、議長に一任願います。

議長（伊東隆吉君） 暫時休憩いたします。（午前10時32分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午前11時17分）

暫時休憩いたします。（午前11時17分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午後1時30分）

お手元に配付してあります日程第2号追加の日程に入ります。

日程第6，議案第66号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

市長から議案第66号について、提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） 今回の最後の議案になります。6月議会本当に御苦労様でございました。もう1件積み足しますので、よろしく御審議をお願いいたしたいと思えます。

ただいま上程されました議案第66号の提案理由を御説明いたします。

議案第66号 平成20年度奄美市一般会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

今回の補正予算は、先ほど可決していただきました一般会計補正予算（第2号）に計上が間に合わず、なお、急を要する案件について、一般会計補正予算（第3号）として追加計上するものであります。

予算の内容につきましては、奄美体験交流館の指定管理者が本年6月末に辞退することを受け、市の管理運営に移行することに伴う経費及び笠利町のふれ愛の郷における温水機取替え工事費のそれぞれに關係する所要額を計上いたしております。

第1表、歳入歳出予算補正にありますとおり、歳入には体験交流館に係る使用料及び手数料760万5,000円と諸収入54万3,000円、またふれ愛の郷温水機取替え工事に係る県補助金の合併特別交付金580万円のほか、繰越金339万5,000円を計上いたしております。

歳出については、衛生費の保健衛生費において、ふれ愛の郷に係る工事請負費580万円を計上し、教育費の保健体育費において、体験交流館の本年7月以降に係る指定管理料を減額するとともに、今後新たに必要となる管理運営費用の所要額を計上するものであります。

今回の補正予算で1,734万3,000円を追加計上することにより、平成20年度奄美市一般会計予算の総額は279億6,681万5,000円となります。

第2表、債務負担行為の補正につきましては、平成21年度までとなっている奄美体験交流館指定管理料に係る債務負担行為を、本年7月から廃止するものであります。

以上をもちまして議案第66号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上議決していただきますようお願いをいたします。

議長（伊東隆吉君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

質疑がありますので、師玉敏代君の発言を許可します。

1番（師玉敏代君） こんにちは。1点だけですけども、奄美体験交流館の件についてです。

先日全員協議会の中で、19年度の収支が300万円ほど赤字という説明を受けました。それで先ほどの資料の中でも、19年度の未払金の300万円代が、その赤字なのか、その1点。

そして20年度に第1次四半期の499万円の指定管理を払ってますけど、その歳出の中で、今度マイナスの446万4,000円が出ております。これも未払金と考えていいのか。そしてそれをプラスした中で今回の補正予算の体験交流館の需要費1,500万円代が上がってますけど、前回は足しても4~500万円ほど、需要費が高くなっておりますので、そのへんの説明をお聞かせいただきたいと思えます。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

生涯学習課長（圓 順次君） 平成19年度の体験交流館の決算書で328万1,759円の未払金が出ておりますが、これは3月31日でこのピース商事が会計を締めております。しかし、3月分の債務、この未払金は4月になって払われているわけでありまして、いわば第1四半期ごとの指定管理料を回転させるような形でこの未払金などを処理いたしております。そういった関係で会計上は3月31日で切って7,105円の黒字計上をしてありますが、払うべきお金は右側のとおり328万1,759円残っておったということでありまして。これは4月において指定管理料が入ったときに払われていくものであ

ります。そして、平成20年度の4月から6月の段階で446万4,230円のマイナスが出ておりますが、現時点でこれは未払になっておりまして、この未払金と今度提出いたしております補正3号については何ら運動はいたしておりません。

1番（師玉敏代君） このマイナスの446万4,000円というのは、あくまでも未払金ではないということですか、未払金ですか。

生涯学習課長（圓 順次君） 未払金でございます。

議長（伊東隆吉君） 再々ありますか。

1番（師玉敏代君） この未払金というのは前回協議会の中で、こういった負債に対しては第1四半期の歳入の中で499万円いただいておりますから、それに対する支払い、負債のものについては相手側のほうで一筆書いて、こちらには責任は被らないという説明を受けてますけど、それでよろしいんでしょうか。

生涯学習課長（圓 順次君） 議員おっしゃるとおりでございます。4月、5月、6月分は請求が7月になったといたしましても、6月までに生じた債務はピース商事が責任をもって処理することになっております。

議長（伊東隆吉君） ほかに質疑はありませんか。

23番（平 敬司君） 1点だけ伺いたいと思います。

前の全員協議会での説明の中では、まだ直営という形だけを示されて、この運営主体がね、どうなるのかを示されませんでした。このピース商事が抱えてきた職員、これから直営となりますこの職員の配置、この運営主体をどうしていくのか。その1点をお願いします。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

生涯学習課長（圓 順次君） 7月1日から直営になるわけでありまして、利用者へのサービスが低下がないように、引き続きサービスが提供できるように、そのためには現在ピース商事のもとで働いておられます従業員の方々を、ノウハウがありますので、引き続き雇用したほうがいいだろうとも考えております。社員として、男性社員が1人、女性社員が1人、受付1人、パートでございます。あと、清掃婦が4名、夜警の方が1人ということで、8名体制であります。基本的に一人の方を除いては引き続き雇用と考えておりまして、そのほうが一番スムーズになると思います。そちらのほうに住用総合支所の地域教育課のほうに配属、3名おりますが、体験交流館のほうに行きまして、管理者として現金の授受、そういった管理面を担当いたします。ですから、体制といたしましては、今までどおりのピース商事の管理体制、事実上の運営をしておりました3名の体制はそのまま維持しつつ、地域教育課がまた配属になることによって、管理面は担当いたしますが、分母が大きくなりますので、奄美体験交流館の管理運営に対しても幅が出て、スムーズに運営されるものと思っております。

また、さらには地域教育課3名の職員であります。現在の業務も大変なところがございまして、もし、体験交流館のこの臨時職員等が時間的な余裕があったりしましたら、地域教育課の仕事のお手伝いも少ししていただきたいと考えておりまして、分母が3から6になるということで、カバーし合いながら、スムーズにこの二つの業務が遂行されるのではないかと考えております。

議長（伊東隆吉君） 再質ありますか。

それでは栄 勝正君。

21番（栄 勝正君） 簡単に一つ二つ質疑をしたいと思います。

ただいまの平議員の質問とも関連するんですけども、この正職員、分母が大きくなるということなんですけれども、正職員の配置なんですけれども、現在は地域教育課は中央公民館で配置されているということを知っています。これがまた、体奄美体験交流館に行くということなんですけれども、また来年4月から指定管理者になった場合、またもとに戻るのか。市民は大変戸惑うんじゃないかなと、いろいろな相談があるごとにどこへ行っているのか。あるいはまた、住用総合支所とのいろいろな関連のことなどで、そういう支障はないのかですね、お聞きしたいと思います。

それから、こういうことが起こって、大変行政も市民も戸惑っていると思うんですけども、このようなことが起こらないためにもですね、やはり財務とか資産調査、今後調査すべきじゃないかなと私は思っています。

それから、これは全体に言えることなんですけども、補償金とか、あるいは不動産の補償金制度とか、あるいは不動産の設定とかですね、抵当設定とかいうのも考える時期にきているんじゃないかなと思いますけれども、以上、質疑をいたしておきます。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。今の3点。

教育部長（里中一彦君） お答えいたします。

最初の住用の地域教育課の事務所が変わることによって、市民の皆さんに戸惑いが生じるんじゃないか。また、不便を来すんじゃないかということでございます。確かに事務所が地域教育課におきましては、本年4月から、これまでの住用総合支所から住用の公民館のほうに事務所を移したところでございます。これは住用の地域教育課の職員の数が今年度減少したために、相互に公民館のほうに移して、公民館の職員等共々やったほうが業務としてスムーズに運営できるんじゃないかと、このようなことで移転をしたところでございます。今回の場合、先ほどうちの職員が言いましたけれども8名、これまでピース商事が指定管理を請けていた従前のままの職員の数を、今回議会のほうに上程をしているわけでございます、予算としてですね。それに加えて、やはり現金収受があると、あるいはまた管理の問題があると、このようなことで事務所そのものを移したほうが体験交流館としての運営としてはスムーズに行くんじゃないだろうかと、このような総合的な判断のもとにこのようなことを考えているところでございます。確かに利用者、あるいは市民の方々への戸惑いも生じるかと思えます。これはあくまでも緊急的な措置ということでございまして、このことがまた来年度の指定管理に向けて、今後作業を進めてまいりますので、その後、また正常な形に返っていくものだろうと思えます。その間、戸惑いも生じるとは思いますが、そのようなことがないように努力をしてみたいと思っております。

また、指定管理者の財務の確認を十分行うべきじゃないかということでございまして、現在の協定の中ではこれらのものは指定管理を行うときそのような運用の指針でございまして、今後このようなことが生じたので、私どものほうにおいても、十分議員の御提言も踏まえながら進めてまいりたいと、このように思っているところでございます。

3番目につきましては、企画のほうから答弁をしたいと思います。よろしく申し上げます。

企画調整課長（瀬木孝弘君） ただいま指定管理に係ります業務履行の完全ならしめるための提案と受け止めておりますが、補償金や不動産の抵当権の設定等の、今提案がございました。まず、私どものほうでこのような制度について調査を緊急に行いましたが、全国でも議員御提案の補償金や、それから連帯保証人の連名、それから違約金の設定などを交互に行っている所もわずかではありますけれども、

ただ、この指定管理業務に際しまして、特に指定管理者を交互に、NPOとかですね、営利企業以外の団体も応募することも想定されておりました、この点から申し上げますと財務基盤や信用力が極めて低い団体にとってのかかわり方、そのあたりも大変参加が難しくなる帰来も想定されます。したがって、御提案のことを含めまして、まずはこの業務履行の完全ならしむるための方策を全体の指定管理を導入する窓口として、企画のほうで検討して進めてまいりたいと思っていますところでありまして。

後、現在の基本協定のマニュアルによりますと、事業終了後30日以内に収支報告を求めておりまして、これが年1回となっておりますので、このあたりが妥当であるのかどうかを含めましてですね、例えば半期ごとに行うなど、より指定管理の財務状況、あるいは利用の状況を含めまして、やはり担当課として扱うべき課題もあるかと思っております。以上のようなことを今後早急に検討してまいりたいと考えております。

21番(栄 勝正君) 先ほどの地域教育課の事務所の問題なんですけれども、やはり住用のですね、駐在員さん、並びに学校関係者にもですね、やはり戸惑いも少しは生じるかもしれませんが、また来年は戻るということなんですけれども、やはりある程度周知、広報を徹底してもらってですね、あっち行きこっち行きがないようにですね、本庁かと思ったらまた公民館、公民館と思ったらあっち行ったよということですね、戸惑いがないように、十二分に周知広報をお願いしたいと思います。

それから、今回のこの体験交流館で四半期の指定管理料が支払われていると思うんですけども、例えば6月までなんですけども、5月、6月電気料が滞っているとということで、その指定管理者が払えない場合などが出てくるんじゃないかなと、私懸念してるんですけども、そのためにもやはりある程度の保証金とかいうのは必要じゃないかなと思っております。いくつか、いろいろとあちこち、三儀山の施設をはじめ、指定管理者がなされているんですけども、NPO法人あるいは株式会社いろいろあるんですけども、やはり、急にこういうふうになった場合ですね、代表者がなった場合、本当にその後、四半期などが払われとったら、金額が大きければ大きいほどどうなるのかなと心配をして、また我々の税金からそういうのが投入されるんじゃないかと思ってるんですけども、そのへんについては、今回は大丈夫だということも聞いているんですけども、もう1回見解をお願いいたします。

財政課長(則 敏光君) ただいまの件でございますが、数か月に1度の財務状況を確認いたしまして、今回6月までの財務状況を確認いたしまして、これが本当に未払費用なのか、単なる赤字なのかですね、未払経費であればこれは3か月分は指定管理料が払い済でございますので、責任を持ってそこから支払っていただく。通常の赤字、単なる赤字であれば、これが指定管理関係、いわゆる委任関係です。民法の委任契約関係に準じた関係から直接生じる債務関係であるのか。あるいは業者の私的な投資に基づく債務であるのか。そういったものの性格を十分に見極めてですね、通常の委任関係から発生したものであれば、こちらのほうが代弁済をしたうえで求償権を行使するという形になるかと思っております。それ以外のものにつきましては業者の当然の負担という形でございますので、未払経費か赤字かをまずは見極めたいというふうに思っております。

議長(伊東隆吉君) よろしいですか。再々ありますか。

21番(栄 勝正君) 今日現在は分からないだろうと思っておりますけれども、また、いずれにしても四半期分は指定管理料は支払っているわけですし、四半期分のいろいろな維持管理に対してですね、また我々の税金が使われるということがないようにですね、ピース商事ともうまく折衝してですね、このまま是非払ってもらいたいと、私は強く要望して終わります。

議長(伊東隆吉君) ほかに質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これから議案第66号について採択いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第66号 平成20年度奄美市一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

議長(伊東隆吉君) お諮りいたします。

議会運営委員会から申し出のありました議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項の調査等を行うため、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項の調査等を行うため、これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成20年第2回奄美市市議会定例会を閉会いたします。(午後1時51分)